

## 令和元年第8回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
1 2月 5日	木	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明 議案質疑、委員会付託	
1 2月 6日	金	午前10時	委員会	各常任委員会	
1 2月 7日	土		休 会	議案等整理	
1 2月 8日	日		休 会	議案等整理	
1 2月 9日	月		休 会	議案等整理	
1 2月 10日	火	午前10時	本会議	一般質問	
1 2月 11日	水	午前10時	本会議	一般質問	
1 2月 12日	木	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				8 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 令和元年度大津町一般会計・特別会計補正予算の概要（12月補正）
- 令和元年9月例月出納検査の結果について
- 令和元年10月例月出納検査の結果について
- 令和元年11月例月出納検査の結果について
- 大津町財政事情公表
- 専決処分の報告について（7件）
- 令和元年度大津町教育委員会点検・評価報告書
- 陳情書（3件）

# 令和元年第8回大津町議会定例会会議録

令和元年第8回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日)	
令和元年12月5日(木曜日)	
出席議員	1番 三宮美香      2番 山部良二      3番 山本富二夫 4番 金田英樹      5番 豊瀬和久      6番 佐藤真二 7番 本田省生      8番 府内隆博      9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎      11番 坂本典光      12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦      14番 津田桂伸      15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 府内淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲      総務部総務課主幹 伊東正道 兼 行政係長 副町長 田中令児      総務部総務課部長 本司貴大 兼 財政係長 総務部長 藤本聖二      教育長 吉良智恵美 住民福祉部長 豊住浩行      教育部長 市原紀幸 経済部長 田上克也      教育部次長 野村宗生 土木部長 村山龍一      兼 農業委員会事務局長 荒牧修二 兼任工業用水道課長 総務部総務課長 坂本光成 兼 選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 白石浩範 会計管理者 坂本一正 兼 会計課長

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第64号	大津町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
議案第65号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第66号	大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
議案第67号	財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第68号	大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について
議案第69号	大津町行政区嘱託員設置条例を廃止する条例について
議案第70号	大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例について
議案第71号	熊本県市町村総合事務組組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第72号	令和元年度大津町一般会計補正予算（第5号）について
議案第73号	令和元年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第74号	令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について
議案第75号	令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第76号	令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議 事 日 程 (第 1 号) 令和元年 12 月 5 日 (木) 午前 10 時 開会  
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 経済建設常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 7 総務常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 8 議案第 64 号 大津町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 65 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 66 号 大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 67 号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 68 号 大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 69 号 大津町行政区嘱託員設置条例を廃止する条例について
- 日程第 14 議案第 70 号 大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 15 議案第 71 号 熊本県市町村総合事務組組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 16 議案第 72 号 令和元年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 17 議案第 73 号 令和元年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 18 議案第 74 号 令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 19 議案第 75 号 令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 20 議案第 76 号 令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について  
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 21 議案質疑  
議案第 64 号 質 疑

議案第65号から議案第66号	一括質疑
議案第67号から議案第68号	一括質疑
議案第69号から議案第70号	一括質疑
議案第71号	質 疑
議案第72号	質 疑
議案第73号及び議案第74号	一括質疑
議案第75号から議案第76号	一括質疑

日程第22 委員会付託  
議案第64号から議案第76号まで

午前10時00分 開会

開議

○議 長（桐原則雄君） ただいまから、令和元年第8回大津町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（桐原則雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番山本富二夫君、4番金田英樹君を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

○議 長（桐原則雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、11月26日午前10時から町民交流施設の集会室において、委員全員出席のもと、また、桐原議長に出席を願い、令和元年第8回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の13件については執行部より大筋の説明があり、協議いたしました。また、議事日程、会期の日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。

一般質問については9名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から5番まで、2日目が6番から9番までの順で行うことになりました。

次に、会期の日程について協議をし、議席に配付のとおり、本日から12日までの8日間とし、一般質問の会議時刻を午前10時からといたしました。なお、最終日に人事案件が追加提案される予定です。以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から12月12日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの8日間に決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

### 日程第4から日程第7まで一括上程

○議長（桐原則雄君） 日程第4 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について、日程第5 経済建設常任委員会所管事務調査報告について、日程第6 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について及び日程第7 総務常任委員会所管事務調査報告について4件を議題とします。

議会広報編集特別委員会委員長、経済建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び総務常任委員会委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際、これを許します。

議会広報編集特別委員会委員長豊瀬和久君。

○議会広報編集特別委員会委員長（豊瀬和久君） 皆様、おはようございます。ただいまより、議会広報特別委員会所管事務報告を行わせていただきます。

大津町議会広報編集特別委員会委員5名、事務局職員1名で10月2日に福岡県うきは市役所、10月3日に福岡県宇美町役場において議会の広報に関する取り組みについて研修を行いました。うきは市は、福岡県の南東部に位置し、北は朝倉市、西は久留米市、南は八女市、東は大分県日田市と接しています。人口約2万9千人の市で、議会だよりの編集については、広報広聴特別委員会が担い、当日は、櫛川議長、江藤委員長をはじめ、5名の委員と事務局に対応いただき、議会広報の取り組みについて説明をいただきました。委員の選出は、2つの常任委員会から各3名ずつ選出された6名で構成をされてきました。うきは市議会だよりは、4月にリニューアルを行うとともに、毎回の発行ごとにレイアウトや構成する記事の内容などの改善を行いながら議会だよりを読んでもらうための努力と議会改革との両輪で取り組みを前に進められている意気込みを感じました。また、一般質問のページには、キーとともにQRコードが掲載してあり、そのQRコードを読み込むことにより、質問者のインターネット放送が見られるような取り組みもされていて、多くの市民に一般質問をインターネットでも見ていただいているとのことでした。



2日目に訪問した宇美町は、福岡都市圏に属し、西は大野城市と福岡市、北は志免町、東は飯塚市、南は太宰府市と筑紫野市にそれぞれ隣接しています。人口約3万7千人の町で、議会だよりの編集については、議会広報常任委員会が担い、当日は、古賀議長、丸山委員長をはじめ5名の委員と事務局に対応いただき、議会広報に関する取り組みについて説明をいただきました。委員の選出は、2つの常任委員会から各3名ずつ選出された6名で構成されていました。宇美町議会だよりは、平成30年度の全国町村議会広報コンクールで奨励賞を受賞されています。宇美町議会だよりの4月にリニューアルを行っており、表紙のテーマを「子どもの笑顔」とするなど、紙面に子どもたちの写真や親子の写真が大きく掲載しており、子育て世帯の読者へのアピールを積極的に行うなど、読んでいただくための工夫が感じられました。また、「あれはどげんなとった」とのタイトルで、一般質問のその後の追跡記事を掲載するなど、住民の関心の高い内容を掲載されていました。

今回訪問させていただいた2カ所とも時代の流れを見ながら、新しいことをどんどん取り入れていく姿勢があり、前向きな委員会でありました。他市町の取り組みを伺い、改めて町民に読んでいただける議会だよりのつくっていくことの大切さを実感し、今後も紙面と記事の刷新に取り組んでいくことにより、より一層、町民の皆様に親しまれる議会だよりを目指していききたいと、委員同士で再確認したところです。

以上で、議会広報編集特別委員会所管事務報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員会委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員会委員長（佐藤真二君） ただいまから、令和元年度の文教厚生常任委員会の行政調査について報告をいたします。

当委員会は、令和元年10月23日、水曜日から10月25日、金曜日の3日間、鳥取県西伯郡の南部町及び宝亀町、米子市、岡山県岡山市の2市2町において行政調査を行いました。

まず1件目が、鳥取県西伯郡南部町です。鳥取型地域生活支援システムについてをテーマとしました。南部町は、県の西の端の米子市の南にありまして、人口は1万人強、高齢化率は34%、一般会計の29年度の決算歳出が64億円で、財政力指数が0.27といった地域となります。地域振興協議会による住民主体の地域づくりというものを特徴としておりまして、7つの小学校区、旧小学校区に配置された地域振興協議会による活動が盛んに行われているということです。今回はそのうちの1つである東西町地域振興協議会が取り組んでいる鳥取型地域生活支援システムを利用したコミュニティホームの運営を調査いたしました。事業に取り組む東西町地域振興協議会は、町の比較的北側にあり、米子市のベットタウンとして昭和44年から開発された住宅地であります。大津町で言えば吹田団地のようなイメージを持っていただければいいかと思います。現在は、世帯数が475戸の1千160人、高齢化率が36%と町平均より若干高くなっております。平成19年度に地域振興協議会を発足させておりまして、協議会では、見守り活動、子育て支援活動や防災活動などに熱心に取り組んできました。コミュニティホームにつきましては、平成24年から26年に鳥取県が取り組みました地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みということで、既存資源を活用した共同住宅による低所得者の住まいの確保を目的としたものでした。協議会は、町長からのオファーを受け、共同住居と

デイサービスの機能をあわせもったコミュニティホームを目的としましたが、結果として、現在はミニデイサービスを提供するような形になっているということです。具体的な活動としましては、既存の空き家住宅を無償で借り受け、リフォームした施設におきまして、毎週月水金の3日間、10時から14時の間、100歳体操という体操と昼食づくり、食事の共同調理などに取り組んでおられて、登録は10名、7人が定常的に利用されているということです。この特徴は、まちづくりの活動として行われていることで、介護サービスではないということでした。町から上限100万円の補助金をもらっているそうですが、それも総務費から支出されているということでした。送迎ボランティアは10名が登録し、無償で送迎しているということです。活動の成果としましては、認知症の予防や早期発見、昼食をきちんと摂るということで、健康増進、健康寿命の延長、家族の安心などということが成果ということで、これがコストパフォーマンスしても有効であるという点につきましても具体的な事例をあげて説明をいただきました。

感想としましては、地域のまとまりの上に運営される組織と、活動は今後の大津町においても有効と考えられ、地域力の向上が地域福祉の向上につながる事例ということを確認いたしました。

次に、宝亀町でございます。宝亀町は、学校長寿命化計画の策定についてをテーマといたしました。町は、県の西の端にありまして、米子市の南にあります。人口1万1千人ほどで、年少人口の割合は11.7%ですけれども、若干の上昇傾向にあるということで、鳥取県ではまれということです。一般会計は29年度の歳出で72億円、財政力指数は0.31という町です。小学校数が4校、中学校数が2校です。この計画の策定のきっかけとなりましたのは、平成20年度の耐震診断から平成28年度まで段階的に耐震改修と施設改修を行ってきたということで、費用は30億円ほどかかっていたそうです。内容は外壁の補修や雨漏りの対策、建具の取り換えやトイレの洋式化と床の張り替えなどをしてこられたということですが、これだけつぎ込んだ後にまだ計画が必要なのかという話で、今後の施設整備の補助金を得るには、計画が必要だということで策定を急いだということです。計画策定の進め方は、策定はほとんど1人、ほぼ1人で行ったということで、担当した主幹の職員は、財政担当から異動して教育委員会5年目ということで、作成にかかった期間は1カ月半ということです。町には、技術の職員はおらず、コンサルも入れてないということで、職員の突出した能力も感じられましたが、その背景には、施設台帳や建基法12条の点検を確実に実施されていたということがあったようです。計画の方向性としては、今後、統合が予定されている2校は小規模な手入りに止めるということ。それから、子どもの数が減少で一部増加しているということですが、そこはもう反映させないと。将来、統合があつて場合でも空き校舎は公民館等として活用する方向などとして、方向性は極めて明確にされているということが特徴でした。結果としまして、維持管理コストが現在の年間2.7億円から、今後40年間は1.2億円に削減できるということになったということです。そのほかといたしまして、町長が町の財政運営のスタンスとして、財政調整基金は大き過ぎると余裕があると考えられるため、特定目的基金を活用するという。町債については、10年返還を基本とし、現役世代に負担してもらい、将来負担を減少させるという方針を示しているということです。こうした指針を示すということが計画策定と同様、方向の明確化ということが重要であるということ

が感じられました。

続きまして、鳥取県米子市の市民後見人制度についてであります。米子市は、県の西部で日本海に面した都市で、人口は15万弱、高齢化率は27.6%で、一般会計歳出が638億円で、財政力指数は0.67ということです。市民後見人についてちょっと説明いたしますと、提議としましては、専門職や社協以外の人で、本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため、地方自治体や後見関連団体が行う後見人養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望して、家庭裁判所から選任された後見人という定義になるということです。平成24年の老人福祉法改正により、後見制度の確立が求められましたが、当時、職員で、現在はこの後見人制度を運営している一般社団法人権利擁護ネットワークほうきという組織におられます方が活動を開始されたということです。現在は、米子市を中心として1市9町がこのネットワークほうきに委託をしているということです。委託の内容は、研修や啓発のイベント、実際の後見活動は家裁からの指定を受けて、法人後見、このネットワークほうきが法人として受任しているというような形でございました。

実際、どういう後見活動をしているかということですが、ネットワークほうきは法人後見で、法人は、専門職と市民がチームで対応するというので、市民後見人としては、法人後見であることで安心して活動ができるということです。また、被後見人、後見を受ける人ですね、後見も受ける人は、有産、資産があるないで分けた場合には、資産のある方は高報酬の専門職後見人を利用するため、利用者としては、資産のない方、無産者という言い方でしたが、無産者が多いということでした。

それから、対象者は、要介護度でいえば最重度、自分が後見を受けていることも理解できていないような状態の方が多いとのことでした。課題としては、まだ利用が少なく、後見制度そのものが理解されていないという面が多いということでした。

それから、4カ所目が岡山県の岡山市の岡山シティミュージアムというところです。これは、今回のその主な研修地の鳥取県が非常に交通的に厳しいところで時間的な制約があったために、その中でも時間を有効活用するという点で見学というレベルのものではございましたが、特徴的な展示方法などにも関心はありましたけれども、何よりも市民が一体となって戦時中の空襲の記録などを次世代に伝えていこうとする思いが感じられた見学でございました。

以上、文教厚生常任委員会の研修の報告を終わります。以上です。

○議長（桐原則雄君） あらかじめ報告します。議事日程の変更を行いましたので、規則第22条により、日程第4、日程第5、日程第6、日程第7を日程第4、日程第6、日程第5、日程第7と変更しました。皆さん方のご了解をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） それでは、引き続き、続けさせていただきます。

経済建設常任委員会委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員会委員長（永田和彦君） ただいまから、令和元年度大津町議会経済建設常任委員

会の行政視察研修報告を行います。

10月7日から9日までの2泊3日で岩手県花巻市の花巻スポーツランドアウトドアツーリズムについての研修、北上市における企業誘致について、紫波町での都市再開発事業オガールプロジェクトについて、北上市のNPO法人フォルダが行うスポーツコミッション事業についての研修と意見交換、そして、最後に、陸前高田市の東日本大震災復興状況の視察を行いました。

参加者は、経済建設常任委員会5名、町執行部職員1名、議会事務局職員1名の計7名であります。

まず、花巻スポーツランドを訪問しました。この施設は、北上川河川敷を利用した自然体験提供システムで、都会の子どもたちを対象に、体験を通じて広い視野をもってもらいたいなど、現代社会で忘れられがちな自然の素晴らしさ、人間本来の潜在能力を発見できるプログラムを有償で提供しております。最近の自然災害を考えますれば、自分を客観的にどのポジションにいるのか、今行動することは何なのかを教えてくれる取り組みであるとも思いました。

続きまして、北上市企業立地課を訪問し、企業誘致の取り組みについて調査しました。北上市の工業誘致は、昭和10年代から進められてきた至上命題であり、まず、工業高校の誘致、すなわち、地元から工業の担い手を育成するという強い信念のもと、当時の首長が中心となり、工業高校の誘致活動を展開されております。その後、昭和29年、工業誘致条例を制定、昭和32年には北上市工業振興協議会を設立、工業団地造成及び誘致活動をスムーズに行うため、岩手県初の開発公社を設立し、昭和40年代の高度成長時代には企業進出が活性化し、トップセールスにより、企業誘致を加速させたということであります。現在は200を超える企業が操業しており、企業誘致の成果としては、雇用創出によって転入者が増え、人口及び税収が増加したこと。市内高校生の地元就職率も5割を超え、地元定着率が上がったということが言えると思います。各自治体、企業誘致には力を入れますが、これには綿密なる計画が必要であり、強い信念と順序が重要という良い例であると感じました。

次に、紫波町のオガールプロジェクトにつきましては、補助金に頼らない新しい公民連携による駅前都市再開発事業で有名な町であります。駅前の対象地域には、町有地10.7ヘクタールを中心にホテルやバレーボール専用体育館、図書館、カフェ、産直マルシェなどが入居する施設があります。このプロジェクトの特徴は、公共の工事は費用が膨らむ傾向にあるため、当該施設の建設にあたっては、PPPの手法がとられており、特別目的会社が建設し、公共施設部分を紫波町が買い取るという流れを進められたところにあります。よって、従来の予算ありきではなく、ランニング費用も含めたコスト及び見込まれる収益から建設費用を決めるという逆算の流れが取られており、施設の費用効率性を高めております。このプロジェクトは、紫波町が2009年に策定した紫波町公民連携基本計画に基づいて進められ、現在は成功事例として全国から注目を集めておりますが、若い世代の流出や商店街地域の活性化など、紫波町が抱える課題に今後どう対応していくのか。10年、20年の変化への対応力がポイントになるであろうと思いました。

続きまして、北上市に事務所があり活動されているNPO法人フォルダを訪問し、今年本町でも立ち上げましたスポーツコミッション事業の今後の展開について意見交換を行いました。NPO法人フォルダとは、あえて大津町で言えば、NPO法人クラブおおづに近い団体ですが、スポーツを軸に各

種運動プログラム、無料キッズスペースの運営、公共施設内でのカフェ運営など、より幅広い活動を行っておられます。今回の岩手県視察で3日間の同行をいただきました、同法人代表の司東氏は、この深い見識と理念を持ち合わせるリーダーでありまして、また、地域への思いと人材育成などの高い志を持つ人であり、今までの経験や内容と結果など、丁寧に説明をいただきました。大津町におけるスポーツコミッションの成功に向けては、窓口となる役所の担当を明確化しながら、すでに実態と実績のあるNPOや観光協会、繁栄会など、既存の民間団体と共同し、人材や団体が力を発揮できるように、町が最初に旗を振りながら有機的なつながりを生みつつ、支援をしていく形が有効ではないかと考えました。

具体的な今後の取り組みにつきましては、今後も司東氏と、我が町との人材交流をさらに行い、真摯に学ばなくてはならないと思ったところであります。

最後に、陸前高田市の東日本大震災復興状況の視察と、今年新たにオープンしました津波伝承館を見学いたしました。強靱な堤防で覆われた新たに区画整理造成中の現場と移転された地区を見ましたが、すべてがなくなったこの地にこれから先の生活基盤をどうしていくのか。多くの問題があると感じました。被害が甚大だっただけに、取り組みが遅く感じられ、住民が他の地域で生活基盤ができているために、果たして、もとの住居に帰ってこられるのか、疑問に思いました。復興は時間との勝負だと感じたところであります。

熊本地震からの復興を目指している本町におきましても、今後さらに被災された方々に寄り添った支援が必要であると思いました。

以上で、経済建設常任委員会行政視察報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 総務常任委員会委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員会委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会の行政調査について報告を申し上げます。

本年2019年10月28日、29日、30日、2泊3日の行程で三重県のいなべ市、玉城町、亀山市、3自治体を訪れたところです。

参加者は、総務常任委員会委員5人、それと議長、総務部長、事務局職員、合計8人です。

最初訪れましたのが、三重県のいなべ市であります。人口が約4万5千800人、面積が219平方キロメートルで、ちょうど大津町の2倍ほどの面積です。議会定数は20人です。平成15年に4町が合併をして、同30年に新庁舎が完成をしております。研修の内容は、消防団の処遇改善と新庁舎の建設についてであります。

最初、いなべ市の議長のご挨拶を受けまして、総務部総務課長より説明をいただき、質疑を行ったところです。消防団の処遇改善につきまして、いなべ市の消防団は合併前の4町を地域割として3から4つの分団、全市的に全合計が14分団で編成され、36の班で構成されております。消防団の定員は327人です。各地域担当を明確にするため、その旧町単位に制服や標識等の色まで区別がなされております。また、一方で、市役所の職員や女性消防団の組織はございませんでした。人口4万5千500人に対して、率からすると0.71%の定員です。大津町の8分団、70班、630

人体制に比べまして、大津町の2倍の面積と比較して、合併前からシンプルな消防団の体制であったことが伺うことができました。いなべ市の人口4万5千800人の0.71%で計算しますと、大津町での定員は250人程度となるということであります。また、処遇改善につきまして、いなべ市の隊員の年額報酬は、団長が20万円、団員が4万円、一方、大津町は、団長が13万円で団員は2万円となっております。出動手当につきまして、特に風水被害などでは1回5千円で、大津町の2倍となっております。三重県内平均でも、こうした出動手当が手厚くなっていることが伺えます。団員確保の施策としまして、消防車両の運転のため、オートマティック限定免許を解除すると、ギアを使った車ですね、そのための教習費用などを援助する自動車運転免許取得費等補助金制度をつくり、現在、10人近く利用がなされているようであります。また、サラリーマン団員が84%を占める中、市内事業所に消防団協力事業所登録を呼びかけ、協力事業所の表示制度がつくられております。要綱を見ますと、いなべ市消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団活動に協力している証として表示証を交付し、当該事業所等の地域における信頼性の向上につなげることにより、事業所等の消防団活動への協力をもって地域の消防、防災力の充実、強化等の一層の推進を図ることを目的として事業が行われているそうです。現在、こうした登録事業者が市内で25社登録がなされているようであります。

団員確保につきまして、いなべ市の人口は先ほど言いました、大津町の2倍、一方で、定員は大津町の半分の327人、この10年間でみますと、定員に対して欠員は3人から4人だそうであります。三重県内で定員充足率はトップであり、平均年齢は32.7歳と若く、県内の平均は42歳だそうであります。40歳近くになられると、順番に退団をなされているようであります。団員の対象者であります市内在住の20から40歳の人口が5千443人で、この10年間でその対象年齢の人口が500人減少しているという分析がなされておりました。こうした若い働きざかりの世代が今後も減少していくのではないかと予想がなされているようであります。

参考になったこととして、定員の見直しであります。三重県内では、平均して大津町より定員数は少ないと。大津町でも630人の定員の見直し、また、地域班の合併なども検討されたらどうか。また、20から40歳の人口の推移なども今後の推移を考える必要があると思われま。す。団員の処遇改善として、報酬の引き上げ見直し、特に出動手当の引き上げは必要と思われる、県内、近隣自治体との整合性もあるかと思われるが、名前だけの団員が増えるほど団員の志気に関わり、新入団員確保も難しくなってしまうと思われるからであります。消防団協力事業所登録PR制度も採り入れたらよいと思われま。す。こういった問題について、団員へのアンケート調査も必要ではないかということでした。

次に、新庁舎建設についてであります。いなべ市は4町合併で市内のほぼ中央に新たに用地を購入し、平成30年に、昨年完成しております。総事業費が約97億円、敷地面積が3万6千105平方メートル、建築延べ面積が1万5千479平方メートル、地上2階地下1階で、行政と議会と保健センターなど、それぞれ別棟で建設されております。庁舎は、議会と建設事業費分は按分しますと、約50億円に相当するようであります。新庁舎の敷地内には、雑木林が、いわゆる散策路が1万2千

平方メートルございまして、その中に食堂とかパン屋さんなどが出店をしております。庁舎玄関には、非常に広いひさしのスペースがあり、明るく風通しもよく、市民にも好評とのことでもあります。庁舎横の賑わいの森は、開設当時、平日で2千人から3千人、休日になると4千人の来場者で賑わったそうでもあります。庁舎敷地に飲食スペースの併設は非常に珍しい。それと、敷地内の雑木林はもともとあった林の高木を生かして植栽がなされたそうでもあります。周辺は田園地帯で、役所の駐車場も無料で使え、おしゃれな飲食店も珍しく賑わっているとの印象であります。

大津町の敷地には、こうした雑木林は難しいと思われませんが、大変うらやましいような環境であります。町でも敷地内のオクス周辺に小さくてもこうした日陰をつくるような林があればよいと感じたところでもあります。

次に、玉城町であります。人口が約1万5千500人、面積が41平方キロメートル、議会定数は13人です。こちらの議長のご挨拶を受け、社会福祉協議会の事務局長から公共交通オンデマンド方式による元気バスの運行について説明をいただき、質疑を行ったところです。経過といたしまして、平成9年玉城町の民間バスが縮小したため、マイクロバス2台で町内を無料運行を開始をしたそうでもあります。しかし、1日平均乗客数が4人から5人程度であり、当時の担当職員の当時の話では、空気を運ぶバスと言われたそうではありますが、その後の担当職員の非常に熱意もありまして、東京大学とのオンデマンドバス元気バスの実証実験に手を挙げたところ、これが平成21年に採択をされたということです。内容をみますと、予約運用面で、町内に約200カ所のバス停が登録されております。利用者は、氏名や暗証番号を登録し、電話やネット、スマートフォン、また町内に設置されておりますタッチパネルから予約をすることができます。運行時間は午前9時から17時、予約は当日30分前から2週間先まで10回まで予約が可能です。運行主体は、社会福祉協議会であります。また、利用料は無料となっております。運行経費はどのくらいかと言いますと、オペレーターが2人、車両10人乗りワゴン車が3台、運転手が6人で交代で運転をしているそうではありますが、年間経費が約2千100万円、大津町の乗合タクシーの経費が約1千240万円程度であります。登録利用の状況であります。登録人数が1千718人、うち65歳以上の高齢者が73%、20歳未満、いわゆる子どもさんや学生さんであります。9%、また、全体の7割が女性の方だそうであります。利用人数は、年間で2万4千165人、直近の数字であります。大津町の乗合タクシーの利用者が8千241人でありますから、約3倍の利用があり、1日の利用も68人で、これまた大津町の実績の3倍程度であります。地元タクシー業者との競合はないかということで尋ねますと、町内のタクシー会社は1社であり、以前から町は無料バスを走らせていたので、特に問題はないそうであります。参考になることとしまして、玉城町は大津町の約半分の面積であり、中心部に役場や病院、店舗があり、周辺部からの距離が3キロから4キロで、非常にコンパクトな都市であるため、予約制のバスでありながらタクシーのような利便性が伺われます。全町民が町内であれば無料で利用できることは、非常に画期的な仕組みではなかろうかと思われ。乗合タクシーは便利ではありますが、このバス停方式の運行は合理的な面もあるようです。バス停まで歩いてもらうことで、特に高齢者の健康や歩く意欲づくり、バス停での会話などが役立っている。高齢者の外出が活発になり、東京大学の分析でも医

療費の軽減、健康寿命の拡大につながっているという数値がありました。また、高齢者の運転免許返上にも貢献していると思われます。大津町でも周辺部は全部乗合タクシーが利用できたらよいと思われます。そのためにも、町の中心部の循環バス、あるいは隣り町との広域バスの路線見直し等が必要かと思われます。

課題として、運行時間が朝の9時から遅く、利用が増えると待ち時間が長くなり、利用人数が頭打ちになってしまう。バスの台数を増やしたいが、経費の制約があるとのことでした。町から社会福祉協議会が委託を受けておりますが、現在は町長が社協の会長であります。社協が完全に独立した場合、財源の保証がないということで、思い切った拡大ができないとの悩みがあるそうです。また、隣りの伊勢市などへの交通アクセスが不便であるとの声があがっているようであります。

最後に、亀山市であります。人口が4万9千723人、その内、外国人登録されている方が2千113人おられるそうです。面積は191平方キロメートル、議会定数は18人です。亀山市の地域コミュニティの仕組みづくりについて研修を行いました。平成17年、元の亀山市とお隣の関町、東海道の昔の宿場町であります。1市1町で合併しております。副議長の方からご挨拶を受け、生活文化部まちづくり協働課より説明を受け、質疑を行ったところです。旧亀山市は、昭和の6町村合併当時から小学校単位として地区自治センターを位置づけながら、地域コミュニティ活動を組織してきた歴史があります。関町と合併して5年後、まちづくり基本条例を制定し、平成25年から地域まちづくり協議会の設立をはじめ、平成28年には市内全域22地区が組織をされております。この地域まちづくり協議会というのは、身近な大津町で言えば何々区、あるいは自治会であります。この市内246の自治会を地域別に束ねまして、老人会、PTA、婦人会、民生児童委員など、各種団体で組織がなされ、行政から運営交付金が支給されております。均等一地区当たり、均等割50万円、人口割が残り50%となっております。協議会は、市内22組織あり、人口規模に応じまして56万円から大きいところは223万円ほどまで、総額2千200万円がこの各地域の運営経費として支出がなされております。協議会の活動拠点は、公立のコミュニティセンター施設がございまして、管理運営も指定管理者制度で協議会が市から委託を受けて管理運営がなされております。指定管理料は、規模に応じまして、300万円から525万円、平均で1地区当たり、指定管理料が330万円程度となっております。協議会はセンターの管理運営のため、事務局を独自に雇用し、その他、活動資金として行政の補助金や社会福祉協議会などから助成金制度がありました。協議会発足当初は、地域担当職員を各1名配置して、まちづくり計画や活動を支援をしてきたそうであります。平成31年から専門部署として、まちづくり協働課が4人体制で専門的にこの協議会の支援をはじめたところだそうであります。協議会の運営や活動のほか、指定管理のための会計処理、税務研修などを支援をしているそうです。協議会の事業や活動は、自主的に取り組みますが、今のところ多いのは、イベント型として祭りやスポーツ大会などが主なようであります。行政補助として地域活動支援事業で3分の2、上限30万円が補助されますが、利用する協議会はまだ5から8団体だそうであり、大津町で過去に取り組みされたミニ特区事業に似ております。また、カラオケ大会、買い物弱者対策のための先進地の研修やイノシシなどの被害の実態調査なども行われておりました。



参考になる点として、自治会を連携して、財源と活動拠点、コミュニティセンターを自主管理する自主・自立の地域づくりは、住民自治とコミュニティ活性につながる大変よい制度だと思われます。

ただし、大津町のコミュニティづくりは、ほとんどこれまで自治会単位で取り組まれてまいりましたので、広域の活動をこれから組織することは、かなり難しいのではと思います。

大津町の各地域で解決したい課題が共通するところでは、自治会協働で課題解決のための研修や、先進地研修など取り組める行政の援助、大津町では、すでにまちづくり研修補助が始まっておりますが、まずは地域の解決したい悩み事などを話し合えたらよいと思いました。

亀山市の地域活性化支援事業も大津町と同様に、昔からの農村地域での活動は非常に活発であります。コミュニティ活性化は特に市街地、中心部住宅地に求められていると思われます。コミュニティ活動のきっかけづくりとして、使い勝手のよい交付金援助も有効ではないかということが感じられたところであります。

以上、3自治体についての総務常任委員会の先進地行政調査の報告とさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） これで、議会広報編集特別委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、経済建設常任委員会委員長及び総務常任委員会委員長の報告を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時15分より再開いたします。

午前11時05分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第8 議案第64号から日程第20 議案第76号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（桐原則雄君） 日程第8 議案第64号、大津町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてから日程第20 議案第76号、令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの13件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 改めまして、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第64号、「大津町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」でございますが、地方公営企業法第4条の規定に基づき、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第65号、「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第66号、「大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、学校施設使用料の規定方法の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするも

のです。

次に、議案第67号、「財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、公民館型みんなの家の譲渡に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第68号、「大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について」でございますが、付属設備等の使用料の表示方法の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第69号、「大津町行政区嘱託員設置条例を廃止する条例について」でございますが、地方公務員法の改正により、行政区嘱託員が特別職の地方公務員の対象外となることに伴い、条例を廃止しようとするものです。

次に、議案第70号、「大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例について」でございますが、地方公務員法の改正により、行政区嘱託員が特別職の地方公務員の対象外となること、並びに、嘱託医の報酬及び費用弁償について特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に一本化することに伴い、条例を廃止しようとするものです。

議案第64号から議案第70号までの7議案につきましては、条例の制定、一部改正及び廃止でありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第71号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」でございますが、同組合が共同処理する退職手当事務に、令和2年4月1日より熊本県後期高齢者医療広域連合が新たに加えることに伴い、規約の一部を変更するもので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第72号、「令和元年度大津町一般会計補正予算（第5号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6千360万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を177億4千680万3千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税9千400万円、分担金及び負担金13万6千円、国庫支出金1億989万2千円、県支出金9千569万4千円、繰入金6千40万円、諸収入2千148万2千円、町債8千200万円をそれぞれ増額するものです。

歳出では、総務費31万8千円、民生費1千968万2千円、農林水産業費1千295万8千円、土木費3億618万3千円、消防費391万3千円、教育費1億667万6千円、災害復旧費1千662万7千円をそれぞれ増額し、議会費6万6千円、衛生費73万2千円、商工費45万3千円、予備費150万2千円をそれぞれ減額するものです。

次に、議案第73号、「令和元年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千238万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億8千575万円とするものです。

歳入では、国庫支出金に231万8千円、県支出金6千万円、繰入金6万3千円をそれぞれ増額し、歳出で、総務費238万3千円、保険給付費6千万円をそれぞれ増額し、予備費2千円を減額するものです。

次に、議案第74号、「令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について」です

が、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億8千229万円とするものです。

歳入では、繰入金71万6千円を増額し、歳出では、事業費71万6千円を増額するものです。

また、債務負担行為の補正としまして、大津町浄化センター等包括的民間委託及びマンホールポンプ管理包括的民間委託を計上しております。いずれも令和2年度から3カ年の債務負担行為で、浄化センター等包括的民間委託が限度額6億3千26万7千円、マンホールポンプ管理包括的民間委託が、限度額5千786万2千円としております。

次に、議案第75号、「令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ558万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億3千906万9千円とするものです。

歳入では、国庫支出金421万6千円、諸収入136万6千円をそれぞれ増額し、歳出では、地域支援事業費196万3千円、予備費361万9千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第76号、「令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2千852万5千円とするものです。

歳入では、諸収入1万8千円を増額、歳出では、諸支出金1万9千円を増額し、予備費1千円を減額するものです。

議案第72号から議案第76号までの5議案につきましては、「令和元年度一般会計及び各特別会計の補正予算について」ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（桐原則雄君）** この際、念の為申し上げます。

各部長の説明は、議案第64号から議案第71号まで、議案第72号から議案第76号まで分けて説明を求めます。

土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

**○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君）** 改めまして、こんにちは。議案第64号、大津町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、下水道事業に地方公営企業法を適用させるため、地方公営企業法第4条の規定に基づき、条例を制定する必要があるためでございます。

条文に沿ってご説明いたします。

議案集2ページをお願いいたします。説明資料は1ページからお願いいたします。

第1条は、下水道事業の設置を定めており、地方公営企業法第4条に基づき、下水道事業の設置について規定するとともに、法適用する下水道事業を公共下水道事業及び農業集落排水事業としております。

第2条は、法の財務規定等の適用を定めており、地方公営企業法の適用範囲について全部適用するか、一部適用するかを規定するものであり、本町では、法の一部を適用する一部適用としております。

第3条は、経営の基本ということで、下水道事業の経営の基本方針を規定しております。

第4条では、重要な資産の取得及び処分について定めており、重要な資産の基準については地方公営企業法施行令第26条の3により、土地につき市町村にあっては、1件5千平方メートル以上、不動産もしくは動産の借り入れ、もしくは譲渡の予定価格は、町村700万円とされております。

3ページをお願いいたします。

第5条の議会の同意を要する賠償責任の免除では、地方公営企業法第34条の規定により賠償責任の免除を規定するものであります。賠償金額は、本町の法適用事業である工業用水道事業の設置等に関する条例を参考とし5万円としております。

第6条は、会計事務の処理について収入支払い事務等の権限を会計管理者に全部委任することとしております。

第7条の議会の議決を要する負担付き寄付の受領等については、議会の議決を要する負担付き寄付の金額、損害賠償を定めるものであります。工業用水道事業の設置に関する条例を参考とし、100万円以上としております。また、損害賠償の額の決定を町の専決事項の指定と同様、50万円を超えるものとしております。

第8条は、業務状況説明書の作成について、地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、年2回以上の業務状況の公表のため書類作成事項を規定しております。

4ページをお願いいたします。

最後に、附則第1項において、施行期日を令和2年4月1日とし、附則第2項では、大津町公共下水道特別会計設置条例及び大津町防行集落排水特別会計設置条例を廃止するものでございます。

また、附則第3項においては、大津町下水道事業基金条例の一部改正で、第4条中、「歳計現金に」を削るものであります。

附則第4項につきましても、大津町農業集落排水事業運営基金条例の一部改正で、第4条中、「歳計現金に」を削るものであります。

附則第5項につきましては、大津町農業集落排水処理施設条例の一部改正で、第1条中、「設置、その」を削り、「第2条 削除」するものでございます。

附則第6項につきましては、大津町公共下水道終末処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正で、題名を「大津町公共下水道終末処理場の管理に関する条例」に改め、第1条中「大津町公共下水道終末処理場の設置及び」を「大津町公共下水道終末処理場（以下「浄化センター」という。）」に改め、第2条及び第3条を削除するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） それでは、議案第65号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集は7ページ、8ページになります。また、説明資料集は10ページ、11ページになります。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が国会の衆議院災害対策特別委員会にて発議され、令和元年8月1日に施行されたことに伴い、町の条例の一部を改正しようとするものであり、条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、町の条例の改正箇所としましては、災害援護資金の貸付に関して国の法律で規定される条項を変更するものです。

説明資料集の10ページをお願いいたします。

法律が改正された背景としまして、平成7年の阪神・淡路大震災当時は、被災者生活再建支援法がなく、多くの被災者が災害援護資金による生活再建を余儀なくされておりました。そのことを踏まえ、公平性に十分配慮しながら、一定の低所得者などの免除を可能とし、また、現在の債権管理の実態を教訓に、現行貸付制度の不備を助成するものでございます。

主な改正内容は3点です。

1点目は、償還金の支払猶予に関することです。償還金の支払猶予は、これまでは法律施行令での規定でございましたが、貸付を受けた者にとって重要な制度であるため、改めて法律上に規定されたものです。

2点目は、償還金の免除に関することです。

これまでの免除規定は、貸付を受けた者が死亡または重度障害を負った場合のみにされておりましたが、新たに破産手続き及び再生手続きを開始された場合も受けられることになりました。

3点目は、資産状況の調査に関することです。

これまで法の規定がありませんでしたので、支払猶予や免除を判断するにあたり、貸付を受けた者や保証人の収入や資産の報告を求めることができるになり、また、官公署に対して調査を行うことができるようになったものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） こんにちは。議案第66号、大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は9ページから11ページ、説明資料集は12ページから15ページをお願いいたします。

今回の改正は、学校施設使用料の規定方法の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料集13ページをお願いいたします。

条例第12条第1項第5号に、「火災予防に努め、指定場所以外では喫煙しないこと。」とございますが、現在、学校敷地内は全面禁止となっておりますので、「火災予防に努めること。」と改めるものでございます。

次に、条例の「別表2」で、小中学校施設の開放に伴う施設使用料について規定しております。改

正前は、時間区分を、「8時30分から12時まで」、「13時から17時まで」、「18時から22時」、「8時30分から22時までの全日」の4つの区分としております。

今回、利用の実態や近隣自治体の状況を参考にしまして、時間区分の設定単位を1時間当たりに見直しをするものでございます。

また、体育館の使用料の単位につきましては、現行、「全面のみ」でございますが、今回、「半面」での使用についても申請できるように見直しをするものでございます。

施設使用料につきましては、体育館では「全面」及び「半面」で、それぞれ1時間当たりの使用料に改正し、体育館以外の運動場、柔剣道場、テニスコートの施設使用料も、それぞれ1時間当たりの使用料に改正するものでございます。

説明資料集14ページをお願いいたします。

次に、「別表3」の電力使用料につきましては、今回、体育館の使用料の使用の単位に「半面」を追加することにより、電力使用料につきましても、各学校の体育館の電力使用料に「半面」の使用料を追加するものでございます。

説明資料集12ページをお願いいたします。

中段が施設使用料で、下段が電力使用料になります。改正前と改正後がわかるように一覧に整理しているものでございます。

なお、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第67号、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は12ページから13ページ、説明資料集は16ページから17ページをお願いいたします。

今回の改正は、公民館型「みんなの家」を認可支援団体へ譲渡することに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料集17ページをお願いいたします。

条例第3条第1項第4号の次に、第5号としまして「公益施設等として町に寄附を受けた財産を、当該寄附の目的に応じて使用することを条件として、地方自治法第260条の2第1項の規定により認可を受けた地縁による団体に譲渡するとき。」を加えるものでございます。これは、町が寄附を受けた公民館型みんなの家を認可地縁団体に譲渡をするために条例を改正するものでございます。

説明資料集16ページをお願いいたします。

「みんなの家」は、日本財団の支援事業の一つとしまして、応急仮設住宅の被災者再建やコミュニティ形成を図ることを目的として整備される集会施設で、熊本地震におきましては、日本財団のわがまち基金を活用し、一般財団法人 熊本県建築住宅センターが、被災した公民館に替わる集会所の建設を行い、建設後、施設を市町村へ無償譲渡するものでございます。

熊本地震関連では、県内で5町村、10カ所に公民館型みんなの家が整備されることになっております。

経緯としましては、町では平成28年熊本地震により、所有する公民館が被災した地区で、仮設住

宅に避難された住民がおられる、新小屋区、高尾野区、錦野区上揚地区について、平成29年6月に県を通じて「みんなの家」整備の申請を行いました。幸いにも3カ所とも採択され、去る11月20日には、新小屋区のみんなの家が完成し、町に寄贈いただいております。また、2月には高尾野区、来年度には、錦野区上揚地区が順次完成予定でございます。

今後は、新小屋地区に続き完成予定の高尾野区、錦野上揚地区におきましても、町が寄贈を受けた後、速やかに区に譲渡手続きを進める予定でございます。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

続きまして、議案第68号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集14ページから15ページ、説明資料集は18ページから19ページをお願いいたします。

今回の改正は、町文化ホールの附属設備等の使用料の表示方法の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料集19ページをお願いいたします。

現在、文化ホールの附属設備等につきましては、条例第6条第3項におきまして、別表第2に定める額の使用料に使用量に乗じていた額に100分の105を乗じて得た額としております。

現在、附属設備等の使用料の算定がわかりづらい表示となっておりますので、100分の105を乗じて得た額の部分を削除し、併せて、生涯学習センター管理規則で示しております使用料を100分の105を乗じて得た額、ただし、10円未満の端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てた額を表示するように改正するものでございます。

説明資料集18ページをお願いいたします。

右側が、現在、管理規則で定めている使用料で、左側が改正後の使用料になります。ただし、改正後の使用料につきましては、現在、納付していただいている額と同額となります。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。私のほうからは、議案の69号、70号、71号についてご説明を申し上げます。

まず、議案第69号、大津町行政区嘱託員設置条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

議案集は16、17ページ、説明資料は20と21ページをご参照をお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方公務員法の改正によりまして条例を廃止するものでございます。

説明資料の20ページをご覧ください。

地方公務員法が改正をされまして、特別職非常勤職員の任用の厳格化によりまして、特別職の範囲を「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査、診断等を行う者に」限定をされました。

国の見解におきましても、特別職の非常勤公務員の要件に該当しないとの判断で、公務員としての位置づけから外れたということになっております。

なお、現行、担っていただいております業務につきましては、引き続き、同様の内容の業務をお願いす

ることとし、区長と町で契約を締結するというようなことで考えております。

また、本制度の改正につきましては、嘱託員会議、それから区長会等で説明をしてきておりますけれども、新年明けまして初寄り等ですね、改正される場所もございますので、改めて、再度周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

附則におきまして、令和2年4月1日から施行することとしております。

また、附則の中で、大津町錦野地区農業研修センター設置及び管理に関する条例において、第3条に、錦野地区農業研修センターの管理者は、錦野区嘱託員とするということになっておりますので、その嘱託員の文言を削除させていただくものです。

次に、議案第70号、大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例についてですが、議案集は18、19、先ほど、議案第69号で説明させていただきましたように、地方公務員法の改正によりまして、行政嘱託員が特別職の地方公務員の対象外になることから条例を廃止するものです。

この条例につきましては、行政区嘱託員の報酬と費用弁償を定めておりますけれども、今回の改正により規定が不要となるものです。

附則で、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第71号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について説明を申し上げます。

議案集は20ページ、説明資料集は22ページをお願いいたします。

今回の規約の変更につきましては、熊本県市町村総合事務組合の退職手当事務に、令和2年4月1日から熊本県後期高齢者医療広域連合を加入することに伴いまして、規約を改正するものです。

熊本県後期高齢者医療広域連合につきましては、主に、県下、各自治体からの派遣職員により事務執行を行っておりますけれども、レセプト点検等については専門的に行います職員を国保連合会から派遣で対応していただいたところですが、派遣が終了するというところで、会計年度任用職員を1名任用するということになりまして、それに伴い、退職手当組合に加入する必要があるため規約の改正を行うものです。

附則で、令和2年4月1日から施行することとしております。

なお、今回の規約の一部変更は、県内の加入団体の同文議決が求められております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 次に、議案第72号から議案第76号までの説明を求めます。

総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 議案第72号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、標準報酬額決定に係る共済費の減額など、人件費に係る補正のほか、7月発生 of 豪雨災害に係る農地等災害復旧事業や、養豚農場野生動物侵入防止緊急支援事業、空き家を利用した認知症対応型デイサービスセンター整備補助金、さらには、大津南小学校及び大津中学校



校舎屋上の大規模改修事業に係る増額補正が主なものでございます。また、熊本地震関係では、宅地耐震化補助金、熊本地震復興基金基本事業の被災宅地復旧事業及び地域コミュニティ施設等再建支援事業、復興基金創意工夫事業の地盤改良補助事業につきまして、それぞれ増額補正を計上いたしております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。あわせて、別紙補正予算の概要をご覧いただきたいと思っております。

第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億6千360万4千円を追加し、予算の総額を177億4千680万3千円とするものでございます。

第2条で、繰越明許費の設定を「第2表繰越明許費」のとおりとしております。

第3条で、地方債の追加及び変更を「第3表地方債補正」のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費ですけれども、これは、今回の補正で計上しております、大津南小学校及び大津中学校の校舎屋上の大規模改修に係るものでございます。入札スケジュール、あるいは適正工期の確保等を考慮いたしますと、年度内の竣工が見込めないため、今回、設定をさせていただくものでございます。

9ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正ですけれども、追加分の18自然災害防止事業につきまして、県営事業負担金に係るものでございますけれども、事前ヒアリングの結果、より有利な地方債の利用が可能となったことから、変更の12、同じく自然災害防止事業（防止対策事業債）から変更するものでございます。次の19農業用施設災害復旧事業につきましては、令和元年7月発生の梅雨前線豪雨による農業用施設災害復旧事業に係る地方債、20及び21の学校屋上改修事業につきましては、先程繰越事業でご説明いたしました、大津南小学校、大津中学校屋上の大規模改修事業分でございます。また、変更の6、県道負担金は、県道瀬田熊本線改良事業の事業費の増加に伴うもの、それから、13の防災基盤事業につきましては、新庁舎へ整備を予定しております、防災情報システム構築に係ります実施設計分の増額でございます。

それでは、歳出から主なものをご説明いたします。

18ページをお願いいたします。

款の2、項の1、目の5財産管理費、節の11需用費の消耗品は、8月に発生しました当町の消防車両の高速道路での横転事故を受けまして、各分団の積載車等の緊急点検を行った結果、必要なものについて、タイヤ交換等を行うものでございます。

19ページをお願いいたします。

目の11地域づくり推進費、節の3職員手当は、各地区の様々な課題を解決するために開催しております、まちづくり懇談会に係る地区担当職員分の時間外勤務手当になります。懇談会の開催回数の増加に伴い、補正を行うものでございます。

22ページをお願いいたします。

款の3、項の1、目の2障害者福祉費、節の20扶助費の社会参加促進事業は、申請件数の増に伴う増額、補装具費給付事業は、高額補装具の申請があったことから、今後、不足が見込まれるため、増額するものでございます。

その下、目の4老人福祉費、節の19補助金は、空き家を利用した認知症対応型デイサービスセンター整備に係る補助金でございます。

23ページをお願いいたします。

款の3、項の2、目の1児童福祉総務費、節の23償還金、利子及び割引料は、過年度事業の確定に伴います保育給付費負担金、子ども・子育て支援交付金等の返還金でございます。

24ページをお願いいたします。

款の4、項の1、目の1保健衛生総務費、節の13委託料は、社会保障・税番号制度に係る母子保健情報連携システム改修委託費になります。

26ページをお願いいたします。

款の6、項の1、目の4畜産業費、節の19補助金は、養豚農場野生動物侵入防止緊急支援事業に係る補助金になります。

28ページをお願いします。

款の8、項の2、目の3道路新設改良費、節の19負担金は、県道瀬田熊本線道路改良事業の事業費増加に伴う負担金の増額補正になります。

次に、項の3、目の2公園緑地費、節の15工事請負費は、町が管理します町立公園におきまして、今年度点検を行った結果、早急な対応と必要と思われる箇所について、補修工事を行うものでございます。

29ページをお願いいたします。

目の6熊本地震関係費、節の19補助金2の地盤改良補助金につきましては、件数の増加に伴う増額、4の宅地耐震化推進事業及び、5の熊本地震復興基金事業につきましては、工法変更などにより、事業費増加に係る増額補正になります。

30ページをお願いいたします。

款の9、項の1、目の3消防施設費、節の13委託料は、新庁舎建設にあわせまして導入を予定しております、防災情報システム整備に係る設計業務の委託でございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

款の10、項の2、目の1学校管理費、節の13委託料及び節15の工事請負費は、8ページの繰越明許費でご説明いたしました、南小学校の校舎屋根部分の大規模改修に係る工事監理委託費と工事請負費でございます。

節の18備品購入費は、来年度のクラス増に対応するため、児童用いす等の備品を購入するものでございます。

目の2教育振興費、節の20扶助費の要保護及び準要保護援助費については、来年度新入学生分の追加補正となっております。

続いて、項の3、目の1学校管理費、32ページに移りまして、節の13委託料及び節の15の工事請負費は、先ほど繰越明許費でご説明いたしました、大津中学校の校舎屋根部分の大規模改修に係る監理委託費と工事請負費でございます。

節の18備品購入費は、来年度のクラス増に対応するため、生徒用椅子等の備品を購入するものでございます。

目の2教育振興費、節の20扶助費の要保護及び準要保護費については、来年度新入学生分の追加の補正となっております。

34ページをお願いいたします。

款の10、項の5、目の9熊本地震関係費は、地震で被災しました地域のコミュニティ施設の再建に係る補助金の増額で、古城地区の神社の復旧分でございます。

35ページをお願いいたします。

款の11、項の1、目の1農業用施設災害復旧費、節の15工事請負費は、令和元年7月に発生 of 豪雨災害により被災しました、農業用施設3カ所分の災害復旧工事でございます。

款の13予備費で財源の調整をしております。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款の11、項の1、目の1地方交付税につきましては、宅地耐震化推進事業及び養豚農場野生動物侵入防止事業に係ります特別交付税措置分の増額になります。

款の15、項の1、目の1民生費国庫負担金、節の4障害者福祉費負担金は、補装具費給付事業に係る国庫負担金でございます。

14ページをお願いいたします。

款の15、項の2、目の3土木費国庫補助金、節の2都市計画費補助金につきましては、歳出でご説明いたしました、宅地耐震化推進事業に係る国庫補助金の増額でございます。

15ページをお願いいたします。

款の16、項の2、目の1総務費県補助金、節の2熊本地震復興基金交付金は、復興基金基本事業の被災宅地復旧事業及び、地域コミュニティ施設等再建支援事業に係ります県補助金になります。その下、目の民生費県補助金、節2老人福祉費補助金は、空き家を利用したデイサービス施設整備事業に係る県補助金になります。

次に、目の8災害復旧費県補助金、節の1農業用施設災害復旧費補助金は、7月の豪雨災害による農業用施設災害復旧事業に係る補助金でございます。

続きまして、款の19、項の2、目の4財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴います財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

その下、目の7熊本地震大津町復興基金繰入金は、復興基金創意工夫事業分に係る繰り入れでございまして、歳出の款の8土木費で計上しております、地盤改良補助金と、町立公園施設等改修工事のうち、地震の影響が考えられる箇所について充当する予定としております。

16ページをお願いいたします。

款の21、項の4、目の2雑入の一番下になりますけども、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金は、平成30年度の療養給付費等の確定に伴う返還金でございます。

款の22町債につきましては、第3表地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時57分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） それでは、議案第73号、令和元年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、法改正に伴うシステム改修と、実績の伸びに伴う一般被保険者高額療養費の増額等でございます。

予算書の1ページをお願いします。概要書は8ページです。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千238万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8千575万円とするものです。

まず、歳出についてご説明申し上げます。予算書の9ページをお願いいたします。

款1項1目1一般管理費、節13委託料の238万3千円の増額は、法改正に伴い国民健康保険システムを改修するための予算で、在留外国人の増加に伴う外国人被保険者の在留資格のチェック機能の強化や、資格確認をオンライン上で行えるようにするための改修等となります。なお、財源につきましては、補助金と地方交付税によりまして、全額を国が負担することとなっております。

款2項2目1一般被保険者高額療養費、節19負担金、補助及び交付金の6千万円の増額は、9月診療分までの給付実績の伸びを踏まえ、予算の不足が見込まれるため、増額をお願いするものでございます。

款10項1目1の予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。

款3項1目2システム改修費補助金、節1システム改修費補助金231万8千円の増額は、歳出のところでご説明申し上げました、法改正に伴うシステム改修に対する国庫補助です。補助率につきましては、外国人の在留資格確認及び資格確認のオンライン化に関するシステム改修につきましては全額補助となりますが、番号制度に係るデータ標準レイアウト対応のためにシステム改修につきましては、3分の2の補助となりまして、3分の1は地方交付税で措置される予定でございます。

款4項1目1保険給付費等交付金、節1普通交付金6千万円の増額は、平成30年度から国保が県

単位での運営に変わり、市町村が負担する医療給付費については、県から全額が普通交付金として交付されることになりましたので、歳出のところでご説明申し上げました、高額療養費の増額補正と同額の6千万円を計上しているものです。

款6項1目1一般会計繰入金、節2職員給与等繰入金で6万3千円の増額は、先ほど国庫支出金のところでご説明申し上げました、番号制度に係るデータ標準レイアウト対応のためのシステム改修に対する国庫補助が3分の2となり、3分の1が地方交付税措置となることから、交付税措置対象の分の経費については、一般会計から繰り入れるものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして。議案第75号、令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ558万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億3千906万9千円とするものです。

歳出からご説明申し上げます。

補正予算書9ページ、補正の概要9ページになります。

款3、項1、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、保険者機能強化推進交付金の歳入に伴う財源の組み替えとなります。

款3、項2、目1一般介護予防事業費、節7賃金の増額補正は、介護予防事業が必要なサービスなどにつながるためのアンケート集計にかかるデータ入力業務で臨時職員賃金となります。また、節9旅費の費用弁償の増額補正は、その交通費相当分です。

補正予算書10ページをお願いいたします。

款3、項3、目1包括的支援事業費の節3職員手当等の増額補正は、包括支援センター職員の時間外勤務手当でございます。

款3、項1、目1包括的支援事業費の節13委託料の補正増額は、介護予防支援業務のケアプランを町内の居宅介護支援事業所への委託料です。近年の要支援者の増加または本年度ケアマネージャーの中途退職等があり、これまで1人当たりの適切な件数約30件が約40件と増えるため、適正なケアプラン作成または定期的な訪問ができるよう居宅介護支援事業所への委託分の補正となります。

款6、項1、目1予備費は、歳入歳出全体補正の財源調整を行い、361万9千円の増額となります。

歳出は以上でございます。

歳入について説明をいたします。

補正予算書8ページ、概要につきましては9ページとなります。

款3、項2、目3保険者機能強化推進交付金の節1保険者機能強化推進交付金の増額補正は、市町村の自立支援・重度化防止等の取り組みを支援するために交付される補助金で、各種事業の取り組みの評価結果得点に第1号被保険者数を加味して配分されるものでございます。

その下の款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入の節1介護予防サービス計画費収入の増額補正は、地域包括支援センター分と居宅事業者への委託分を含む、要支援者に対するケアプラン作成の収入増加に伴う補正でございます。

介護保険特別会計の説明は以上でございます。

続きまして、議案第76号、令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国保連合会に支払いました平成30年度の特定健康診査・特定保健指導等手数料の精算に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いします。概要書は9ページでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2千852万5千円とするものでございます。

まず、歳出について説明いたします。予算書の8ページをお願いいたします。

款4、項1、目3償還金、節23償還金、利子及び割引料の1万9千円の増額は、平成30年度の健康保持増進事業収入について、実績に伴う精算により、1万8千68円を交付元の熊本県後期高齢者医療広域連合へ返還する必要性が生じたため、増額の補正をお願いするものです。各市町村の返還額につきましては、広域連合を構成しております県内の全市町村ごとの平成30年度特定健康診査・特定保健指導等手数料の実績額により按分し、算出された額となります。

款5、項1、目1の予備費で財産の調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。予算書の7ページをお願いいたします。

款6、項5、目3雑入、節1の雑入の1万8千円の増額は、歳出のところで説明いたしました平成30年度の健康保険増進事業収入の返還金と同額となる1万8千68円が国保連合会から特定健康診査・特定保健指導等手数料の余剰金として返還されるものです。これにつきましては、国が国保連合会に支払っております特定健康診査・特定保健指導等手数料の全額を、健康保険増進事業の実施主体であります後期高齢者医療広域連合から健康保持増進事業収入として受け入れるため、歳入と歳出が同額となるものでございます。

説明は以上です。よろしく願いをいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 議案第74号、令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は8ページになります。

今回の補正の主なものは、債務負担行為の追加及び人事異動に伴う人件費の補正となります。

まず、予算書をお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8千229万円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものとしております。

予算書の4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正ですが、大津町浄化センター等包括的民間委託については、現在契約しております委託契約が本年度末をもって終了するため、令和2年から令和4年度までの3カ年間で包括的民間委託を実施するため、総額で6億3千26万7千円をお願いするものであります。

続いて、マンホールポンプ管理包括的民間委託についても、浄化センター等包括的民間委託と同様に、現在、契約しております委託契約が本年度末をもって終了するため、令和2年から令和4年度までの3カ年間で包括的民間委託を実施するため、総額で5千786万2千円をお願いするものです。

まず、歳出からご説明いたします。予算書の9ページをお開きください。

款1、項1、目1、節4共済費は、人事異動に伴う増額でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。予算書の8ページをお開きください。

人事異動に伴う歳出の増額に伴い、款4、項1、目1一般会計繰入金を増額するものでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

## 日程第21 議案質疑

○議長（桐原則雄君） 日程第21 議案質疑を行います。

まず、議案第64号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号から議案第66号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第66号について質疑いたします。

説明資料の13ページを見ております。これによりますれば、第12条の5の改正を書いておりますけれども、先ほどの説明でありましたとおり、学校や公的施設あたりはもうすでに禁煙になっておりますので、改正後に火災予防に努めることと。ごく当たり前のことであって、こういったものは削除すべきじゃないかなと、そちらのほうが逆に、もうこれ常識の範囲内ということで、これ改めてこういったふう書き替えるよりも、そちらのほうが有効ではないかなと考えますが、いかがでしょうか。質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

改正前のほうはですね、先ほど説明しましたように、全員禁煙になっているということで、この部分を削除したところではございます。ただ、使用する上ではですね、火災予防のほかにもですね、注意事項というところで、火災予防についても含めたところで、使用者については管理のほうをお願い

したいというところで、今回はこの部分については残させていただいているというところでございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

ということは、今の答弁によりますと、火災予防は必要であるということで、じゃあうち、すべて見てませんけれども、施設は必ずこの文言が入っているかどうかということですね。それも当たり前ということになりますので、すべて町が所有する施設には、「火災予防に努めること」と書いてあるのか。そういったものもきちんと照らし合わせてあるのか質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

ほかの施設管理の中でこういった文言が入っているかについては、ほかの施設については全部入っているかどうかについては確認はしておりません。ただ、その学校施設ということで、通常は学校の管理の中で外部から使用されるということで、時間の厳守とか、清掃とかですね、ちょっと一般の社会体育施設とかそういったところと若干異なるのかなというところで思っております。そういったところで、今回は学校施設ということでこの文言はちょっと残させていただいたというところでございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第67号から議案第68号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第67号について質疑いたします。

この普通財産の交換、譲与、無償貸与に関することでありますが、無償でですね、そういった形で譲渡するということを考えますれば、条件として、公益施設として町に寄付を受けた財産をということをずっと改正の文言に書いてあります。ただ、これをですね、譲渡ということをするれば、その譲渡を受けた地域なり何なりが管理をずっとこうしなければならぬわけですね。ただ、その今の人口の動態をみてみますれば、どの人口が減るところ、増えるところもありますけれども、全体的にはもう減っているということで、管理がおぼつかなくなる可能性というの也被考えられるわけです。そうなったときに、例えば、その人口が減っていてももう使わないと、そうなったときですね、対応というのが非常に重要だと思います。もう管理する人がいない。そうなったときにですね、迷惑施設やただ老朽化して、それこそ一体だれが管理するのかという形になりはしないかなということも考えて、その後のあり方というものを、やはりこういったものであるならば10年後、20年後、30年後という形で考えとかなないと、結局、町が出ていって処理しなければならないというような形になりはしないかなというふうな危惧が生まれますので、この点について、どういうふうにお考えがあるのか質疑いたします。



○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

今回、みんなの家ということで、町のほうがですね、譲渡を受けたということで、前提としましては、当然、地域のほうにお渡しするということで、今回は譲渡を受けたところでございます。当然、今回のみんなの家につきましては、元々の公民館が被災したその代替としてですね、財団の基金を活用した形でつくられております。当然、その地震前にあった公民館ということでの代替えということでございますので、最終的にその地域が人口が減って管理できなくなるとかですね、そういったところは意としておりませんで、代替施設ということでですね、譲渡するというところで考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） はい、再度質疑いたします。

代替施設というのはわかります。ただ、その譲渡してからの管理というものがきちんと整理整頓しとかなないと、その後が心配だからこの質疑をしているわけであって、譲渡となったならば、その地域の人なんなりが管理するわけですね。ところが、そうなった場合は、ものは必ず壊れますし、老朽化していきますので、必ず修繕なり何なりというのが発生するんです。町とするならば、自分たちで、各地域でその見てもらおうように譲与という形をとって、町が管理から逃れるというか、それから離れるという形をとるかもしれませんけれども、それが各地域に負担になりはしないかという形ですよ。だから、こういったところをきちんと、例えば、その管理していただかないと、本当にここに書いてあります公益施設としての機能が維持され続けるのかという疑義が生まれてくるということです。だから、公益施設として譲渡した、これってというのはずっと永年続くわけですよ。あるかぎりずっと永年公益施設なんですよ。そう考えたときにですね、ほかには使ってはいけないわけですから、譲渡の条件として、それは必ずつくはずですよ。ですから、そういった場合、どうしますかということで、ただ投げましたと、あとは知りませんでしたときに、それこそ空き家みたいな感じになりやしないかということまで考えとくべきではないですかということなんで、この点について考えないと、今現在、空き家問題というのはかなり出てきてますよね。そういったことをこの世の中のながれを考えますれば、それと合致会うように我々も体制整備をしとかなければ、そのただこれを譲渡するわけじゃなくて、逆に、無償貸与にすると。最終的には町が管理して、もうその建て替えるとか、もう今からずっと先のことですけど、そういった形にしといたほうがよくはないかなという考え方もありませんかということなんですよ。だから、未来でもこの施設は公共施設であり、しかし、施設は老朽化は必ずするってということです。この点について、ただもう譲渡して終わりという形だったならば無責任すぎやしませんかという話ですので、この点について、再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えしたいと思います。

施設を貸すという方法もありはしないかということでございますけども、当然、もともとですね、公民館、地元の所有ということで管理なされておりますので、今後も引き渡す上ではですね、しっか

りと地域で管理していただけるようにですね、区長さんあたりも含めてですね、お願いしながら譲渡も進めていければと思います。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第67号について質疑を行います。

今回、私の出身地区であります高尾野区でこのいわゆるみんなの家形式で公民館が無償で建ててもらおうということで、そういう意味では、地域の皆さんも喜んではいるところではありますが、ちょっと疑問はですね、当初、この日本財団ですね、日本財団が公民館の建物を建てて、高尾野区に寄贈してくれる、寄付してくれるという説明だったんですよ。今日、この説明資料見ますと、日本財団のわが町基金を活用して、このわが町基金というのは一体どんなものなのかというのがわからん。

それから、その基金を一般これ財団法人ですかね。熊本県建築住宅センターが事業主体となって建設すると。建築住宅センターが天津町に寄付をすると。天津町がその受けたのを各地区に譲渡するというので、間になんでこんなにいっぱい入っているのかというのはよくわからんわけですね。だから、まず、このわが町基金とはいったいどういうものなのか。

それから、この建築住宅センターというのは、一体どういう組織なんだ。というのはですね、無償で建てていただく、本当に私も地元の住民としてありがたいことなんですけど、もうやがて丸4年経とうとしているのに、当初はですね、2年以内ぐらいにできるって聞いてたんですよ。待てども暮らせども着工してくれないと。何で遅れているんだと言いたいけど、ただだからねって、ただでつくってもらうから文句も言えないねと、しかし、それはちょっとおかしいんじゃない。町がこうやって介在するのであれば、何でこんなに遅れるんだと、ありがたいことでもありますけどね、ちゃんときちんと明らかにしてもらわないと、おまえたちにはただでくれてやるんだからありがたく思えというようなことでは困るわけですね。言うべきことはきちんとこの何ですかね、日本財団、それから建築住宅センターのことをちょっと明らかにしてもらわんと、何ていうかな、上から目線でありがたく思えというようなやり方は、わしはともて黙っちゃおられんと。地域の住民としてもですよ。そこをちょっと明らかにしていただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時30分 休憩

△

午後1時38分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

まず、日本財団につきましてはですね、これは公益財団法人でございまして、公益福祉事業、あるいは国際協力事業あたりを行っている財団法人でございます。熊本県建築住宅センターは、熊本県、熊本市及び建築関係団体などにより設立された法人で、建築住宅の相談、情報提供及び研修に関する

事業や公共建築物の整備支援に関する事業などを行う団体でございます。

今回はですね、みんなの家の申請にあたりまして、直接その財団と地域ということではなくてですね、その財団の基金を活用して熊本県住宅センターが事業主体で共同でやっている。が申請窓口になってまして、県を通して町が申請をやっているという形でございます。今回、当初の計画からですね、事業として遅れた理由としましては、やっぱり地震後の大工さんとか資材の不足で最終的に事業のほうが遅れてしまったというところでございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 日本財団のお金、基金がこの建築住宅センターにあって、そこが事業主体として公民館をつくるということなんでしょうけど、私どもこう地元で3人の議員がいるんですよ、3人。建築住宅センターが事業主体だという説明は1回も受けたことないんですよ。日本財団がつくってくれれば、何でそんなことになるのかということですよ。来年の2月が完成予定ですけども、足掛け4年ですね、木造の平屋ですよ、30坪程度の。そこらの、そこらで、私みたいな大工でも十分できるような仕事なんです。それが職人不足でできないなんてことは、そんなことあり得ないですよ。しかもすごい何か新聞報道とか何かでいうと2千900万円ぐらい予算があるわけですね。立派な予算があって、事業者を集められん。ただ、何ですかね、ただでつくってやるから1年待て、半年待て、どんどん延ばして行って、やっと着工してもらっているんですけど、何ていうかな、誠実さがないんですよ、この事業は。だからこの建築住宅センターというのは、今度委員会で審議があるでしょうけど、責任者が来て、委員会できちっと説明すべきじゃないですか。これが一つと。

住宅センターから町が寄付を受けます。それを地区に譲渡しますということで、もう1点は疑問ですけど、条件を付けて町に寄付をするわけでしょう。これは条件付き寄付は何らかの制限があったんではなかろうかと思うんですけど。総務のほうでそういう制限はあるか、ないか。今わかればお答え願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 質疑にお答えしたいと思います。

今回のみんなの家の整備の基準でございますけども、仮設住宅に住まわれている被災地区の住民が被災地の復旧・復興の拠点として利用するというので、仮設住宅に入っておられる方、あわせてその地域方がそういったその地域の拠点として利用するということが一つの基準となっております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 条件付き寄付の話ですけど、基本的に寄付関係とか、そういう譲渡については、自治法上に基づいてやっていきますけれども、おっしゃったように、条件付きの譲渡についてはいろんな要件等もあるかと思っておりますので、それについては、今の状況はちょっと把握はしておりません。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 何ですかね、大津町内で3つの地区の公民館の建設を日本財団がつくって

れるというのは、地震の被害が、とりわけ仮設入居者が多かった地域というのは聞いてます。それはいいんですけど、早い話が日本財団の金ですよ、それを県の外郭団体が金を預かってつくるというのに、どうも地元のその何ていうかな、地元に対してうちがつくってやるんだというふうにはしか見えなわけですよ。そういう意味で、何でこんなに工事が遅れたかについては、町の議会に、まあ後で委員長にも申し入れますけど、来て、きちんと流れを説明するぐらいの誠意があってしかるべきではないかと、このことはもういいです。答弁は要りませんので、委員会に託したいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君）　しばらく休憩します。

午後1時44分　休憩

△

午後1時46分　再開

○議長（桐原則雄君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君）　ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第69号から議案第70号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君）　議案第69号の天津町行政区嘱託員設置条例を廃止する条例について質疑をいたします。

中身としましてはですね、天津町の行政区嘱託員設置条例を廃止するということになっているんですね。ただ考えてみますと、今回、これがその公務員法の改正に伴って行政区嘱託員さんが特別公務員の資格を得られなくなるからという事情はわかります。わかりますが、行政区嘱託員さんの仕事の重責ということ考えた場合に、単にこれを廃止するだけでいいのかと、行政区嘱託員という言葉は多分残るんだろうと思うんですけども、その場合、その人たちが何を、どういうふうな仕事のやり方をやっていくんだということは、単に業務委託ではなくてですね、やはり要綱なり、何なりに規定があるべきではないかと、町のサービス、町のサービスと言っているのかよくわかりませんが、町の業務の一たんを担うわけですから、それなりのその根拠というものをやっぱりつくらなきゃいけないと思うんですね。今回は、この廃止ということですけども、その次のステップとして、そうしたその根拠のつくり方というものが考えられているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君）　総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君）　今回の地方公務員法の改正で、今回の条例の廃止を出しております。行政区嘱託員については、条例としては廃止しますが、業務内容については、同じような業務をですね、担っていただくような形で、委託という形で考えております。最終的には要綱をつくってですね、どういったことの業務を担っていただくかということで、今、全体的な行政嘱託員全体的な、町でどういったことをお願いしているか洗出しをしています。そんな中で、もう一度整理をして、改め

て今の囑託員さんに説明して、要綱等をつくって進めていきたいというふうに思っています。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） はい。できればですね、こういったその条例の廃止と同時に、やっぱりそういった案というものが示されるべきではなかったかなというところで、これはもう回答はいりません。以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第71号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第71号について質疑をいたします。

説明によりますれば、国保連合会からの職員が配置されなくなるという期限が来たということでしたが、その国保連合会からのそもそも派遣されるレセプト点検をする方ですか、そういう方ってというのは引き続きお願いしたほうがよほどその経費の面ですね、どちらが得なんだろうかなという、そういった積算はされているんじゃないかなと思いますので、どちらがその業務的に充実して、そして、経費削減、コストカットにつながるかということ、そういったことも計算されたと思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 議案第71号についてのご質問だと思います。後期高齢者連合の中の事務のうえの話ですけれども、レセプト点検については、今、国保連合会のほうから派遣をしていただいて、そして、広域連合のほうからは県負担金という形でお返しをするというような形で、そこに経費が発生をしております。いろいろですね、広域連合のほうでもいろんなパターンを考えられて、例えば、ここの構成については、それぞれ市町村から派遣をしておりますので、そういった形で、市町村からもできないかというようなご相談もありましたけど、なかなか非常に専門性を持った仕事ということで厳しいんじゃないかということで、逆に国保連合会からの派遣が終わったことによって、より専門性をですね、持った職員をするためには、会計年度職員という位置づけでやったほうがいいんじゃないかという結論に至ったということで聞いております。経費的には、もともと今まで派遣でこちらに来られた部分については負担金というような形で出しているものですから、それと相応分の形で会計年度職員として1名ですね、より専門性のある職員を雇用するというで聞いております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

今の答弁によりますれば、会計年度職員ということで、やはりそちらのほうはどう考えても経費のほうはやっぱり膨らむのではないかなと、人件費とかですね、そういったことを考えて、恐らくそういった形になったならば、退職金とか、いろんなボーナス、いろんな形というものが発生して、その福利厚生の部分とか、そういったものも、今まではもう派遣という形だったんでそれなかったと思う

んですよ。そういった面で、計算上は、客観的にその話を聞いただけでは、そういうふうにはしか考えられませんけど、その辺はきちんと計算ができていますのかどうか、再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今までの国保連合会からの派遣と、今回の会計年度任用職員でどうその負担が変わっているのかというご質問だと思います。国保連合会からの派遣されている職員につきましては、応分の負担金をです、その方の人件費分として国保連合会のほうに出しているというようなことですので、基本的にはその範囲内の中で会計年度職員という形です、給与関係、それから手当関係をです、出されているということで聞いておりますので、あえてそこには今までの、もともと国保連合会にいられた分を負担金で出していますので、その分について、今回、会計年度職員としてです、より専門性のある職員を雇用していくというふうに聞いております。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

確か国保連と後期高齢者連合会は、一緒のビルじゃなかったですか。ということは、別段そのよそからその連れてくるわけじゃないんで、それこそ職員を1人増やすというのも、例えば、その国保連合会から派遣するという形で人事あたりを組んであるわけですよ、国保連のほうは。ということは、逆にそれ要りませんよっていったときには、そちらが狂ってくるわけですから、もちろんその契約期間というものがあります。ところが、そちらのほうはもうそのどちらに席を置くかという点については、国保連の方が来たほうがどうしたって何か理に合っているような感じ、それでやってきたならばですね、そういうふうには感じないんで、この点についてはですね、ある程度数字的なものが出せるならば、そういったものを何らかの形で、委員会なり、何なりで示していただければよりはつきりますので、納得が深まると思いますので、その点お願いしときたいと思います。

以上。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第72号を議題とします。質疑ありませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） まず最初にですね、概要のほうのですね、4ページ、農政関係なんですけども、ここに、人・農地問題解決加速化支援事業補助金55万7千円ですか、これで人・農地プラン実質化に係る追加事務費というふうになっております。もともとですね、人・農地プランというのは、これはその農業改革のこれは一環でして、これからその農業をですね、地域の農業をどのような形態にもっていくかというふうな、これは要するに、大規模化ですね、のほうに持って行こうとするものだと思いますけども、ここの農林水産省のですね、ホームページから見ますと、人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方などを明確化し、市町村により公表するもので、平成24年に開始され、平成29年度末、1千587市町

村において、1千523の区域で作成されていますが、この中には、地域の話し合いに基づくものとは言い難いものもありました。このため、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施、アンケート調査や話し合いを通じて、地図における現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方向を作成することにより、人・農地プランの自立化を図りましようとなっているんですけども、この辺のですね、農業改革というのは、非常にこう遅いものがあるんですけども、今、大津町のほうではですね、そのこうやって、その追加事務費が出るぐらい、これは多分アンケートなんですけどね、ですから、その遅れているわけですか。それが一つと。

もう一つですね、補正予算書の26ページ、畜産業費の中で、養豚農場野生動物侵入保護柵整備緊急支援事業補助金というのが1千243万円ですか、あるわけなんですけども、この辺がですね、この予算書においては、その国の補助金等もあんまり書いてないもんだから、この辺の中身ですね、農業関係の補助金というのは、その町を通さないでですね、やられるようなのもありまして、なかなかわかりにくいものですから、その辺の説明を求めたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） ただいま2点について質疑がございましたので説明させていただきます。

まず、人・農地プランの実質化に関わります補助金でございます。55万7千円を計上しているところでございます。今、現状の人・農地プランについて簡単にご説明いたします。

議員が今説明されましたように、平成25年の3月25日に国の指針に基づきまして、人・農地プランというものを設定しております。今後の農業を考えた場合に、担い手が少なくなっていくので、地域の話し合いに基づいて、だれを担い手にするのか。それから、農地の集積ですね、人はどんどん高齢化していきますけども、農地は残っていきますので、それを担い手に集める方法をどうするのか。集落の話し合いを中心にして計画を立ててくださいということで、第1回目を先ほど申しました年月日で継続して、年に1回、もしくは2回程度見直しを、委員さんを各団体から出していただき、見直しを進めているところでございます。国の方針としては、体制の、農地の集積、担い手の集積を80%目標というふうにしてありますが、現在、本町における農地集積率は50%程度でございます。全国も大体同様でございます。ダムの水田地帯を中心に農地の集積はこの制度ができて以降、かなり集積が図られているというふうに考えております。実質化と申しますのは、今、町一本で農地プランを立てておりますので、この町一本については、制度資金をプランの認定を受けた担い手に位置づけてないと、簡単に申しますと、お金を借りられないというような状況がございましたので、担い手の方を平等に取り扱うためにですね、町一本でプランをつくっているということでございます。実質的な見直しについてはですね、よりきめ細かに、集落ごとに事情が違いますので、集落の実態に応じた個別のプランを作成してくださいということで、1年前倒して国の指針が示されましたので、改めてアンケートを取り直しまして、6年前にも1回取っておりますけども、次年度の集落ごとの話し合いに向けて取り組むということで補正をあげさせていただきました。

それから、名称がちょっと長いんですけども、養豚農場野生動物侵入防護柵整備緊急支援事業補助

金についてご説明申し上げます。

歳入について、国の補助金なり県の補助金の歳入がございませんので、というご指摘もあったかと思えます。この事業につきましては、県内に今32町村で180戸ほどの養豚農家がございます。ご承知のように、岐阜県を中心にしまして、豚コレラという法定伝染病が発症しております。今、名称は誤解を招きますので、CSFという名称に変えないさいという通知が今国からきているところでございます。ここにつきましては、発生を防ぐためにワクチン接種を行いまして、その地域からはワクチン接種をした地域からの流通は制限されるという状況がございます。すでにこの病気は日本に入ってきております。

それから、もう一つ、アフリカ豚コレラと、同じコレラという名称がつかますけれども、全く別のウィルスによる法定伝染病でございます。これにつきましては、ワクチンが開発されておられませんので、日本に入ってきましたら、壊滅的なダメージを受けるという状況で、今、韓国までは来ております。これを受けまして、農水大臣が替わられたことによりまして、方針が急展開されまして、国のほうで予算措置をするということになりました。で、事業としましては、養豚農家のとりまとめを経済連とか、養豚協会とかが行いまして、事業主体が公益社団法人の熊本県畜産協会が行う事業でございます。この熊本県畜産協会が国、それから県、町にそれぞれ申請を行うという補助事業でございます。町は、その補助事業に対して補助金を支出するということで補正を計上させていただきました。

長くなりましたけれど、申し訳ございません。よろしく申し上げます。

○11番（坂本典光君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第72号について、2点質疑いたします。

まず、1点目が概要資料のほうの1ページ、予算書の19ページの電子計算費の委託料のラインを利用した情報発信なんですけれども、こちらに関して、そのどこまでやるつもりなのかと、全体像と、また、各行程のスケジュール、そして、どのように周知していくかというところを伺いたいと思います。

2点目が概要資料の4ページ目、予算書25ページの清掃総務費になりますが、放置自転車等処分料で23万1千円となっております。こちら自治体等によっては、ほとんどは使えないものなんでしょうけれども、公売にかけたりして事業費の圧縮だとか、あるいは、エコの観点からそういったこともやっておりますが、そのような検討はされなかったのかというところを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 電子計算費の関係で、ラインの関係のお尋ねだと思います。今、住民の方への情報提供といたしましては、防災無線を使ったり、あるいはからいも君メールをつかったりということで、今、情報提供をやっています。新たに、今回、ラインを使ってですね、住民提供の手段として使っていこうということで考えております。



今回、計上させていただきましたものについては、今、考えておりますのは、ラインのメニューの中でですね、防災であったり、あるいは、ごみの話だったり、あるいはホームページへの転換であったりとか、そういったところでメニューを今考えているところです。まずは町のほうでですね、アカウントを取りますので、取って、そしていろんなメニューを、今回5、6個のメニューをつくってですね、それで皆さん方に情報提供をしていきたい。さらに、皆さんがその友達追加が増えて、利用者の方が増えればですね、新たなメニューづくりもやっていきたいというふうに思っています。

今はまだ一方通行の情報発信になりますので、ラインを通じて、A Iも含めてですね、双方向の形ができるように進めていきたいと思っております。今回の補正につきましては、まず、その6項目程度ですね、ラインのメニューをつくりたいということの予算でございますので、よければ、また新年度あたりでですね、今の防災無線との連動、あるいはホームページとの連動ですね。そういったものも含めてやれるならばというふうに考えているところです。

○議長（桐原則雄君） 何か足らんですか。

○4番（金田英樹君） いつごろめどというか、最初の。

○議長（桐原則雄君） スケジュール。

○総務部長（藤本聖二君） 今後どういったスケジュールで進めていくかということだろうと思っておりますので、まず、今回、補正でご議決いただいたならば、メニューで6項目ほど、先ほど防災、あるいはごみの出し方、ホームページ、あるいは休日在宅医とかですね、一方的なものですけど、全体的にはこっちからのプッシュのラインということで、まずは補正でしていただいて、新年度で、よければですね、今の防災無線関係とホームページですね、がうまく組み合わせられるような形で予算を組ませてもらうなと思っています。その後のA Iを含めた総合情報のツールについては、まずラインをやってですね、どれぐらいの方がですね、友達追加という形になっていただくかということで、今後の方向は考えていきたいというふうに思っています。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 金田議員の質疑にお答えをいたします。

公売とリサイクル等についてという考えだと思いますけども、公売につきましては、今回ですね、292台ということで、非常に数多くて、公売については考えていなかったところです。公売におきましても、費用対効果ですね、人的なもの、費用的なもの、また、時間等が非常にかかりますので、非常に公売につきましては、取り組むのはですね、今の状況では厳しいかなというふうに考えております。

また、リサイクルにつきましては、以前、環境保全組合のほうでリサイクルを、リサイクルといいますか、自転車等を修理されて、役場でもですね、以前、リサイクルされた自転車を使ったという経緯もございます。ただ、今現在、環境保全組合においてもそういった修理をされる人がいないと。また、費用対効果を考えて止められたということを知っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） まず、ラインに関しては、おそらく最初のメニューは年度内ぐらいにスタートするというふうに理解しました。あとは周知のほうやはり大事だと思いますので、しっかりとお願いいたします。

自転車のほうに関しまして、二百数十台あるというところで、もちろんそれすべてを公売にかけると大変だと思いますけども、一つ一つ見て行けば、中には修理せずに何かしらの公売なのか、あるいは別のやり方ですね、そういったものもあるかもしれませんので、そういったことも今後もっと考えながらやっていけば、別のやり方も見つかるかもしれませんので、ぜひよろしく申し上げます。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 概要の5ページの土木部都市計画課の中にあります公園緑地費の項目についてお尋ねします。

項目の中に中央公園のフェンス撤去更新工事というのがあるんですけども、これ具体的にどういうことかちょっと教えていただけますか。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 佐藤議員さんの質問にお答えいたします。

今、中央公園のほうに、今回、樹木の伐採とJRのほう草を切りました。その中央公園の北側にフェンスが200メートルほどございます。今回、先ほど草を切って確認したところ、そこにあるフェンスのほう長く、南側のほうに傾いておりまして、その基礎もちょっと危ないということで、今回、一部を撤去するんじゃなくて、全部の撤去を行いたいと思います。そして、また、今であればJRが通っておりませんので、近接工事扱いもなく、費用もJR工事にしないので安くあがるかと思しますので、今回、出させていただきました。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） そうであつたらいいなと思ってお尋ねしたところだったんですけども、ただ、このフェンスの工事というのがですね、ここ何年かで中央公園関係でこれが3つ目なんですよ。一つが道路に面したところの縦にこうたくさんある、あのフェンスがいたずらか何かによって破損しましたと。これはですね、どこの課がやったかな。ある課がやりましたと。次に、危険ブロックの問題で、今度は東側の壁を修理というか、やり直しますと。これは確か健康保険課がやりますと。今回は、これは都市計画課がやりますといった場合に、中央公園というのは一体どこがどう管理してるんだろうというのをちょっと確認したいんですけども、お尋ねします。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 中央公園については、都市公園というふうに位置づけられておりますので、都市計画課のほうで管理しておりますが、都市計画課の具体的な管理については、樹木、先ほど言いましたフェンスを主に管理しております。先ほどのブロックについては、あれ

は近接の工事がありまして、別の課が管理しております。中の子育て健診センターについては、別の課の建物の管理になっておりますので、都市公園であります、それぞれの所管課で管理しているような状況です。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） であれば、前回のフェンスの修理が何で民生費から出たのかなというところが非常に気になるんですけども、今後ですね、その辺をきちんと整理してお話いただければと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 2点お尋ねをしたいと思います。

第1点目は、住民福祉部の介護保険関係で、予算書の22ページですかね、22ページの老人福祉の補助金で300万円、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金で、説明書では、認知症対応型デイサービスセンターの移転となっています。どこがどこに移転するのか。確か説明ではちょっと聞き漏らしたかもしれませんので、お尋ねをしたいと思います。

もう1点は、先ほど質疑がございました、都市計画課の公園緑地費です。説明書の5ページですかね、この中で、町立公園施設等補修工事で1千29万3千円、予算はいいんですが、財源の問題ですね。この1千29万3千円とその下の地盤改良補助金100万円、こちらに熊本地震の復興基金の市町村の創意工夫分が充当されているということらしいので、特にこの公園の整備工事が復興基金になぜ該当するのか、説明を願いたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

今回、整備される場所につきましては、すみません、説明が不足しておりまして申し訳ございませんでした。

場所につきましては、引水地内でございます、町営の西鶴団地がございます。道路を挟んで北側の空き家がございますので、そちらで補助金を交付して整備をするための補助金を出したいと思っています。

○15番（荒木俊彦君） どっかのやつがそっちに移る。ということじゃないですか。

○住民福祉部長（豊住浩行君） いや、今現在、セントラル、すみません、整備されるのはですね、補助金の交付先としましては、セントラル病院でございます。

○15番（荒木俊彦君） ああセントラル病院の施設がそっちに。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 荒木議員さん質問の町立公園の施設等補修工事の財源について、復興基金ということでございますが、まず、中央公園フェンス撤去については、先ほど申し上げましたとおり、除草したところ、もう基礎がちょっと地震によって下の地盤が緩んでいるとい

うことで充当させていただいております。

矢護川公園のパーゴラについても同じようにパーゴラ部分が非常に塗装とともに緩んでおりました。陣内の慰霊碑のブロック工事については、陣内にございます慰霊碑が、ブロックについては地震によって被災しておりましたので、こちらも充てております。昭和園の東側の駐車場にございますが、こちらの斜面が、法面が以前から地震によって若干崩壊してましたが、それが段々ひどくなりまして、今回、基金に充てております。駅南東公園自然石の撤去について、こちらについても地震等により石周辺の地盤が緩みまして、それで土砂が流出も兼ねまして、今回、基金に充てております。地盤改良補助金については、宅地の地盤改良の補助金になっております。こちらも同じように基金を充てております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 工事自体が必要なことはそうだと思うんですが、なぜ復興基金をここに充てるかと。じゃあ復興基金で市町村の創意工夫分ですよ。これはですね、県のほうの指導でも、国とか県とか町の今回の熊本地震の復興に関して、行政の施策で対応しきれない、そういうきめ細やかな点で被災者支援の立場から創意工夫分を活用しなさいと。県のほうの指導では、確かそうになっていると思うんですよ。それがなぜ公園の工事に充てられるのか。これ趣旨が間違っているんじゃないですかね。あくまでも被災者支援、より身近な直接的な被災者支援に充てるべき、それが復興基金ではありませんかということですよ。下の地盤改良事業はですね、わかりますよ。被災者の直接的な支援ですから。これ公園の工事まで入れたらそれはもう際限がないですね、公共施設の。財源を見直すべきではないんですかということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 工事の内容につきましては、先ほど土木部長が申し上げたとおりで、復興財源についてどういった形で使用していくのかというご質問だと思います。もともと2億7千万円ぐらい町の復興基金ございまして、現在、今年度の予想見込みを含めてですね、約1億5千万円ぐらいの現状になろうかと思います。それで、今、先ほど議員おっしゃいましたように、復興基金につきましては、復興者への支援、あるいは、今後の創造的復興に向けての支援ですね。そういったものを含めて国あるいは県の補助、そして起債等がないという、そういう支援がないものについて、町単独ではなくて、そういった復興支援、あるいは被災者復旧に向けての支援ですね、そういったものについて財源を充てていくということで、今回、土木部長が申し上げた内容について復興基金を充てたところでございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 復興基金はいいですよ。しかし、これは市町村の独自の創意工夫分ですよ。これを公共事業に充てるというのは筋違いじゃないですかと、被災者に直接、可能な限り直接支援をするべきところにきめ細かな対応をします。そういう趣旨じゃないんですか。熊本県の趣旨、ネットで調べたら、当初のこの創意工夫分については、ほかにもネットでですね、使い方にいろいろどっか

の市町村では、金栗四三の関係で金を支出したとか、例えば、宇土市で災害公営住宅の用地費に充てたところは渋々ながら県も同意したということらしいですけど、今回のですね、災害公営住宅もそうでしょう、直接じゃないですもんね。幸い大津町は、用地があったから用地に充てることはなかったわけですけど、そこまで言うならなんですかね、このパーゴラ塗装工事、塗装工事が地震に関係あるとは言えないでしょう。それから、中央公園のフェンス撤去工事で、それは地震で倒れたかどうかもう、あそこは草ぼうぼうだったですからね、植木もがっつとやっつたから、地震で倒れたかどうかもわからないと。それはいいとしても、それは町の財源でやる問題ではないですかということです。都市公園ですから、まして。財源の充て方、これがいいんでしょうかということです。もう一度問います。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今回の熊本地震で町全体が甚大な被害を受けまして、ある意味町民全体が被災をしたというような状況だと思っています。そういったことを考えますと、特に公園等につきましては公共の場ということで、いろんな方々が集いますので、当然、公園についてはそういった形で町の創意工夫分ですね、として財源は妥当だというふうに判断したところです。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町民全体が被災したと見立てたということですけど、国、県、町、行政の施策が届かないところ、なおかつ被災者を応援すると、支援をするというのがこの創意工夫分の基金の原則じゃないんですかね。

町長、いかがでしょうか。

○議 長（桐原則雄君） 荒木議員、3回、回数。

○15番（荒木俊彦君） これ3番目だろ、今。

○議 長（桐原則雄君） 3回しとるです。

○15番（荒木俊彦君） 今、3回目聞いたんじゃないか。

○議 長（桐原則雄君） 3回聞いとる。

○15番（荒木俊彦君） 3回目だよ。

○議 長（桐原則雄君） 今で4回目です。

○15番（荒木俊彦君） 4回聞いた。

わかりました、じゃあ常任委員会で再度質疑したいと思います。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時35分から再開します。

午後2時25分 休憩

△

午後2時35分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 72号について質疑いたします。

25ページ、先ほど質疑があった、清掃総務費の放置自転車の処分についてでありますけれども、これがよく思いますのに、もうずっとこうこういった状況が改善されてないと。もともとですね、自転車を購入するときに、盗難防止の保険ですか、何か1千円ぐらい取られるわけです。1千か1千500円かちょっと忘れちゃったけれども、そういったやつが全然機能してないことを負担を強いるという現状があります。そして、また、放置自転車になってもそれが回収されなければ、また町民がこれは一般財源ですので、負担しなければならない。ダブル負担ということですよ。ですから、そういったことを考えますれば、本来ならば、こういった処理の仕方よりも、ご本人に引き取りに来てもらうが一番じゃないですか。ですから、今のこの文面的なこの時代の波に全く乗ってないと思うわけです。その将来はですよ、もうそれこそIoTあたりでつながるかもしれませんけれども、ただこう盗難されたとか、よく見かけます。連絡のしようがないんですよ。ですから、そういったものというものもきちんと盗難防止の機能が付いたら、ご本人に来ていただくという形で、一番こう今までですね、私が自転車の処理をしたので役に立ったのは、学校のシールでした。その学校の高校なり、何なりに連絡したらすぐわかるんですよ。ですから、学校で自転車通学をする人というのは、そこにきちんと学校が把握してしまっているということです。ところが、盗難防止のシールは何の役にも立たないという現状があるわけですから。ですから、こういった処理に疑義をもたないといけないと思うんですよ。この処理の仕方でいいのかなど。その以前に、もっと今の通信技術なり何なりを使って、例えば、何ですか、盗難されたならば、アプリでそれをあげとくと。そしたら答えが出てくるような、そういったやつとかもですね、何か取り組みを始めないと、ずっと堂々巡りですよ。そういった何らかの、そういった何ていうか、どっかで動きが始まっているとか、そういったものは何か見受けられないのでしょうか。もし、見受けられないのならば、我々から始めなくてはならないというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 永田議員の質疑にお答えをいたします。

放置自転車に関しましては、役場内でも総務課、都市計画課、環境保全課、3者ですね、いろいろ協議をしながら、今回は処分という結論を出してですね、予算を計上させていただいたところでございます。

永田議員おっしゃるとおりですね、時代に即した対応ができないかということでございますので、関係3者のほうですね、何ができるか、また、先進事例等があればですね、それらも研究して対応していきたいというふうに考えます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） このことについてですね、緊張感をぜひ持ってもらいたい。自転車も高いのになつたらですね、もう数万円するんですよ。ですから、もうその自転車、新しい自転車が乗り捨てられているのを見たら、もういたたまれない状況になります。どんな思いでその購入されたのか。そういった立場に立って審議をしてもらい、新しい対応をですね、ぜひ考えていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第73号から議案第74号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第75号から議案第76号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

山部良二君。

○2番（山部良二君） それでは、議案第75号について質疑いたします。

概要の9ページの包括的支援事業についてです。先ほどの説明でケアマネージャーの途中退社という言葉がありましたので、ちょっと見たら、その下にですね、緊急対応、虐待等の増加を伴う時間外勤務手当の増額と書いてありまして、これとその何ですかね、ケアマネージャーの途中退社との関連性と、また、なぜどのような虐待が増加しているのかの要因と、現状について質疑したいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 山部議員の質疑にお答えをいたします。

まず、すみません、虐待等、また介護予防プランの作成委託の増額ということで質疑でございますけれども、まず、今回ですね、時間外勤務手当で5万8千円の増額をお願いしておりますけれども、包括支援センターではですね、通常的时间外勤務といたしまして、日中の相談や訪問等の記録、また、出前講座等の事業、各種会議や研修会等で主な業務を行っておりますけれども、今回、補正ではですね、5月以降、高齢者虐待、高齢者虐待が3件、4件ですね、非常に長く今対応しているところでございます。高齢者虐待と、あと精神疾患によりますその対応ですね、その方への対応等で非常に困難なケースが相次いでおります。夜間や休日での緊急対応が多く発生しております、予算が不足した状況でございます。

また、委託料のですね、増額につきましては、先ほど議員のほうからおっしゃいましたけれども、介護支援専門員がですね、9月いっぱい退職いたしましたので、そちらのほうで、包括のほうでケアプランの作成ができませんもんですから、介護事業者へですね、委託をするということで増額をお願いしたところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） では、そのケアマネージャーの退職と緊急対応の関連は別じゃないということなのかなと、今理解しましたが、で、そのこれ町として、その虐待の増加というのをこのままですね、手を打たないというわけにはいかないと思いますけれども、その辺に対しての何ですかね、指導とか、支援とか、対策とかいうのは考えられているのかと。現状、そのマンパワーは足りているのかなということをちょっと質疑したいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 山部議員の再質疑にお答えいたします。

高齢者虐待等につきましてはですね、どうしても介護保険課、包括ですね、の職員だけではですね、対応できませんもんですから、県のほうで支援チームというのがございまして、その中にはですね、弁護士さん等も含めたメンバーでございますので、こちらのほうに、大津町のほうにもですね、おいでいただいて、今後の対応についてご相談をしたところでもございます。

また、9月の補正でお願いしました、見守り相談員ですね、そちら警察のOBの方ですけれども、そちらの方にも支援をいただき、支援といいますか、その方と相談しながらですね、高齢者虐待等の方に対する対応はですね、行っているところでございます。

また、介護支援相談員がですね、退職したことに伴いまして、委託料の増額をお願いしましたけれども、9月末で確かに退職されましたので、その分がですね、包括の職員にですね、事務的な量が増えたというのも確かにございまして、時間外ですね、増額というふうになったことも事実でございます。

○2番（山部良二君） 以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

## 日程第22 委員会付託

○議長（桐原則雄君） 日程第22 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第64号から議案第76号までを、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時46分 散会



本 会 議

一 般 質 問

# 令和元年第8回大津町議会定例会会議録

令和元年第8回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第2日)

令和元年12月10日(火曜日)

出席議員	1 番 三 宮 美 香      2 番 山 部 良 二      3 番 山 本 富 二 夫 4 番 金 田 英 樹      5 番 豊 瀬 和 久      6 番 佐 藤 真 二 7 番 本 田 省 生      8 番 府 内 隆 博      9 番 源 川 貞 夫 10 番 大 塚 龍 一 郎      11 番 坂 本 典 光      12 番 手 嶋 靖 隆 13 番 永 田 和 彦      14 番 津 田 桂 伸      15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄																																								
欠席議員																																									
職務のため出席した事務局職員	局 長 矢 野 好 一 書 記 府 内 淳 貴																																								
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>家 入 勲</td> <td>総務部総務課主幹兼行政係長</td> <td>伊 東 正 道</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>田 中 令 児</td> <td>総務部総務課部長</td> <td>本 司 貴 大</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>藤 本 聖 二</td> <td>総務部総務課部長</td> <td>本 司 貴 大</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>豊 住 浩 行</td> <td>教 育 部 長</td> <td>吉 良 智 恵 美</td> </tr> <tr> <td>経 済 部 長</td> <td>田 上 克 也</td> <td>教 育 部 長</td> <td>市 原 紀 幸</td> </tr> <tr> <td>土 木 部 長</td> <td>村 山 龍 一</td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>野 村 宗 生</td> </tr> <tr> <td>併任工業用水道課長</td> <td>村 山 龍 一</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>荒 牧 修 二</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長兼選挙管理委員会書記長</td> <td>坂 本 光 成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>白 石 浩 範</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長</td> <td>坂 本 一 正</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	家 入 勲	総務部総務課主幹兼行政係長	伊 東 正 道	副 町 長	田 中 令 児	総務部総務課部長	本 司 貴 大	総 務 部 長	藤 本 聖 二	総務部総務課部長	本 司 貴 大	住 民 福 祉 部 長	豊 住 浩 行	教 育 部 長	吉 良 智 恵 美	経 済 部 長	田 上 克 也	教 育 部 長	市 原 紀 幸	土 木 部 長	村 山 龍 一	教 育 部 次 長	野 村 宗 生	併任工業用水道課長	村 山 龍 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	荒 牧 修 二	総務部総務課長兼選挙管理委員会書記長	坂 本 光 成			総務部財政課長	白 石 浩 範			会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	坂 本 一 正		
町 長	家 入 勲	総務部総務課主幹兼行政係長	伊 東 正 道																																						
副 町 長	田 中 令 児	総務部総務課部長	本 司 貴 大																																						
総 務 部 長	藤 本 聖 二	総務部総務課部長	本 司 貴 大																																						
住 民 福 祉 部 長	豊 住 浩 行	教 育 部 長	吉 良 智 恵 美																																						
経 済 部 長	田 上 克 也	教 育 部 長	市 原 紀 幸																																						
土 木 部 長	村 山 龍 一	教 育 部 次 長	野 村 宗 生																																						
併任工業用水道課長	村 山 龍 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	荒 牧 修 二																																						
総務部総務課長兼選挙管理委員会書記長	坂 本 光 成																																								
総務部財政課長	白 石 浩 範																																								
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	坂 本 一 正																																								

## 一 般 質 問

5 番 豊 瀬 和 久 君 p 65～p 78

1. LGBTに関するパートナーシップ制度の導入について

(1) パートナーシップを正式に認めることは、住民への啓発になるほか、性的指向や性自認に関する施策を推進する原動力となる。誰もが安心して、住みやすい町にするためにパートナーシップ制度を早期に導入するべきだ。

2. 子ども医療費助成制度の見直しについて

(1) 国は、子ども医療費で独自の助成を行う自治体へのペナルティとも言える国庫負担の減額調整措置を一部講じないなどの見直しを行ったが、町は6年間制度の見直しを行っていない。

国庫負担の減額調整措置を講じないことで生じた財源等を活用して助成の対象年齢の引き上げを行うべきだ。

3. 防災減災への取り組みについて

(1) 地域版ハザードマップやマイタイムラインを作成することで自分や家庭を守ることや地域で助け合うことなど災害への心構えを育み学ぶことができる。このような地域版ハザードマップやマイタイムラインの作成を推進するべきだ。

(2) 倒木の恐れのある杉などの高木の枝打ちや伐採など管理体制を強化するべきだ。

4. 地球温暖化対策について

(1) 深刻さを増す地球温暖化の影響で、豪雨や勢力の強い台風の増加などによる自然災害が多発している。

温暖化対策に社会の総力を挙げて取り組む決意を示す「気候非常事態宣言」をするとともに、温室効果ガスの排出を削減するための目標や政策を盛り込んだ「気候動員計画」を策定し、実施するべきだ。

(2) プラごみ削減対策の一環としてマイボトルに給水できる給水スポットの普及を推進するべきだ。

3 番 山 本 富二夫 君 p 79～p 87

1. ハザードマップの見直しと避難対策への対応は

(1) 私たちの住む、地球全体で地球温暖化が進んでいるのが現実である。日本もその影響で亜熱帯化になりつつあり、毎年、台風や豪雨の被害で甚大な被害が

起きているが、我が大津町でも対策が必要と思うが、どうなっているか聞きたい。

- ① 町内のハザードマップの見直しが必要ではないか。
- ② 中小河川が多いので砂防ダムと貯水池の新設を。
- ③ 町民への避難経路と時間帯などの防災意識の徹底を。
- ④ 雨で聞き取りにくい、防災無線で大丈夫か。
- ⑤ 新庁舎の水害対策は万全か。

## 2. 工業団地の新規の造成と企業の誘致の現状は

- (1) 今年10月の経済建設委員会で岩手県花巻市と北上市を訪問研修した。研修を基に違いなどを聞きたい。
  - ① 新規の工業団地を造成する計画はあるのか。
  - ② 新規の企業誘致は進んでいるのか。
  - ③ 中核工業団地撤退企業の跡地への企業誘致はどうなっているのか。

15番 荒木俊彦君 p88～p99

### 1. プレミアム付き商品券の教訓

- (1) プレミアム付き商品券の状況と見通し。
- (2) 反省と教訓を問う。

### 2. 国保 命と人権にかかわる点で改善を

- (1) 国保税の均等割り課税、改めて子どもへの人頭割課税の改善を求める。
- (2) 人頭割課税のもとで、滞納世帯への資格証明書、短期保険証でのペナルティは町民・国民の命に係わり、健康で生きる権利、基本的人権の問題ではないか。政令指定都市の横浜市でも、資格証、短期保険証を廃止した。大津町でも見習うべきではないか。

### 3. 地震一部損壊支援と耐震強化工事

- (1) 復興基金の活用をどう考えるか。熊本地震一部損壊修理費への援助など。
- (2) 耐震補強工事費の代理受領制度の改善を。

11番 坂本典光君 p99～p109

### 1. 南小学校新築・移転の件

- (1) 南小学校は老朽化しており、新築の時期が来ている。以前協議された際に、新築するなら現在の場所から違うところへ移転すべきだとか学校区を見直すべ

きだという意見が出たと聞いている。

その後、新築の話は途切れたままである。新しい美咲野小学校を視察した。校庭は広く、新しい設備が揃っている。そこで勉強する児童たちは表情も明るい。南小学校の保護者に美咲野小学校を視察してもらい、町と教育委員会は新築に向けて協議を始めるべきである。

## 2. 病児保育の重要性

- (1) 本来、母親は産後1年間ほどは自分で育てるべきだと言われている。しかし現実の社会は厳しい。現在の日本は経済成長率が低く、個人所得の大幅上昇は望みが薄い。生活のために自然と共働きにならざるを得ない。そこで0歳児から保育所に預けることになる。

幼児は病気しやすい。0歳児がさらに病気をしやすい。熱がでれば保育園から連れに来てくれと電話がかかる。病気は1日では終わらない。風邪なら兄弟にもうつる。母親は何日も会社を休むことになる。快く休みを認めてくれる会社だけではない。こういう時は、病児保育所が必要になるが病児保育所は少ない。大津町、日本各地、アメリカの現状を聞く。大津町としての対策を問う。

## 3. ねこの避妊手術の件

- (1) 19年前、議員になりたての私は一般質問で（ねこの避妊手術）の件を取り上げたことがある。当時はまだ機が熟せず実現しなかったが、やっと世間がいい状況になってきたように思う。さらに（広報おおづ）の7月号で記事として掲載された。

そこで今回はそれを推進する立場から町はどのような支援ができるか尋ねるものである。

13 番 永 田 和 彦 君 p 109～ p 121

### 1. 新庁舎と5G

- (1) 第3回まちづくり懇談会で感じたことは高齢社会による地域の過疎化、公共奉仕活動や防災活動の困難、将来不安など、人口減地域には切実な問題である。コミュニケーションの維持が重要と指摘され、メモ回覧板の設置は的を得ていて、アナログ行動をデジタル時代5Gによる高い次元の融合が必要と感じた。新庁舎と町民を時代の進化でつなげ、町民に双方向の通信技術で安心して暮らせる町としなければならない。

### 2. 自己防衛と人格について

- (1) 社会問題化している各ハラスメントについて、学校教育での取り組みを問いたい。学校でのいじめ問題への取り組みが社会に出て役に立つのだろうか？

パワハラを防止するための対策を企業に初めて義務づける法律が来年施行されるのを前に、厚生労働省の審議会は、パワハラにあたる事例を具体的に示した指針案をまとめたが、企業は雇用契約を企業に有利な厳しい条件としてくるだろう。

社会において人権教育への理解は万能でなく頼りがたく守ってはくれない。ハラスメント「いやがらせ」に負けず、人格高くたくましい社会人となる為には、筋の通った戦いも時には必要となることを肝に銘じなければ未来は開けない。

6 番 佐藤真二君 p 127～p 138

1. 先を見て後手に回らぬ対策を

- (1) 長期的な将来を見据えた計画や政策は当然に重要だが、少し先を見越した施策の準備を心がける必要もある。

この後に起こることを踏まえた準備は進んでいるか。

- ① 来年の降灰被害への対策準備は。
- ② 国の補正予算、経済対策への備えは。
- ③ 他に取り組むべき視点は。

2. 地域振興組織の導入検討が必要ではないか

- (1) 町の南部・北部では人口減少・高齢化がさらに進み、行政区の維持、集落の維持も困難になってきている。

そうした中で地域での生活を守っていくためには、従来の行政区の枠組みを超えた地域振興組織の制度導入が必要。

「まちづくり」と「地域福祉」の課題が重なっていく状況の中、今後の「地域づくり」のための取り組みを進めないか。

1 番 三宮美香さん p 139～p 149

1. 町としての防災意識

- (1) 地震や水害については、ここ数年で防災意識も高まり、地域をあげて防災訓練や個人での防災グッズの準備など意識の高まりを感じる。これから年末年始にかけて特に火災の発生が心配される。火災が発生した場合の初期消火活動は身近な地域となる。全国的な最近の事例では白川郷の火災が耳に新しい。白川郷の火災が1時間50分で消え周囲に広がらなかったのは、村民が定期的に放

水訓練等を実施していたからだと言われている。そこで町としての考え方を問いたい。

- ① 各地域で火災が発生した場合の初期消火活動実施の可能性。
- ② 消火栓と消火ホース格納箱、防火水槽等の確認状況の把握。
- ③ 地域住民への初期消火活動の必要性の啓発。
- ④ 宅地開発時の状況確認。
- ⑤ 子どもたちへの防災指導は。

## 2. 大津町のスポーツに対する考え方

- (1) 大津町は本田技研熊本の野球やマラソンの前田選手の応援を町をあげてパブリックビューイングなどで行っている。大津町ゆかりの活躍している方々は他にも、バレーの古賀紗理那選手や大津高校サッカー部など直ぐに頭に浮かぶがこちらは応援されていない。

大津町教育委員会は、地域に根ざし地域に開かれた学校づくりを中心として、家庭教育と地域社会教育との連携を強化して推進を図るため「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践」を基本理念とした学校教育ビジョンを掲げている。この基本理念は2代前の那須教育長の頃から引き継がれており、大津町の宝である子どもたちを育てる上での大切な根幹だと認識している。

であれば、大津町ゆかりの身近な選手を大津町として盛り上げようと応援することが若者の人材育成につながると思うが、町、教育委員会としてはどう考えるか。

## 2 番 山 部 良 二 君 p 149～ p 161

### 1. 子ども・子育て支援制度について問う

- (1) 10月から実施された保育・幼児教育費無償化にともない副食費が実費徴収になるが、
  - ① 保育園等での混乱や業務量の増加はないか。
  - ② 無償化で副食費が実費徴収され負担増になる世帯はないか。
  - ③ 保育料と副食費の逆転現象が起きないように副食費の無償化を提言する。

### 2. 持続可能なまちづくりと地域の活性化について問う

- (1) 地域創生を深化させて、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが必要ではないか。人々が安心して暮らせるまちづくりの実現について問う。
  - ① 質的拡充型のまちづくりの推進

スポーツの森新駅設置や新駅周辺の開発事業の推進を提言する。

② 快適な緑地空間の創出について伺う。

ア. 防災系統緑地の充実や取り組みは。

イ. 新庁舎周辺地域の緑地化による健康活動の場やコミュニティ醸成としての機能（オープンガーデン・市民農園者等）を利用した、地域のにぎわいの創出や、地域コミュニティの活性化について伺う。

3. 消費税増税について伺う

(1) 貧困や格差の拡大を生む逆累進性の高い消費税増税により、本町の財政状況にあたる影響は大きいと思うが現状と町民負担軽減策は。

4 番 金 田 英 樹 君

p 161～ p 174

1. 多様な繋がり場の創出

(1) 町の人口は3万5千人を突破し、これまで大津町に所縁のなかった住民も多くなり、地域との関係が希薄な層も増加傾向にある。そうした方々に町や住民との結節点を提供し、この地でより一層充実した生活を送っていただきながら、町への愛着を深めてもらうことは共助・協働のまちづくりにおいて重要である。また、新旧にかかわらず、人生100年時代を迎えて定年した元気な高齢者が増えている。そうした方々にとっても生涯学習やボランティア、運動を通じた学びや楽しみ、さらに交流や外出は、暮らしの一層の充実や健康に繋がるものである。

最も基礎的な繋がりには自治会などの地元コミュニティセンターであることは前提であるが、受け皿の一つとして趣味などで繋がったコミュニティづくりを併せて推進し、重層的に張り巡らす発想も必要である。町に様々なコミュニティが溢れることで、地域を超えた一つの繋がりが新たな繋がりを生み、結果として地元コミュニティへの参画、あるいは多様な地域活動への入り口になることも期待できる。

以上を踏まえ、次の項目について町の考えを問う。

- ① 生涯学習講座等の“場”の更なる充実（メニュー/時間/場所）
- ② 自主講座移行分や町の諸団体等も含めたHPによる情報提供（プラットフォームづくり）
- ③ 町広報紙での特集などを通じた更なるPR
- ④ 既存コミュニティの支援

2. 電子版地域通貨導入による地域活性および税収増



- (1) 地域通貨とは「限られた特定の地域内だけで利用できる通貨」のことであり、ここでは大津町内の店舗等で限定して使うことのできる地域通貨を想定している。また、電子版とは追加入金も可能なスマートフォンやカードを用いた通貨を指す。

導入の主な目的・用途としては優先度順に、①ふるさと納税増加による町税収入向上と寄付者への還元、②地域通貨流通および関係人口拡大・深化による町内経済の活性化、③現行の「水水ポイント」の機能強化と基盤一元化、④国主導のマイナポイント導入に向けた受け皿づくり、の4点である。これらはすべて統一基盤で実現可能であり、最小の経費・負担で大きな効果が期待できる。

以上を踏まえ、次の項目について町長の考えを問う。

- ① ふるさと納税の返礼品メニューに電子版地域通貨（電子感謝券）を加え、企業連絡協議会等のネットワークを通して単身赴任者や通勤者、さらに、その他の様々な繋がりを駆使して多くの交流・関係人口層を対象に広報することで、税収を増やす取り組みをおこなう考えはないか。
- ② 活用・認知度が伸び悩む町独自の「水水ポイント」の代替として、統一規格の地域通貨を導入する考えはないか。ポイントの魅力が向上することで、地域活動や健康づくりを促す「インセンティブ効果」の向上が期待でき、地域経済活性も望める。

### 3. 増加する鳥獣への総合的かつ重層的な対策

- (1) 山林の開発や、駆除を担う方々の減少など様々な要因によって、イノシシをはじめ町内で所謂「害獣」の目撃情報が増加している。田畑を食い荒らすシカやイノシシの増加は農家にとって死活問題であるのはもちろん、人を襲うことによる直接的な被害および日々の不安、交通事故、さらに耕作意欲減退による農地の荒廃などの様々な事態に繋がる可能性をはらんでおり、決して農家だけの問題ではない。

当然、さらなる予算は伴うが国の助成も活用してICTなどの先進技術も取り入れながら、①人の住まう集落に寄せ付けない、②田畑への侵入を防止する、③個体数を減らす、という3つの観点からの総合的かつ重層的な計画立てた対策が必要だと考える。

以上を踏まえ、町長の考えを問う。

- ① モデル地区や助成枠を設けながら、新型の罠や電気牧柵などを試行する考えはないか。
- ② 減少傾向にある駆除者への支援、および新たな駆除者の育成に向けて、免許取得や機材購入・メンテナンス、訓練などの様々なコストも踏まえたうえで、

各種助成や奨励金の見直しをする考えはないか。

- ③ 広報や現地指導などを通じた、無意識の餌付け解消、サルやカラス等を含めた対処対策法、適切な護柵設置法の普及啓発

日程第 1 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

ここで本会議の 1 日目の日程第 2 1 議案質疑の議案第 67 号、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例における荒木議員からの質疑において、教育部長から答弁の訂正の申し出がありましたので、これを許します。

教育部長市原紀幸君。

○教育部長 (市原紀幸君) おはようございます。12 月議会の初日に荒木議員からございました、議案第 67 号に関する質疑の中で、一般財団法人熊本県建築住宅センターにつきまして、「熊本県の外郭団体で県営住宅等の管理等を行っている」と答弁しましたが、正しくは、「熊本県、熊本市及び建築関係団体などにより設立された法人で、建築住宅の相談、情報提供及び研修に関する事業や公共建築物の整備支援に関する事業などを行う団体」でございます。

お詫びして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○議 長 (桐原則雄君) 本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、11 日が 6 番から 9 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○5 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様もお忙しい中、朝早くからお越しいただき大変にありがとうございます。5 番議員、公明党の豊瀬和久です。本日は通告にしたがひまして、4 点質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

人口減少、少子高齢社会、頻発激甚化する大災害、インターネットがスマートフォンやパソコンだけでなく、家電製品や自動車につながり、AI や IOT の進化が本格化して、今までの当たり前だった生活や考え方が大きく変わっていく時代になり、この変化に立ち向かうためには、こうあるべきだという固定観念の殻を破った多様性が発展の鍵になるのではないかと思います。このような大きな構造変化を直視し、10 年、20 年後の大津町のことを考えながら質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、1 点目の LGBT に関するパートナーシップ制度の導入についてお伺いいたします。

LGBTに関しては、昨年12月と今年6月にも一般質問を行っており、今回が3回目の質問となります。昨年、12月の質問後から本庁でもLGBTの理解を深めるための様々な取り組みが進められてきました。本年1月28日は、支援団体くまにじの森弁護士を講師に、LGBTに関する職員啓発研修を開催し、職員約100名がこの研修を受講されています。また、4月に行われた統一地方選挙では、投票所入場券の性別欄を削除し、9月には職員向けハンドブックもできました。11月には再度職員研修を行われ、先日、7日に文化ホールで行われた集いでは、LGBTの方々に配慮して、人権を考えるみんなの集いに名称を変更されるなど、町長のリーダーシップのもとで、LGBTの方々への対応が着実に進められていることに対しまして敬意を表します。また、5月28日には、支援団体くまにじより、家入町長に対して、パートナーシップ制度を大津町でも創設し、同性パートナーを公的に認めてほしいとの要望書が寄せられるとともに、意見交換も行われました。

4月に県内自治体としてはじめてパートナーシップ制度を導入した熊本市も11月22日にLGBTの方々との意見交換を行ったことが熊日新聞に報道されていました。その意見交換会の中で、他の県内自治体でパートナーシップ制度の導入が進まない現状に対して、LGBTの方々からは、熊本市だけの取り組みでは不十分で、他の自治体にも働きかけてほしいと求められています。

また、熊本市と福岡市は、パートナーシップ宣誓制度の相互利用を始めています。本来なら自治体ごとに宣誓手続きが必要ですが、相互利用で転居時の手続きが簡素化されています。この相互利用の取り組みは、全国初の取り組みです。九州では北九州市や長崎市などでもパートナーシップ制度を導入しており、熊本市は相互利用の取り組みを九州全体に広げたいと言われています。

中国地方ではじめて導入自体である岡山県総社市は、人口約7万人、また、今年1月に導入した群馬県大泉町は、人口約4万2千人です。パートナーシップ制度は決して大都市だけで実施されているわけではなく、人口の多い自治体だけのものではありません。

パートナーシップ制度について、くまにじが行った熊本県民へのアンケートで、そのアンケート調査に対しても、パートナーシップ制度の取り組みをしてもらいたい。パートナーシップ制度などいろいろな人が住みやすい環境がほしい。パートナーシップ制度のような形として保障してもらえよう。取り組みは力になるなどと制度の実現を求める声が多数寄せられています。現在、実施されている自治体のいずれの制度も婚姻のような法的な効果はありませんが、これまでその存在が無視されがちであった同性同士であるカップルについて、自治体がパートナーシップを正式に認めることは、町民や事業所への何よりの啓発となり、LGBTに関する施策を推進するエンジンともなります。いかなる性別、性的思考、性自認であったとしても、一人一人の個性や能力が十分に発揮できる心豊かな住みやすい町、そして、だれにとっても夢と希望が叶う元気大津の実現のためにも、また、差別や偏見をなくす第一歩としてパートナーシップ制度を導入すべきではないでしょうか。町がパートナーシップ制度を導入し、宣誓書や受領書を発行することで、差別や偏見をなくすための土壌づくりが進みます。そして、それから様々な制度へと反映されていくのではないかと思います。今まで存在していないことにされてきた、名前や顔を出すことができず、差別や偏見におびえ、自分を隠しながら生きてきた少数者の声を聞いて、その声を尊重し、大津町が多様性を認め合える地域になるために、パート

ナーシップ制度を導入するべきだと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。令和元年の最後の議会となりましたけども、日本国内におきまして、天皇陛下の即位、あるいはノーベル化学賞受賞の吉野 彰さんなど、大変うれしいことや希望を叶える力をいただいた一方で、台風19号をはじめとする大自然の被害、あるいはカンボジアでの大活躍をしておられた中村哲医師、先生の射殺事件など、本当に悲しいものが起きておりますけども、多くの皆さんに対してお見舞いを申し上げるとともに、来る年が良い年になるよう、我々町としてもしっかりと頑張っていきたいというふうに考えております。

まずは、豊瀬議員の一般質問におきまして、2015年9月の国連サミットにおいて、SDGs持続可能な開発目標が採択され、貧困をなくし尊厳と平和を確保し、平和で公平な社会を促進しようという国際的な取り組みがはじまっており、ジェンダー平等の実現と人種・性別の不平等をなくそうという目標が掲げられています。

現代社会において、性の多様性は人それぞれであり、性の要素に分けて考え、そのあり方について違いがあることを認識し、尊重しなければなりません。

戸籍上の性別や名前と見た目が違うことで、公共機関において嫌な思いをしたり、トイレも満足に利用することができないなど、生活上に困っている性的マイノリティの方々は約13人に1人と言われ、決して他人事ではなく、私たちの身の回りにもいらっしゃるということを認識しなければなりません。

2015年に内閣府から出されました第4次男女共同参画基本計画の中では、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や、性同一性障がいや有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要であるとし、様々な困難な状況におかれている人々が安心して暮らせる環境整備を進めることが大事とされております。議員の提案の「パートナーシップ制度」は、こういった性的少数者の方に対する配慮と同時に、町民の皆さんに対しての理解を深め進める手段の一つだと考えております。

LGBT等を含む性的マイノリティの方への現在の町の取り組みや今後につきましては、担当部長のほうより説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。現在の町の取り組み状況等について御説明を申し上げます。

昨年から役場庁内で立ち上げております申請書等による性別記載欄の見直しに関するプロジェクトチームは、各課窓口担当者で構成され、法律に基づく理由がある場合を除いて、性別の記入が必要なものについては、4月に実施されました熊本県の議会選挙における選挙投票入場券をはじめ、11月5日から印鑑登録証明書の性別欄を削除し、住民票記載事項証明書では性別記載の有無を選択できるようになっておるなど、11月末時点で28件の性別欄の削除を行ったところです。

次に、町職員の研修におきましては、今年の1月にLGBTに関する初めての職員研修を実施し、

2回目を11月に臨時・非常勤職員を含めた計174名が参加し、基本的な知識、性の多様性、職場窓口における実践対応などを行っております。

また、職員が状況に応じて適切な対応ができるように「職員向けハンドブック」を8月に作成し、全職員へ周知を行っております。正しい認識のもと、当事者への対応、配慮に努めることを目標に、今後も各課等の課内研修に活用するように考えておるところです。職員がさらに認識を深め、だれもが安心して暮らせるまちづくりへとサポートできるよう努めてまいりたいと考えております。

ところで、議員ご提案の「パートナーシップ制度」につきましてですが、この制度は性的マイノリティの対象者が互いに人生のパートナーとして日常生活において協力しあうことを町長に宣誓し、それを町長が認めたものを宣誓書受領証として発行するものであります。例えば、町営住宅の入居あるいは公に関係が認められることにより精神的安定を得るなどのメリットがあります。

先ほど町長も申しあげましたように、この制度は、性的マイノリティの方への配慮を促すと同時に、町民の方へ周知することでLGBT等への関心を持っていただき、啓発を進める大きな役割を持つものと考えております。10月現在までに全国27の自治体で合計617組がこのパートナーシップを宣誓されておられます。

また、茨城県においては、県内全域を対象として2019年7月より導入をされておると聞いております。導入する自治体は今後も増えていき、県内では、先ほどございましたように、今年4月から熊本市で始められ、すでに8月に1組の宣誓があったと伺っております。町としましても、導入に向けての検討を進めてまいりますけれども、まずは、町職員がLGBT等及びパートナーシップ制度への正しい認識を持ち、制度の受け皿として環境が整っていることが重要だと考えております。

安心してパートナーシップを宣誓できるためには、町民の皆さんが理解が得られたときに認知されるものだと考えております。

今後も関係機関、団体とも連携を図りながら、よりよい制度がつけられるようよう、LGBTを含む性的マイノリティに対する差別や偏見、無理解を解消するために啓発に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 再質問を行わせていただきます。

まず、1点目は、そのパートナーシップ制度に関しまして、町長のほうからも理解を深める手段の一つで、大きな役割を果たすものということではございました。私もこの質問をすることに対しまして、くまにじのメンバーの方をはじめ、6人の当事者の方々からこのパートナーシップ制度の導入を進めてほしいというご意見を伺って、今、質問をさせていただいています。

先ほどからも言われますように、職員の皆様や町民の皆様へこのLGBTの人たちに対する理解を深めていく取り組みを進めていくことも一つ大事なことであります。ただ、車の両輪のもう一つの、片方の両輪として、もう一つは、このパートナーシップ制度というものは一つの象徴的なもので、いろんなLGBTの施策を推進するうえでのエンジンとなるものだというところで、当事者の方々からもそういう意見を言われています。ですから、当然理解を進めていく取り組みは重要になってきますけ

れども、それとあわせて、それを推進していくためにエンジンとなるパートナーシップ制度も導入をぜひ推進してほしいということ、ご意見を伺っています。

今、町長も、藤本総務部長のほうも答弁をされましたけれども、その答弁をつくられるにあたりまして、当事者の方からどのようなご意見を、お伺いをされたのか、されてないのか。その答弁をつくるにあたりまして、そういう意見を聞かれたのかどうかをまずお伺いをさせていただきたいと思いません。

もう1点目は、このLGBTを町民の皆さんに理解を深めるためにということで、職員対応のハンドブックを作成をされてますけれども、これは熊本県や熊本市もつくられて、県民や市民にも理解をあげてもらうためにということでホームページにも公開をされています。本町では、これ何度も要望してきたのですけれども、まだ未だにホームページに掲載をされていません。その税金でつくっているもんだと思いますので、町民の皆様にも周知、啓発するためにも、熊本市も熊本県もホームページに掲載をして、内容的にはほぼ同じような内容ですので、掲載すべきだと思いますけれども、掲載できない理由をお伺いをいたします。

3点目は、福岡県の糸島市というところが広報いとしまというものを使って、今年の5月ですね、12ページ使って、こういうものですがけれども、このLGBTの住民の方々に対する周知ということですね、広報活動を行われていますので、このような広報いとしまなどを参考にした、思い切った広報活動を行ったほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上の3点をお伺いさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今の3点ご質問があったかと思えます。

まず、1点目ですがけれども、まず、こういったパートナーシップ制度についてですね、取り組む姿勢をですね、前面に出すということによって町民の方の理解が進むんじゃないかというようなことも含めて、当事者の方々はどういった取り組みを進めてきたかということだと思います。当然、パートナーシップ制度の必要性についてはですね、十分認識はしておるところです。それで、今までもですね、職員のハンドブック等をつくるにあたりまして、くまにじというところがありますけれども、そこ協力していろいろやっておりますので、さらにそこともですね、連携を深めながら今後も進めていきたいというふうに思っております。

それから、2点目ですがけれども、職員向けですね、ハンドブックについてホームページに公開しないかということですので、職員向けのハンドブックつくっておりますけれども、その内容がですね、町民の方に知らせるべきような内容だということであればですね、当然、ホームページのほうには公開したいと思しますので、その辺も含めて十分検討してみたいというふうに思います。

それから、3点目ですがけれども、糸島市について、広報ですね、いろいろ周知をしてあるんでそういったことをやらないかということですので、当然、パートナーシップ制度、あるいはLGBT等について、人権教育も含めて、いろんなものについて広報紙では当然今までもずっとやってきておりますので、継続して広報啓発というのはやっていきたいと思えます。

先ほども申しましたように、まずは職員がですね、勉強をもう少しして、この前も職員研修を実施しましたけど、その後のアンケートでもですね、職員のほうがまだ少し知識不足だとか、あるいは、窓口対応については少し不安があるといった割合がまだ7割ぐらいあるもんですから、その辺をですね、しっかりある程度みんなが共通認識をして、そして、先ほどおっしゃったように、糸島市がされているような広報ですね、そういったもので町民の方を啓発することによって、環境整備ができると思いますので、まずはそういったところからしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） この取り組みはLGBTの方々に対する取り組みですので、しっかり当事者の声を聞いていただいて、当事者の思いに寄り添っていただいて、当事者が求めるようなことをしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2点目の子ども医療費助成制度の見直しについてお伺いをさせていただきます。

子ども医療費助成制度は、診察を受けられずに亡くなる子どもたちを救うために1960年代に始まり、1990年代半ばには、全都道府県に広まりました。現在、都道府県が持つ助成制度を市町村が政策や財政力に応じて拡充しており、同じ都道府県でも市町村によっては助成内容は異なります。子育て世帯の経済的負担軽減する制度であるため、若い世帯を呼び込むための施策の一つであり、子どもの健康を地域で見守り、子どもの受療機会を逃さないために助成制度を有効に活用することが推奨される一方で、限りある財源の有効活用のためには課題もあります。医療費が無料になると過剰な受診を招いて、受診頻度が上がり、医療費が高くなる一因となる可能性があります。親の心配し過ぎによる受診増加は、すべてが悪いとは言えませんが、相談窓口で解消できるものも多いと考えられています。かかりつけ医を持つことや小児緊急電話相談事業など、電話による医療相談窓口、子どもの病気に関する講座などによる助言やサポートによって受診を適正化できた自治体もあります。

そのような中、阿蘇市では、来年度から医療費を自己負担分まで含めて18歳までを無料化に拡充する条例改正案を今定例会に提出をされました。県内でも半数近くの自治体が18歳まで無料化を実施しています。本町では、2013年度までは小学生までが対象でしたが、2014年度から助成対象年齢を中学校3年生までに拡充されました。昨年度の対象人数は6千246名で、一人当たりの平均助成額は2万6千421円です。お隣の菊陽町は本町より3年早い2011年度から助成対象年齢を中学校3年生までに拡充しています。昨年度の対象人数は7千915名で、一人当たりの平均助成額は2万1千640円で、本町よりも一人当たりの平均助成額が4千781円少ないです。平均助成額が4千781円少ない要因と思われることの一つには、菊陽町は、2016年度から4歳以上に対して1医療機関1カ月500円の自己負担を導入されています。菊陽町の自己負担を導入する前の2015年度の一人当たりの平均助成額は2万5千570円ですが、自己負担を導入した2016年度から助成額が約3千900円少なくなっていますので、500円の自己負担があることによって過剰な受診が抑制されていると考えていいのではないのでしょうか。ただ、菊陽町の自己負担については、今年度から再度見直され無料化されています。財源の課題だと思われる過剰な受診については、自己



負担で抑制させるのではなくて、子ども医療費助成制度は、限りある財源で行っていることに対する理解を深めることが重要であるとともに、子どもの病気に関する講座などによる助言やサポートによって受診を適正させていくための取り組みに力を入れなければいけないのではないかと思います。

6月定例会での同僚議員の同じ質問に対して、子ども医療費の対象年齢の引き上げについては、子ども医療の対象者である中学生まで人口が毎年増加している状況ですので、厳しい財政状況も踏まえ、当面は現状を維持したいと考えていると答弁されていますが、はじめから財政が厳しいからできないと決めつけるのではなくて、まずやるべきことは、町民の皆様に子ども医療費助成制度の現状を説明した上で、ご理解とご協力を得て、受診を適正化させる努力をするべきです。その上で、国が子ども医療費で独自の助成を行う自治体へのペナルティともいえる国庫負担の減額調整措置を一部講じないなどを見直しを行ったことによって生じた財源の約400万円も有効活用すれば、一人当たりの助成額が年間2千300円、月190円少なくなれば、18歳まで対象者を拡大した場合に必要な財源の1千800万円の財源が捻出できます。お母さんが安心して子育てしやすくなり、出産の促進や若い世代の定住につながり地域の活性化、さらには、高齢者への福祉なども含めた自治体運営の安定化につなげていくために、子育て支援、少子化対策を充実させていくために、子ども医療助成の対象年齢を見直して、高校3年生までに引き上げを行うべきだと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の子ども医療助成の見直しについてのお答えをしたいと思います。

議員がご指摘のように、子ども医療の自己負担額が無償であることが必要以上に医療費を受診する、いわゆる過剰受診につながらないよう、保護者の皆さんに対する啓発をしっかりと行っていく必要があると考えております。

また、子ども医療の18歳までの対象年齢の引き上げにつきましては、震災後、財政事情も厳しさを増していますので、今後は啓発の強化による医療費の抑制や県の補助、要件の緩和などにより、財源が確保できた時点において、近隣市町との状況等も踏まえて、慎重に判断をしたいと考えております。

子ども医療費の助成に対する国保への減額調整措置や子ども医療の自己負担の考え方など、詳細について、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） おはようございます。豊瀬議員の子ども医療費助成の見直しに関するご質問に、私のほうから、子ども医療費の助成に対する国保への減額調整措置について、並びに、医療費抑制に向けた啓発の取り組み及び自己負担や対象年齢の考え方の3点についてご説明申し上げます。

まず、子ども医療費の助成に対する国保への減額調整措置についてご説明申し上げます。

子ども医療費につきましては、法的な義務規定もなく、市町村が子育て支援対策等の一環として任意に実施している事業となります。本来、医療機関を受診する場合の窓口での自己負担につきましては

は、法律で定められておりますが、これを超えて市町村が自己負担額に対する給付を行う子ども医療に対し、国は、過剰な受診を招く恐れがあるとして、市町村に対して、国庫負担の減額調整措置を講じております。

減額調整措置につきましては、国民健康保険の医療給付等に対する国庫負担について、子ども医療の給付費の一部が補助対象経費からカットされるという措置でございます。

しかし、こうした国の減額調整措置は、かねてから子育て支援の推進に逆行するとの強い反発があり、平成30年度から一部が緩和され、0歳から就学前までの医療給付については、減額調整措置が解除されております。減額調整措置の緩和により、平成30年度は約350万円程度国民健康保険への国庫負担金が増えた結果となりました。ただし、これはあくまで国民健康保険特別会計における歳入であり、国民健康保険の財政運営のための財源として活用することになるため、一般会計の予算で実施しております子ども医療の財源とすることはできない形となっております。

次に、子ども医療の対象者に対する医療費抑制に向けた啓発の取り組みについてご説明申し上げます。

子ども医療の給付費については、子どもの数の増加に伴い、増加傾向となっており、これまで以上に医療費抑制のための啓発が重要になっている状況でございます。

啓発方法については、気軽にいつでも相談できる「かかりつけ医」を持っていただくことを啓発の基本とし、価格が安いジェネリック医薬品を積極的に選んでいただくことや、同じ疾患で複数の医療機関を受診したり、必要以上に頻繁に受診する、いわゆる過剰受診を行わないような啓発を積極的に行っていくことが重要であると考えております。特に、子ども医療の財源は、住民の皆様からの税金であり、医療費を抑制することは、税負担を上げないためにも大切であることなどを強調しながら、わかりやすい説明を心がけてまいります。

これまでも広報誌などを活用し、医療費抑制の啓発に取り組んできましたが、今後は様々な機会を利用しまして、効果的な啓発に努めてまいります。

具体的には、窓口での子ども医療の資格申請手続き時に、啓発チラシを配布し、医療費の適正化についての理解を深めていただけるよう協力を呼びかけるほか、出前講座の活用や予防接種等の各種通知の発送時に啓発チラシを同封するなどの方法により、取り組みを進めてまいります。

最後に、子ども医療の自己負担や対象年齢の考え方についてご説明申し上げます。

町では、過去に子ども医療費については、過剰受診を抑制するためにも、自己負担額を有償にすべきではないかとの議論がありました。しかし、県内の状況や子育て支援対策への影響等を踏まえ、現在まで自己負担額を無償としてきたところでございます。全国的にも自己負担額を無償とする自治体が多く、県内でも、現在、7つの自治体で自己負担額を有償とされておりますが、無償化にされる自治体が増えている状況でございます。

このような状況において、町では、自己負担額が無償であることは、子育て世代に定着していると考えていますが、これを有償とすることは、子育て支援の流れに逆行する可能性もあり、子ども医療による子育て支援対策の有効性を保持させるためにも、近隣市町とのバランスも考慮したうえで、現

行のまま自己負担額を無償で運用していくことが望ましいと考えております。

また、18歳までの対象年齢の引き上げについてですが、判断の基準としまして、子ども医療の対象を18歳まで引き上げることによる子育て支援対策としての有効性と、医療保険の法定自己負担割合とのバランスをどう考えるか、ということになると思います。

医療費の自己負担については、適切な受診を促し、医療を受ける人と受けない人との公平性を確保するという主旨で、法律で負担割合が規定されておりますので、子育て支援対策として決定の自己負担金を超えて助成を行う子ども医療の給付は、法の趣旨をふまえれば、財政事情を考慮しなくても、最低限の範囲で行うことが基本的な考え方であると考えております。

これを踏まえますと、厚生労働省のデータによりますと、中学生に比べて高校生の一人当たりの医療費は2割から3割程度低くなっており、中学3年生までを対象とする現行制度の内容で、子育て支援対策としての効果は発揮できるものと考えております。現時点では、対象年齢の引き上げをあえて行う必要性は高くないと考えております。

また、県内で18歳まで対象を拡大している自治体は、少子化に伴う人口減少が深刻な自治体が多く、大津町と同様に、人口が増加している近隣の市町との均衡を図ることも大切であると考えております。

さらに、震災以降、財政事情が厳しくなっていることや、県に要望しておりますが、依然として子ども医療に対する県の補助金の要件が厳しいこと等を考慮し、町長も申し上げましたとおり、対象年齢の見直しについては、今後、医療費の抑制や県の補助要件の見直し等による財源が確保できた時点において、近隣市町の状況を踏まえて、改めて検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 再質問を行わせていただきます。

今いろいろ説明をされまして、基本的には、その高校3年生まで医療費を無料化にするというのが、今県内でも半数近くが取り組みを進めてきて、阿蘇市でも来年度からその高校3年生まで無料化にするということで、大きな流れは高校3年生までを無料化にするというのが県内の自治体の取り組みの方向性だと思います。住民の方からは、先ほど言われましたように、過剰な受診があるので自己負担を設けていいのではないかなというような意見も聞くこともあります。だけれども、少子化対策としては、自己負担とかがない無償のほうが対策にとっていいので無償化ということで、私も無償のほうがいいとは思いますが。ただ、いろんな意見がある中でどれが一番住民の皆様にとって、自己負担を取って抑制させたほうがいいのか、そして、抑制させて対象年齢を引き上げたほうがいいのか。それとも今のまま、特に大きなことを何もやらずに、そのまま、例えば、過剰な受診があり続けて中学校3年生のままでいたほうがいいのか。いろいろ選択肢はあると思いますのでですね、その周知も含めて、当事者は子育て世代のご両親だと思いますので、まずは、その周知の、先ほどは広報とかいろいろそういうことで言われましたけれども、一度聞いてみたらいいんじゃないかと思うんですよ。アンケートでもいいと思います。今の現状、県内自治体が高校3年生まで半数近く増えて、どんどんそういう

流れが今広がってきている中で、大津町の考え方や、それと今の過剰な受診があるんじゃないかという現状と、それを抑制させていけば高校3年生まで同じ財源でできると。その抑制のさせ方にはいろんなやり方があると思います。ほかの自治体では自己負担を設けているところもあれば、所得制限を設けているところなんかもあります。そういういろんな選択肢がある中で、今のままで、中学校3年生のままで、同じやり方でいいのかどうか。もう長く続けてきてそのまま長く続けてきているだけでいいのかどうかということ、選択肢はいっぱいあると思いますので、現状をまず知ってもらうべきだと思います。そういう中で、アンケートであったり、そういう選択肢を選んでいただくような方法も必要じゃないかと思いますので、検討していただいてですね。まずは、そういうしっかりとこの子育て、子ども医療費に関しては、そのあり方をそういう親御さんたちに知っていただいて、どういふふうに進めていったほうがいいのかというのは、行政だけで考えるのではなくて、しっかりとご意見を伺ったほうがいいんじゃないかと思いますので、そのあたりのところを私はご意見を伺ったほうがいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

現状ですね、住民の方に知らせて、アンケートを取るなりして、町の現状とか、また、先ほど申しましたけれども、まずはですね、財源確保ということでいろんな啓発をしまして、今高校生までの財源を1千800万円ですかね、あくまでも概算ですけども1千800万円ほどかかるというようなこともいろいろなものをですね、住民の方に知らせて、今後、町がどうやって取り組んでいくかというのはですね、考えていきたいと思います。

一つですね、豊瀬議員がおっしゃいました、自己負担につきましても、うちのほうでも検討をしたところでございます。ただ、高校生まで対象年齢を引き上げてですね、自己負担額を無償とした場合、試算ではですね、年間1千800万円の経費が新たに必要になるということで、仮にですね、高校生のみ1医療機関ごとに500円の自己負担を設けた場合は、年間400万円ですね、負担減になるということで、ただし、1千400万円はですね、どうしても経費が必要になってくるということで、大きな財源が必要となりますので、この辺もですね、いろいろと検討しながらですね、取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） ぜひ、しっかりと他の自治体の取り組みとか、そういうものも検討しながらですね、いろんな今時代は変わってますので、もう今のままずっと同じ内容で続けるというよりも、いろんな選択肢を考えて取り組みを、見直しなどを進めながら行っていかないといけないのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3点目の質問をさせていただきます。

防災減災への取り組みについてお伺いをいたします。

台風19号は東日本の広範囲で猛威をふるいました。各地で河川の氾濫を引き起こし、甚大な被害をもたらしましたが、堤防が決壊したにも関わらず、宮城県大郷町では犠牲者がゼロでした。その鍵

は、自主防災意識の高さにあります。宮城県中央部から東へ流れる吉田川は、水害が頻発する暴れ川として知られています。今回、堤防が決壊したのは、大郷町中粕川地区で、被害は床上浸水145戸、床下浸水39戸、農地の冠水は959ヘクタールに広がったそうです。大郷町の特筆すべきところは、当日の災害対応の経過を見ればよくわかります。台風19号が迫る10月12日午前、役場は避難所開設などの体制準備に奔走し、14時13分に高齢者などを対象とした避難準備高齢者等避難開始を発令しました。中粕川行政区の区長ら自主防災組織の動きも早かったそうです。発令を受け、15時ごろから6班に分かれて全戸訪問し、避難を呼びかけました。区長は、すでに大半の住民が自主避難し、16時過ぎには住民の9割が避難先へ向かったと振り返られています。台風19号で避難勧告を発令した自治体のうち、避難率が1桁台にとどまった地域がある中、中粕川地区の避難率の高さは驚異的と言えます。町民は堤防が決壊するものだとは体が記憶していると語るのは、田中 学町長です。町は1948年のアイオン台風や1986年の8.5豪雨、2015年の関東東北豪雨など、度重なる大規模水害を経験しました。町民には、雨が降れば川の水位を気にしながら生活する習慣が根付いていると言います。町は、2006年に全行政区へ自主防災組織の設立を促し、毎年の防災訓練に力を入れてきました。中粕川地区では、避難場所や消火栓、AEDの設置場所、公衆電話、吉田川の水位の確認方法、土地の高低差などが明記されたラミネート版の防災マップを各家庭に配布してありました。また、安否確認用の旗を全戸に配り、住民は活用法を理解しており、今回の迅速な避難に大きく貢献したそうです。大郷町の特徴的な点は、住民一人一人が河川の決壊に関するメカニズムに詳しく、洪水への危機感が強いということです。この外水氾濫への意識の高さが犠牲者ゼロに直結したところだと思います。他の被災地では、堤防が決壊することはないだろう、氾濫しても大した事態にはならないだろうという意識が散見され、結果として犠牲者を生み出してしまったケースもありました。防災意識の差は生死を左右します。大郷町のような命を守った災害文化を広げていくことが急がれます。

国交省は、災害時の被害を最小限に抑えるため、地域版ハザードマップや個人で避難行動などを事前に決めておくマイタイムラインの作成を推進しています。このハザードマップとマイタイムラインについては、昨年9月定例会でも質問していますが、何ら大きく進展はしていません。復旧復興計画の中にも防災意識の啓発という事業がありますので、積極的に啓発していくべきだと思います。

地域版ハザードマップは、災害を自分自身の問題と捉え、住んでいる地域で早期避難のヒントをマップにするとともに、作成を地域の災害について学ぶ場とすることができます。自宅や職場の危険度を知り、マイタイムラインでいざというときの行動を決めておく。具体的な自助、共助の備えが命を守る行動につながっていきます。そのような観点から地域版ハザードマップやマイタイムラインを作成することで、自分や家族を守ることや、地域で助け合うことなど、災害への心構えを育み、学ぶことができます。

熊本市では、九州北部豪雨の教訓から地域版ハザードマップ策定手引書を作成するとともに、住民への勉強会を開催し、実際に地域を歩いて意見交換をしながら地域版ハザードマップを作成しており、ほぼ全町内会の地域版ハザードマップが完成し、熊本市のホームページにも掲載してあります。熊本市が取り組んでいるように、公助の役割として、地域版ハザードマップやマイタイムラインの作成を

推進するべきだと思います。

また、9月9日の明け方に千葉県に上陸した台風19号は、最大瞬間風速57.5メートルを観測するなど、過去最強クラスの台風による強風が電柱倒壊や倒木被害をもたらしました。最も大変だったのは、家屋などの破壊だけでなく、電力の供給網が寸断され、大規模な停電が発生したことです。千葉県を中心に電柱への被害は約1千本以上におよび、広範囲で停電が発生しました。1個1個の電線回復は人海戦術に頼らざるを得ず、時間を要したことで停電が長期化しました。強風によって鉄塔や電信柱が倒壊した上に、おびただしい数の倒木は生じたために、その倒木が道を塞ぎ、被害現場に行きにくいという問題と、倒木そのものが電線を切断、もしくはひっかかったままになっている問題が重なっていました。民有地の樹木の適正管理については難しい点もあるとは思いますが、倒木の恐れのあるスギなど、高木の枝打ちや伐採など、できることから管理体制を強化していくべきではないかと思います。

以上、地域版ハザードマップやマイタイムラインの作成推進と、倒木の恐れのある高木の管理体制の強化についての2点について、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員のご質問にお答えします。

地域版のハザードマップやタイムラインの作成の推進についてでございますが、近年、集中豪雨や台風などの想定以外の風水害が毎年のように全国各地で発生しておりまして、大津町におきましても、白川をはじめ、矢護川や平川、上井手、下井手など、大雨のときの洪水やがけ崩れなどの土砂災害など、注意を要する地域が多くあります。

町では、平成30年にハザードマップを作成しまして、すべての家庭に配布を行い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、住民の皆さんが、自分の住んでいる地域がどのような危険性があるかを知っていただくための情報提供を行っているところです。

議員の質問の地域版ハザードマップ、マイタイムラインの件でございますが、昨年度、地域福祉の取り組みの中で、モデル的に、中島地区が地域の皆さんで話し合われ「みんなの避難計画」を策定されました。そのような計画が本年も別の地域でも同様に取り組みをされていると聞いております。これからも地元の区長さんや消防士、消防団、防災士、民生委員さんとも十分連携しながら、地域の安全・安心のために防災・減災に向けた取り組みをさらに推進してまいりたいと考えております。

また、倒木の恐れがあるスギなどの高木の枝打ちや伐採などの管理体制を強化すべきという質問については、それぞれの町道であれば町、あるいは県道、国であればそれぞれのところにおいて撤去作業が進められております。このような状況について、伐採の対応を地元住民とも相談をしながら、民有地の所有者に剪定をお願いするなど、大変苦勞をしておるところでございますが、状況について、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 町では、これは平成28年の熊本地震のほか、昭和28年の白川大水害から平成24年の九州北部豪雨まで多くの風水害等がっておりますけれども、地域住民の方々とともに

それぞれの災害に対応をしてきたところであります。

今後におきましても、行政と地域が一体となり、災害の伝承やこれまでの経験に基づく災害対応に努めてまいりたいと考えております。

先ほど、町長の答弁にもございましたように、昨年度、中島区におきまして「みんなの避難計画」を策定をされております。その計画の中では、洪水・土砂災害ハザードマップをもとに、皆さんで地域の現状を共有され、避難情報の入手方法や避難情報が発令された場合の避難行動について、それぞれの避難経路などの話し合いなどをされ、情報の共有を図られておられます。また、気象状況の変化により、その段階ごとにとるべき行動が示されており、各自のとるべき行動も具体的に示されております。この避難計画及び避難行動が、議員がおっしゃいました地域ハザードマップやマイタイムラインになるのではないかとこのように思います。

今年も同様な取り組みが他の地域でも取り組まれており、さらに、多くの地域で取り組んでいただけるように支援をしてまいりたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） おはようございます。私のほうから、豊瀬議員の倒木の恐れがあるスギなどの高木の枝打ちや伐採など管理体制を強化すべきとの質問について説明いたします。

現在、町は、大津町建設業組合と大規模災害時の支援活動に関する協定を締結しております。それに基づき、大規模災害時の道路への倒木等の撤去を行っております。県道や国道も道路管理者が業者へ依頼し撤去を行っております。

なお、電線などに倒れた倒木は、九電などの電線の管理者が撤去を行っております。そして、道路植樹帯の高木は、定期的な点検と剪定作業を専門業者に委託して管理を行っております。

町長の答弁にもありましたが、点検時に樹木の病気などにより倒木の恐れがあるものは伐採等の対応を行っております。

また、民地にある高木については、町での対応は難しいため、通行の支障となる部分については、所有者に連絡をして、剪定などの適切な処理をお願いしております。

そして、道路沿いの枝打ちや間伐が実施されていない山林のスギやヒノキなどは、農政課と連携して、所有者や地域に対して補助事業による間伐などの整備情報を伝えております。

今後も災害時に備えて、適切な管理と対応を行ってまいります。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 最後に、4点目の地球温暖化対策について、2点お伺いをいたします。

1点目は、地球温暖化対策に社会の総力をあげて立ち向かっていく決意を示す気候非常事態宣言をしたうえで、その宣言をもとに、温室効果ガスの排出を削減するための具体的な目標や施策を盛り込んだ気候動員計画を策定し、町民とともに実行して、効果を生み出していくことが重要だと思います。

2点目は、プラごみ削減と水分補給による熱中症対策の一環として、マイボトルに給水できる給水

スポットの普及を推進するべきだと思いますが、以上の2点につきまして、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご指摘のように、地球温暖化の進行は、近年、私たちの想像を上回るペースで進んでおります。何十年に一度という集中豪雨が全国各地で毎年のように発生し、スーパー台風と呼ばれるような猛烈な勢力の台風の発生、さらには、熱帯雨林での山火事の発生による生態系への影響など、様々な課題の要因となっていることは、もはやよそごとではなく、身近に迫りつつある危機として、町としても取り組んでいかなければならないものと考えているところであります。

国では、平成28年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定し、地方公共団体でも自ら率先して取り組むように求められているところであります。

こうした中で、大津町では、昨年度、地球温暖化対策実行計画の改定を行っており、この計画で、新庁舎建設に伴う省エネ機器の導入や各施設での省エネ対策などを行ってまいります。こうした取り組みを進めながら、家庭や民間の事業者を含めて環境問題に取り組む大きな流れを形成していくことで、気候非常事態宣言の趣旨に沿った活動へとつながっていくものと考えております。

その上で、しかるべき時機を見て、気候非常事態宣言を行えるよう、研究をしていきたいと考えております。

次に、プラスチックごみ削減のためのマイボトルに給水できる給水スポットの設置についてですが、議員のご指摘のとおり、ペットボトルを含むプラスチック製ごみによる海洋の汚染は深刻な状況であり、メディアでも度々取り上げられております。こうした現状から、プラスチックごみの削減は早急に取り組まねばならない課題であるものと認識しております。

マイボトル利用によるペットボトルの利用削減も有効な手立ての一つであり、給水スポットの普及、その後押しにつながるものと考えられますので、今後、設置場所や運用方法などを研究していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 給水スポットに関しましては、庁舎にもですね、菊池市、玉名市、県庁には数十台冷水器のほうを設置してありますので、ぜひ参考にして、新庁舎にもそういう給水スポットが設置していただければと思いますので、何卒よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時10分より再開します。

午前10時57分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。



山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 皆さん、おはようございます。今日は、傍聴にきていただき、ありがとうございます。通告書に基づき、今回は2問質問をいたします。

1のハザードマップの見直しと避難対策への対応は、私たちの住む地球、地球全体で地球の温暖化が進んでいるのが現状です。日本もその影響で亜熱帯化しつつあり、毎年、台風や豪雨で甚大な被害が起きております。我が大津町でも温暖化対策が必要と思うのですが、大津町の現状がどうなっているかをお聞きします。

赤羽国土交通大臣は、毎年来ると思っ対策を立てる必要があると言われております。また、今月4日までに台風19号の支援で延べ3万人の職員を被災地に派遣したとも言われております。

最近の気象は1時間100ミリメートル以上、1日に数百ミリメートルを超える集中豪雨が日本の各地に降り、多くの地区で被災し、大きな問題になっております。13都道府県、死者・不明95名、台風19号によるもので、全国で23万人が避難所に身を寄せたとあります。想像を超える住民が避難したもので、すぐに満杯になる避難所もあったと聞きます。迫りくる災害から身を守るため、最後の砦、それは避難所であります。避難所体育館の課題、固い床、空調が効かないなど多くの問題もあります。避難所については、常識、慣行を思い切って見直し、一人用のベッド、温かい食事など、今後、検討してほしいものです。

台風19号での堤防の決壊は7県、71河川、140カ所で、長野県、福島県、宮城県では大規模な浸水が発生しております。土砂災害も20都県で884カ所ありました。宮城県丸森町では、在宅被害が推計3千185人で、全町民の2割強の方が被害に遭われております。丸森町は、庁舎がハザードマップ内でも被災区域に指定されていたので、今回の集中豪雨で浸水し、庁舎機能がマヒして、被害状況をすぐに町民に伝えることが遅れました。赤羽国土交通大臣は、丸森町に10月中旬以降、延べ約800人が2週間にかけて約500カ所を調査し、被害状況をまとめた報告書を丸森町に提出されました。国土交通省の支援があり、丸森町は早めの復旧・復興がスムーズに計画できたのではないかと思います。

この資料1を見ていただきたいと思います。大雨の規模は、白川水系が概ね150年に一度と、この小さいところを書いてあります。大津町洪水・土砂災害ハザードマップを見ての住民の皆さんの安全確保ができるか疑問、大変心配で、その点について聞きたいと思います。今のハザードマップでは、水害に対しての町中心部のハザードマップの機能が記載されていないので、これは水害に対しての部分が多く、全然記載されていないという部分に対して、大変心配しております。水害の過去のデータをもっと検証することも大事だと思います。過去のデータでの上井手の氾濫対策は現在できているものなのか。現在の住民や、今後、大津町に家を建てたい人のためにもいろんなデータを記載し、ハザードマップをつくるべきだと思います。それが住民サービス向上につながると思っているからです。今のハザードマップでは町民を災害から守れません。毎年、豪雨、台風などがあると想定しながら、絶えず、毎年の更新をすべきではないかと思ひます。今は気象庁の事前の予想で、短時間予報が発表されますので、それに基づき、町民に対しての早期の避難勧告ができるのではないのでしょうか。絶えず、

町民に避難経路の訓練の実施が必要であり、町の年1回の防災訓練では、スムーズな避難ができるか心配です。防災訓練に対しての参加者もまだまだ少ないと思います。自分の住む地域の浸水予測を予め確認しておけば、早めの避難につながるすることができます。

ところで、犠牲者で出ている要因の一つとして考えられるのがハザードマップの周知不足ではないでしょうか。町民の何%の皆様がハザードマップを知っているのか。そういうハザードマップについての聞き取り調査を実施されたことが、町はあるのでしょうか。ハザードマップが周知されていれば多くの生命が救えます。内牧区は、役場の指導のもと、熊本地震前に3年をかけて熊本大学の先生の指導も仰ぎながら、地区ハザードマップを作成し、大変役に立ちました。

次に、平常の防災無線は、少し聞き取りにくい場所もあります。改善も必要で、台風のと看や梅雨のときには聞き取りにくく、生命に関わる重要なものです。町民から聞き取りにくいとの指摘があり、町も聞き取りやすい戸別受信機、この資料の下にあるこういう小さな受信機ですね。に、随時変えていくべきだと思いますが、また、災害の恐れがあるときは、何度でも放送してもらいたいものです。

長崎、佐賀の2019年8月27日、豪雨前日の昼間に、佐賀県の江北町の町長は、自らが防災無線で呼び掛けをされ、町長が自ら8回呼び掛けをしたことで、約100家族の避難がなされました。それ以前はほとんど防災無線で呼びかけても避難はなかったということです。しかし、100ミリメートルを超える豪雨は夜中にあり、夜中の避難はより危ないため、呼び掛けは控えたと聞いております。

熊本地震のとき、消防団の活躍を活かし、今後も住民の生命、財産を守っていくためには消防団の設備も、投資も進めてもらいたいと思います。町民の生命を守る防災無線の重要性も感じました。

次に、大津町は白川、矢護川水系、上井手などの井手が多くあります。また、水無川も豪雨時には大量の水が流れて、土石流災害を起こします。外牧川は普通水が全然ないんですけども、前回の豪雨で大変な被害を受けました。中小河川が多いので、今のように、1時間の雨量が100ミリある豪雨時はすぐに氾濫し、大変な被害を起こすのが目に見えています。白川沿いに住んでいるので感じるのですが、まあよくも多くの流木が流れて行きます。この流木が橋に詰まれば氾濫の原因の基です。その対策には、砂防ダムの建設や一時的に水を貯める貯水池が被害を抑えるためには有効な手段だと思います。3年前の九州北部豪雨では、瀬田大林区の国道57号線が今4車線化になっておりますが、道に降った雨が大量に流れ、吹田のほうから逆流し、水無川を流れ、大林の上井手に流れ、上井手が氾濫しかかったことがあります。氾濫地区に1カ所の貯水池でもあれば安心して住民は暮らせます。大津町にも多くの氾濫予想される地区があり、予防体制を築くためにも貯水池または砂防ダムをつくるべきではないでしょうか。

予防する対策は、引水近郊に大規模の遊水地の建設、これは上井手の氾濫を防ぐための建設をですね。

今、立野ダムの土捨て場のある東山川の下流にも大型の砂防ダムの計画があれば、ぜひつくっていただければと思っております。あれば、砂防ダムや遊水地があれば、町中心部や引水地区の住民の皆様様の安心感が増すと思います。町は、これについての対応がどうなっているかをお聞きします。

また、矢護川も上流に数箇所の大規模な太陽光発電があります。以前、経済建設委員会で視察したときの感想は、貯水池が小さすぎ、今の豪雨にはとても対応できる貯水池ではないと感じたのは私一人でしょうか。町の担当者の人は、どう理解しておられるのか。

貯水池については、今後も検討を重ねながら町としてできる範囲でつくっていただければなと思っております。

次に、庁舎は町民にとっては最も重要なものであり、災害対策は万全を期していただきたいと思えます。上井手の氾濫を想定しての大津町の新庁舎は大丈夫でしょうか。一番危惧するのは、上井手の堤防越えの水の氾濫と堤防の決壊です。昭和55年のときの豪雨で上井手の小松屋辺の上井手が氾濫をして、町中心部が被害にあった記憶があります。新庁舎の北側には上井手があり、過去に氾濫があったので水害対策は万全を期しておられるのか。以上のことを踏まえて5つ質問します。

町内のハザードマップの見直しは必要ではないのか。

中小河川が多いので砂防ダムと貯水池の新設をお願いしたい。

町民への避難経路と時間帯など防災意識の徹底をお願いしたい。

雨で聞き取りにくい防災無線の改善をおねがいしたい。

新庁舎の水害対策は万全であるかを、町長の見解を伺います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員言われますように、地球温暖化が原因と思われる異常気象が各地域において甚大な被害を被っております。

町におきましては、近年、住宅開発が進み、新興住宅も増加傾向にある中、いかに情報を伝えていくかが重要となってまいります。

一方、住宅の気密性も高くなり、防災無線が聞き取りにくいなど、全国的な課題となっており、町では、今年度、戸別受信機を100台配布することとしております。

ハザードマップにつきましては、全世帯への配布とともに、土砂災害警戒区域などについては、対象区域であることを戸別にお知らせをし、防災意識の向上に努めております。さらに、防災訓練などを通して、避難経路の確認や早めの避難を周知しているところでもあります。

また、新庁舎の水害対策ですが、昭和55年の水害では、役場周辺の商店街が冠水したことも十分踏まえ、災害時においては、役場は災害対策本部を有し、拠点となるものですので、水害をはじめ、台風、地震など、あらゆる災害への対応ができるように進めているところであります。

次に、砂防ダム、貯水池の新設についてでございますが、大津町の中心部を東西に流れる上井手の改修について、県営かんがい排水事業により整備を実施しております。第1期計画は終了し、現在は第2期計画に向けて基礎調査を実施しており、今後、事業計画を作成し、令和4年度から事業着手できるよう進めております。

河川の災害対策においては、白川の整備を国土交通省や熊本県と協議しながら、現在、変更手続き中の白川河川整備に基づく整備を要望しております。

また、上井手では不動谷川からの流入箇所滞留地を設けて、上井手への直接的影響を緩和できるように、先ほど説明しました第2上井手地区かんがい排水事業で計画を行っております。それ以外にも、上井手から下井手への水流を逃がす転倒ゲート及び放水路、滞留池を計画し、事業申請を行っております。

また、砂防ダムや貯水池などの川上対策も重要であり、砂防ダムの維持管理や整備を県に要望しながら、東山川では遊水地整備を国土交通省と連携しながら計画を行っております。

最後になりますが、太陽光発電敷地内の沈砂池や調整池については、大津町の開発指導要綱で指導を行っておりますが、林地開発は県の基準によるものであるため、県に対して基準の見直しを要望しているところでもあります。

詳細について、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） まず、ハザードマップの見直しについてでございますけれども、町では平成30年に洪水・土砂災害のハザードマップを作成しております。本年度に熊本県が浸水地域の見直しを行いましたので、現在、ホームページについては掲載をしておりますけれども、各世帯に配布しておりますマップについても浸水地域に該当している地域の方への説明・周知とともに、早期にマップの見直しを行いたいというふうに考えております。

次に、町民の防災意識の徹底についてですけれども、例年10月の第4週の日曜日を町総合防災訓練の日として位置づけ、展示型訓練とあわせて避難所運営の訓練を行っております。一方、各地域におきましても、それぞれ訓練をされておりますけれども、そういった訓練のとき、あるいは、平常時の訓練等において、各自の避難経路の確認を行っていただくなど、区長さん、あるいは民生委員さん、防災士、消防団とも充分連携を取って進めてまいりたいというふうに考えております。

また、防災無線の件ですけれども、住民への情報伝達の手段として、防災無線をはじめ、からいも君メールや今回新たに、LINEの取り組みを始める予定としております。

しかし、議員おっしゃいますように、大雨時には、防災無線が聞き取りにくいといった声も聞いております。本年度、戸別受信機を100台購入することとしておりまして、戸別受信機の支援が必要な世帯への配布を進めていきたいというふうに思っております。

また、新庁舎の水害対策についてですけれども、新庁舎の浸水対策におきましては、上井手決壊による万一の浸水に備え、電気室、自家発電機、機械室など主要な機材を庁舎本体の最上部に設置をしております。また、万一の事態に備え、免震ピット周囲には排水側溝を備えて地下浸透施設に接続し、庁舎本体への流れ込みを防ぐこととしております。

しかしながら、災害は、いつ、どのような形で発生するのか予期できないことも多くありますので、あらゆる事態を想定しながら対応にあたってまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 山本議員の中小河川が多いので砂防ダムと貯水池の新設をという質問についてご説明いたします。

上井手の改修については、先ほど町長の説明にありましたように、県営によるかんがい排水事業で整備を実施しており、現在は第2期の計画中でございます。令和4年度から事業着手できるように進めております。

河川の災害対策では、国と熊本県で白川河川整備計画の変更を計画しております。これは気候変動の影響により、今後、短時間強雨の発生頻度や降水量が増大することも予想されていることから、白川の更なる安全度向上のためであり、変更計画原案では河道掘削や取水堰改築などが計画されております。現在は、原案を作成し、学識者懇談会や先日、大津町でも開催されましたが、住民説明会などによる意見を聞きながら、整備計画の変更手続き中であります。関係機関と連携しながら要望していきたいと思っております。

なお、第2上井手県営かんがい排水事業による不動谷川からの流入箇所滞留池設置や団体営農業用水路等長寿命化防災・減災事業による、上井手から下井手への水流を逃がす転倒ゲート及び放水路、滞留池整備を計画しております。

また、町長の答弁にもありましたように、治山事業と砂防事業による川上対策も重要と考えております。

治山事業では、豪雨などで山林のスギやヒノキなどが流れ、堆積することによる被害の発生も考えられることから、森林の持つ多面的機能を発揮できる森林整備をすることにより、水源涵養だけでなく、山地災害の防止にもなりますので、森林の適正管理を図っていきます。

次に、砂防事業ですが、現在、大津町内に14カ所の砂防ダムが設置してあります。砂防ダムには、異常出水期の土砂を抑制したあと、徐々に下流へ土砂を供給する機能があります。このような砂防施設が効果を発揮した事例として、平成13年6月28日に最大時間雨量96mm、総雨量468mmもの降雨により押し流された土砂・流木を砂防堰堤が受け止め、下流の人命・財産を守ったという事例が菊池市旭志であったと県のホームページに掲載されておりました。

大津町内では、熊本地震に伴い発生した土石流に対して、熊本県が外牧で砂防堰堤を設置し、本年3月に完成しております。

このように、砂防施設については、砂防指定地内で熊本県に整備していただいておりますので、今後も要望を行っていきます。すでに砂防を設置している箇所についても、その機能を十分に発揮できるように維持管理についても要望をしていきます。

なお、熊本県では土石流危険渓流調査を概ね5年ごとに実施しております。

また、東山川では、遊水地の整備を国土交通省と連携しながら計画を行っておりますが、砂防指定地内であることから、熊本県との協議や許可、土地所有者との交渉がありますので、慎重に事業を進めていきたいと考えています。

太陽光発電施設の沈砂池や調整池については、現地にて、地元区長会や県に対して、事業者が説明や下流地域での地区住民への説明を行っております。事業者に対しては、大津町開発指導要綱で指導をしております。

林地開発における、沈砂池や調整池などは県の基準により設置をしているものであるため、県に対

して、より安全になるように基準の見直しを要望しているところであります。

説明は以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 矢護川地区は大変、また、今度も何かな大きな太陽光の予定もあるみたいなんですけども、ぜひ改善のほうを進めていただきたいと思います。

再質問を2点ほど聞きたいと思います。

一部避難所が満員になることが見込まれた時点での町の避難所に対しての対応策を聞きたいのと、今回の台風19号の部分で、夜間退庁指示で職員の方が死亡が出たんですけども、町は夜の職員の退庁とかの要綱など検討ができるのかどうかをお聞きします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今、2点ご質問があったかと思います。

まず、1点目が指定避難所がですね、満員になったときにどういった対応をするのかというようなご質問だと思います。指定避難所につきましては、想定される収容人員というのを想定しておりますけれども、確かに、災害によっては1カ所に集中してですね、なかなかそこが埋まってしまうということがございますので、まず、地元にある一時避難所であります公民館、あるいは集会所で避難していただくということも考えられますでしょうし、ただ、おっしゃるような事態も備えてですね、平時から、例えば、近くの公共施設、あるいは大型の施設とかですね、そういったところも使えるような形の取り組みは考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

それから、2点目の災害時、特に夜間における職員の退庁の指示についてのご質問だと思います。これにつきましては、もう住民の皆様の安全確保は当然のことなんですけれども、活動を行う職員についても当然安全確保をする必要がございます。職員の退庁指示につきましては、災害対策本部でもっております今の現在の状況、そして、今後の気象状況等をですね、加味しながら安全が確保できないということであれば、その場合については、待機するように指示をしているところです。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） ひとつよろしくお願ひしときます。

第2問に移ります。

工業団地の新規の造成と企業の誘致の現状は、についてお聞きします。

今年10月の経済建設委員会で岩手県花巻市と北上市を7、8、9の2泊3日で訪問研修をいたしました。研修を基に企業誘致の違いなどをお聞きします。

岩手県花巻空港に降りたら、肥後おおづスポーツ文化コミッションのアドバイザーをしていただいている司東さんが私たち経済建設を出迎えいただきました。2泊3日、一緒に行動案内していただき、大変ありがたく思います。この場を借りて感謝申し上げます。

さて、空港を降りて北上市に行ったら、まず、最初に目についたのが一兆円を投資しているという東芝関連の巨大な新設工場が目飛び込んできました。印象としては、今でも一兆円までもつぎ込んで工場を新設する企業が誘致できるんだということでした。前任の首長と今の首長の企業誘致に対し

での並々ならぬ志があつての東芝関連の誘致につながつたと感じました。7日の午後に北上市商工部企業立地課を訪問し、研修しました。北上市は、中小企業誘致を図る目的で昭和36年に設立した財団法人北上市開発公社を中心に、工業団地の造成に取り組んでいかれていると感じました。北上市は、10カ所の工業物流団地があり、最後の1カ所で少し空きがあると言われております。今後も工業団地の造成は考えているのかとお聞きしたら、良い場所があれば造成していきたいとのことでした。10カ所の工業団地には、約250社が立地している。農業と工業のバランスのとれた活気あるまちだと、私自身感じております。市役所の企業立地課の担当者より北上市の工業団地の現状と未来への取り組みについて詳しく聞いて、今回、この質問をさせていただきます。

北上市は、中小企業の製造業を中心に誘致に努力されているということです。最初に、北上市に行ったときに、こういうパンフレットをもらいました。これに各工業団地が載っております。非常にわかりやすいものです。このパンフレットで詳しく団地の配置図を研修してきました。研修で気になったので意見を述べさせていただきたいと思います。北上市のインターンシップに参加する学生、主に大学生ですけども、インターンシップ先、要するに、自分が受けたい企業までの交通手段に対しては、往復の2万円のタクシー券を配られているということです。もう一つは、市内の高校生の就職率がいつも5割を超えていると聞いて、どうしたら地元の企業へ就職するのか。それは、市が独自に地元企業を地元の高校や親にPRしているからだと言われました。長い長いPR活動というか、企業誘致をしてその部分ずっとやられているみたいでした。大津町もよい取り組みは真似をしていくべきだと感じております。ぜひ、こういう取り組みは大津町に取り入れてほしいと思います。地元の高校に地元の企業が出向いてPRする機会も町はセッティングしていくべきではないでしょうか。優秀な人材を地元に着させる努力がまだまだ足りないと思うのです。商工観光課の人員を増やしての対応を考えてみてはどうでしょうか。

今までの大津町の回答は、民間業者での開発、工業団地造成を言われてきましたが、先進地視察での工業団地の造成について、少し遅れを感じていると、私自身は感じました。菊陽町や合志市も工業団地の造成が計画されているので、大津町も大津町の発展を考えると工業団地は必要だと思います。本田技研熊本工場の固定資産税、町民税ありきで大丈夫でしょうか。自動車産業があまりにもウェートが高い、はたから見ても心配だと言われる意見も町民から聞きます。自動車産業が未来永劫と続いてほしいのですが、未来は未知の世界だからわからないと思います。事例ですが、炭鉱のまち、夕張市は、市が財政の破たんを期しています。石炭に頼り過ぎた結果が今であります。水俣市もしかし、一つの企業に依存した結果が今であります。夕張市はピーク時の15分の1の人口、7千998人に、水俣市はピーク時の半分に人口が減少しております。そういう対策もぜひ工業団地、企業誘致によって改善されてはいかがでしょうか。

もう一つ、大津町高尾野の中核工業団地で撤退した企業の跡地利用についても問い合わせはあっているかどうかをお聞きします。県からの誘致企業については、有利な情報を手にしているのか。台風19号で多くの企業が浸水被害を受けました。大津町には水害の心配のない台地がたくさんあり、有利な条件の一つでもあります。また、世界の阿蘇、抱負な地下水も大いに活かすべきだと思います。

町長は10年、20年後を見据えた町の企業誘致に取り組んでほしいものです。そのためにも工業団地の造成は取り組んでみてはどうでしょうか。企業は努力しなければすぐにつぶれます。絶えず変化していかなければ工場閉鎖につながります。企業の変化に対応した工業団地の造成を考えて対応できるようにすべきだと思います。町も生き物と同じで絶えず変革をしていかなければ衰退の道を進みます。

以上のことも踏まえて、次の3つを質問します。

一つ、新規の工業団地を造成する計画はあるか。

2、新規の企業誘致は進んでいるのか。

3、中核工業団地跡地への企業誘致はどうなっているのか。

町長の見解を伺います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 企業の誘致政策及び進出いただいた企業活動の支援について、町の政策の中でも大変重要なものであると認識しております。

新規の工業団地の造成計画につきましては、工業団地を整備するにあたっては大きな財政負担が発生することは必至であり、必然的で町の財政が厳しい状況においては益々財政をひっ迫することは必至であり、整備後に売れ残った状況が続く場合のリスクも懸念されます。

そこで、民間活力を導入した民間事業者による工業団地を整備する手法を検討してまいっております。民間企業者の開発ノウハウ、技術力、資金力などを活用し、工業団地整備を行い、町は道路などのインフラ整備を担って、官民連携による工業団地整備を考えております。

次に、企業誘致の状況につきましては、町の工業団地はすべて埋まっている状況で、民間所有の土地を紹介していますが、熊本地震後、平成29年度は9件の工場立地協定、平成30年度は7件の工場等の立地協定を締結しております。工場の増設が主なものですが、新規に4社が進出しております。今後も引き続き土地の紹介を行い、企業誘致を進めてまいります。

3つ目の中核工業団地撤退企業への企業誘致についてですが、半導体リードフレーム製造工場が平成30年11月に工場廃止届が提出されておりますが、まだまだ売却には至っておりませんが、今後も引き続き、売り主企業や熊本県と連携をとって、企業誘致を進めてまいります。

詳細については、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） こんにちは。山本議員の質問についてご説明いたします。

議員の説明にもございましたように、10月の7日から9日までの3日間、岩手県において経済建設常任委員会行政調査が実施されまして、私も経済部長として同行させていただきました。限られた時間に関わらず数々の組織施設での研修や意見交換がなされ、大変有意義なものであったと感じております。

今回の研修先の一つである岩手県北上市は、自治体規模に違いはあるものの、企業誘致に関しては「地勢等の優位性」、「企業誘致と伴に市が発展」、「操業後のフォロー体制の充実」など、本町の施策との共通点も見られました。



ご質問の新規工業団地の整備につきましては、地域経済の活性化及び雇用の創出につながる企業誘致活動のために必要不可欠な要素であり、進出企業にとってもスムーズな立地にあたっての重要な要因の一つでもございます。

ただし、町長が答弁いたしましたとおり、町単独による工業団地整備は財政負担が大きいものがあり、民間開発に協力し、工業団地整備を検討しているところでございます。現在、2カ所でそれぞれ7ヘクタール、あわせて15ヘクタール程度の工業団地整備計画の相談がっております。民間と連携し、工業団地の整備ができるよう進めてまいります。

2点目の新規の企業誘致について、詳しく説明させていただきます。

平成29年度、9件の立地協定の内訳は、新設3件、増設6件で、業種は製造業7件、輸送業2件でした。平成30年度、立地協定7件の内訳は、新設1件、増設6件で、業種は製造業6件、輸送業1件となっております。製造業では、半導体関連企業の設備投資が目立ちました。また、輸送関連の企業の進出もあり、今後、中九州横断道路をはじめ、大津町の道路事情も発展してまいりますので、流通関連の企業誘致も進めてまいります。

今後は、自動車関連や半導体関連の製造業の企業誘致はもとより、事務系人材の仕事の確保といたしましてIT関係企業の誘致の取り組みも引き続き行ってまいります。

3点目の中核工業団地撤退企業の件でございますが、中核工業団地の半導体リードフレーム製造企業の用地売却につきましては、常に売り主企業と情報交換は行っており、売り主企業や町に工業用地の問い合わせがあった場合は連絡を取り合って情報交換を行っております。現時点では3.7ヘクタールを一括で売却を計画されていて、ある程度の規模の企業誘致が必要であり、まだ新たな企業の進出には結びついておりませんが、今後も情報収集に努め、企業誘致を進めてまいります。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） もう一つちょっと質問をしたいと思います。

町と進出企業の交流は、今、経済建設等ではやっておりますけれども、より密にするために、企業誘致課の人員を増やす予定はあるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 企業誘致課の担当課長と係長で今頑張っておりますけれども、役場人事全体を考えると、彼たちに頑張りを期待して、人員増加は今のところ考えておりません。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） はい、今回はこれで質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時53分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

最初に、先般、アフガニスタンでテロの凶弾に倒れられた、ペシャワール会の医師中村哲さんのご冥福を心からお祈りをしたいと思います。

今日の私の質問は、現在、実施されておりますプレミアム付商品券の発行、このことが果たして国民、町民のためになっているのか、町民の福祉の向上につながっているのか、そういうことについて考えているところであります。

皆さんご承知の今度の国会予算委員会で、いわゆる桜を見る会の予算の使われ方、運営の内容が大問題となっております。内閣総理大臣が主催する公的行事であり、その参加者は各界で功績、功勞のあった方々が招待される行事であります。この名誉ある参加者の名簿が早々とシュレッダーで裁断されました。その上に、安倍総理大臣は、名簿を廃棄したのは障がい者雇用の職員であったと、聞かれてもいない職員の属性を持ち出して言い訳をする始末であります。国の政治の最高責任者が国民が疑問に思うことにまともに答えず、都合が悪くなると公的な情報が廃棄される。このことは、国民は政治に疑問を持つな、情報を欲しがると言っているのと同じであり、今の日本の政治が本当に危うい事態になっていると言わざるを得ないと思います。その同じ安倍政権が今年10月から消費税を10%に増税するにあたって、家計の負担緩和や地域の消費の下支えのためにという名目で、プレミアム付商品券発行を実行したわけです。消費税の増税につきまして、私は当然反対であります。政治の世界でありますから、増税賛成の方も当然おられます。政治的考え方の違いはあって当然のことですが、今回のプレミアム付商品券の発行は、果たして名目にならていると言えるのでしょうか。内閣府のホームページでは、家計の負担を緩和するとPRしております。別紙の添付資料をお配りしておりますが、上段のほうは、これは内閣府のPR宣伝の画像と文言であります。消費税10%への引き上げに伴い、家計の負担緩和、地域の消費下支えという名目となっております。①の住印税非課税の方が対象であります。大津町では事前に担当課から書いていただいた人数で、対象者が4千912人となっております。多くの方は年金暮らしの高齢者の方々だと思われませんが、全員が対象ではありません。本人が非課税の低所得者であっても、扶養親族になっている方は対象外となっております。私は、年金暮らしの方が対象だと思って、町の70歳以上の高齢者の人数、概算であります。約5千300人おられます。ですから、プレミアムの実質受給者は70歳以上の高齢者の3割か4割にも満たないということがわかります。さらに、この現在の政府は、生活保護費を削り続けておりますが、プレミアム商品券は、最初から生活保護受給世帯は対象としてないわけでありまして、②の子育て世帯分があります。乳幼児のいる世帯で、対象の年齢の乳幼児がいる世帯に対して、直接商品券の引換券が人数分送付されるようになっております。確かに、対象年齢のいる1千319人の世帯の方々にとっては恩恵になりますが、町の0歳から14歳の子ども的人数は約5千800人おられます。この5千800人の、いわゆる中学生までの子ども的人数ですね。その内の23%にしかこの恩恵は行き渡っていないと、対象外の7割以上の世帯はプレミアムの恩恵は一切ないことになってしまうわけです。商品

券のプレミアムは1人5千円、対象者分、住民税非課税が3千万円、子育て世帯のほうで600万円、合計で3千600万円が予算化されておりますが、一方で、総予算は1億9千877万円、プレミアム分が3千600万円に対して、発行するための事務費が1千877万円もかかっているわけです。だれが考えても5千円の商品券をそのまま直接お渡しすれば済むことである、こんな事務費も本来は必要がなかったはずであります。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

今回のプレミアム付商品券の発行は、安倍内閣の国の政策として地方自治体も実行せざるを得ない、そういうことは私も承知をしておりますが、商品券の発行が低所得者への配慮であるとは到底思えないわけです。さらに、キャッシュレス決済などでポイント還元もなされておりますが、現金支払いの高齢者や低所得者には何の軽減にもつながらないということになっております。地方自治体の最大最優先の仕事は、住民の皆さんの福祉の充実にあります。政府はまたもやマイナンバーカードと引き換えにポイント還元などを打ち出しておりますが、国民、町民の暮らしに直接触れ合う地方自治体として、一連の商品券発行、あるいはポイント還元などに対して、町民の立場から強く異議ありの声をあげるべきではないでしょうか。

このことを町長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員のプレミアム付商品券についてのご質問でございますけれども、今年10月からの消費税引き上げの緩和策として、低所得者や子育て世帯の家計負担の緩和を図るとともに、地域における消費を喚起・下支えするために実施しております。

一人当たり最大2万5千円分を2万円で購入できるもので、町内の加盟店で使用できる商品券です。全国一律に10月1日から商品券の販売を実施していますが、大津町の11月末時点における販売実績は4千839万5千円分が現在販売されているところです。

また、低所得者については、本人からの申請により商品券の購入引換券を交付することとなりますが、その交付率は11月末時点で40.8%となっております。

先日の新聞報道によりますと、10月末時点ではございますが、県内の申請率は29.8%となっており、大津町の33.6%は、県内9番目といった状況でございます。申請率が低迷している理由としては、対象者である低所得者の多くは高齢者であるため、「手続きが面倒」、「購入資金がない」、「お買得感が薄い」というような意見が多いようでございまして、今回のプレミアム付商品券は対象者を限定しているため、低所得者分については、申請が必要となるなど手続きが煩雑となっております。また、低所得者の購入資金を考慮し、販売期間を長めに設定したり、商品券を分割販売するなど、購入しやすい環境づくりにも取り組んでいるところです。全国的にも申請率が低い状況については、町におきましてもしっかりと検証を行い、改善すべき課題については、様々な機会を通じて国へも発信していく必要があると考えております。

詳細につきまして、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） まず、町におきますプレミアム付商品券の実施状況についてご説明をいたします。

町では、商工会やJAの菊池大津中央支所とともに実行委員会を立ち上げて商品券の販売等を今行っているところでございます。7月から来年の3月まで臨時職員等を雇用しながら販売や申請受付等の事務を行っておるところでございます。

販売期間等につきましては、低所得者分の申請期間を8月の5日から12月の27日までとし、また、商品券の販売期間を10月1日から2月の28日まで、そして、商品券の使用期間につきましては、10月1日から3月15日までということで設定をいたしております。

低所得者への販売につきましては、対象者を決定する必要がありますので、対象予定者4千912名に対して申請書を送付し、11月末現在で2千4名から申請ということで、先ほど町長のほうから話がありましたように40.8%の申請率になっております。

子育て世帯につきましては、3歳未満の子どもが属する世帯主が対象となり、住民基本台帳での把握が可能であるため、申請手続きを行わず、対象者全員に購入引換券を送付しております。11月末現在で1千319名に送付をいたしております。

取扱店舗につきましては、現在、町内の140店舗に加盟していただき、大型店舗等にも参加をしていただいているような状況でございます。

前回の平成27年に実施しましたプレミアム付商品券では185店舗の参加をいただいたところですが、使用がなかったり、あるいは少なかった店舗におかれましては、今回は参加をされていないというような状況でございます。

今回のプレミアム付商品券は、対象者が限定されていること、また、手続きが煩雑であることが想定はされましたので、広報などを通じながら周知にも力を入れてきたところでもあります。

国あるいは県によりますテレビ、新聞等を通じた広報のほか、町におきましても、ポスターやチラシの設置、町ホームページへの掲載、広報誌等への掲載等々を行って説明を行ってきたところがございます。また、取扱店舗等のノボリ、ポスターについても実行委員会等をつくって、各店舗で掲示をお願いしております。

こういったような取り組みを行ってきたところですが、確かに、全国的に申請数はですね、低調となっております。自治体によっては申請期限を延長したり、あるいは未申請者の方へ申請を催告したりしているというような状況でございます。

本町におきましても、申請期限を12月いっぱいとしておりますけれども、申請期限の延長についても実行委員会等で今検討をしておるところですが、国からの通知等もありまして、柔軟に対応するという事としております。また、未申請者への申請を促す通知についても、10月末に未申請者2千158名に対して送付をしたところですが、この通知は一定の効果はございましたけれども、一方では、「督促されているようで不快だ」とか、あるいは「もう送らなくてもよい」といったようなご意見もいただいたところでもあります。

今後につきましては、10月6日にも休日販売をいたしたんですが、12月15日にも再度休日販

売をし、商品券の購入・申請を促すこととしております。

議員おっしゃいました、この事業に効果があったのかについてですが、まだ事業の途中ですけれども、まずは事業の推進に向けてですね、しっかりと取り組みをしてみたいと思っています。今後、事業の検証を行う中で、改善すべき点については改善を行うなど、制度設計等については改善が必要であれば、県等を通じて国へもですね、要望等をしてみたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今度のプレミアム付商品券が低所得者を救済するという目的には全く叶っていないということ。それから、いわゆる税法上で扶養家族になっている高齢者等は対象外であります。一例を挙げれば、私の母親も低年金であります、対象外であります。そういう方がたくさんおられます。親を扶養親族になさっているご家庭は、老後の介護の世話等で、例えば、老人ホーム等に入りますと1カ月14、5万円もかかるんですね。そういう人たちのところには何ら救済にもならんと。私は、町長が町の代表でありますから、この国の何ていうかね、行き当たりばったり、そして、地方分権を踏みにじるようなやり方について、私は強く抗議の声をあげるべきだと思っております。ちなみに、今度のこの商品券発行の国家予算は1千723億円、郵送代がそれにまた上乗せされてきますと1千800億円程度に、浪費になるのではなかろうかと言われております。そして、大津町だけでも事務経費だけで1千877万円が業者にいくわけでもない、対象の人たちにいくわけでもない、役場の職員は本来やるべき仕事はもっともっとたくさんあるわけですね。そういう中で、国からこうした地方が全く望んでもいないような政策を押し付けてくるということに対して、地方から抗議の声をあげるのが当然だと思うわけであります。先ほどの答弁でそういう強い異議の声をあげてほしいということでありましたが、残念ながらそういう答弁はなかったようであります。

時間の関係もございますので、次の質問に移りたいと思います。

第2問は、国民健康保険の問題であります。

命と人権にかかわる点で改善を求めるということでお尋ねをします。

国民健康保険税の均等割課税、改めて、子どもへの人頭割課税の改善を求める。このことにつきまして、大津町の国民健康保険税の課税対象は、0歳の赤ちゃんから18歳、こうした大津町の現在の人口は0歳から18歳までの724人の子どもさんが国民健康保険に被保険者となっているわけですが、この子どもたち、収入がない、所得もない子どもたちに対して、おぎゃつと生まれた瞬間、一人当たり3万4千100円、年間であります、これが国民健康保険税として課税がなされるわけです。いわゆる人頭税であります。2人子どもさんがいれば倍の7万8千200円です。3人いれば約10万円あります。収入のない子どもになぜ税金を掛けるのか。こういうことをいつまでも放っておいていいんですかということであります。724人に対して、この人頭割課税が全部100%掛けられますと2千468万円になりますが、国民健康保険の法律上の仕組みとして、減免措置があり、7割減免、5割減免、2割減免とございますが、現在、その減免規定を適用しても724人の子どもに対して1千786万8千円、人頭割として税金が課税されております。

私が先ほど質問をいたしました、プレミアム付商品券の事務経費、これが1千877万円使われて

いるわけですが、それよりも、それでおつりがくるほど1千786万円が子どもたちに税金が掛けられているではありませんか。つまり、商品券の発行事務費がなければ、すぐに子どもたちへのこの課税を少なくとも1年間ゼロにすることができるわけであります。そういう意味で、先ほどのプレミアム付商品券の発行がいかに理屈が通っていないか。子どもたちの命や人権を無視するこういうやり方ですね。

質問通告でも政令指定都市の横浜市が2016年、今から3年前ですね。窓口負担が10割の資格証明書、資格証明書という持ってない、見たことがない方がほとんどだと思いますが、あなたは国民健康保険の被保険者ですという証明ですね。ですから、これを持って病院に行くと100%治療費を払わなくてはなりません。単なる証明書ですから、100%の医療費が請求されることになりまして、この資格証明書が大津町では、現在、43世帯、56人に発行がなされております。この人たちは、いわゆる健康保険が使えないのと全く同じであります。

それから、この横浜市では、その資格証明書、大変な人口のところではありますが、資格証明書はもう止めますと。加入者の健康のほうが大切ですよということで交付を止めたそうであります。

また、短期保険証、横浜市の場合は1年間有効という短期保険証であります。最近で2万1千世帯を越す世帯にこの短期保険証を発行していたのも、こちらを交付を止めたそうであります。

大津町では、短期保険証発行世帯が222世帯、393人、こちらの中には、子どもも含まれているわけでありまして。

横浜市がなぜこうした短期保険証や資格証明書の発行を止めたかということではありますが、国民健康保険法、法律では、こうした短期保険証などを特別の事情があると認められる場合を除き、短期保険証を発行することができるとなっておりますが、この厚生労働省も2008年、改定に伴う留意点として、短期保険証や資格証明書交付の際は、機械的一律に運用することなく、納付できない特別の事情があるかどうか否かを適切に判断するよう求めているところでもあります。横浜市は、この厚生労働省の指導どおり、意図的に税金、国保税を払わない人はほとんどいない。ですから、適切に法律を判断すれば、こうした短期保険証や資格証明書の発行はゼロになると、このように答弁をされたそうでもあります。

先日、人権の集会がございました、文化ホールで。我が町でも人権を守るまちづくりをしなければならぬと盛んに言われているわけです。当然のことではありますが、人権といってもいろんな人権がございます。その中で、基本的人権として、いわゆる生存権、健康で生きる権利であります。憲法25条でも健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、あるいは、国会はそうした社会保障の充実に努めなければならないとなっておりますが、健康保険証を渡さない、あるいは、短期保険証で役場に呼びつける。これはまさに人権に劣る行動ではなかろうかと思っております。まして、子どもたちがいる世帯に対して、こうした短期保険証という、まさに脅しのようなやり方で役場に呼びつけるようなことはもう止めるべきではないかということでもあります。

そういう意味で、人頭割課税のもとで滞納世帯への資格証明書、短期保険証でのペナルティは町民、国民の命に関わり、健康で生きる権利、基本的人権の問題だと思うわけでありまして。大津町でも横浜

市に学び、短期保険証、資格書の発行を取りやめるべきである。このことを質問をするところであり  
ます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 国民健康保険についての被保険者すべてに均等割が課税されていることは、  
家族が多い世帯にとっては負担となりますが、特に子どもが多い子育て世帯にとっての負担は大きく、  
町が推進している子育ての支援の面から、少し離れてしまうようにも思われます。

しかし、この均等割をなくす、または軽減することは、その負担を逆に他の保険者、あるいは町民  
全体で負わなければならないという財源の問題も発生します。国民健康保険税の問題は、それぞれの  
市町村が財源の問題を検討し、国保税の軽減等を行うのではなく、国において、社会保障全体、まさに  
税と社会保障の一体改革において国で論議されるべきものだと思います。

また、子育て世帯の負担軽減を図るためにも、均等割保険税を軽減する支援制度の創設について、  
地方から国に対して提言が行われるなどされており、引き続き国の動向を注視していきたいと思いま  
す。

2つ目の短期保険証や資格証明書の廃止については、滞納者と納税相談を行う機会を設け、滞納解  
決を図ることを趣旨としており、町でも個々の被保険者の状況を把握した上で、きめ細かく対応する  
ことが重要であると考えております。

一方、災害その他特別な事情により保険税が納付できない場合や18歳未満の被保険者に対しては  
資格証明書の交付は行わず、各々の状況に応じた対応を行っています。そのため短期保険証や資格証  
明書の制度は、趣旨に則り、適切に運用しているところでございます。

詳細につきまして、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 議員からご提案の国保税の均等割課税のうち、子どもへの課税を改めない  
かとのご質問についてでございますけれども、国民健康保険税の均等割は、加入者一人一人に均等に  
課税をされておまして、家族に子どもが増えると保険税の負担が増えるというような仕組みになっ  
ております。

現行制度では、被保険者一人当たりで負担していただく被保険者均等割は、いくつかの算定方法ご  
ざいすけれども、いずれにしても税額の計算の要素となっております、必ず均等割は課税される  
ということになっております。

平成30年度から国保の運営が都道府県単位となりまして、都道府県が財政責任の主体を担うこと  
となりました。これに伴い、熊本県では、熊本県国民健康保険運営方針を策定し、市町村間で異なる  
事務の標準化を図っていく方針が示されております。これらも基本的には国の制度の中で実施してい  
るところでございますけれども、県では、標準保険料率を設定しており、その算定基礎の中にも均等  
割が入っているような状況でございます。

現行の制度におきましては、低所得者の均等割及び平等割の7割、5割、2割を軽減する措置があ  
りますので、被保険者の人数が多いほど軽減が受けられる所得基準額が高くなることなどを考慮しま

すと、一定程度の軽減には繋がっているのではないかと思います。また、平成31年度の税制改正におきましては、5割及び2割の軽減判定の基準が引き上げられ、さらに加入者の負担軽減が図られているところでございます。ちなみに、平成30年度の最終では、軽減世帯数は2千501世帯ということで、全世帯に対して67.2%が該当をしております。

税の減免につきましては、一部の納税者に対して租税を軽減または免除するというあくまで例外的な措置であり、課税の公平性を犠牲にする側面も有するだけに、慎重な取り扱いが求められるところです。地方税法上、一般に地方税の減免の対象となるのは、天災その他特別な事情がある場合、または貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別な事情がある者とされており、その「子育て」がこの「その他特別な事情」に該当するかについても、広く議論が行われる必要があるというふうに考えております。

一方、会社員等が加入します被用者保険などは、収入に応じて保険料が決まり、扶養している子どもの人数に応じて保険料を負担するという考え方がないことを考えますと、国民健康保険制度のあり方とは一線を画すものでもあります。

国民健康保険制度、被用者保険制度、それぞれに制度の成立の過程があり、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入については、国における税と社会保障の一体改革の今度の動向を注視しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、2つ目の滞納世帯への資格証明書、短期保険証の廃止についてですけれども、大津町でも見習うべきではないかというご質問だと思います。国民健康保険法では、滞納期間が1年未満の世帯に対しては、有効期間が短い短期保険証を交付する制度がございます。短期保険証の交付については、国民健康保険法の規定に基づき、通常の被保険者証に代えて、通常定める期日より前の期日を定めた被保険者証の交付に関し必要な事項を定めており、町では、平成13年に国民健康保険税滞納対策事業実施要項を制定し、国民健康保険税を滞納されている世帯主に対する短期被保険者証の交付並びに被保険者証の返還及び資格証明書の交付、その他の措置に関して必要な事項を定めております。この要項の運用にあたりましては、目的を達成するため、この要項に定めます諸々の措置を公平かつ公正に実施するとともに、国民健康保険法に基づく被保険者の保険給付を受ける権利の確保と国民健康保険税の税負担の公平化に十分配慮して事務処理を行うよう努めなければならないと定めております。

前年度分以前の滞納がある、または現年度分の滞納期間が6期以上の滞納額がある世帯主の方には短期保険証が発行され、3カ月で176世帯、6カ月で46世帯、それから資格証明書は43世帯というふうになっております。

先ほど横浜市の事例を紹介していただきましたけれども、横浜市の状況を調べてみますと、滞納者との納税交渉をするために実施をしていたけれども、財産調査などによる滞納処分、執行停止の徹底が厳格となり、滞納者との接触が図られるために。現状での使用がなくなったということを知っております。同市では、税負担の公平の実現を図る趣旨から滞納処分の徹底を実施されているような状況です。



本町におきましても、収納率の向上のためにも滞納処分等を実施しておりますけれども、そのために納税交渉が必要でございまして、保険証の更新は滞納者の方と相談する重要な機会の一つになっております。滞納者の状況を把握して支払いを促し、国民健康保険の健全な財政運営を目指しているところでございます。

そのため、災害など特別な事情がなく1年以上滞納がある世帯に対しては資格証明書を交付するなど、短期保険証や資格証明書の制度については、趣旨に則り、適切に運用をしているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度お尋ねをしますが、とりわけこの子どものいる世帯に対して、資格書は発行してないということですが、短期保険証の発行はなされているわけです。事前にいただいた短期保険証発行は202世帯、393人となっておりますが、子どものいる世帯数はわかりますか。これをお答えください。

それから、子どもに対して税金を課税すると、これはいわゆる人権の問題じゃないですか。子どもの命と健康を守るのは大人の、社会のこう役割りであり、基本的人権の一つだと思うわけでありまして。基本的人権に反する事態ではないかということをお尋ねしているんです。このことについて、町長、お答えください。

国の責任にはしてはいけない。国がやらないから地方自治体がやるべき問題ではないかと。人権の町、人権の町といっているではありませんか。親がたとえ低収入で国民健康保険を滞納せざるを得ないと、しかし、それは子どもには何ら責任はないわけでありまして。そういう意味で、これは子どもの人権、命と健康に係る問題、基本的人権の問題だということをお尋ねします。

世帯数と、それから、この人権に照らしていかがでしょうか。お答えください。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 短期保険証につきましては、先ほど3カ月間が176世帯、6カ月が46世帯というふうに申し上げたところです。すみません、その中にですね、子どもがいる世帯、ちょっと今手元に資料がないんですけれども、納税相談をするにあたって、短期保険証、あるいは資格証明書については、やはり納税相談をするにあたっては、それを一つの契機としてですね、いろんな方と接触をしていく。当然、住民に寄り添った形での納税相談をやっていきます。そして、なおかつ、住民の方がどういった今生活実態にあるかというのを当然把握していきます。そのためにどういったやり方をするかということ、当然、臨戸徴収あたりもやっていきますけれども、なかなかその会えなかったりとか、いうところもございまして、その会うための一つのきっかけづくりとして、そういった資格書あるいは短期保険証ですね、そういったところの更新を含めて、今納税相談をやっていっているところです。なおかつ、保険証、それから短期保険証、そして資格証明書につきましては、先ほど申し上げましたように、制度の運用に沿ってですね、今取り扱いをやっていっているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 国におきまして、国家的な課題でもありますが、すでに多子世帯の保育料減

免などの負担軽減措置が講じられておりまして、議員が言われますように、均等割については、被用者保険制度にはない負担であり、医療保険制度間の公平性の観点から、少子化対策としても国の責任において財政措置を含めた制度設計が必要かと思えます。住民の、特に子育て世帯の家庭の負担とならないように、国に対してしっかりと制度設計をお願いしていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国の責任、国の責任と言いますが、ことは、命と健康に関わることであります。短期保険証で子どものいる世帯が何世帯か掴んでいないということは、まさに子どもの人権を真剣に考えていない証拠ではないですか。

私の知り合いで、これは菊陽町の人ですけど、2、30万円の貯金を持っているけど、国民健康保険税を滞納して、役場に行くのが怖い。体調が悪いから何とかっていったら、役場に行って相談をすれば保険証もらえるからと、いくら助言をしても、役場に行くとなけなしの貯金が差し押さえされると。いや数十万円でそんなことないからということで助言をしますが、とても恐ろしくてとうとう役場に行かないと。これが実態であります。本来であればですね、滞納したら、ああこの人は何か生活に困っているんじゃないか。まして、子どもがいる世帯でどういう事情があるんだろうと、そこに親身になって相談に乗ると。そういう役場であるならば、滞納された方でも役場に行く税金を払わなければ差し押さえらると、そういう強迫的な観点は持たないと思うんです。実際、そういう滞納された方は困った信号であるということで、親身になって相談に乗っている自治体もあるようであります。ことは、ましてこの子どもに対する税金を課税をすると。どこの親がですね、自分の子どもが病気になってもですね、健康保険税を払いたくても払えないと、こんな辛い思いをされているのではないかと、私は思います。そういう意味でですね、本当にこの我が大津町が人権の町というのであれば、せめてこの子どもたちに対する人頭割の課税は直ちにやめるべきであります。

また、その額も1千700万円程度じゃありませんか、プレミアム付の商品券発行の事務費にも満たない金額であります。ほかの人に税金がかぶってくるといいますか、そういうことであれば何もできないですね。子どもの医療費の無料化もそれはできないですよ。高齢者に何でじゃあ金回さないかと。ことは、子どもに対する人権の問題だということを改めて強く主張いたしまして、次の質問に、1点だけ、子どものいる世帯で国民健康保険税が課税されるということは、大抵の世帯は所得が多少なりともあるんですよね。7割減免されるのは、もう本当に一番低所得者の人に限られるわけです。子どもがいて、なおかつ、その低所得であるならば、これはもう生活保護にならざるを得ない、そうでないと生活できないわけですから。だから、ある程度の所得があつて、高くはないですよ。ところが、そこにも高い国民健康保険税が課税されて、さらに子どもが増えれば増えるほど人頭割の課税が上乘せされると、そういう実態をですね、やっぱり真剣に考えていただきたいと思えます。

引き続き、子どもの人権を守る立場からも人頭割課税の廃止を求めてまいりたいと思えます。

3番目の質問に移ります。

熊本地震の一部損壊支援助と耐震補強工事についてお尋ねをします。

一つはですね、復興基金、現在、約1億7千万円か8千万円ですね、熊本県全体で地震の復興基金

は523億円用意がなされ、その内の100億円が市町村に分配をされ、各市町村の創意工夫分として活用するように分配がなされました。大津町では2億7千800万円、この創意工夫分が分配されております。それが今まで活用されて、現在は1億7千万円程度だと理解しておりますが、今年度の一般会計補正予算でこの復興基金のうち、940万円が取り崩され、都市公園の修理費に充当されております。私は、これは本来の目的に反すると、被災者のところに直接支援に回すべきだと考えておりますが、100歩譲っても公園の安全対策ということで、今回は矛を収めたところではありますが、本来、この復興基金は、被災者支援のために、国とか県とか市町村の普通の行政事業で手が回らない、手が届かない、そういう被災者の要望に対応するために活用するとされているわけでありまして。町の復興基金をあと1億7千万円程度あるわけですから、これからいかに活用するかと、被災者の要望は何か、これを役場行政が真剣にですね、被災者の困っていること、どうしたら被災者の支援になるかということを考えるべきではなかろうかと思うわけでありまして。被災者の声を聞く気があるかどうか問われていると思います。

そして、今年の千葉県の台風被害を受けまして、国も一部損壊への修理費援助を改善しまして、特に屋根瓦の損害など、多額の修理費を必要とする被害に、一部損壊家屋に対して、20%以上の被害が認められれば40万円の応急修理費が出るように改善がなされたところでありまして。私は、これがずっと求めたんですが、県内でも山都町ではまさに粋な計らいがなされております。この市町村創意工夫事業分を使って、被災住宅の修理費の支援を行っているわけでありまして。半壊世帯で修理費の2分の1であります30万円、それから一部損壊に対して、10万円の修理費の援助を行っております。誤解するといけません、大津町でも、また県もあわせて100万円以上修理代がかかった世帯には県から1万円、あわせて11万円の義援金が支給されております。これとは全く別であります。山都町がやっているのはですね。こうしたところに、本来復興基金は直接被災者のところに届けるべきではなかろうかということが一つ。

それから、耐震補強工事が耐震設計とあわせて工事を行えば、最大100万円の援助が出ますが、これは1回自分で払って後で返ってくることになっておりますので、これを直接業者に支払う制度をつくれば、100万円は被災者の方が支払わずに済むということで、代理受領制度の改善があったらどうかということで、2点、お尋ねをします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の一部損壊世帯の修理費支援の追加等についてのご質問かと思っておりますけれども、議員おっしゃるように、熊本震災の折、大変議会のほうからも、町支援についてしっかりと論議をさせていただきまして、一部損壊見舞金として、修理費の10%を町独自で支援していくということを決定させていただきまして、復興基金の創意工夫分を活用させていただいております。議員おっしゃるように、熊本地震においても、当時、いろいろと県、町、市町村との意見交換をしながらこのような制度をつくっていただいたということは、熊本地震の関係につきましては、最良の政策ではなかったかなというふうに思っております。また、それから、熊本地震から3年半が経過しております、現在の申請者の均衡を図るためにも、現行の制度でのご理解をいただきたいというふうに

思っております。

また、復興基金の創意工夫分につきましても、現在1億8千万円の基金残高がございますが、熊本地震の災害支援は、また継続しており、町も復興に向けて各種いろいろと事業を実施しておりますので、活用方法については、今後もさらに検討をするところがございますので、次における質問の耐震補強工事費の代理受領制度につきましても、現在、県内でも耐震改修補助事業が45市町村ですべて行われておりまして、そのうち代理受領制度を導入している市町村は6市町村となっております。この制度は昨年度から今年度にかけて導入している市町村が多く、他の市町村の状況を調査しながら進めたいと考えておりますので、現状では現行の制度を継続していこうと思っております。

詳細について、また担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 時間がございませんので、最後一つだけお尋ねをします。

り災証明書が発行された世帯で半壊判定がございますね。半壊判定になりますと、災害救助法で57万6千円の修理費が出ます。ところが、例えば、150万円かかれば、100万円近い自分の持ち出しが出てくるですね。だから、半壊判定になった世帯で、これは山都町でもそうなんですけど、この国の応急修理を使ってない方がおられるみたいなんです。自己資金がないもんだから。ところが、山都町ではそういうところにも支援の手を伸べているわけです。本当は57万6千円分工事はできるんですけど、自己負担が出せないで工事をやってない。そういう世帯があるはずなんです。すぐわかるはずなんですけど、そういう調査をされたことありませんか。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 荒木議員の質問にお答えしたいんですが、手元にちょっと資料がございませんので、申し訳ございません。

○15番（荒木俊彦君） 調査はできているの。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 調査にですか。

○15番（荒木俊彦君） 半壊判定によって、修理を、半壊と応急修理の申請が数を照らし合わせられ場すぐわかる。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） ちょっと手元に資料がございませんので、申し訳ないです。

○15番（荒木俊彦君） 調査できるんじゃない、調査ぐらいできるんじゃないですか。やる気があるの。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 被災者の方につきましては、個別にですね、いろいろ事情を聞いておりますので、それについては、半壊の世帯の中で制度上の適用の中で全部されておるといふふうに認識しております。

○15番（荒木俊彦君） 全部。

○総務部長（藤本聖二君） はい。一応、個別にですね、それぞれ個別ごとにですね、現在の実態調査

はやっております。

○15番（荒木俊彦君） だから災証の半壊とその修理が合致すれば漏れはない。

○総務部長（藤本聖二君） はい。

○15番（荒木俊彦君） それ確実、絶対ですか。

○総務部長（藤本聖二君） それぞれ個別の聞き取りはしております。ただ、合致するかどうかについては、最終的な確認はできておりません。そこは、はい、やる必要あると思います。

○15番（荒木俊彦君） わかりました。じゃあ終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後2時10分より再開します。

午後1時58分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。1問目が南小学校の新築移転の件、2問目が病児保育の重要性、3問目がねこの避妊手術の件です。

早速、1問目に入ります。

南小学校の新築移転について、皆さんご存知のように、昭和31年8月に合併により新大津町が誕生しました。旧大津町、陣内村、瀬田村の一部、平真城村、護川村の一部、阿蘇郡錦野村の一部が合併した結果です。合併時にそれぞれの町村から小学校を引き継ぎました。大津小学校、陣内小学校、瀬田小学校、平真城村からは真城小学校、平川小学校の2校、護川村からは護川小学校、矢護川小学校の2校、錦野村からは錦野小学校、岩坂小学校の2校、合計9校を大津町は経営管理することになりました。農村部の人口が減少し、大村町長のときに北部の3つの学校が合併し、北小学校が誕生しました。現在の児童数は74人しかおりません。護川小学校は場所を移転し、校区に新興団地を取り込むことになり、校舎も新しくなりました。ということで、現在、小学校は7校あることになりました。令和元年5月1日の学校の児童数を拾ってみますと、大津小学校705人、美咲野小学校772人、室小学校584人、南小学校194人、東小学校43人、北小学校74人、護川小学校179人、合計2千551人です。東小学校43人、北小学校74人という数字は、新築移転というよりも統廃合の問題が差し迫っているということでしょう。教育委員会は、この2校についても、地域の意向を聞き、早急に策を取るべきであります。

さて、今回は、南小学校についてです。南小学校の前身は、陣内小学校と岩坂小学校です。創立はともに明治7年です。先ほど申しましたように、昭和31年の町村合併までは菊池郡陣内村立陣内小学校、阿蘇郡錦野村立岩坂小学校でした。ともに大津町立に変わったということになります。昭和44年、岩坂小学校児童数減少のため、陣内小学校と統廃合併し、大津南小学校となりました。校舎は陣内小学校を利用することになりました。昭和51年から3年計画で新校舎建設が始まりました。昭和54年に体育館が完成しております。ということで、建設から40年が経過したということになり

ます。児童数を見てもみると、1年生が31人、2年生26人、3年生37人、4年生31人、5年生23人、6年生34人となっております。校別で見ますと森地区が15人、鳥子川、岩坂地区20名、中島地区7名、上陣内地区11人、中陣内地区35人、下陣内地区29人、上町地区18人、下町地区7人、鍛冶地区52人となっております。ここからわかるように、鍛冶地区の52人が一番多いということです。ここだけが新興住宅地です。残りの地区は昔からの農村部です。南小学校の児童数はどうして増えないのか。大津町土地利用計画図を見ればわかるように、周辺は農地が多く、さらに、農振地域になっており、民間の住宅が建てられないからです。農振法とは、農業振興地域の整備に関する法律の略称です。先ほど述べましたように、南小学校は老朽化しており、新築の時期がきております。以前、協議された際に、新築するなら現在の場所から違うところに移転すべきだとか、学校区を見直すべきだという意見が出たと聞いております。その後、新築の話は途切れたままです。新しい美咲野小学校を視察しました。校庭は広く、新しい設備が揃っております。そこで勉強する児童たちは表情も明るい、南小学校の保護者に美咲野小学校を視察してもらい、町の教育委員会は新築に向けて協議を始めるべきではありませんか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の南小学校関連についてのご質問かと思っておりますけれども、現在の南小学校、議員、調査のとおり、42年が経過しております。そういう関係で校舎も老朽化によりまして、大変雨漏り等の問題などが発生し、大変ご迷惑をおかけしている状況でございます。

南小学校につきましては、平成29年度に再生整備計画の基本構想業務委託を実施し、その中で、施設本体の老朽化によりまして、校舎は建て替える方向での検討を行っているところでもあります。しかし、校舎を現在の敷地内に建て替えるのか、また、学校区の見直しも含めて、新たな場所に建設するのか。そして、何年後に整備するかのいろいろな課題事項を抱えておりまして、今後、町全体の財政計画との整合性も図りながら、大津南小校区だけでなく、学校全体の整備計画の策定を進めていかなくてはならない問題がありますので、今後については、十分関係機関の皆さんと相談しながらご相談をしていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） こんにちは。坂本議員の南小学校新築移転の件の質問にお答えいたします。

学校施設の老朽化につきましては、関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけしており、これらの環境整備につきましては、喫緊の課題だと考えているところでございます。

議員ご指摘のとおり、大津南小学校につきましては、築42年を経過しており、校舎の躯体、基本になる部分ですけれども、こういった部分の老朽化が著しく、先ほど町長からもございましたけれども、平成29年度に業務委託しました再生整備計画基本構想では、現在の敷地内に建て替えをするという方向で検討したところです。

しかしながら、近年、町中心部におきましては、宅地開発や集合住宅の建設が増えておりまして、

児童・生徒数も増加しております。また、一方では、南部や北部地域の児童・生徒数は減少傾向が見られる状況がございます。そのような点を考慮しますと、大津南小学校の建て替えにつきましては、ただ単に現在の敷地で建て替えるのか、今後の児童数の推移を含めたところで、新たな場所へ移転して建て替えるのか、地域や関係者の皆様の意見も踏まえながら方向性について協議を進めていかなければならないのではないかと考えているところでございます。

詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 現在、学校施設につきましては、大津南小学校や大津中学校など、老朽化した学校施設について、早急な対応が求められております。

大津南小学校につきましては、平成28年度当初予算に再生整備計画基本構想業務委託の予算をいただきましたが、熊本地震が発生したため、予算を翌年度に繰り越して平成29年度に取り組みさせていただきました。基本構想では、現有施設の現況調査、課題整理、現場のニーズ把握、基本方針の作成、整備内容の検討を行いました。その中で、構造躯体の耐用年数を考慮し、費用対効果を検討した結果、大規模改修ではなく、建て替えの方向で検討を進めたところでございます。

今後、学校施設の整備計画を進めていくところではございますが、町の現状としましては、先ほど教育長からありましたように、町中心部では、住宅地の開発や集合集宅の建設などの影響もあり、児童数の増加により、平成30年度に室小学校を増築し、また、令和2年度には大津小学校の増築が必要となっているような状況でございます。そのような中、町の財政計画との整合性を図りながら、今後の学校施設の整備を進める必要がございます。

大津南小学校の整備につきましては、今後の児童数の推計も十分考慮し、学校や地域、そしてPTAなど、関係者の皆さんの意見も伺いながら協議を進めなければならないということで考えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 同じ場所に建て替えるということを検討したということでございますが、私がさっき申しましたようにですね、この南小学校の周辺は農地でできており、農振地域なんです。今現在、どれくらいその周りに民間の住宅が建てられるかというのはですね、その今後の児童数を見なくてもわかるはずですよ。それをですね、児童数を見ながらというのは、少しそのないんじゃないかなど。土地利用計画をみれば、今後、住宅が建っていくかどうかというのはわかるはずですよ。その辺、どういうふうにお考えですか。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 坂本議員の再質問にお答えいたします。

土地利用計画ということで、大津南小学校周辺の話ございましたけども、児童・生徒の推移ということで、当然、南小学校の推移もでございます。あわせて、大津小学校、先ほど言いましたように、大津小学校、室小学校のほうも児童数が増えておりますので、そういったところ、町全体の児童・生徒

数の推移を見ながら、今後検討していきたいというところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 私が言っているのは、児童数の推移ということではなく、その前に児童が増えるか増えないか、人口がどこが増えるのかというのはわからないといかんということを言っとるわけですよ。そういうことではいかんと思いますね。合併する前まではそれぞれの村には役場があり、村長さん、職員さん、議員さんがいました。合併後は、学校だけが残ったということになります。今はどうなったかと見ますと、平真城村は北小学校、護川村は護川小学校、陣内村は南小学校、瀬田村には東小学校が残っております。錦野村は岩坂小学校が陣内小学校と統合したため、錦野小学校が瀬田小学校と統合したために、旧錦野村には学校は無くなったということでございます。そして、今、北小学校、東小学校が児童数の減少に苦しんでいます。一方、南小学校も児童数は減少を辿っております。移転新築して、新興住宅地を校区に入れないと北小学校、東小学校状態に陥るではありませんか。町と教育委員会は早めに行動を起こしてもらいたいと思います。さっきの答弁ではだめです。

2問目に入ります。

病児保育の重要性についてです。

合計特殊出生率とは、女性1人が一生で出産する子どもの平均数であり、2であれば人口は横ばいを示し、これを上回れば自然増、下回れば自然減とされています。日本は戦後の昭和22年に4.54、23年4.4、24年4.32を記録し、その後、減り続けて、平成30年では1.42です。このままの状態であれば日本の人口は減り続けます。出生率を増加させるのは大事なことです。子育てしやすい環境を作り出すことは、日本の将来に大きく影響します。

さて、本来、母親は産後1年間ほどは自分で育てるべきだと言われております。しかし、現実の社会は厳しい。高齢者が増え、社会福祉費や医療費はうなぎのぼり、経済成長率が低く、個人所得の大幅上昇は望めません。生活のために自然と共働きにならざるを得ません。そこで0歳児から保育所に預けることとなります。幼児は病気をしやすい、0歳児はさらに病気をしやすい。熱が出れば保育園から連れにきてくれと電話がかかります。病気は1日では終わりません。風邪なら兄弟にもうつります。母親は何日も会社を休むこととなります。快く休みを認めてくれる会社だけではありません。仮に認めてくれたとしても職場の同僚の目が気になります。またかという気持ちが顔に出ているようがあります。こういうときは、病児保育所が必要になりますが、病児保育所は少ないのが実情です。大津町、日本各地、アメリカ等の現況はどうなっておりますか。大津町としての対策を聞きたいと思えます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の病児保育の状況についてのご質問かと思いますが、議員おっしゃるとおり、子どもの病気というのは、大変保育園ではできない、親でなくてはというような状況であります。議員おっしゃるとおり、共働きちゅうか、女性の世の中進出関連等で大変子育てについて行政の責務というか、福祉関係の機関をお願いをしていかなくちやならないというような状況でございます。大津町におきましても保育園の建設関連等において、病児保育や病後保育関連等について福



社法人関連等とご相談をしましたが、なかなか保育につまましては、医療機関との関連が必要などの課題がありまして、町内で実施には今まで至っておりません。本町としましても、町内での病児保育事業ができるような関係機関との協議を進めながら、あわせて子育ての中の保護者の皆さんが職場において子どもの看護休暇が取れやすいような環境づくりについても企業等の皆さんに働きかけを行うなど、子育ての環境整備にも今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 坂本議員の病児保育の重要性についてのご質問にお答えいたします。

病児保育事業につまましては、先ほど町長からありましたように、現在、町内では実施されておられませんので、該当する世帯の方は、熊本市や近隣の施設を利用されている状況です。

熊本市の施設は、連携中枢都市圏構想における広域利用で、熊本市との協定により、大津町の方が熊本市の病児・病後児保育事業を利用できるようになっております。また、熊本セントラル病院敷地内にあるあおぞら保育園の病児保育室にも大津町の方の利用があるようです。

町内での病児保育事業の実施につまましては、継続して事業者等とも協議を進めながら、子育て中で共働き世帯の保護者や働く母親の皆さん方のための環境整備を図っていきたいと考えているところでございます。

なお、町の現状や海外の取り組みにつまましては、このあと担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明いたします。

現在、本町におきましては、病後児保育を大津町子育て・健診センターで実施しております。定員が4人、平成30年度の利用実績は、登録者が121人で、前年度比5%増、延べ利用者数が230人、前年度比24%減となっております。

また、病児保育につまましては、町内に施設はございませんが、熊本市との連携協定のもと、熊本市内8カ所の病児保育施設の利用ができます。昨年度の利用実績は、延べ利用人数は9人でございます。近くの施設では、熊本セントラル病院併設のあおぞら保育園の中にある病児保育室も利用でき、大津町の方は、季節にもよりますが、月に5、6人程度の利用があるとのことでした。

病児・病後児保育の利用意向につまましては、昨年度実施しましたニーズ調査におきまして、就学前児童の保護者の回答では、「できれば利用したい」が39.1%、「利用したいと思わない」が58.4%、小学生の保護者では、「できれば利用したい」が19.4%、「利用したいと思わない」が79.6%で、子どもが成長するにしたいが利用意向の割合は減少しております。看護する人は、どちらも同じで、仕事を休んだ母親が一番多く、2番目が親族・知人、3番目が仕事を休んだ父親という結果でございました。また、「利用したいと思わない」理由では、就学前・小学生の保護者ともに一番多かった回答が「親が仕事を休んで対応する」で、以下「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」、また「利用料がかかる・高い」という結果になっております。その他、「かかりつけの受診等の手続きが大変」とか、「子どもが嫌がる」などの意見がございました。

しかしながら、病児保育をできれば利用したいという保護者が就学前で約40%、小学生で約20%おられます。この割合は決して低いものではなく、自由意見でも「病児保育がほしい」という意見は多くみられたところでございます。

また、病児保育事業の状況につきましては、熊本市に8施設があり、菊池管内には菊池市が1施設、合志市が2施設となっております。

次に、海外の状況についてご説明いたします。

各国の病気の子どもの看護状況に関しましては、仕事と家庭の両立といった視点から、2018年3月に独立行政法人労働政策研究・研修機構から発行された書籍の中から、フランス、スウェーデン、アメリカの状況をご説明いたします。

高い合計特殊出生率と女性の就業率を維持しているフランスの特徴は、育児休業、休暇、労働時間の調整と子育てで失う所得補償のバランス、また、女性を労働市場に引き戻す仕組みに特徴があり、一つの制度による成果ではなく、長年にわたる取り組みの複合的な成果と言われております。

次に、早くから「子どもの福祉」と「雇用の安定」の両側面により社会制度が整備されてきたスウェーデンでも、女性の就業率が高く、出生率が比較的安定しています。これは、多様化する家族を援助する家族政策、社会保障政策、保険医療政策、住宅政策、保育政策、教育政策と、働く人すべての権利を保障する労働市場政策並びに男女平等政策との長期にわたる有機的な連携によるものとされております。

最後に、アメリカでは、育児休業など、仕事と家庭の両立支援に関して、ヨーロッパ諸国と比べると充実しているとはいえない状況でございますが、育児・介護・看護・病気・出産休暇を含めた無給の休暇を義務付ける「家族・医療休暇法」が1993年に成立し、仕事と家庭の両立支援制度の柱をなしているようでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 今、答弁の中でですね、子どもが大きくなるほどその要望は少なくなっているようでございましたというの、それは考えなくてもわかるじゃありませんか。私が言っているのは、0歳児のことを主に言っているわけですから。その辺いかなるもんですか。もうちょっと考えてしゃべっていただきたいんですが。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

先ほど質問の中でもですね、0歳の方というところで質問があつたので、答弁としましてその辺を中心にしゃべるべきだったかなというところで考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） さっき申しましたように、特殊出生率が2より下がった将来の人口は、減少します。国力が下がることを意味します。世界の中でも影響力、発言力が低下します。世界各国の中

で一番合計特殊出生率が低いのは韓国です。11月28日の朝鮮日報の記事からの引用ですが、この7から9月期の全国合計特殊出生率が0.88でした。これは韓国のことですよ。同じ期のソウルでは、0.69でした。もはや絶滅への道へ入った水準だと危機感を表しております。だから、国にとってこれは非常に大事なことなんですよね。ただ地域だけのことではないんです。国の存続に関わる問題です。

それから、ただですね、大国アメリカで生活した人の話によれば、アメリカは保育料が高いと、ある人は子ども2人で月20万円払っていたとのこと。ほとんど給料の全部だったそうです。それがいやなら個人に預けるそうです。個人でその子どもが多い方は、家で子どもたちの面倒を見ていると。5人面倒みるも6人面倒みるも一緒だったから、そういうところは安く預かってくれると、そういうことが述べられておりました。また、アメリカでは、病児保育の仕組みがないと、職場が子どもの病気に対して不寛容というのはアメリカも一緒、一流企業は寛容なところが多いということでもございました。この点、日本のほうが子育てはしやすいようです。移民の国、アメリカにおいては、出生率が下がっても移民で補充すればよいということなのではないでしょうか。日本とはだいぶ状況が違うようです。

3問目に入ります。

猫の避妊手術の件です。19年前、私が議員になりたてのころ一般質問で、猫の避妊手術の件を取り上げたことがあります。犬の避妊手術には町から補助金が出るのに、どうして猫には出ないのかという単純な疑問から発したものだだと思います。飼い猫ならば条例をつくり、町に登録するようになれば一部補助金支給も不可能ではない。しかし、野良猫は町村を移動するので、県下全域で取り組まなければ無理だろうということで終わったと思います。

その後、猫を取り巻く環境は大きく変わりました。和歌山に猫の駅長さんが誕生して全国的に話題を集めました。猫島に外国人旅行客が押し寄せたり、猫カフェができたり、NHKのBSプレミアムでは、岩合光昭の世界の猫歩きという15分番組を毎日放送しております。昭和48年には、動物愛護法が制定され、その後、何回か改定されております。基本原則として、すべての人が動物は命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物がともに生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知った上で適正に取り扱うよう定めております。また、広く国民の間に動物の愛護と共生適正が飼育についての関心と理解を深めるため、毎年9月20日から26日までを動物愛護週間とし、国及び地方公共団体ではその趣旨に相応しい行事を実施しております。

このように、国をあげて動物愛護には取り組んでおります。さて、問題は野良猫、飼い主のいない猫の避妊です。何もしないとかわいそうな子猫が増えていきます。全国で猫の避妊手術に補助金を出して助成している自治体は結構ありますが、飼い主のいる猫に対する補助が多いようです。飼い主のいない猫の避妊に助成している自治体を紹介したいと思います。

佐賀市の取り組みです。野良猫対策としての地域猫活動を応援しますと、野良猫の数と被害を減らすために、地域で協力しませんか。野良猫による糞尿被害、あちこちで生まれる子猫、猫が好きな方

と嫌いな方との間に起こる対立など、今、地域を悩ませていることの一つに、野良猫問題があります。この問題、地域猫活動で解決してみませんか。地域猫活動とは、地域住民が一体となって野良猫に避妊去勢手術を施して、これ以上増えないようにし、一代限りの命を全うするまで、その地域で衛生的に管理をする活動です。野良猫の数と被害を減らすことで住みよい地域をつくることを目的とします。具体的内容は、増やさないために、まず、手術を受けさせましょう。手術をしなければ猫は年に2、3回出産し、あっという間に増えてしまいます。たった数匹でも放っておけば1年後には数十匹に増える恐れがあります。手術済の目的として、動物病院で耳先を少しカットしてもらいます。市では、地域猫活動に取り組む自治会やグループに対して、野良猫の避妊去勢手術費用の一部助成を行っております。助成額、自治会の場合はオスが1万円、メスが2万円、グループの場合、オスが5千円、メスが1万円、助成は予算がなくなり次第終了します。とまあこんな内容です。

さて、ここでうれしいことに、我が熊本県でも飼い主のいない猫に対する避妊去勢手術費用の助成が始まりました。県では人と動物が共生する熊本の実現を目指し、飼い主のいない猫の繁殖抑制を推進していくため、飼い主のいない猫に対する避妊去勢手術の一部を補助しております。補助金の交付を受けるには、事前に申請が必要ですので、猫が生息する地域の保健所までお問い合わせくださいとなっております。補助対象者は、県内に生息する飼い主のいない猫を保護し、動物病院で避妊手術を受けさせ、手術費用を支払った県在住の個人または団体となっております。補助金額はオスが5千円、メスが1万円、期間が設けられており、平成31年4月17日から令和2年2月28日までです。ただし、予算の範囲内でのことですので、申請状況によっては募集期間が前後する可能性があると言われております。広報おおづ7月号に「さくらねこ」として、飼い主のいない猫の避妊特集が載っております。ところで、実際の避妊費用は県の補助の2倍かかります。その分は寄附金で賄うべきでしょう。猫の相談窓口団体チーム平川を運営してらっしゃる毎熊さんが核になる方々の方です。役場、そして命の大切を教えている学校を中心に協力していこうではありませんか。具体的には、役場や公共施設にポスターを貼って、援助を呼びかけるべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の猫の避妊手術などの件についてのご質問でございますけども、猫といえば、古くから人と暮らしてきた動物で、収穫した米や穀物をネズミから守ってきたといういわれが身近な存在であります。

熊本県では、動物愛護の考えから、犬・猫の殺処分ゼロを目指すことを掲げて、平成28年度より例外を除き、猫の引き取りを行わなくなりました。過去には保健所に多くの犬・猫が持ち込まれ、動物管理センターで多くの動物が殺処分されてきましたが、現在は、犬・猫の殺処分は大幅に減少しております。

しかし、猫の引き取りを行わないことで野良猫が増え、各地区で猫が原因となる苦情が町及び保健所に寄せられております。対策といたしましては、県や動物愛護推進協議会の手術費助成のご案内や避妊去勢手術をボランティア団体をお願いしているところですが、これ以上、不幸な猫を増やさないためにも、行政や愛護団体、住民の三者で協力体制を築き、動物愛護の精神に根ざした啓発を進め、

人と猫が共存できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、愛護団体への支援については、どういうことができるかを含めて、今後研究してまいりたいと考えております。

詳しくは担当のほうからまたご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 坂本議員の猫の避妊手術の件についてお答えします。

議員からありました、広報おおづ7月号の「さくらねこ」の記事でございますけれども、私も内容を読ませていただきながら、背景を鑑み、改めて動物愛護の精神を育むことの大切さを感じたところでございます。

古来、人々は自然から受ける様々な恩恵に感謝しつつ、自然との調和を図りながら生活を営んでまいりました。自然に親しみながら、動植物がたくましく生きてきた知恵や巧みさについて学ぶとともに、これらの動植物を愛護する中で、子どもたちの豊かな情操も育まれてきたと思っております。

しかしながら、近代の科学技術の革新の中にあり、物の豊かさや便利さを求める一方で、地球全体の環境悪化が懸念されております。このような中、持続可能な社会の実現は喫緊の課題であり、再度、自然や動植物を愛し、引いては、かけがえのない自然環境を大切にしようとする態度を身に付けることは重要なことではないかと思っております。

学校教育の中では、「命を尊重し、大切にしようとする態度」や「自然環境を大切にしたり、動植物を愛護したりしようとする態度」を「特別の教科 道徳」をはじめ、関連する各教科・領域等においても総合的に育成しています。

町内小・中学校におきましては、「命を大切に作る心や規範意識を育む教育年間指導計画」を策定し、道徳教科をはじめ、各教科や栽培・飼育活動等の活動を通して、生命尊重並びに自然愛護の精神を育てているところでございます。

先ほどご紹介がありました、地域猫の取り組み等もこういう学びの先に、子どもたちが地域に入り、地域の皆さんとともにいろんな活動に参加していくようになれば大変うれしいなと思っております。

なお、命を育む教育につきましても詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 猫の避妊手術の件についてご説明いたします。

まず、全国的な現状についてですが、平成30年度時点でのペット飼育調査では、犬の飼育頭数は890万3千頭で減少傾向にございます。一方で、猫の飼育頭数は964万9千頭で横ばいになっておりますが、猫の飼育頭数が犬を上回っております。これは、ペットとして飼われているデータですが、野良猫についても年々増加しているものと推測されます。

私たちにとって身近な動物である猫は、愛くるしい表情で人々の心を癒してくれる存在ですが、一方で、糞尿による悪臭や生ごみを荒らしたりして嫌われることもございます。

また、猫は生後4カ月頃から出産が可能となり、1年間で2回、3回、平均5匹の子猫を出産する

と言われております。人と猫がうまく共存していくためには、猫の繁殖をある程度抑制し頭数が増えすぎないようにすることが重要になってきます。

広報おおづ7月号でも特集しましたとおり、対策の一つとして、トラップ（捕獲）、ニューター（避妊手術）、リターン（元に帰す）の頭文字をとった「TNR活動」がございます。これは、猫を捕獲して、避妊去勢手術後に元の場所に戻す活動のことを言い、手術の際に耳の一部を桜の花びらのようにカットすることから「さくら猫」と呼ばれております。

しかし、このTNR活動を行っているほとんどの団体がボランティアで活動されており、運営資金や活動のための場所の確保、活動できるボランティア集めに苦慮されている状況でございます。TNR活動を活性化するために、行政、住民、団体が三者で力をあわせて取り組む体制を構築することが必要と考えられます。

町としましては、菊池地域動物愛護推進協議会をはじめとする愛護団体や、NPO法人、さらにもっと小さな規模で活動されているボランティアの皆さんを含め、どのような支援ができるかを研究し、行政、団体、住民の三者が動物愛護の精神に根ざしまして理解を深められるよう努めてまいりたいと考えております。

そして、人と猫がお互いに住みよい環境づくりを進め、これからも末永く共存できる方法を研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明いたします。

町内小・中学校で策定されております「命を大切に作る心や規範意識を育む教育年間指導計画」は、生命尊重並びに自然愛護に関連する教育活動が明記された総合的な計画であり、小学校1年生から中学校3年生の学年ごとに策定されております。いつ、どの教科で、どのような教育活動を行うのか、見通しを持って生命尊重並びに自然愛護の精神を育てているところでございます。

小学校低学年では、身近な自然の中で、楽しく遊んだり、自然に親しんだりする活動、また、生活科の学習などを通して、ウサギ等の動物の世話や飼育をしたり、ヒマワリやチューリップ等の花や野菜等の栽培や観察などを行ったりしながら、自然や動植物と触れ合う体験を重ねております。

小学校中学年では、自然やその中に生きる動植物を大切に作る心をさらに深めることが求められます。季節とともに変化する植物の観察をはじめ、自然愛護に関する道徳の学習を行っております。

小学校高学年では、自然の仕組みについての理解が深まり、自然環境に関わる課題について協働的・探求的に学習しております。

さらに、中学校におきましては、自然と人間との関わりを多面的・多角的に捉え、自然を愛し、守ることといった環境保全を通して、有限な人間の力を超えたものを謙虚に受け止める心を育てているところでございます。

今後も引き続き、大津町内の小・中学校において、生命尊重並びに自然愛護の精神を発達段階に応じ、計画的・総合的に育てまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） たかが猫のことと思う人もいっぱいいらっしゃると思います。しかし、これは大事なことです。私たち日本人は、幸いにも世界においてアメリカを中心とした西側諸国の仲間として認められ、政治、経済、文化活動をしております。その西側諸国の価値観、習慣では、犬・猫を家族の一員として捉えております。理屈はどうであれ、我々はその価値観、習慣に同調すべきだと思います。犬、猫を殺処分するのは野蛮人だとみなされます。動物を大事にしましょう。佐賀市のように、住民参加型にしたほうがいい成果があがるかもしれません。

終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。3時10分より再開します。

午後2時57分 休憩

△

午後3時10分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告書にしたがいまして、一般質問を行います。

最初に、新庁舎と5Gということで質問をいたします。

隣りでは新庁舎がくい打ちがどんどん進められて、新しい新庁舎がどんなものになるか期待を寄せるところであります。そしてまた、今回の質問の題名のごとく、5Gの時代ということがいよいよ到来ということで、次世代の通信規格5Gのサービスがいよいよ実用化段階に入ってきております。そういったものをこの新庁舎にどんどん活かして、最先端の庁舎になればと思います。そして、それがまちづくりにきちんと活かされるようになってほしいものだと考えます。

今回の質問の要旨に移りますけれども、先日、まちづくりの懇談会で様々な区長さん方のご意見を拝聴しまして感じました。やはり高齢社会による地域の過疎化、それによって公共奉仕活動や防災活動の困難、将来不安など、人口減地域には切実な問題と感じたところであります。コミュニケーションの維持が重要と指摘された区長さんもおられました。そして、そのためにメモの閲覧板の設置をやっているおじいちゃん、おばあちゃん、ご高齢の方々からいろんな意見をみんなで取りまわして、それを見て、地域の問題として考えていただくというような意見がありました。非常に有効な手段をアナログ的にやっておられるなど。それこそ自分たちの知恵で地域を活性化させ、生き抜くというような知恵ではないかなと頭が下がったところであります。

しかし、この題名に書いてあるとおり、世はデジタル時代、そして、次世代規格の5Gの時代になってきておりますので、そういったものがきちんと町民の皆様方各位が享受されて、住みよい、よりよい地域、そして、全体のまちづくりに寄与できたらなというような形を私はそこで考えた次第であります。ですから、新庁舎が今度できるのが1年半ですかね、後なんですけど、やはりそういったものにきちんと反映させていかなければならないと思います。

先ほどのメモの回覧板ですね、こういったものをやはりデジタル化して、各ご家庭のご高齢の方々がパッドなり、まあテレビジョンなり、そして、またスマホなりでいろんな形で双方向の通信がそういった福祉関係やいろんな教育関係もですけど、様々な面がつながって、そして、どこにいても安心して暮らせる、そういった形をつくらなくてはならないと感じた次第であります。

ですから、今回の質問におきましては、やはりこの時代の流れ、そういった時代の進化を享受しながらまちづくりを進める。そして、その核となるのが新庁舎であるというような形ができあがればよいなと思いました。

そして、今日のこのヤフーのニュースをちょっと目にしたのがですね、補正で1兆円計上しましたと書いてあって、デジタルニューディールということ、もう今日、朝これ見たニュースでしたけれども、デジタルニューディールでAI、そして5Gを促進していくということであります。内容といたしましては、一部申し上げますれば、学校のICTを進めるために2千318億円、そして、また中小企業AI化に3千90億円など、いろんな形でデジタルニューディールとして進めるということです。ニューディール政策と申しますれば、市場経済に政府が積極的に関与するという形で、元はジョン・メイナード・ケインズの、要するに、公共工事や公金による経済政策によって浄水効果、そういったものを望むというところであるかなと、それプラス相乗効果として、デジタルも、日本の地位も高めるといような補助のあり方かなと感じました。

ということで、1問目は、新庁舎と5Gということで、このことについて、新庁舎ができるまでにまだまだ間に合う形ができるのではないかなと、まだ、いろんな内容が完成型ではないと思っております。時代に即した庁舎になって、まちづくりに活かされるようになるためには、このことについて、町長に問うものであります。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の5G実現する社会についての庁舎の整備関連等についてのご質問かと思いますが、高度な情報通信技術ですべての人とものがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服すると予想されておる5Gであります。

世界を取り巻く環境は大きな変革期にありますので、経済発展が進む中で、人々の生活は便利で豊かなになり、安心・安全な社会で、高齢化社会に対応する対応可能な社会へと進んでおります。

国では、これらの経済発展と社会的課題を解決するための5Gの実現により、新たな社会構築を目指しております。その中で、政府の中の総務省では、離島や山間部などの条件不利な地域での光ファイバー網の整備に対する地方財政措置を拡充する方向で検討に行ったと聞いており、光ファイバーによるインターネット接続可能とするため、地域の起点となる施設から各世帯までを回線で結ぶ工事など、高速で大容量の通信環境の導入に向けた自治体の取り組みを後押しするために2020年度、地方財政対策に盛り込むと考えておられるようでございます。人口減少や高齢化が進む中、地域課題の解決に貢献すると期待されているのが、次世代通信規格5G、AOをはじめとした先端技術、あるいは、高速や大容量の通信が可能なG5の場合は、遠隔医療や自動車走行への利用のほか、農業や観



光振興などにも活かすことが想定されております。こうした先端技術を各地で使えるようにするためには、やはり基盤インフラである光ファイバー網を全国津々浦々まで広げる必要があり、過疎地などでは未整備地区が多く残っていることから、総務省では地域間格差が生じないような支援をしていきたいというふうに考えておられるようでございますが、5Gが高齢化社会が進み、労働力人口の減少による人手不足の解消や人口減少による地域間格差の解消といった、これからの課題を解決していくための重要なポイントの一つだと考えております。

議員おっしゃるように、新庁舎では、5Gの展開を見ながら、様々な情報収集や発信の起点となるように整備を進め、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

詳しくは、担当部長のほうからご説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 永田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、人口減少、あるいは超高齢化による社会活動への弊害については、全体的な国の大きな課題となっております。

先ほどご紹介がありましたけれども、11月に開催しました、まちづくり懇談会の発表の中でも、高齢者が多い地域では活動できる人も少なくなり行事が成り立たなくなるのではという心配ですね、そういうのも余儀なくされておりました。また、地域のつながりが希薄になり、人と人のつながりがなくなりつつあるという地域もあったようでございます。

そのような中で、情報通信技術の進歩はめまぐるしく発達をしております、世界的にも5Gと言われる、いわゆる高速大容量の通信が主流となりつつあり、日本においても、2020年度から実施される方向となっております。

この5Gが利用可能となりますと、今まで以上に様々な知識や情報が共有され、新たな価値を生み出し、必要な情報が必要なときに提供されるということが予想をされます。5Gが普及した社会では、今までの移動通信サービスが医療や介護、産業機器、自動車など様々な分野に領域を拡大していくというふうに考えられます。

少子高齢化社会における人口減少、それに伴います地域の過疎化が進んだ地域間格差の解消など、今後重要な課題となる中で、5Gが今後の行政サービスの大きなポイントになるんじゃないかなというふうに思っております。

例えば、総務省の例をあげますと、今と将来の展望という形で紹介してありますのは、防災分野においては、多数に設置された高度な映像センサー等によって様々な情報をリアルタイムで収集、活用して、被災者に対して的確な情報を迅速に届けられると。そういったシステムの実現であったり、あるいは、公共交通におきましても、地域の過疎化が進む中、乗合バス路線が廃止され、移動手段の確保が課題となってきていますが、リアルタイムの通信が必要となる自動運転システムが実現することで、自動運転タクシーによる、好きなときに好きな場所に出かけられると、そういったことも実現できると。

あるいは、農業・建設業などに従事される方の高齢化が進展していく中で、労働力減少といった問題を解決するために、様々なロボット、あるいはドローンなどを遠隔操作、あるいは自動運転をすることにより、大幅に作業効率をあげるためのシステムの実現などが考えられております。

このような現状を踏まえまして、町として何をすべきかということで、これからいろいろ考えていく必要があると思いますけど、例えば、防災分野の点で申し上げますと、近年、自然災害が増加している中で、また、災害時における迅速な情報提供のあり方、あるいは、土砂崩れ、河川の氾濫など、なかなか発生の予測が困難であるということなど、多くの課題がありますけれども、これらにつきましても、例えば、ドローンを活用した高所からの災害状況の把握、あるいは、ICT（パソコン、スマホ）を利用した迅速かつわかりやすい情報の伝達、そして共有、また、センサー等を活用した河川状況の把握をすることなどにより、災害時における全体像が即時に把握、共有することができ、効果的な避難勧告、あるいは避難指示などを行うことができるのではないかとというふうに考えております。

それ以外にも、公共交通であったり、あるいは、医療介護のための分野、農業従事者の高齢化の課題などを多種多様ですけれども、これからの5G時代を迎えるにあたり、それぞれの分野において地域課題の整理と、その対抗策について十分検討進め、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

今、答弁を聞きますれば、確かにそういった時代の流れというものは掴んでまちづくりに活かしていかなければならないという答弁だったかなと思います。詳細まで突っ込みますれば、国もリアルタイムに情報収集があらゆるところでできて、対応も迅速にできるという形ができてくるのかなど。今以上の体制ができあがるということ。これはこの5Gという通信技術が発達すればするほどIoTとか、いろんな形を使いながら発達していくものだと言測は重々早くからその言測はされておりますので、結局は、その5Gの次世代通信規格が確立されることによって、活かされたいのは、我々からするならばそのまちづくり、町民に活かすということですね。ですから、今日の一般質問の中の答弁にも、戸別受信機を100台配布しますとかいう話がありました。私は、戸別受信機というのは戸別受信機＝スマホですよ。スマホとか、例えば、私はずっとこう考えよって、そのご高齢の方々にはやっぱり腕時計型がいいかなと、それでもつながると、どこにおられるとつながると。もうその時代ですよ。それがどんどん進んでいくと思います。畑におられても、どっか具合がもし悪くなられても、それこそですね、ウルトラマンの世界ですよ。これが実現するもう世の中になってきているんです。ですから、そういった研究をやってまちづくりに活かさなくてはならないと思います。ですから、戸別受信機なんていうのは、そこにおらんだっただめだっということも、もう重々先ほどの質問の中でも聞こえないとか、そこにはないとか、停電だとか、指摘をされておりますので、やっぱりそういうものはですね、きちんと今の時代に当てはめて、それこそフィードバック分析ですよ。もうそういう事例があったじゃないかと、そうならないためにはどうするのって。それこそもうノーベル賞を取られたそれこそリチウムイオン電池の開発なんかですよ、今やっと家庭に入ってくる段階

かもしれませんが、普通のご家庭でまだ200万円ぐらいするらしいですね。かといって、昨日のテレビですか、その素材がとても高いからと、そういったものが何だったか忘れてしまったけれども、マンガンにとって代わって、もっと安くできるというような技術もどんどん出てきているんですね。それがリチウムイオン電池が、例えば、その新庁舎、新庁舎よりも本当は各ご家庭が一番いいんですね。そういった時代までまだまだもう少しかなと思っております。そして、それが花開けば、流通価格になってくれば、それも大きな産業として育つかなと思っている次第であります。

しかしながら、この高齢社会を救うのがそういった最先端技術であってほしいということを考えますればですね、やはり、そういった技術は進みました。しかしながら、使い勝手をよく知りませんでは話になりませんよね。ですから、今、総務部長の答弁の中から、医療やモビリティファクトリー、農業、いろんなものつながっていきます。しかし、それはですね、それをどう活かすか、どう振り分けるかというのは判断が必要なんです。だから、その判断というものは、恐らく場所からするならば、新庁舎ですよ。そして、新庁舎がまたデータというものは、ビッグデータと人工知能を、そういったものというのはサイバー空間の中です。ですから、そういったものを考えますれば、まだまだ今度新庁舎が1年半後にできるとしたときに用意はできているんすかっというたいということですよ。例えば、私も新庁舎建設の特別委員会委員であります。ですから、いろんな市役所や町の役場見ました。新しいやつを。そしたらやはり豪華なですね、音響設備とか、そういった映像の機器が置いてあります。相当な金額です。それを見て、何か違和感をずっと私思っていました。新庁舎にはそういったものは私は要らないって、やっぱり答えはそこなんです、結局は。この議場を見て思うんです。後付けでもできるんですよ。カメラにしても、もうカメラも要らない、スマホでだれかが代表で撮ってくれと、そのカメラでと。そういったものでもいいし、ですから、そういったものにお金をかけるんじゃなくて、一般質問の中で多々指摘があります。もっと困っている人にそういった町金は配分すべきじゃないかということがそこで重なってくるわけですね。ですから、余計なお金を使わないで、かつ賢い庁舎にしなければならぬと、そういうふうに考えますが、まだまだ町民のために活かすという用意はできてないのではないかと思いますので、再度、町長に質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員がおっしゃるように、目の先だけでなく、将来のことを考えるとやっぱりそれなりの金を打ち込むべきときもあるかと思っておりますので、その辺のところにつきましては、今後の流れ、状況関連等をしっかりと捉えながら、そして、先ほど言いましたように、光ファイバーの関係の起点を設けると、各家庭へのつながり、そういうものの起点としての役場づくりも必要ではないかなというような思いをしておりますので、そういう国の対策事業関連等についてしっかりと検討しながら庁舎建設にも活かしていければなというふうを考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） これからですよ、まだ新庁舎ができるまでは時間はありますけれども、その前にいろんな形で変更とか、注文とか、配備のためですね、用意というものはすでに始まっておりますので、重々そういったものを検討されて、私思うんですね、そういった最先端技術を採用する

ことによって、中に働く者、言うならば、そういった職員の方々とかがどんどんやる気が出ると思うんですよ。もうそういった最先端の設備の中で仕事をして、やりがいのある任に就けるといような、それもですね、狙いではありますので、何もお金を使うこと＝よくできるというのは、もう時代はとうに過ぎていくということでもありますので、しっかりその点の対応をお願いしときたいと思います。

2問目に移りたいと思います。

自己防衛と人格についてという形で質問をあげております。

質問の趣旨といたしまして、社会問題化している各ハラスメント、いやがらせですね、それがどういった形で学校教育での取り組みというものがいろんな形で人権とか、いろんな形で今までも言われておりますが、どこまで進んでそれが有効に働いているのかなと思ひ、この質問をしたわけでありませぬ。

その学校でのいじめ問題、そういった取り組みがですね、社会に出て役に立つかどうかということだす。結局はですね、社会のためになるかならないか。そして、その人が社会の中でしっかりと生きていく立派な成人に育ってもらふ、そういった志高き人物になってほしいと思ふからこそこの質問をするわけでありませぬ。

パワハラを防止するために、対策を企業に初めて義務づける法律が来年施行されるのを前に、厚生労働省の審議会は、パワハラにあたる事例を具体的に示した指針案をまとめました。企業は、雇用契約を企業に有利な厳しい条件としてくるだろうと、ここで言うておりますが、国が何といたしても、企業は営利企業だすから、いや、自分たちの利にならない。経費が掛かってしまうというもの、できるだけ避けようとするのが企業だす。それも法律の枠内だすね、だすから、そういったものは最終的には法廷で争うことも出てくるかもしれない。しかしながら、そういったものも予測しなければならぬんですよ。今の世の中というものは。そういった事例というものが日々ニュース等々で流れていくんです。だから、それを自分なりに分析して、そういった免疫力をつけて、そして、社会の中でたくましく生きて行っていくというのが望みでありませぬ。

だすから、ここにちょっと厳しいだすけれども、社会において人権教育への理解は万能ではなく、頼り難く守ってはくれないとまで書いております。先日だすね、中村 哲さんがアフガニスタンで撃たれて亡くなられました。本当にこの人の功績というものはすごいと思つた次第だす。しかし、中村さんは、憲法9条がぼくを守ってくれるっていう高い理解を示しておられました。しかし、外国においては通用しない、いろんな暴漢がおります。だすから、その中で命を落とされたわけでありませぬ。しかし、この人の志はやはり本当すごいとしかいいようがない人だす。ただ、これを受け継ぐ人が命を賭してまでそういった行動に出ることができるのか。それをやりなさいと私は言えませぬ。やはり、一度しかない人生だすから、どんな人生があるのか。これはだすね、それぞれが決めることで、私だとやかく言うことではありませぬ。しかし、ここで一般質問を出したのは、やはり人間社会というものは、何もかも足し算引き算だけじゃなくて、筋のおらんようなことが社会にはたくさんあるということだすね、いいたいんです。だすから、未だに、先日も人権の集いだすか、そういったものをやつて啓発を進めておられます。その活動自体は悪いものではありませぬ。皆様方が人権について知

識を深めることはいいことです。しかし、それをどう活かすかとなったならば別問題です。社会の中に活かしていかなければ、自分だけそういった思想を持ったとか、そういったものは通用していかないと思います。ですから、例えば、先日ですね、ローマ教皇が来られて、キリスト教を伝えたフランシスコザビエル創設のイエズス会の母体の方ですかね。この方がですね、テレビの中継を見ていて、自分たちからするならば当たり前のことですが、言われたんです。一度、ローマに招いたことがある学生さんが映って、大衆、いろんな方がいっぱい来ている中で、君は一度来たよねって、そして、いじめられたと、デブだと言っていじめられたと言ったよねって、だったらね、君の痩せている姿よりぼくのほうが魅力的じゃないかと言って返してやりなさいと、言って返しなさいとまで皆さんの面前の前で言ったんです。ごく当たり前の人間の人だなと、ぼくはそのとき思ったんですよ。だから、デブと言われました。いじめられました。先生どうかしてくださいって。先日何かテレビで言ってましたよね、何かスケートか何かしている織田何とかという人がいじめられたとか、したら、数日たった自分がいじめよったとかいろいろ出てきた、どれが本当かわかりませんが、ああいったためちゃくちゃにですね、その人権を盾にきて、泣っかぶって、その出てくるわけですよ。そして、そこで恥をさらして、その後に事実が判明してまた恥をさらすというような形は最悪だと思います。ですから、自己防衛、先ほど言いましたローマ教皇でさえ、自己防衛のごとく、そういった反論は悪いことではないと、皆さんの前におっしゃいましたし、そして、また、日本で言うならそれは筋のおととか、とおとらんととかとかよく言いました。だから筋論ですよ。それから見て、そういった筋の通らんことに対してからは、敢然と立ち向かうような勇気も必要ではないかなと。そういうふうに考えてしまいます。ですから、自己防衛も大切であり、そして、その防衛にも人格が必要なんだよという思いでこの質問をするものであります。

教育長に聞きたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 永田議員の自己防衛と人格についての質問にお答えいたします。

社会問題となっておりますハラスメントと言われるものには、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメントなど、様々なハラスメントが存在いたします。また、学校現場におきましても、同様なハラスメントが存在することも事実でございます。

特に、児童生徒間で発生するハラスメントは、いじめにあたる行為と捉えることができ、その防止や対応につきましては、永田議員がおっしゃるとおり、子どもたちの将来にわたる人格形成という長期の視点を持ちながら取り組んでいかなければならないと考えております。

いじめは、相手に精神的・身体的苦痛や不利益を与え、時に命まで絶たせてしまう、決して許されない人権侵害であります。また、いじめは、児童生徒のだれもが被害者にもなり、加害者にもなり得るもので、学校全体で、また社会全体でその防止に向けて考えていく必要があると思っております。

議員が言われる自己防衛というのは、自分の人権を守ることであり、また、他人の人格を否定するような行為をしないということは、他者の人権を敬うことではないかと考えます。

また、議員が重要とされておられます人格の形成につきましても、教育基本法の第1条の教育の目

的に、「教育は、人格の完成を目指し、平和的で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と記されており、まさに教育が果たすべき使命であると認識しております。

大津町では、「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践～生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を拓く子どもの育成～」を教育理念としています。人権尊重の精神を基調として、子どもたちが心身ともに健康で、豊かな知性と感性に富み、また、行動力と社会性を身につけ、人間性豊かに成長することを目指し、日々努力しているところです。

人権教育は、人権に関する知的な理解と人権感覚の涵養を基盤とし、自他の人権への意識や態度、実践的な行動力などを育成することを目指し、学校の教育活動全般において行われるものです。

教科学習や道徳、特別活動等を通して、自分の人権を守り、そして、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成を計画的かつ必要に応じながら育成しています。また、学期ごとには、人権月間等を位置づけ、アンケートあるいは実際の日常生活上の課題を議論し合うような活動を行ったり、校内・外での児童生徒集会で互いの学びや考えを発表し合ったりしております。

学校現場では、「議論する道徳の授業づくり」をはじめ、各授業等において、子どもたちを主体にした、「自分の考えを持ち、伝え合うこと」「考えの違いについて伝え合い理解し合うこと」その過程を通して「新しい考え方を見出すこと」などを大切にされた指導過程を大事にしています。

子どもたちが社会人となったとき、様々なハラスメントに遭遇するかもしれませんが、それをしない、させない、そして許さない子どもたちの育成を目指しているところです。

もちろん、学校現場においてさえ、「いじめ」と言われる事案がなくなつてはいません。今後、人権教育の取り組みを継続・充実させることが大事であり、自分たちの身近な事案に基づき、考え話し合い、そして行動に結び付けていくことで、自他の人権を守ろうとする意識や行動力が少しずつではあっても着実に高めていけると考えています。

今後も社会の変化はさらに進み、そこでの人間関係も大きく変化していくことが予想されますが、子どもたちが、気高く、強く、志のあるたくましい社会人となることを願い、幼保小中高及び家庭・地域との連携のもとで教育実践の充実に努めていきたいと考えているところです。

なお、いじめ等の実態等を含めまして。詳細につきましては、この後担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

予想どおりの答えと言うなら答えなんですけども、私は、そういった人権とか、子どもたちがたくましく生きるための教育とは何があるのかなと、最近では注目されてきているのかな、人間学の本が結構何か活況と聞いたことがあります。父とか、いろんな方々が書くそういった人間学ですね。人間学というのは学校では教えないんですよ。そういったものはですね、親や家庭、そして、友人、先輩、社会から学ぶものです。人間学そのものを知らない人がたくさんおられると思います。だけど、この人間学というものをきちんと、今、自分は何をすべきか、どういう人物であるべきか。やはりそこは

ですね、そういったものを人格形成のためには人間学が必要で、いろんなものを見て、人のふり見て我が身を正せじゃないですけども、良い人を見て、ベンチマーキングするんですよ。これをですね、人間学の、例えば、人格を高めるためにはベンチマーキングして基礎的なもの、そして、素晴らしいものというものを自分にないものを自分でその今までの、先ほども使いましたけれども、フィールドバック分析して、やっぱり自分って間違っているよねって、よりよくするためにはやっぱり彼のようにならなきゃって、彼女のようにならなきゃってというようなですね、反省もしつつ、そして前向きな姿勢でその人格を高めていく。やはりですね、良いものを見て、良い行動を見て吸収すべきでしょうね。ところが、最近のこれ2、3日前の新聞ですけども、例えば、この親御さんのことが何か載っております。放置子ということで、子どもをですね、親が無関心ということで、この人もちゃんと義務教育を受けた方々でしょうね。親が無関心で放置子をなくせと。他人の家でおやつを食べて夜まで居座りますということが載ってっておかしかったんですけども、放置子のイメージとして、夜になっても自宅に帰らない。他人の家に入り浸る。子どもの居場所がわからなくても、他人に迷惑をかけても親は無関心。物事の良し悪しがわからない。親からのしつけを受けてない。なぜでしょうね、今までずっと教育関係で、人とは、人権とはいろんなことを教えてきたのに、我が子に対する人権無視をぬけしやあしやあとやっているんですよ。こういったものが新聞にでかかると載るということは、教育の有効性、これを疑うのかなと。教育だけではないでしょう、社会もでしょう。ですから、責任は一手に教育にあるものではありません。しかし、社会はですね、教育っていう形で、こういったときはというような丁重な教えというものはないんですよ。自分で吸収するしか。ですから、教育の役割というものは、そういったことができるようにしてあげなきゃ。本当の親としてのこの義務を果たせない親御さんが出てくるということです。ですから、その次の次のページにはまたおもしろいのがですね、出口なき自己責任の穴として、カウンセリングセンターの所長の方がその寄稿されているのが、自己肯定感というのが最近何か流行りらしい、自分を好きになるためにはとか。こういったものをずっと読んでおきますと、はっきり言って面倒くさいです。何言ってるのっていう感じがするんですよ。もう少したくましくなってほしいなど、しかしながら、結果として、そういった親御さんが出てきているというのは、これもう社会問題に入ってきたということです。そして、多くの精神的な疾患の方々がどんどんこう実際は多くなってきているといことで、厚労省のデータあたりを見てみますれば、精神疾患を有する総患者数の推移というものを今見ております。これが平成11年ではですね、204万人が15年後の平成26年度までしかこれ載ってません、15年後ですね、392万人、約倍です、15年で。精神疾患ですよ、だから、よりよき考え方がなかなかできない人が増えているのか。これにずっと厚労省はデータを出しておりますが、これを見てもまた愕然としてしまいます。実際、私もその障がい関係の事業もちょっと携わっている部分がありまして、精神疾患の方が来られて、もう本当にかわいそうでおこなえません。しかしながら、もう落ち込むというか、もう何か弱気になった方というのは助けようがないんですね。私は医者ではありませんので、事業的にはこういった仕事をゆっくりやってみようかと、体調を整えようかというような形の仕事をやっているんですけども、なかなかそれでは追いつかないというのが現実ではなかろうかと思ったりします。しかし、結果とし

て、そういうふうに社会がなったというのは、やはり教育にも責任がないかなというふうにも思ってしまうんですよ。どこに私が文句を言っている、何て言うか、社会が悪いとか、教育が悪いではないですけども、教育は、それは文科省が言っているのをこういろんな指針に基づいてやるのが、それだけではないと思うんですよね。私は、学校の先生から多くのことを学びましたし、勉強はそっぽを向いてたんで学べなかったです。しかし、人間性は認めていただいて、もう本当にですね、育ててもらいました。だから、今でもいろんな先生が恩師です。私の心の中ではですね。今でも会いたいし、ご享受を願いたいと思ってしまう次第であります。まだまだ未熟と自分は思っております。これは自分の姿勢ですから、ただ社会全体としてこういった問題が明らかになったということは、教育はこのままでいいんですかって言われざるを得んでしょう。ということですよ。このことについて、再度、教育長に質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 今、永田議員のお話を聞いておりますと、私も本当にうなずかざるを得ないような現状があるなど思っております。学校現場におきましても、様々な状況の中におかれている子どもたちがおり、その中には、本当に家庭的にも厳しい子どもたちがたくさんおります。そういう中でも、子どもたちはこれから育って、そして社会に降り立ち、たくましく生きていかなければならないわけです。そういう意味では、本当にたくましい、心身ともにたくましい子どもに育ててほしいという部分では、多分私も永田議員が望まれておられることと願いは一緒だと思います。

おっしゃるとおり、人生におきましてはですね、もう挫折や失敗はつきものだと思います。多分そのことから大事なことが何なんだろうと、自分で学びとって、立ち上がったときに、多分人生の新しい景色というのは見えてくるんじゃないかなって、そう思います。そういう意味でも、やっぱり何か障害にぶつかったときに、周りにいる先生とか、友達とかに最初から頼るのではなくて、まず自分でどうにか頑張ってみようと、そういった心のたくましさを持った子どもたちになってほしいなど、いつも私は思っております。本当に子どもたちが挑戦する心、チャレンジ精神、そんなものを私は大事にしていきたいと思っているところでございます。

先日、からいもフェスティバルの中で、子ども相撲大会がありました。その様子を見てみますと、本当に大人ぐらい大きな相手に小さな体でもう果敢に向かっていく子どもが何人もおりました。そういう子どもの姿を見ていると、何かちょっとジーンとするものがありまして、それが私は大事ではないかなと思います。ですので、学校現場におきましても、学校の中だけに子どもたちの学びを止めるのではなく、できるだけ積極的にそういう子どもたちがチャレンジする場、あるいは挑戦する場、そして、地域の中に行って、地域の方たちと交わりながら人生とはといったような、子ども版でも構いませんので、話を聞けるような、そんな場をたくさんつくってほしいなど思っているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） さすが教育長ということで、教育につけては議論しても敵うはずがありませんので、しかしながら、私の目的は、ただ原稿を棒読みするわけではなくて、やはりこの質問によっ



てですね、建設的なやりとりをやりたいということで、何もない状況でこう引き出す、そして本音を聞きたいということがありますんで、私も何点か要点だけはまとめております。その中で、それでは、その人権についてとか、いろんな人の行動について、最終的にこれ最後に持っていこうと思ってとっていたことなんですけれども、世の中、その理に適ったものばかりではないよということがあって、先日、またおもしろい記事を見つけたんです。これがですね、レオナルド・ディカプリオさんをブラジルの大統領がアマゾン火災について批判しております。その内容がおもしろいんですよ。おもしろいと言ったらいかなんですね。これがそのそういったボランティアに寄附をそのディカプリオさんは良かれと思ってやったんです。ところが、その寄附を切っただけで、わざと火をつけたということが発覚して逮捕されました。ボランティアの名のもとに、そのある団体の方がですよ、火をつけた。で、大統領はですね、ディカプリオはいいやつだよなって、アマゾンに火を放つために金を出していると言ったと、これ皮肉って言ったということなんですけれども、こういった事例がですね、実は多々あるんですよ、世の中には。と思われる事例もいっぱいあるんですよ。と言い切ったらもうあなたは犯罪ってなってしまうんで、例えば、同和問題にして、先日あった全員協議会で、同和問題って存在するのと言った途端、無言の電話ですよ。無言の電話が2、3回かかってきました。電話番号は伏せてあります。やはり、これはもう嫌がらせですよ。ただ、私はどうもありません。それくるだろうなと何か予測してましたから。ですから、そういったことあるんです。だけど、私は議員という立場上言わなければならないことは言います。ですから、弱い立場の人の意見も、ただの最終的な多数決でなくて、弱い、少数意見の中にもいいものはないかなというものを一生懸命探します。そして言うんです。へたすると永田は鬼か魔かと言われること多々あります。だけど議場の中の意見というものは、実は問われないんです。何でかというならば、そういった弱い方の意見とか、少数意見を言うことができなくなるじゃないですか。これも矛盾しているようなんですけれども、ただ、私は大勢の方々に賛成というたら楽ですよ、それは。しかし、それは私は議員の任とは思ってませんので、きちんとおっしゃっていただきます。

ですから、人権問題とかいじめの問題、ハラスメントの問題というのは多々出てきます。ただ、その権利の問題ですよ。しかし、その日本の憲法の、もう憲法のほうに行きますけど、三原則というのは、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重ということで、基本的人権の尊重をあげられてよく言われます。しかし、国民の三大義務というのものもあるわけですよ。義務ですよ。義務と言ったらですね、権利は放棄することができますけれども、義務は放棄することができないんです。ですから、教育の義務、勤労の義務、納税の義務って出されたときにですね、教育で、例えば、その子どもたちが社会に出るまでにいろんなことを教えていって、この義務を果たせるように念頭において教育をしておりますかっていうことをぼくは問いたいんです。この義務はですね、日本国を建てるためにもものすごく重要なことなんです。働いてもらって、納税していただいて、そしてよりよき人格形成のために教育をする義務。このですね、義務というものになかなか光が当たらないんです。しかし、いろんなことをするのに、町長の答弁とかの中にも予算が必要になりますので、たくさん出てきますよ。今人手不足で大変ですよ、世の中。しかしながら、精神障がいのことを言いました。精神障がい働

けないとか、そういった問題じゃないでしょう。本当に日本がだめになってしまいますよね。そういった方々が本当に労働力、生産性に加われればもっともっと日本はよくなるんです。こういったものをですね、教育の念頭に置いていかないと、本当に日本国家の問題ですよ、これは。ですから、今の教育を私はずっと考えとって、どうにか違反するならばどうするか。そこで私が考えたのは、いろんな形、サービスとか教育というものは、このグローバル社会の中で日本もいいことはもう外国にも学びましようとか、日本が輸出しましようとか、これはお金になるんですね、いろんなサービスとか、教育とかもですよ。じゃあ日本のですね、教育、こういった教育のあり方というのは世界に対して売れますかと、ぼくは思うんですよ。おそらく要らないと言われるんじゃないですか。それこそ戦争が起きている国もあるんです。それこそ多民族国家の国がたくさんあるんですね。その中で、日本だけの日本の教育でいいんですか、グローバル社会の中で生きていくためには、どこの国の方々も日本の教育を学びたいというぐらいまで磨き上げないと、その前に日本を建てていくためには、国家を、それこそ世界に冠たる日本にするためには、そういった義務を果たしていただかなければならないと思うわけです。ですから、そういったものをきちんとコアの部分において教育をしていただきたいと思うからこそその質問であります。

最後の質問です。よろしくお願いします。

○議長（桐原則雄君） 永田議員に申し上げます。ただいまの発言は議題外にあたって、範囲を超えている内容がありましたので、会議規則第54条1項により注意をいたします。

○13番（永田和彦君） どこの部分ですかね。

○議長（桐原則雄君） 今の内容の部分の中身の部分が、この一般質問の内容からすると範囲を超えている部分があるという部分が少し見えたのでご注意を申し上げます。

○13番（永田和彦君） じゃあ今のは質問自体だめ。

○議長（桐原則雄君） いや、いいです。質問はいいですけど、はい。今の内容の中身が議論外の部分出ていますので。

○13番（永田和彦君） はい、わかりました。

○議長（桐原則雄君） はい、よろしくお願いします。

教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 今、永田議員がおっしゃったところは、権利と義務の部分だと思います。権利の主張ばかりして、自分の義務を果たさないというような人が中にはいろいろ見受けられます。やはり。権利を主張するのであれば、義務を果たすこと。これは一つのセットだと私は思っております。したがって、この2つは子どもたちの学びの中においてもしっかりと大事にさせているところでございます。

具体的に言いますと、日本の教育というのが先ほど出ましたので、少し具体的に言いますと、日本の教育の特徴的なところは、例えば、学校の中で給食があったり、掃除活動があったりという、その学校生活そのものを一つの教育の場として捉えて、子どもたちを一つの小さな社会経験をさせながら育てていくということが大きな特徴と言われております。これは日本式教育と言われておまして、

ほかの外国に行きますと、生徒指導は生徒指導、スポーツはスポーツといういろんな分野がありまして、日本のように、例えば、学級担任が今申し上げたような学級経営という中で様々な部分を教育的な効果を考えてやっているというのは、日本の特徴的なところでございます。特に、具体的に申し上げますと、特別活動という部分でございまして、これは学級会、まあもう少し小さくいきますと日直活動とかそういうものも全部あります。こういう中の取り組みを通して、子どもたちに自分の責任を果たすということをきちっと具体的に指導していくわけでございます。あなたはこの仕事が学級の中で役割りなんだから、この役割は責任をもって果たしてくださいといったようなことをやっていくわけで、特活という部分が非常に大事な部分ですし、日本的な部分でもございまして、エジプトの学校がこの特活というものを、ローマ字でTOKKATUと書くんですけども、取り入れて、今活動をしているという話も聞いたことがありますので、日本に閉じこもった教育ではなくて、日本の教育は、ある意味外国にも認められているような部分ではないかと、私は思っています。ですので、議員からありましたように、これから先も責任を果たすといったことに関しましては、しっかりと子どもたちに指導していきたいと考えます。

○議長（桐原則雄君） これで本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後4時05分 散会

本 会 議

一 般 質 問



日程第 1 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

なお、永田和彦君より欠席の届けがっておりますので報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

佐藤真二君。

○6 番 (佐藤真二君) おはようございます。傍聴の皆さんもありがとうございます。番号 6 番、佐藤真二が一般質問を行います。

今日は 2 つ質問を用意してございまして、まず 1 つ目ですね、先を見て後手に回らぬ対策をという、何か標語みたいになってしまいましたけれども、この質問から始めたいと思います。

大津町にはですね、たくさんの何とか計画ですね、福祉の計画であったり、公園の計画であったり、たくさんの計画というものがあまして、そうした計画をですね、きちんとやっていくということは非常に重要で、かつ必要なことであると。しかしですね、そうした計画に含まれない予想外のことというのがやっぱり起こるものでございまして、それでもその予想外のことであっても一定の準備があればですね、対応することができるということです。

例えば、地震であれば、これいつ起こるかわかりませんが、それでも常に備えておくということはできますし、それがいつなのか予測しにくいものであって、いつも対応できるということですね。しかし、台風とか風水害というようなものであればですね、事前にある程度兆候というものがあるものでありまして、その予測に基づくタイムラインというようなことも言われますけれども、対応ができるということになっております。そうしたその予測ができる将来というものに対してどのように対応していくのかという考え方でございます。もちろんその予測が必要になるタイミングというのは非常に複雑なものがあるんですけども、仕事を、いろんな仕事していく上で、先を見越した準備をするということは、常に必要であるということです。今のことに手いっぱいであったり、だれがやるのかということが不明確であったりするということはあるんですけども、それでは準備ができないですね。常に仕事を進めていく上で、マネージャーというものは、先を見て、次にやるべきこと。やらなければならないことというものをきちんと指示をしておく必要があるということです。また、そうすることで、その仕事のアウトプットの質が高まり、効果的な成果をあげていくこ

とができるということになると思います。

そうした視点から2つの例の基にして、後手に回ることのない施策が可能となる意識づくりについて考えてみたいと思います。

まず、一つ目の例としてあげておられますのが、降灰対策ですね。ここのテーマとして先を見てと言いつつも、すでに今年町には降灰の被害が出ておまして、先を見てということばかりではないんですけれども、今はですね、風向きが違いまして、あまりこちらのほうには吹いておりません。阿蘇であつたり、南阿蘇であつたり、高森であつたり、向こうの方には非常にお気の毒なことではあるんですけれども、幸いこちらには今のところ降灰があるということは非常にまれだということになります。しかし、当然、季節風の向きが変わりまして、3月を過ぎるころになりますと、こちらのほうに灰が降ってくる頻度というものは非常に増してくることになると思います。また、この降灰がおさまるかという、何か京大の火山研究所ですか、の先生の話によりますと、通常は地下6キロぐらいにあるマグマだまりというのが今2キロぐらいまで上がってきていて、まだしばらくの間は噴火は続くだろうというような予測がされているところでもあります。長期化を見込まなければいけないということですね。

こうした降灰の被害というものを考えましたときに、一番その影響が大きいのは農業分野ということなんですが、農業分野の影響が大きいために、実際にこの分野では過去にたくさんの蓄積された対策というものが準備されているわけです。しかし、日常生活の分野、あるいは教育の分野、これ例としてあげるんですけれども、ではまだまだですね、この対策のストーリーというものが確立できていないんですね。例えば、学校について考えてみますと、まず、通学の問題というのがあります。それから、体育とか屋外活動ですね、運動会も含めて、春に運動会があるとなれば運動会、屋内でやらなきゃいけないみたいなですね、事例も出てくるかもしれません。また、空調の利用とかですね、あるいは、空調の維持管理というようなことについても考えていかなければならないということになります。

昨年ですね、昨年は非常な酷暑で、そして、今年は降灰でプールの活用が十分にできず、水泳の授業、これ大体年間に10時間程度というのがその目安やさしいんですけれども、その10時間程度が確保できない状況にあったと聞いております。こうした課題に来年はどう対応するのかということですね。今年起こったことで、すでに来年起こるであろうということは予測されるわけですから、そこにどう手を打っておくのかということは当然考えておかなければならないことだということになります。

それから、もう一つの例を挙げますと。最近、よく報道されておりますけれども、経済対策ということで、今月6日の新聞ですと、26兆円規模の経済対策が準備されておりますということで、実際には国が出すお金としては13兆円程度ということですが、中身としては、国土の強靱化であつたり、未来への投資というようなことで、小中学校で1人1台パソコンが使えるとかですね、いろんなそのことが書いてございます。こうした経済対策というのはこれまでも何回かありました。その中でですね、その度に様々な計画の予定年度の前倒しなどで対応をしてきているわけがございます。

ところが、そうすると、急な取り組みであったために十分に計画されたものでなかったり、十分な成果を得られないというような失敗の事例というのもこれまであったわけです。補助金があるからこの事業をやりますというようなことで、よくプランを練られていない状態です、行われて、その結果として、十分な成果があげられなかったというようなことがいくつかあります。具体例をあげようかと思ったんですけど、言わないほうがいいということでしたので言わないことにします。

こうしたその報道によってですね、方向性というのは見えてきているわけですね。恐らくまだ今の段階では、細かい条件、どういう条件であれば採用されますといった事業のですね、ことはわからないかと思いますが、国とのパイプというものもあるということですので、そういったものを活かしながら、情報を収集して、応じていく準備をしておかなければならないと思います。言ってみれば、よくいう弾込めをちゃんとしてきましょうということですね。そういったことをきちんと準備していく必要があります。

2つ挙げましたのは、例として挙げたものですので、これにいちいちどういうふうに対応していくのかということを考えているかというのを伺いたいわけではありません。ただ、その予測できる未来に対する準備というものが重要であるということについてですね、どのように考えているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。佐藤議員の長期的な未来を据え、あるいは、事業推進に取り掛かるというようなご指摘を受けたというふうに思っております。

議員ご承知のように、幸いに大津町についても人口が増加傾向にありますので、本年の7月末には3万5千人を超えると、今後、2045年をピークに減少傾向へ転換することが予想されておるといようなことですので、そういった推計人口を考慮しながら、振興総合計画といった中・長期的な計画に基づきまして、公共施設、例えば、建物や道路、河川関連の改修や子育て支援あるいは高齢者施策や公共交通整備等の充実に取り組んでいく必要があると考えております。

議員の提案のとおり、少し先を見越した対応というような対応というようなことで、例えば、突発的な出来事への対応や社会の変化、あるいは、現在工事をやっておる状況の全体的な周辺の把握をなくちゃならないと。例えば、今、鶴口橋を架けておりますけども、上井手を守るという団体の皆さんの力をお借りしながら、あの上井手を活かすためには、橋は危険だから付けかえるけども、あそこには歴史的な地蔵さんがありまして、その地蔵をどこに据えるかということで、その前に橋の南東のほうを若干改修しておりますので、そこに置くことについての歴史的な看板やその今までの地域の皆さんと今後相談しながらそのような上井手を守る一環、歴史を表現できる、PRできるような形をやっぴり前もって、橋の改修とともに考えていかなければならないんじゃないかなというようなことも指示しております。

突発的なものでなくしても、やっぱり阿蘇火山噴火に伴う降灰等も現在噴火しておりますので、この件の対応については、担当部長関係からご説明をさせていただきますけども、そういう意味におきまして、大津町も今まで都市マスを策定させていただいて、次は用途地域、それから先が今後どのよう



な形で開発をしていくかというようなことを今考えておまして、駅南と申しましうか、大津署の南の関連、あるいは、瀬田駅周辺の関連、あるいはホンダ周辺の関連というような、それぞれの地域の開発について、今ずっと検討を進めながら、周知企業や商業施設整備や、あるいは住宅、あるいはそのような前もってそういう形を考えながら地域の都市開発を考えていかななくてはならない。しかし、その開発する中におきまして、やっぱり課題事項がまたあるというのは、いろいろ議員さんからも指摘を受けておりますような状況の中で、上井手の危険性というのが、もう今第2期工事で上のほうについては4年後の計画をしておりますけれども、この街中の危険性、陣内、大津地区の危険性というようなものを十分考えていかななくてはならないと、そういうためには、新たな井手をつくるというような形関係をやっぱり今後考えていかななくてはならない大きな課題が防災上関連に伴いまして考えていくためには、やっぱり大津町だけでなく、国・県関連等もしっかりと相談しながら要望をしていければなというふうに思っております。

また、議員おっしゃるように、国では3年ぶりの経済対策の策定や補正予算の編成が進められましたが、先週には、経済対策13兆円（事業規模26兆円）の内容が明らかにされております。災害復旧、あるいは中小企業、あるいは小学生、中学生に対する、あるいは買い物のポイント還元など、いろいろと国がこれからいろいろとその13兆円の使い方というか、事業関係が洗い出していかななくてはならないというような状況でございます。そういう中におきまして、来年度は国道57号北側復旧ルートや国道57号現道部分、あるいは瀬田吹田間の57号の拡幅工事、あるいはJR豊肥本線の復旧工事等が完了する見込みですので、熊本地震からの復興を町内外に発信していくための機会であるというふうに考えて、何らかのイベントをとらなくてはならないんじゃないかなというふうに考えております。

特に、近年は、自然災害が全国で相次いでおり、インフラ整備の必要性が高まっております、本町におきましても、国土強靱化の推進は、地域の安全・安心に関わる取り組みなので、国や県と連携しながら、熊本地震からの創造的復興に向けて、全庁的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

細部につきましては、担当部長のほうから説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） おはようございます。佐藤議員の先を見て後手に回らぬ対策をとというご質問にお答えいたします。

先ほどお話がありましたように、学校教育現場では、本当に諸計画に基づいて教育活動をやっているところがございますけれども、そこに基づかない予想外のできごとが、生徒指導面でもそうですし、最近の自然災害等の問題に関してもそうです。本当に予想もしないようなことが起こるのがむしろ当たり前ではないかというような日常になっております。

したがって、そこに向けてしっかりと危機管理意識を持ちながら、いざとなったときに慌てないように日頃から各学校との情報連携であったり、対応の仕方についての協議であったりといったことを迅速に、また、具体的にやりながら、そういうことの積み上げの先に同様のことが起こった場合

には、こういうふうにしよとか、あるいはあらかじめこういう対策を練っておこうといったような部分についてもしっかり考えていかなければならないと考えているところでございます。

先ほど例に挙げられました、降灰被害への対策準備ということに関しましても、大変ご心配をかけているところでございます。今年4月以来ですね、阿蘇の火山が活発になっておりまして、7月末ぐらいからはほぼ連日降灰を伴う噴火が続いております。そのため、風向きによりましては大津町のほうにも度々火山灰が降っております。

小中学校への影響ということにつきましては、児童・生徒においては、火山灰による健康被害の報告等はありませんけれども、夏場のプールの授業で、その影響により授業ができない状態があり、水の入替えをして対応したというケースがございました。今後も引き続き、しっかりと情報を掴みながら、場合によっては、高森町などで行われている降灰対策などを参考に速やかな対応ができるよう準備を進めていきたいと考えているところでございます。

また、2点目の国の補正予算、経済対策への備えについてですけれども、現在、国が経済対策として、補正予算、当初予算で考えられている事業の一つに、教育現場のICT環境整備がございまして。先日も議員がおっしゃいましたように、経済対策が掲げる未来への投資の柱として、2023年までに小学校5、6年生と中学生にパソコンを1人1台整備する方向が示されました。

町では、これまで国が定めている整備目標水準を基に、計画的に準備を進めているところでございますけれども、今回の国の経済対策や次年度の当初予算につきましては、詳細な内容がわかり次第、速やかに対応ができるよう情報収集をしながら準備を進めていきたいと考えております。

次に、3点目の他に取り組むべき視点ということにつきましては、学校関係におきましては、「学校施設の整備計画」や「児童生徒の学力向上・不登校対策」「学校の働き方改革」など、多くの取り組むべき課題がございまして。今後の国や県の動向にも注視しながら、事業の優先順位をつけて、計画的に進めていかなければならないと考えているところでございます。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。まず、降灰被害についての対策ですけれども、阿蘇山の火山活動レベルの程度によって被害対策も大きく変わってきますけれども、降灰被害としては、農作物に与える影響、あるいは人体への影響、また道路への影響等ございますけれども、これにつきましては、県あるいは庁内の関係課とも十分協議しながらですね、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、今後のですね、火山の活動レベルによっては必要な対策が異なってまいりますので、適切に対処していきたいというふうに考えております。

それから、国の補正予算関係についてのお尋ねなんですけれども、国の経済対策の内容が明らかになりまして、経済対策として、「災害からの復旧・復興と安全・安心の確保」、それから「経済下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援」、3つ目が「未来への投資と東京五輪後も見据えた経済活力の維持・向上」の3つの柱が打ち出されておりますけれども、これを踏まえまして、関係各課におきまして、

事業の洗い出しを行いながら、国の経済対策として取り組む事業についての精査を今行っております。取りこぼしの出ることがないようにですね、全庁的にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、取り組むべき視点についてのお尋ねがあったかと思えます。熊本地震後、地震からの復旧・復興を着実に実施するため、復旧・復興プランに基づきながら事業の推進を図ってきたところでございます。

今後につきましても、引き続き、様々な事態を想定しながら財政調整基金の確保に努めながら、健全な財政運営にも努めてまいりたいというふうに考えております。

佐藤議員おっしゃいましたように、長期的将来を見据えた中で、少し先を見越すという点では、常に課題意識を持ちながら、アンテナ等張り詰めることによって、情報収集に努めながら、課題解決のための対応策を考え、それぞれの連携を進めていくことが大切なことではないかというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） おはようございます。説明させていただきます。

最初に、降灰対策の準備ということにつきましては、教育長からありましたように、本年度は、大津南小、美咲野小、護川小、大津北小の4校で水泳の授業に支障があり、プールの水を入れ替えて授業を実施したところでございます。

今年度、町内では、児童生徒の健康被害等はございませんでしたが、降灰が多い高森町では、防除傘、レインコート、ゴーグル、マスクの配布や、プールの火山灰を除去するプールクリーナーを購入するなどの降灰対策がなされております。

今後も火山活動がさらに活発になり、本町への影響が大きくなるということが見込まれれば、マスクやプールクリーナー等の備えも必要かと思われますので、状況を注視しながら準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、国の補正予算、経済対策につきましては、学校関係のICT環境整備関係で、小学校5年から中学校3年の児童生徒にパソコンを1人1台整備する旨が示されております。町では、これまで国が定めております2018年度から2022年度を計画年度とする「ICT化に向けた環境整備5カ年計画」に基づき、目標とされる水準、例えば、電子黒板を各教室に1台、児童生徒用のパソコンを3クラスに1クラス分の整備、また、超高速インターネット環境の100%整備などの目標水準が示されており、その目標に向けて整備を進めているところでございます。

そのほかの事業につきましても、今後の国の経済対策や次年度の当初予算の動向に対しまして、詳細な内容がわかり次第、速やかに対応できるように準備を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、ほかに取り組むべき視点ということにつきましては、学校関係におきましては、先ほど教育長が申しあげましたように、今後、長期的・短期的な視点で取り組むべき課題が多くございます。学校施設の整備計画は、重要な課題として、財政計画とも十分調整しながら計画・実施につなげていか

なければならぬと考えております。

また、児童生徒の学力向上や不登校対策、学校の働き方改革等につきましても、取り組むべき課題が多くありますので、国・県・他自治体の動向にも常に注視し、情報収集しながら、事業の優先順位ということで意識しながら計画的に進めていかなければならぬと考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 質問の趣旨につきましては十分ですね、伝わったことだと思いますので、この質問にしてはこれだけにしたいと思います。

2問目に移ります。

地域振興組織の導入検討が必要ではないかという話ですね、ちょっと読み上げますと、町の南部・北部では人口減少・高齢化がさらに進み、行政区の維持、集落の維持も困難になってきている。そうした中で、地域での生活を守っていくためには、従来の行政区の枠組みを超えた地域振興組織の制度導入が必要。「まちづくり」と「地域福祉」の課題が重なっていく状況の中、今後の「地域づくり」のための取り組みを進めないか、というような内容になっております。

一昨年ですね、総務課の中に、地域づくり推進係というのがあったのが、まちづくり推進室に格上げをされました。また、同時に、地域人材育成事業補助金というような補助金も予算化がされました。従来のまちづくりから、さらに何らかの工夫が必要であるという考えが示されたものだと考えております。まちづくり推進室は、初年度から積極的に活動されて、ワークショップなど様々な形式で地域住民が自らの地域のことを考える機会を提供しておられます。頑張っておられるなというふうにするところですけども、しかし、30年度の地域人材育成事業補助金、予算が300万円あったのですが、執行としては125万円ということで、決算初年度で仕方がないのかもしれませんが、少しもったいないなというような気もしているところであります。

また、そのまちづくり推進室の事業として、先日、「第3回まちづくり懇談会、大津キックオフ大会、あなたの番です」という催しがありました。おそらく大半の方が参加しておられると思いますので、詳しくは申し上げませんが、一つ気になる点がありまして、発表された13の行政区の多くがですね、中規模以上の大きな行政区だったという点です。具体的にいうと、小さな区は2つしかなかったということなんですけれども、そのすべてがそうであるとは言いませんけれども、やはりそのまちづくりの活動というのは一定の規模があったほうがやりやすいのではないかと考えるところです。

また、その懇談会の中では、多くの地区が地域づくりのための人材不足を訴えていたということもですね、やはり規模が必要であるということの証左ではないかと考えるところです。

資料をお配りしておりますので、ちょっとごらんいただけますでしょうか。資料の〔1〕ということで、グラフが載っているところです。行政区の人口と後期高齢化率（75歳以上の割合）の関係をグラフにしたものです。65歳の高齢化というのは、65歳というのはまだ地域では十分な戦力でございますので、活躍していただきたい年代でございますので、75歳という後期にちょっと絞ってみました。下の横軸がですね、その区の人口です。それに対して、縦軸というのが後期高齢化率、7

5歳以上の割合ということになります。人口の大きな区ほど高齢化率は低いと、人口の小さな区ほど高齢化率が高いということ。これはもう直観的にはわかったことですが、それがこのグラフで言いたかったのは、左側に寄っていくほど、つまり、人口が少なくなるほど、その高齢化の率の高まりがぐんと伸びるということですね。対数的な伸び方ということになりますが、この特徴についてもなかなか具体的に意識されたことがなかったのではないかなと考えて、このグラフを載せたところまででございます。

その左側のほうにですね、一つの塊があります。カラーであれば緑の線で囲んでるんですけども、丸で囲んでいる部分ですね。それとその上に突出した一つがありまして、これらは人口が250人以下で後期高齢化率が20%以上の区ということになります。これらの区を校區別にまとめてみました。当然、これまでの経験でそうなっているだろうとはわかっていたことでありまして、これまでも同様の指摘がなされているんですけども、この程度、どの程度の切迫感を持って取り組むべき課題なのかということですね、理解していただくためにあえてこういうふうなグラフに示したところまでございます。

ここから具体的な中身に入っていきますけれども、こうした地域人口の減少と高齢化というものは全国の地方で進んできております。その先進地という言い方はちょっと変かもしれませんが、それが先行的に進んでいる地域というのが中国地方ということになります。ということは、こうした問題につきまして、先行事例をもって参考とすべき取り組みの情報は中国地方に求めるという考え方ができるということになります。今回、文教厚生常任委員会の行政視察はそうした意図をもって、鳥取県のほうを訪問したわけですが、その内容につきましては、初日に報告したとおりでございます。

では、その中国地方の顕著な取り組みというのは何かということなんですけれども、資料の〔2〕ですね、地域運営組織の状況というものが、一つグラフが載せてございます。これの中に、中国地方では、地域運営組織がある市町村の割合、市区町村の割合というものがほかのところより一つ抜けているという感じがします。地域運営組織という言葉を使っておりますけれども、この呼び名は様々でございまして、地域振興協議会といたり、まちづくり協議会といたりですね、いろんな言い方をします。その組織がどういうものかという、その上のほうに書いてございますが、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織ということ。これは似たような組織にですね、地域自治区制度というのがございますので、それとはちょっと混同しないようにして、あくまで自主的な組織だということですね、強調しておきたいと思えます。

これは総務省の資料なんですけれども、総務省だけではなくて、現在では地域創生という流れの中で内閣府のほうもですね、これにのっかったのかどうか知りませんが、小さな拠点づくりという言い方で、恐らくは一体的にこの事業を推進しているようです。

いずれにしても、考え方としては、従来の集落、行政区の形を維持しつつも、例えば、小学校

校区など、複数の集落、行政区での一体となった形を取っているということでも、また、行政区という地縁的な意味合いだけではなく、地域内の様々な組織や団体を取り込んだ協議体形式を取っているところが多いということですね。

では、なぜそういう取り組みが必要になるのかということです。今度は資料の裏面のほうをですね、〔3〕集落の縮小・高齢化に伴う課題というものがあまして、まとめとしては、コミュニティ機能が低下し、様々な問題が拡大ということになっております。その様々な課題というのが、生活基盤から産業基盤何とかと並びまして、集落機能や交流の維持というところまでたくさんの課題が出てきています。これが国交省と総務省の資料を基にした内閣府の資料ということになります。

そして、また、その課題に対して、地域運営組織というものがどのように対応しているかというのが、〔4〕の部分になります。高齢者の見守り活動であったり、生活サービスの中では、自主的にガソリンスタンドを運営したりですね、買い物代行サービスを実施したり、これを住民たちが自分たちのグループで自主的に実行しているということです。

以前、行政視察に行きました、広島県三次市というところでは、地域で空き家を改築して子育て世代を受け入れるというような取り組みで、子どもの人口を増加させているような取り組みもありましたし、地域で乗合タクシーを運営して、自分たちの生活にあわせてきめ細やかな運用をしているというような話もありました。

こうした課題と対策からは、地域の問題がボーダレス化、重層化しているという点が見えるわけです。従来であれば、これは防災だから総務課、これは農政課、これは福祉課とかですね、問題を分けていたんですけども、その境界線がなくなってきました、また複数の課題が重複的に重なってきているというような状況にあるということも言えるかと思えます。

町の振興総合計画の中では、大津町の現況と課題ということで、その中に地域格差の振興というような記述があります。地域間の課題解決に向けた情報を共有し、連携して取り組むなど、これまでの行政区単位での活動に加え、地域連携による活動が重要となりますということが指摘されております。しかし、この行政区単位に加え、地域連携によるという部分の具体的な施策というのは、この計画の中になかった案ですね。それで、今回のこの集落の縮小と高齢化、集落の課題の多様化、複雑化、さらには、今後、区長さんというもののあり方も変わってくるようなことになるかと思えます。そうした変化の中でですね、この地域振興組織、地域運営組織といったものの導入というものが必要になってくるのではないかという問題意識を持つわけですけども、その点についていかがであるかということについて伺いたいと思えます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 佐藤議員の今後のまちづくりに関する質疑かと思えますけども、今、議員のほうから提案されました、いろんな課題事項、まさしく大津町においても大津の南北地域において、まさにそれに相通ずるものがあるものというふうに思っております。もちろん、大津町において、集落の過疎化の関係で、地区の役員や、あるいは区の区役関係等についても大変ご苦労をされておるといのが現状でございます。

そこで、町は、本年の2月からまちづくり懇談会を開催しながら、地域の困りごとや取り組みなどをテーマにワークショップ形式で話し合いをさせていただきました。

発表された13区の中において、議員おっしゃるように、2地区が小集落でございましたけども、それぞれ地区で抱える課題に向き合い、地区の力で解決していこうというすばらしいものがありますし、町といたしましても、取り組みの中でお手伝いをできることがあればしっかりと支援をさせていただければと考えているところでもあります。ただし一方では、世帯数が少なく、高齢化の高い集落などにおいては、集落単位の活動は活動の担い手となる人材がいないといった事情もあり、現実的には取り組みに至らない地区もありますので、そういう中において、先日、米山、古城地区では、連携したジビエの郷土料理関連のイベントがっておりますし、それが近いうち、町の中にも現れてくるというふうな期待をしております。そのように、懇談会関連等によって、地域の連携と行政の見直し関連等も検討していかなくちゃなりませんけども、そういう将来的に議員言われるように、校区単位でのまちづくり協議会を起点に、小さな集落で解決できない課題などについて、総合的な相談や支援ができるような体制も必要かと考えており、現在、集落単位で交付している各種補助金についても、総合的な見直しを行い、一括交付金のような形にして、それぞれの校区の実情にあった使い方をすることで、地域の課題を地域が主体となり、解決していけるような仕組みづくりができればと考えております。そのために、これまでいろいろと職員の地域担当職員を派遣してございましたけども、もうその地域職員の働きが、今、区長さんたちと一体となって回りはじめてきたんだなというふうに思っております。そういう意味において、職員も休日の夜に区長さんたちと、地区の役員と相談しながら、その問題解決に努めておるといようなことで、大変前へ進んでいっておるといようなことでございますので、そういう地区関係の職員の意見を組み入れながら、今後の対応をしっかりとやっていければなというふうに考えております。

詳細については、また、担当部のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 私のほうから、まちづくりの考え方について触れさせていただきたいと思っております。

まちづくり懇談会を進める中で、役場内の関係各課でつくりますプロジェクトチームを編成し、ワークショップで出されました課題の分析を行い、北部や南部を中心とした比較的世帯数が少なく、高齢化の高い地域にあって望まれる姿を聞き取りしましたところ、どこに住んでいても、そこに住んでらっしゃる方々が生き活きと暮らし、健康寿命を延ばすという観点から、「買い物」、「医療」、「居場所（いきがづくり）」などが求められております。

また、中心部から遠い地域においては、移動手段等も重要な要素になると思われまます。そういった面では、公共交通網の見直し等も求められるかと思っております。

これらの取り組みを行う上では、公共サービスの拡充が必要になりますけれども、一方で、先ほど町長が申し上げましたように、世帯数が少なく、高齢化の高い地域の困りごとについては、単独集落での解決が困難というような状況も出てくる可能性があるため、例えば、校区単位、あるいは周辺地

域がまとまって相談する場所があり、そして、支援のできる人材がいて、課題解決に結びつけることができる体制の構築も当然必要になってくるというふうに考えております。

このような地域の問題を抱える先進の自治体の事例もですね、ございますので、そういったところも参考にさせていただきながら、大津町にあったまちづくりの体制を進めてまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 皆さん、おはようございます。私のほうから、地域福祉の現状についてご説明させていただきます。

国において、子どもや高齢者、障がい者のすべての人々が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指すために、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する方針を打ち出しております。

これを受け、町では令和2年から令和6年までの5カ年間で計画期間とする第3期地域福祉計画を今年度策定しているところでございます。

地域の現状としまして、振興総合計画でも目標指標となっております「小地域福祉活動推進地区」の地区数を見ますと、現在68行政区の中で18行政区となっております。小地域福祉活動は、地域の中で福祉問題を発見し、解決するための活動であり、座談会やサロン活動、防災活動などを行うこととございます。推進については、町と社会福祉協議会が協力し、地域への呼び掛けを行っておりますが、近年では年に1カ所程度の増加となっております。68行政区全体に広げることは非常に難しい状況でございます。

小地域福祉活動の呼び掛けをするにあたり、高齢化による担い手不足やコミュニティの希薄化など、実施が困難である地域の現状が見えてきているところでございます。

また、まちづくり懇談会の中でも、高齢化による単独集落での活動や問題解決が困難な地域が明らかとなっております。今後、そのような地域が取り残されないためにも、校区単位、または周辺の地域がまとまった活動ができるような仕組みを協議していくことが、地域福祉計画においても課題となっているところでございます。

そのような体制を構築するためには、地域住民が求めるコミュニティ活動や見守り活動の状況を把握し、校区または周辺地域がまとまって活動する場合の課題などを整理して、相互協力のもとに活動が持続できるような仕組みをつくらなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 大体お考えの方向というものはですね、近いものがあるものではないかなと思いますけれども、ちょっともう少し細かくですね、お話をしたいと思いますが、今、住民福祉部長からの説明の中で、小地域福祉活動についての説明がありました。これですね、なかなか今進んでいませんというようなことがあったんですけども、実は進んでいるところというのがありますして、そこを調べると、何がそのあるかなとみると、校区社協というのがあるんですね。地区社協とかですね。町全体ではなくて、もう少し細かく分割したというか、そのような取り組みをしているところにおい



ては、その非常に小地域福祉活動が進んでいくというような傾向があるということもわかっております。そのようにですね、ある程度のまとまりというのは非常に大事だなと、いろんなもの進めていく中でですね、そこについては、十分理解していただいていたと思いますので、申しませんけれども、そうした活動を進めていく中で、やはりその中心になるまちづくり推進室ですね、ここのミッションというのは何なのかということですね、改めて確認させていただきたいと思います。組織ができたときに、地域づくり推進係が昇格したようなイメージでそのまま受け止めておりましたけれども、こうして活動が進んでいって、さらにこうした課題が明確になってくる中で、まちづくり推進室が何を求めて、何を、どういうビジョンで活動するのかということは、やっぱり一度ですね、確認したほうがいいかと思いますので、そこについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 平成30年からまちづくり推進室ができたと思いますけれども、いろんなですね、地域のほうからいろんな困りごと、ご相談等があったときに、いろんなところに相談に行くんだけど、どこに行けばいいんだろうというご相談もあったりしてですね、ある程度地域の困りごとをまとめて相談を受けるところというのが一つまちづくり推進室ということでやっています。そして、これからいろんな地域人材いらっしゃいますけど、さらに、その地域の活性をするためには、やはり人材をどう育てていくかということで、人材育成補助金あたりも新たにつくらせていただいて、そういった中で取り組みをさせていただいたところでございます。

それで、平成30年からですね、取り組みをする中で、今までそのまちづくり懇談会の中では、それぞれの中から地域の困りごと、あるいはそういったものを出していただきました。一方で、また、町のほうでは、今の行政区のそれぞれの組織のあり方というものをですね、ちょっと整理をさせていただいて、その中で、例えば、民生委員だったりとか、学校区であったりとか、消防団だったりとか、老人会だったりとか、そういったのとか、地域づくりの取り組みだったりとか、それぞれがどういった取り組みをされているかという整理を今やっております。そういう中で、例えば、どういう形でコミュニティとして組み合わせていけばいいのかというのを検討しておりますので、そういったところも含めて、あとはまちづくり懇談会も今やって、いろんなご意見伺っていますので、その辺あたりをまちづくり推進室として進めていければというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 基本的に私がどうしてもですね、大津町の出身ではないということで、細かいところというのがなかなかわからないところがあるんですけども、それでも区長さんたちのお話なんかを聞いておりますとですね、区のそれぞれの歴史というものがあって、なかなか一緒には活動し難いとかですね、そういった思いを耳にすることも時々あります。非常に残念なことだと思いますけれども、ただそういったものがあるという事実もありますのでですね、そうしたところも踏まえまして、そのまちづくり推進室にはですね、一つその区のまとまりをつくっていくというような役割もですね、担っていただければと思うところではございます。

それでは、質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時から再開します。

午前10時46分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、三宮美香です。通告にしたがい質問させていただきます。

質問は大きく2つです。1、町としての防災意識、2、大津町のスポーツに対する考え方です。

今回、防災についての質問をするにあたり、町の皆さんの命や財産を守るという高い意識を持った方々からいろいろなご意見やアドバイス、ご協力をいただきました。力を貸していただいたことに心より感謝申し上げます。

では、1点目、町としての防災意識です。

地震や水害については、ここ数年で防災意識も高まり、地域をあげての防災訓練や講演会などの企画、個人での防災グッズの準備、防災士の増加など、全体的に意識の高まりを感じます。準備しました資料も一緒にごらんください。昨日から始まりました一般質問にも防災・減災、水害、ハザードマップなどなどありましたが、火災も身近な災害として意識を高める必要があると思います。全国的な最近の事例では、沖縄県那覇市の首里城や岐阜の白川郷の火災が耳に新しく、特に白川郷の火災については、1時間50分という早い時間で消火活動が一段落したことに驚きました。早い時間に消火でき、周囲に広がらなかったのは、村民が定期的に放水訓練などを実施していたからだと言われていいます。ネット上でも人が住んでいて、消火設備が万全で、住民みんながそれを使いこなせる意識の高さが遺産を守ったなど、住民の皆さんの消火活動に称賛の声があがっています。

火災が発生した場合の初期消火活動は、まず、発見者や火災発生場所の周辺の方など、身近な地域の方々になると思います。大津町でもこれから年末年始にかけて火災の発生が心配されます。地域の消防団の皆様の見回り活動のアナウンスがよく聞かれるようになります。

総務省消防庁のホームページの住宅防火関係のところには、住宅用火災警報器を設置しましょう、定期的に点検を行いましょと、大きく書いてあります。平成30年中の住宅火災についてまとめてありますが、平成30年中の住宅火災の件数は全体の3割ですが、住宅火災による死者数は総死者数の7割を占めているとあります。新しい住宅には警報機は設置されていますが、まだ設置されいない住宅も多いのではないのでしょうか。

さて、大津町の火災件数の推移ですが、資料裏の火災件数をごらんください。南消防署からいただいたデータをグラフにしてみました。火災の種類が4つに色分けされています。その推移は年によりバラバラです。しかし、一番最後の平成31年、令和元年度はこの時点で10月1日までのデータになりますので、すでにこの時点で今までで一番多い火災件数となっており、今後は心配されるどころです。

資料を表に戻り、火災発生原因ですが、広域連合ホームページの消防年報をみると、たばこ、配線器具、ストーブ、電気装置、たき火、排気管など様々でした。そうすると、ここで気になることが出てきます。今回の質問にあたり、大津町内7つの小学校校区の20名の方に、1、消火器が自宅にあるか。2、自宅近くの消火栓の場所を知っているかを聞きました。消火器が自宅にある方は、20名中7名、ない方は13名、消火栓の場所を知っている方は3名、多分あそこだろうという認識の方は10名、知らないという方は7名でした。自宅に消火器があると答えた方の中には、期限切れだったという方もいました。消火器がない方に理由を聞いてみるとオール電化だからという答えが返ってきました。ガスは使わないから必要ないという考えだと思われます。消火栓の場所を知っていると答えた方に、ホースをつないで送水したところを見たことがあるのかと聞いたところ、だれも見せていませんでした。ただし、地域によっては、区長さんや防災担当の方や消防団の方々が年に1回は各家を回り、消火器の点検をしたり、防災訓練で必ず消火栓にホースをつないで放水をしているところもあります。

先ほど気になることがあると言いましたが、オール電化だから消火器は準備していないという認識です。火災発生の原因には、配線器具や排気管などもありました。一番身近な自分にできる消火活動の準備品の消火器の必要性を今一度考えていただく必要があると思います。

次に、町内数カ所の消火栓と消火ホース格納箱、防火水槽を見てみました。こちらも身近にできる初期消火活動に必要なものです。資料裏の右側の写真2枚は、消火栓です。上はわざと蓋を開けて写真を撮りました。わかる方はピンとくると思います。このまま管を持ち上げると蓋の蝶番にぶつかってしまい持ち上げることができません。火災発生の場合、慣れていてもあせります。うまく回して引き上げるなんてすぐにはできません。このような不具合な消火栓が幾つかあるようです。そして、下の消火栓の丸蓋は、残念ながら、私の力では開けられませんでした。また、これも仕方のないことですが、消火栓の蓋が道路の車両が通る場所にあるため、タイヤに踏まれて、砂などで目詰まりをおこし、ますます蓋が開けにくい場所があります。それを把握されている地区は定期的に蓋を開けて、いざというときに備えていると聞きましたが、それは少ない地区です。左の蓋は防火水槽の蓋ですが、長く開けられたことがないようで、苔が生えています。また、消防水利でどれだけの範囲に1つ消火栓、もしくは防火水槽を設置すると決められていますが、ホースが届かない場所がありました。もしそこで火災が発生した場合、初期消火活動ができないことになります。

以上のことから、火災発生時における初期消火活動の重要性を改めて考えるべきだと感じました。

そこで、①各地域で火災が発生した場合の初期消火活動実施の可能性はどれぐらいだと把握しているのか。②消火栓と消火ホース格納箱、防火水槽などの確認状況の把握はどうなっているのか。③地域住民への初期消火活動の必要性の啓発はどうしているのか。④宅地開発時の状況確認はどうしているのか。⑤子どもたちへの防災指導はどうしているのか。以上、5点について、町としての考えを伺います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 三宮議員の初期消火についてのご質疑でございますけども、議員がおっしゃ

るように、白川郷の火災は、初期消火による延焼を免れたという、私も現場を見てまいりました。それは、白川郷の合掌造りの集落は、みんなで村の宝であるというような思いがあり、普段から火の用心や放水訓練をしていたからだと思われまます。

大津町におきましても、自営消防隊も各地域によって人命と財産を守る目的で頑張っておられます。その一つの例の中で、陣内の自営消防団も江藤家を守ろうという目的の中で、活発に活躍されておられます。本当にこの場をお借りして厚く感謝を申し上げます。

また、首里城の火災関連等については、大変な損失であり、残念でありますけれども、予防にこれから努めていくように我々もしっかりとやっていかなくちやならない教訓ではないかというふうに思っております。

町では、平成27年度から自主防災組織の設立や災害時における発電機などの備品購入や非常食などの整備のための地域力活動支援の補助制度を導入し、自主防災組織の育成に努めてきたところです。

今後につきましても、それぞれの地域で防災のための活動をしていただくための支援を継続していくこととしております。

町といたしましても、町民の防災意識の向上のために、区長さんや消防団、防災士、関係機関とも連携し、啓発を進めてまいりたいと考えております。

ご質問内容につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 私のほうからは、三宮議員の町としての防災意識に係る子どもたちへの防災指導についてお答えします。

学校教育を推進していく上で、子どもたちの命を守ることは、最も重要なこととございます。近年におきましては、大型台風による水害や地震など、私たちが経験し得なかった大規模な自然災害が数多く発生し、その頻度は増加の傾向にあります。火災につきましても、子どもたちの命を奪う恐れがある災害の一つであり、町内の小中学校におきましては、日常的な安全管理を徹底するとともに、避難訓練を実施するなど、災害時の避難計画に沿った安全確保ができるよう努めているところです。

防災教育は、豊かな人生の実現や災害等を乗り越え、たくましく生き抜くための資質・能力でもあり、火災を含め、災害に適切に対応する能力の基礎を培う教育を総合的に行っております。

地域の未来を担う児童生徒が、日常的に防災に関心を持ち、自ら安全を確保し命を守り、適切な判断ができるよう、今後も学校・家庭・地域と連携しながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

具体的な取り組みにつきましては、このあと担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 三宮議員のご質問にお答えをいたします。

まず、初期消火活動についてですけれども、自治会と消防団が連携をし、地域の防災訓練の中で、消火器を使った初期消火訓練、消火栓や防火水槽を活用した放水訓練等が実施をされております。

町内には、約350の消火栓と約200カ所の防火水槽を整備をいたしております。消火栓は、初

期消火におきましては非常に迅速な消火手段と言えますけれども、消火栓を全開にした場合については、大人1人ではとても手に負えないような水圧がかかるのも事実でございまして、その安全な運用を地域住民で可能とするためには、日頃からの訓練が大事だというふうに思っております。そのようなことから、自主防災組織、自治会、消防団等に協力をいただきながら、また、消防署のほうにもですね、ご指導いただきながら、地域における初期消火活動の充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、防火水利やホース格納庫の点検についてですけれども、消防署による点検巡回のほか、消防団による点検も行っておりますけれども、先ほど議員のほうからお示しがありましたように、あのような場所もあるということで、今後についてはさらにですね、点検を進めていきたいと思っております。特に消防団のですね、今の点検方法については、各分団ごとにされておりますけれども、それがなかなか様々なところもございまして、改めて、消防団の幹部会議等におきまして、その点検方法あるいは点検の間隔、記録等のですね、いわゆるフォーマット化というか、均一化ですね、統一化をやりたいというふうに思っております。

なお、点検で発見された消防施設の不備については、その都度対応している状況でございます。

次に、初期消火の啓発についてですけれども、初期消火は、生命を守るため、そして財産を守るため、あるいは建物延焼を防ぐためには非常に有効な手立てでありまして、発火直後の消火器による消火活動、周囲への連絡、消防署への通報など、初期の行動が一番重要じゃないかというふうに思っています。

そのような中、初期消火行動における重要性や有効性、そして消火栓活用の推進などについて、普段の訓練は当然ですけれども、町の広報誌あるいはホームページを活用した啓発にも努めてまいりたいというふうに思っております。

4番目ですけれども、宅地開発における消防水利の確認状況についてですけれども、開発区域の免責が3千平方メートルを超える場合におきましては、都市計画法により県の開発許可が必要となり、消防水利の基準については、消防法の規定により、勧告の基準に基づくこととされております。具体的に申し上げますと、防火の対象物から消防水利までの用途地域によって異なりますけれども、80メートルから140メートルというような消火水利を計画するというようになっております。

一方で、3千平方メートル未満ですね、の宅地開発の場合については、都市計画法の適用ができないため、町では、平成5年に町の開発指導要綱を制定し、都市計画法適用並みの整備を開発者の方にお願いをしている状況でございますけれども、消防水利の件については、具体的な基準がきちっと明記されておきませんので、今後これを改正し、土地計画法基準並みの消防水利の設置について、引き続き開発者のほうにお願いをしていくということで考えておるところです。

最後に、子どもたちへの防災指導についてでございますけれども、例年、消防の出初式には、幼年消防クラブの子どもたちに出発していただき、消防団員と一緒にですね、分列行進をしたり、あるいは防火の誓いあたりを言ってもらっています。

また、消防団が実際にやる放水訓練をですね、見ていただくなど、幼少期からこのような行動に参

加することで、防災意識の向上が育まれていくものと考えております。

子どもたちが成人したときには、消防団活動に参加してもらえよう地域における防災活動の参加推進などにも教育委員会とも連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明いたします。

町内小中学校におきましては、健康教育全体計画の安全分野の中に、災害等から命を守る取り組みを位置づけており、それに基づき、火災避難訓練等を実施しているところでございます。各学校では、災害に応じた行動や避難経路、また最終避難場所等について、計画の中に入れて作成がなされているところでございます。ただし、現実それが機能しなければなりませんので、児童生徒が自ら考え、危険を察知し回避していく能力の育成が必要となります。

今年度策定しました大津町学校教育ビジョンの中に、危険回避能力の育成を掲げ、その推進を図っているところでございます。児童生徒がみずから考え、危険を察知し、回避していく能力を育成していくためには、災害の現状、原因及び防災・減災等についての理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考、判断に基づく適切な意志決定や行動ができるようにすること、危険を理解・予測し、自らの安全を日常的に確保できるようにすることが求められています。学校におきましては、特別の教科道徳、特別活動、理科、家庭科、体育・保健体育等、教科・教科外の関連する部分において防火も含めた防災教育を総合的・計画的に進めているところでございます。

熊本地震以降は、各小学校で避難訓練とあわせて、保護者への引き渡し訓練も実施し、スムーズな引き渡しができるよう、日常的に保護者と情報交換を行うことや、災害発生の時間帯を考え行動できるようにすることなど、様々な場面を想定して行動できるような指導を心がけているところでございます。

また、各学校では、年間を通じて防災教育、学校防災を総合的かつ組織的に推進するために防災主任を置いております。防災主任は、各学校で行われる避難訓練をより効果的に実施するための検討のほか、職員研修の企画運営や、より実態に即した危機管理マニュアルの検討、また、地域や関係機関との連絡調整等を行っております。

今後子どもたちへの防火に対する訓練や教育の取り組みにつきましては、学校のみならず、家庭や地域、関係機関・団体等の理解や協力を得ながら、計画的・組織的に児童生徒の安全の確保と防災意識の向上に向けて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 再質問です。

町の防災訓練の中には、消火器の使い方や煙体験、小学校での火災時の訓練など、今説明をいただきましたが、では、実際に今行っている訓練がどれだけ実践に役立つ訓練につながっているかというところですか。

具体的に少しお話をします。先日、大津町で長く消防団で活動されていた方Aさんが近隣の市町で

初期消火活動をされ、見事に消火をされました。人命救助ではないため表彰の対象にならないのがとても残念なのですが、屋外で仕事中に叫び声とともに黒い煙、のろしというそうですが、それを発見したため、急いで駆け付けると、電気工事にきた工具などがたくさん積まれていた車から煙が出ていたそうです。車の持ち主は茫然と立ちすくんでいたそうで、Aさんがすぐ近隣の民家に消防署への通報を指示し、消火栓を探します。しかし、近くに消火栓が見当たらなかったため、バケツを借りて民家に戻ると、その家にはバケツはないと言われたそうです。消防署に連絡したのかを確認すると、慌てていたせいか119番ではなく、110番に通報したため、もう一度通報をし直してくれと言われたということで、とても慌てていた状況が目に見えます。Aさんはバケツの代わりにごみ箱を使い水をかけ、別の民家からはホースを探し水をかけ、その間に、近隣の方が消火器を持って見えて消火活動に加わります。Aさんの機敏な初期消火活動のお蔭で、消防車が到着したときには鎮火できていたそうです。しかし、これは消防団で活動されていたAさんがいたからできたことだと思います。幼児に対しては、先ほども話にありましたが、幼年消防団などありますが、小学校からはありません。避難訓練に変わります。ただ、避難訓練は消火訓練ではありません。毎年夏休み前に救命救急の講習が小学校では保護者を対象にあります。これはとても具体的です。倒れていた人を発見したときに、状況確認と通報、AED操作を行います。だれか手伝ってくださいではなく、一人一人にあなた119番通報をお願いします。あなたAEDを持ってきてくださいと、具体的に指示をします。火災発見時も同じだと思います。どうしていいかわからず茫然と立ち尽くす人の中に、1人でも動ける人をつくるのが大事なのではないでしょうか。そのためには、具体的なマニュアルが必要だと思いますが、どう思われますか。令和元年9月2日に消防庁長官から各都道府県宛に出された令和元年秋季全国火災予防運動の実施についての中に、住宅防火、命を守るポイントにも住宅用火災警報器や住宅用消火器の設置が明記されていました。火災警報器の電池の交換の目安は10年だそうです。火災予防週間などに定期的に火災警報器が適切に作動するかを確認したり、期限切れの消火器などを使い、消火訓練をするなど、家庭や地域でできることがあると思います。そういう細かな具体的な訓練をすることで、女性や子どもでも初期火災であれば瞬時に消火器などを使って消すことができる行動につながると思います。また、消火栓の目的や消火栓の管理などを広報できちんと知らせる。これは若いお母さん方と話していて気が付いたことですが、地下や地上に出ている消火栓とホースの格納庫が必ずセットで近くにあるということを知らない人が多いということにも気が付きました。そういう細かな、本当に身近なところから身近なものとして捉え、消防団だよりにするのではなく、町民自らが火災に対応できる最低限の啓蒙活動をする必要があると思います。

以上のことから、再質問は、1、今行っている訓練がどれだけ実践に役立つと思われるか。2、具体的なマニュアルが必要ではないか。3、地域での火災予防訓練の見直しを考える必要はないか。4、広報などでの最低限の具体的な啓蒙活動が必要ではないかをお尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 再質問にお答えをいたします。

今、4点お話があったかと思いますが、訓練のあり方から、それから具体的なマニュアル、そして地域

での取り組み方、そして広報のあり方と、大きく4点あったかと思います。よく言われる言葉は、訓練でできないことはですね、本番ではできないとよく言われます。そういったことでは、やはり日々の訓練というのが一番大事じゃないかなというふうに思っています。そんな中で、4点ありましたけども、まとめて、大体関連していますのでまとめてお答えさせていただければと思います。

それで、町ではご存知のとおり、10月の第4週に町の総合防災訓練をしまして、各地域でまたですね、取り組みをされている。また、一方では、防災士等もいらっしゃいますけども、それとあわせて自主防災組織の設立あたりをしていろんな支援をやっていっておりますけども、確かに、なかなか専門的なものを含めてですね、活動するとなると、消防署関係も結構関係してまいりますので、その辺はまたしっかりと連携をしていきたいというふうに思っております。マニュアルの話もありましたけど、やはりマニュアルも大事だと思いますけども、そういった形で周知のやり方とかですね、使い方を周知をしていくというのはもちろんいろんな啓発の中で消防署でもまといですかね、というのを outsourced されておられましたし、町のほうでもですね、広報等ではそういったものの基本的なことはお伝えしていくべきであると思っております。ただ、先ほど言いましたけども、やはり自分が身をもって覚えるといいますか、そういったそのことはやっぱり日々の訓練を積み重ねていくことが大事じゃないかなと思っておりますので、そういったところを重点的にやる必要があるのかなと思っております。そのために、町でもですね、各地域に地域の防災に対する補助金ということで10万円ですね、100%補助をして、いろんな形で取り組んでいただいております。今までは発電機であったりですね、非常食であったりとか買われたりしてますんで、今後はそういった補助金を活用しながらソフト的なものを含めてですね、そういった啓発のほうの活動に支援をしていければというふうに思っているところでございます。最後の広報については、もちろんその日々の訓練もそうですけれども、なかなか基本的なことをですね、お知らせする機会というのもですね、必要だと思いますので、その辺を広報を通じてですね、進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 今の答えに一つだけ質問をさせていただきます。

まといについては、一番最近に出たまといを私も見て、洋服に火がついたときには水をかぶるとかではなく、その地面に寝転がって火を消すのが一番いいというようなことも書いてあって、確かにそうだなと思い読んだところです。たくさんの方がそれを見ていただくといいなと思っております。今の答えの中に、地域防災補助金を10万円出していますというところでしたが、それが実際にうまく活用されているのかどうかというところ、どのように活用されているのか、すべての地域できちんとやはり必要なところで使われているのかというところをわかる範囲でいいのでお答えください。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 再度の質問にお答えいたします。

地域防災の補助金ということで申し上げましたけども、当然、5年前からですね、この補助とあわせて地域づくりについては地域づくりの中で防災関係もやっておったんですけども、一本化してですね、取り組んでいただくということで、地域づくりの防災もこちらのほうの地域防災のほうの補助金



として取り扱いをやっています。いろんなところでですね、自主防災組織をはじめ、地域における防災訓練等ですね、活動の中でこういった補助金を活用していただいております。どちらかと言えば、今、ハード的なですね、物の防災に関する機械であったり、発電機であったりとかですね、自主防災組織に対するものだったりとか、ハード的なものですので、今後、そういったものをですね、備品を補助金を使って買われたものを今後いかに活用していただくかというのが、それぞれの地域における訓練の中でですね、それまで買われたものについて、さらに活用していただくというふうに考えているところです。

○議 長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1 番（三宮美香さん） ありがとうございます。では、次の質問に移ります。

2 番目は、大津町のスポーツに対する考え方です。

大津町は、本田技研熊本の野球やマラソンの前田選手の応援を町をあげて文化ホールなどでパブリックビューイングなど行っています。大津町ゆかりの活躍している方々はほかにも、バレーの古賀紗理那選手や大津高校サッカー部などすぐに頭に浮かびますが、こちらの応援はされていません。

大津町教育委員会は、地域に根ざし、地域に開かれた学校づくりを中心として、家庭教育と地域社会教育との連携を強化して推進を図るため、「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践」を基本理念とした学校教育ビジョンを掲げています。この基本理念は、2 代前の那須教育長の頃から引き継がれており、大津町の宝である子どもたちを育てるうえでの大切な根幹だと認識しています。

であれば、大津町ゆかりの身近な選手を大津町として盛り上げようと応援することが若者の人材育成につながると思いますが、町、教育委員会としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 三宮議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在、大津町ゆかりの方々はスポーツだけでなく、文化・芸術などをはじめ、様々な分野において全国レベル、世界レベルで活躍されておられます。その方々を町の代表と位置づけ、今後も応援することは、小中学生や高校生などの励みや目標となり、今後の子どもたちの活躍につながります。夢を持ち、その夢がかなうことは町教育理念の実践と言えます。

特に若い力の活躍は目を見張るものがあり、大津高校サッカー部は全国屈指の強豪校であり、町内外から多くの生徒が集い、勉学とスポーツを通じて切磋琢磨しています。その活躍は全国中継され、大津町を全国にPRいただくとともに、本町での試合や合宿に伴う宿泊などで経済活動への貢献も多大です。また、翔陽高校のフェンシング部の活躍も同様のことが言えます。両校とも公立高校であり、その活躍は町民の誇りとなっております。

多くの大津町ゆかりの方々の活躍は、全国や世界に向けた大津町のPRにもなります。大会や公演では様々な制約がある場合もございますが、今後は、肥後おおづスポーツ文化コミッションとの連携などを含め、町としてできる限りの支援体制を整えていきたいと考えております。

担当部長のほうから詳細について説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 三宮議員の天津町にゆかりのある選手などの応援体制はどうなっているのかとの質問にお答えいたします。

現在、スポーツ競技や選手に対する町の応援や支援につきましては、関係各課で関わりを持ちながら行っております。

町教育委員会では、スポーツ競技等の全国大会に出場する選手個人またはチームに対して、町からの支援の一つとして激励金をお渡ししているところです。

次に、町をあげてのパブリックビューイングの開催につきましては、町体育協会などのスポーツ4団体との共催で開催しております。町としましては、会場の確保や町民の方への周知を、スポーツ4団体には、応援人員の確保等をお願いしながら開催しているのが現状でございます。

今後もスポーツ4団体と連携・協力しながら天津町のチームや天津町ゆかりの選手の活躍を応援するとともに、子どもたちの夢につながるような取り組みを推進していきたいと考えているところでございます。

詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 皆さん、こんにちは。三宮議員の質問について説明させていただきます。

本年度も天津町代表として本田技研熊本工業株式会社熊本製作所のホンダ野球部が都市対抗野球大会に出場いたしました。都市対抗野球は、1927年、昭和2年ですが、第1回が開催された歴史ある大会でございます。各都市の代表チームが参加いたします。出場チームは首長の推薦状とユニフォーム右袖に都市章の添付が義務づけられております。大会は、地域振興が図られているとの観点から総務省も後援し、参加都市は東京ドームのオーロラビジョンでの町のPRや会場での特産品のPR活動を行うことができます。このようなことから、経済部商工観光課が所管をしているところでございます。このような背景のほか、町イベントでの会場の無償提供、地域雇用など様々な観点から都市対抗については町民応援団を組織し、パブリックビューイングを含む応援を実施いたしました。

町長答弁にもありましたように、本町ではスポーツ以外の文化・芸術でも多くの方々が活躍されておりますが、肖像権、放映権等の契約上の問題もございますので、対応できる範囲での体制を整えたいと考えております。

また、本年2月に設立し事業を進めております、官民連携の肥後おおづスポーツ文化コミッションの中で、新たな支援策の調査・研究に取り組めないかと考えているところでございます。

スポーツはもとより、文化、芸術で活躍されている方々の応援は双方の結びつきが強化され、今後の交流人口の増加や経済波及効果につながります。

天津町の知名度アップや子どもたちの夢や目標となるよう、教育委員会との情報共有を行いながら支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明いたします。

先ほど教育長からありましたように、スポーツ競技などで全国大会に出場される個人やチームへの支援につきましては、大津町全国大会等出場報奨金交付要綱により、個人につきましては1万円、団体につきましては10万円を激励金としてお渡ししております。

平成30年度の実績としましては、個人49人、団体1団体となっております。

また、パブリックビューイングの開催についてのご質問でございますが、現在、町が行うパブリックビューイングの開催につきましては、明確な基準はございません。過去の事例としましては、陸上の前田選手のパブリックビューイングを開催したところでございますが、その経緯につきましては、町の陸上競技協会が前田選手の応援を行いたいという強い要望があり、町の体育協会に相談をされ、その趣旨に賛同された町体育協会が主体となり、スポーツ4団体で前田選手のパブリックビューイングを開催されたものでございます。その際、町にも共同で実施できないだろうかという相談があり、町としましても大津町で育った前田選手を応援するために、共同で開催する運びとなったものであります。共同開催した際の町の支援につきましては、会場の確保、広報等を活用した町民の方への情報の周知を行ったところでございます。なお、スポーツ4団体では、応援人員の確保、それから、前田選手の所属会社との打ち合わせなどを行っていただいたところでございます。

今年度も前田選手のMGCへの出場が決まり、応援の準備を進めていたところでございますが、本人の体調不良で棄権されたことにより応援は中止となったところです。今後につきましても、様々な競技において、全国や世界で活躍されるような選手の応援につきましては、関係団体、地域と連携しながら開催できればと考えております。

議員ご指摘のように、町では「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践」を基本理念とした取り組みを進めているところでございます。町の宝でもある子どもたちが全国で活躍する選手たちを目標にすることで、自分の夢の実現に向けて貴重な経験を積むことにもつながると考えております。

今後につきましても、町とゆかりのある選手やチームの応援につきましては、先ほど申し上げましたように、地域や関係団体との協力のもとで全町的に盛り上げていければと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 再質問というか、確認をさせていただきます。

いろんなところで活躍をされている方が大津町には多いので、その線引きが難しいというところもよくわかります。また、激励金もたくさん出していただいている、それは出られる選手や家族にとってはとてもありがたいものであるとは思いますが、やはり町をあげての応援はその選手にとっては大きな力になると思いますし、その選手の後ろを追っている子どもたちにとってもとても大きな力になると思います。

先ほど本田技研のことについては、歴史ある大会だとおっしゃいましたが、オリンピックもとても歴史のある大会だと私は思っています。古賀さんについては、佐賀出身で信愛女学院というふうな報道がされますが、幼少期から大津町でずっと過ごされて、バレーの力も大津町でつけられたと私は思っているのです、大津町はすごい人材を育成したのだと思っています。

また、大津高校についても、行政視察で県外に行ったときに対応して下さった行政の職員の方や周りの方々から、子どもが大津高校のサッカー部と対戦をしたことがありますとか、必ず大津高校サッカー部の名前も出てきます。大津町の名前をある意味売ってくれているのだなと実感することがよくあります。

今の返答の中で、体制を整えたい、声があがれば十分に応援する力は貸しますというふうに、前向きに受け取りましたが、そのように受け止めてよいのでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、もうバレーボールの古賀選手、もちろん大津で生まれ、熊本の高校まで行ったという素晴らしい選手でございますので、今年は間違いなくオリンピックに出場できるんじゃないかなというような感じを持っておりますし、また、大津高校、今年、残念ながら全日本選手権に出れなかったということで、総体とかいろんな大会では活躍しておりますし、これまでの実績も十分あるし、先ほど申したように、大津町の経済財政関連等についてもしっかりと貢献しておられるというふうに私思っておりますので、先ほど申しましたように、今、肥後おおづスポーツ文化コミッションのほうで研究関係もさせておりますので、本年度の予算はなくとも、来年度の予算関連等で検討をさせていただければなというような思いをしておりますので、そのときは、議会の関係、町民の皆さんにご理解いただければなというふうに思っておりますので、前向きに検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 町をあげての応援を心待ちにされている方々も多くいらっしゃいますので、ぜひ前向きに検討をお願いします。

以上です。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時45分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二君。

○2番（山部良二君） こんにちは。傍聴席の皆様、お忙しい中、傍聴いただき誠にありがとうございます。ただいまから、2番議員、山部が通告にしたがい、質問を行います。

それでは入ります。

10月から保育・幼児教育無償化が始まりました。そのものはすべての子どもたちに質の高い保育を受けさせていただくことになり、大変必要なことだと思います。ですが、今回の無償化とはいうものの、すべての保育や幼児教育に関わる保護者負担がゼロになるわけではありません。3歳以上の保育園、認定こども園、小規模保育など、市町村が設定する保育料は無償化になりましたが、副食費や制服等の実費徴収、そして、待機児童問題などがあります。ここで問題なのは、所得が高いほど無償

化の恩恵があるわけです。生活保護世帯はもともと保育料が無料ですので、負担は変わりません。消費税増税分が重くのししかってきます。

次に、考えられることは、保育園における業務量の増加が考えられるのではないのでしょうか、保護者への説明資料作成など、多岐にわたるものがあつたのではないのでしょうか。さらには、昨今の保育士のなり手不足がある中、保育園に大きな負担を科してはいなかったのでしょうか。

無償化を進めると言っておきながら、副食費を改めて徴収するというのは、本当の意味での無償化とはかけ離れていると考えられます。そもそも安倍総理は少子化が国難などといって衆議院を解散しました。少子化対策は待たないではないのでしょうか。そんな中、副食費負担というのはどういうことなのか。怒りを禁じえません。今回の無償化は、所得の少ない世帯ほど恩恵が少ないわけです。全体的には負担が減らされるようになりましたが、しかし、副食費がその対象から外され、新たな負担となるわけです。ほかの自治体では、独自の助成が手厚くなされてきたところでは、もともとの保育料負担が少なく、副食の有料化によって負担が増えるという逆転現象が起こっています。本町の場合はどうでしょうか。さらには、年収360万円未満の世帯は、副食費が免除されています。しかし、年収360万円以上の家庭は主食費に加えて副食費まで払わなければなりません。厚労省が7月に公表しました全国調査では、主食費、副食費、あわせて金額が平均5千423円となっています。2人子どもがいれば1万1千円の負担です。これでは無償化の意味が半減しますし、消費税増税が負担を倍増させています。これはかなり問題があるのではないのでしょうか。9月に熊日新聞が実施した全45市町村の聞き取り調査でわかったことは、熊本県内の12市町村では、副食費など独自に拡充し、国の制度を補う方向で検討しているということでもあります。

そこで、3点ほど質問したいと思います。

10月から実施された保育・幼児教育無償化に伴い、副食費が実費徴収となりますが、保育園での混乱や業務量の増加はありませんか。無償化で副食費が実費徴収され負担増となる世帯はないのでしょうか。保育料と副食費の逆転現象が起きないように、町で副食費の助成が必要ではないのでしょうか。

教育長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 山部議員の子ども・子育て支援制度について問うとの質問にお答えいたします。

本年10月1日から幼児教育・保育の無償化が国の制度により実施されました。この制度では、副食費、いわゆる「おかず・おやつ代」が公的扶助の対象から外され、保育施設が実費徴収することとなりました。

最初のご質問の「保育園等での混乱や業務量の増加について」でございますが、無償化に伴い、各施設で副食費を徴収することになりましたため、この点についての新たな業務は発生しております。ただ、各施設に対しては、町から丁寧な説明を心がけたこともありまして、大きな混乱等はなかったと聞いております。

2点目の「無償化で副食費が実費徴収され、負担増になる世帯はないのか」ということにつきまし

ては、今回の制度導入により、一部の世帯に無償化前と比較して負担増になったケースがございました。

3点目の「保育料と副食費の逆転現象が起きないように副食費の無償化」ということでございますが、先ほど申し上げましたように、国の制度導入により、今まで支払いがなかった世帯で負担が生じていることにつきましては、課題であると認識しております。

子育て世帯に対する独自の支援等については、今後の国、県や近隣自治体の動きを注視しながら、町としてどのような施策を行うべきか協議を重ねていきたいと考えています。

なお、具体的なことにつきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明いたします。

最初のご質問の「保育園等での混乱や業務量の増加について」についてでございますけれども、教育長からありましたように、保育・幼児教育の無償化の制度が導入されることで、町としましては、町内の認可保育園はもとより、認定こども園、幼稚園、小規模保育園、認可外保育施設につきましても、説明会の開催や、個別に施設に説明にお伺いするなどの対応をとらせていただいたところでございます。また、保護者に対しましては、利用施設から説明がなされましたが、町としましても広報誌を通して全町的に制度の周知を図ったところであり、無償化に伴い保育園等において大きな混乱等はございませんでした。

ただし、各施設の業務につきましては、副食費をそれぞれの施設が徴収することになったということで、各施設の業務量は増加したところでございます。

次に、2点目の「無償化で副食費が実費徴収され、負担増になる世帯はないのか」ということについてでございますが、国の基準により負担増となった世帯はございませんが、平成30年度から、県が第3子における国の制度を拡充して実施しており、新制度に移行してない園につきまして、該当する児童の保育料は無償でございますけれども、新たに保護者負担として徴収となった副食費が負担増となった世帯がございます。本年の10月1日現在で、13件が無償化前と比較して負担増となっております。

次に、3点目の「保育料と副食費の逆転現象が起きないように副食費の無償化」ということでございますが、現在、国の基準による副食費の免除につきましては、収入360万円未満相当の世帯に加え、第3子も免除となり、免除範囲が拡充されたこともあり、本町としましては、新たな独自の減免等については、現在実施していないところでございます。

今後につきましては、教育長からありましたように、国、県、また近隣自治体の動きあたりを注視しながら、町として独自の取り組みを行った場合に要する財源等も試算しながら、効果的な施策については協議のほうを進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） それでは、再度お伺いいたします。

無償化により副食費が実費徴収され、負担増となる家庭が13件あると、今答弁いただきました。これはこのまま放っていい問題なのでしょうか。県や国の動きを注視と言っておりますが、町として、県や国が対応するまでこのまま放置していい問題なのでしょうか。先手先手の対策が必要だと思います。

2点目は、待機児童が、今、現在何名ほどいるのでしょうか。保育園に通われる子どもを持つ家庭と、通えない子どもを持つ家庭とでは不公平や格差が生まれると思いますが、家庭で子どもを育てている家庭に対しての助成金等の考えはないのでしょうか。

3点目です。1点目の実費徴収に伴う実務の負担増についてですが、施設や保護者の負担にならないように、どのようなサポートをするのかお聞かせください。他の市町村でも給食費の未納・滞納問題がありますが、副食費についても未納・滞納問題が出てくることと思われます。その対応はどうされるのか、各園に任せるのであれば、それなりのサポートが必要です。文科省も当然このことを想定していきまして、無償化の実施に伴う食材費、取り扱いについて、において副食費の徴収を施設が行うこととなった場合、滞納者が多く出れば、施設の運営に悪影響が出ると述べています。そのため、全国的に給食費等の対応を児童手当から徴収する動きが進んでいくことが考えられますが、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 山部議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、無償化により負担増となった世帯に対する町独自の支援はというご質問だったかと思えます。先ほど申し上げましたとおり、町としましても無償化により負担増となった世帯があることにつきましては、課題として認識しているところでございます。今後につきましては、町としてどのような対策を取るかについてはですね、ちょっと検討を進めさせていただければというところで考えています。

それから、2点目の現在の待機児童でございますけれども、12月現在で40人の待機児童がおられます。保護者の皆様には大変ご迷惑をかけ心苦しく思っているところでございます。

次に、家庭で子育てをされている家庭の助成金ということでございますけれども、保育所等に入所をされていないすべての多くの子育て世帯おられますけれども、独自の助成という現時点での計画はございません。現在、子育て中の親子に対する町の支援としましては、地域子育て支援拠点事業、あるいは一時預かり保育、また会員制のファミリーサポートあたりの事業を実施しているところでございます。

それから、子育て支援センター、それから、児童館におきましては、月曜から土曜まで利用可能ということで、いろんな催し物等も開催しております。保育士等も常駐しておりまして、いろんな相談あたりもできますので、こういった事業の周知、あるいは充実のほうも図っていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の副食費の徴収事務が増えたことで、保育所あるいは保護者へのサポートということでございますけれども、無償化というところではございませんけれども、現在、保育士の業務負担軽減ですとか、各園へのICT機器導入にあたりについては支援を行っているところでございます。ま

た、改めてですね、無償化に伴う課題等の対応につきましては、各施設とも協議しながら進めていきたいと考えております。

次に、副食費の滞納の件でございます。現在、児童手当からの充当ということで、そういった充当して徴収することを前提に、あらかじめ承諾書の提出をいただくとか、そういった部分については考えておりません。ただし、保育所等の負担を考えますと、滞納された方から承諾書を提出いただいた上で副食費の譲渡する方法、そういったところも含めて具体的な手立てあたりを現在、検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 次の質問に入る前に、一つ懸念することがありまして、3点目の滞納した場合の対応ですが、現在、児童手当法第15条には、児童手当の支給を受ける権利は譲り渡し、担保を寄与し、また、差し押さえることはできないとありますが、副食費を滞納した際、児童手当から徴収を認める申出書の提出を保護者に求めることを検討しているという答弁があったと思います。私はその点を憂慮していますし、副食費を含めた完全な無償化が当然だと思っております。今後もこの点については問題提起していきたいと思っております。

それでは、2点目に入りたいと思っております。

今、日本では、少子高齢化が進行しています。その中で、今必要なのは、地方の復活、地方活性化策、人口減少と地域経済縮小の克服が必要ではないでしょうか。そのためには、自治体における持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みは、地方創生の実現に資するものであり、その取り組みを加速させていくことが重要ではないでしょうか。

昔は衣食住で事足りていたのですが、現在の生活には、プラス交通サービスが生活の基本となります。どのような交通サービスを選択するか、また、提供されているかによって暮らし方も大きく影響を受けてまいります。現在、本町では、町と公共交通が相互的に計画され、整備されているかと考えると、現状は十分とは言えないと考えております。自動車中心の交通手段に頼り過ぎ、高齢者や子どもたち、交通弱者には不便を強いることとなってしまうのではないのでしょうか。高齢者、福祉の視点でも、高齢者がいつまでもハンドルを握り続けていることは危険であり、かといって、免許返納を行っても、地域での公共交通サービスが十分でなければ満足な生活ができないこととなります。バリアフリーに配慮した公共交通が提供されることで、高齢者が自分の意思で十分に動くことが可能となります。このことで高齢者自身の移動欲求が満たされるだけでなく、医療、介護費用の削減にもつながります。それは公共交通を利用することで、人は知らない間に一定の距離を歩きます。歩行量が多くなることで、健康寿命が延びることは、統計学的に証明されており、公共交通を重視したまちづくりは、すなわち、健康まちづくりに直結します。そのためには、本町でもモビリティサービスの充実が必要です。モビリティサービスに支障を来すこととして、駅からの距離が遠いという問題があります。肥後大津・瀬田間の距離は遠過ぎますし、あわせて言えば、肥後大津・原水間の距離もあります。駅と駅間が遠い場所に新駅をする意味は大きいし、同時に、周辺の開発事業も同時計画されるべきです。



自治体は、鉄道事業者と協議をする際、負担のことばかり気にしています。実際には、新駅設置をする利便を享受するし、市町村であれば、地価の上昇に伴う固定資産税の増収が見込まれるわけです。新駅設置のような社会資本投資は、近隣地域の地価を上昇させる外部効果があると言われていています。そのため、新駅設置による便益は大きく、利用者は一定化費用を削減できるため、駅近くの居住者ほど大きな消費者余剰が発生いたします。また、間接的受益者としては、駅まで車でアクセスしていた人が徒歩で帰れるようになることで、車の渋滞や排気ガスが減り、普段は駅を使わない人でも、いざというときに使える安心感が醸成させるといった技術的外部性が発生いたします。

あわせて、道路整備、空港整備を強化することで、自ずと地域の利便性向上につながり、魅力的なまちづくりにつながると考えています。すなわち、質的拡充型のまちづくりを強く推進していくべきです。関係主体の連携、協力体制の強化と計画プロセス重視、そしてまちづくりと、都市交通の連動した取り組みです。また、日本全国では、台風や地震など大規模災害が頻発しております。そのためを考えなければならない、防災系統緑地の充実も必要だと考えています。これは緑による防災機能の強化として、耐火性のある街路樹、河川、公園などを活用した災害時の延焼遅延効果をもつ空間や避難所づくり、震災時の安全な避難所の確保のために、生け垣緑化等の政策や取り組みを役割分担をして示していくものと、近年の異常気象により、大規模豪雨が多発し、中小河川の水害が発生する危険性が高まっていることを踏まえ、農地等の自然面の保全、確保、雨水浸透施設の設置、促進、透水性舗装の拡充など、都市型水害の対策の取り組みを強化することです。

また、総務委員会でいなべ市に行政調査に行った際、にぎわいの森という緑化施設を視察いたしました。これはまちづくりに秀でた民間プランナーの意見や、全国的に高い評価を受けている飲食、物販、農業法人などが参画し、地域産業、農業環境全体の水準向上をさせ、既存の商店も高い競争力を確保し、市外、県外から誘客を一体となって進めます。本町でも新庁舎建設が始まりました。これと連動して新庁舎横にあるオックスを利用した緑地開発を進めるべきではないでしょうか。地域の庭やオープンガーデンなど活用することにより、地域の賑わいの創出や地域コミュニティの活性化を実現するために大いに活用するべきだと思います。

これらのことを踏まえ、地方創生を深化させ、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが必要ではないか。人々が安心して暮らせるまちづくりの実現についてお伺いいたします。

質的拡充型まちづくりの推進を提言します。スポーツの森新駅設置や新駅周辺の開発事業の推進、快適な緑地空間の創出についてお伺いいたします。

1、防火系統緑地の充実や取り組みは、新庁舎周辺地域の緑地化による健康活動の場やコミュニティ醸成としての機能をオープンガーデン・市民農園等で利用した地域の賑わいの創出や地域コミュニティの活性化についてお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山部議員のご質問にお答えしたいと思います。

スポーツの森の新駅や駅周辺の開発につきまして、これまで様々なご意見を提案をいただいております。

また、来年になりますと、ＪＲ大津駅から阿蘇間の再開が見通しが出てまいりまして、そして、５７号の北側復旧ルート及び現道５７号阿蘇大橋ルートも開通の見通しとなってきており、人の流や物流が４年ぶりに戻ってくるようになります。

大津町は、地理的にも恵まれ、宅地のニーズや商業、企業、スポーツなどのニーズも高く、運動公園周辺はこういった開発が期待される地域であるということでもあります。運動公園の開発の段階で駅をつくる計画がなされておりましたが、ＪＲとの協議など、厳しい状況であり、新駅の設置についても多額の費用が必要となっていますが、運動公園周辺の開発については、議員の言われるように、町の発展のためにも必要であり、現在、ＪＲ瀬田周辺の開発を民間開発でできないかと考えております。

また、ＪＲ豊肥本線が三里木駅から空港まで延伸される計画でもありますし、空港ライナーについても継続するように県をお願いをしておるところであり、また、それとともに空港へのアクセスについても運動公園等からの空港までの道路の要望も県をお願いしております。議員おっしゃるように、都市開発とともに都市型水害関連の危険性が十分考えられますので、今、町としても上井手の東北部の開発関連等につきまして、上井手に流れ込む雨水のためのこの街中の水害危険も十分考えられますので、そちらのほうもしっかりと防災のほうに力を入れていかななくてはならないというふうに考えております。

次に、防災系統緑地の充実や取り組みについてでございますけども、現在、公園緑地は、住民のコミュニティの場として、また、災害の防止及び災害の避難所、景観向上など多面的な役割を持っております。昨今の気候の変動に伴いまして、大規模水害のリスクや南海トラフ巨大地震などの大規模地震のリスクに対し、防災系統緑地の充実が求められております。

最後に、新庁舎周辺の緑地による健康づくりということにつきまして、コミュニティの醸成についてでもありますが、多くの方々のご意見を伺いながら、町民に親しんでもらえる緑の空間や憩いの場と、そしてまた、太極拳などによる健康づくりにも役立つような公園を今後多くの皆様のご意見を聞きながら創出していきたいというふうに考えております。

詳しくは担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 山部議員ご質問のスポーツの森新駅設置や新駅周辺の開発事業の推進の提言でございますが、昨年、策定いたしました、大津町都市計画マスタープランの実現化方策では、運動公園の利便性の向上を掲げており、利用促進のための環境整備を推進する必要があると思っております。

平成６年の運動公園の基本設計では、運動公園中心の南北を貫く園路は、北側のＪＲの軌道に向かい、そこには駅利用者を向かい入れるプラザが設けられたイメージとなっております。

しかし、ＪＲの軌道は、阿蘇方面へ向かって南に傾斜しており、車両を停止させることは不可能であることも当時判明したところでございます。ＪＲの協議が厳しい状況でございました。新駅の設置と維持管理についても多額の費用も必要であり、実現にはハードルが非常に高い状況であります。

大津町内の民間開発では、平成28年度以降も毎年300戸を超える戸数が増加しており、地方都市が抱える都市の縮小に反し、大津町では拡大基調が続いている状況で、今後もこの傾向は続くものと予測しております。

現在、運動公園近郊の開発は、引水から東に向かって開発が進んでおり、来年度には、町長申し上げましたとおり、国道57号が復旧します。そして4車線化が進むと、運動公園から瀬田駅方面への民間の開発も進むと考えております。開発が進むことにより周辺地域への住宅建設による人口増や、飲食店、宿泊施設が進出し、公共交通の必要性も高くなっていくような状況が考えられます。そのような状況になれば、スポーツの森駅についてJRとの協議も必要となってくると考えております。

次に、防災系統緑地の充実や取り組みについてですが、防災系統緑地とは、公園のみならず、道路・河川・学校等の公共緑地や植林地・農地等の民有緑地を含めた非常に広範囲にわたる緑地を示すもので、平成7年に発生した阪神・淡路大震災などを踏まえ、主として地震・火災を対象とした防災公園のあり方として定義されましたが、その後の東日本大震災、熊本地震等での課題や教訓・知見をもとに、津波被害や水害も対象に加え、みどりの持つ多様な防災機能の活用が肝要とされております。

防災系統緑地の機能は多岐に渡りますが、具体的な事例としては、広大な公園にあっては、ヘリポート、帰宅困難者支援施設、津波避難の築山の設置、都市型水害対策としては、レインガーデン、屋上緑化、まちなか防災空き地の整備など、火災対策としては、延焼防止効果が高いとされる常緑樹をブロック塀の代わりに生垣として整備するものであったり、道路の沿線に人々の憩いの場・たまりの場も兼ねた環境防災緑地の整備などがあげられますが、町における取り組みは、宅地開発等の際における雨水浸透枡の設置などが挙げられます。

防災系統緑地は、活用する施設を幅広く想定しており、学校の運動場での雨水調整、農地での遊水地化及び避難所活用など、土地・建物の所有者の理解・協力を要するものも少なくありませんが、このような考え方を職員が共有し、公共施設への防災機能の追加意識の醸成を図るとともに、人口密集地域での公共施設整備の際は、防火機能を有する樹木を選定していくなど、着ししやすいものから意識的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 1点だけ、新駅設置ができないと、計画が難しい、駅の位置が問題があるという話でありましたけれども、まず、その今の計画を一旦白紙に戻してですね、再度新たな計画、駅的位置を変えるなどですね、要は、なぜできないかじゃなくて、どう計画を進めていくかというのを考えなければいけないと思います。要は、結局、投資のなきところにはチャンスは生まれないということですね。だからもう一度、その今後調査、検討、今であればですね、豊肥線の復旧前ですので、安価に済むわけですね、駅設置することがですね。だから、その点についても一度答弁をお願いします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 先ほど担当部長のほうからお話があったように、大変状況としては厳しい状

況でございますけども、JRのほうとしては、利用客の問題もございますので、そういう開発関連等の面、そしてまた、今、南阿蘇鉄道の復旧がここ2、3年で終わるような予定の中において、南鉄が肥後大津駅までの乗り入れの相談も今あっておりますので、そういう意味におきまして、もちろん議員おっしゃるように、運動公園を活かすためにも運動公園の近くに駅をつくる必要があるのはもう確かでございます。そういう準備を計画案関係等を持ち寄りながら、今後、JRとも十分ご相談して、一日も早い実現に向かって努めていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） よろしく願いいたします。期待しております。

それでは、最後に、消費税増税についてお伺いいたします。

元安倍内閣参与を務めた藤井 聡先生の全国商工新聞の寄稿分と元京都大学准教授の中野教授、奇跡の経済教室及び令和新選組の山本太郎代表の街頭演説を参照して質問に入らせていただきます。

帝国データバンクが発表した10月の景気動向調査によると、企業の景況感を示す景気動向指数は先月比1.1ポイント低下の43.9%と3カ月ぶりに悪化、また、総務省が発表した10月の家計調査によると、物価変動の影響を除いた実質で前年同月に比べ5.1%マイナスでした。マイナスは11カ月ぶり、落ち込み幅は5%から8%消費税が上がった後の2014年4月の4.6%減より大きく、政府は様々な対策を打ちましたが、効果は限定的でした。消費税増税が愚策中の愚策ということの説明したいと思います。藤井先生は、今、消費税を増税すると貧困と格差が拡大し、国の財政も悪化し、必要な公共投資や社会保障費の確保も不可能となり、国民生活が先進国と呼べない水準に下落することは間違いなく、消費税増税は毎年の成長率を長期的に低下させます。経済学的に言えば、20年以上のデフレ期が続く日本で、消費税増税が成長率を長期的にかつ大幅に下落させてしまうと書いています。ですから、日本においてやるべき政策は、デフレ脱却のための政策です。インフレは、需要過剰、供給不足の状態ですから、インフレを止めるためには、需要を減らし、供給を増やす必要があります。ですが、このデフレが20年続く日本でやるべき政策は、その全く反対の対策です。デフレは需要不足、供給過剰の状態です。つまり、需要拡大をし、供給を抑制することが対策で、やるべきは社会保障費や公共投資を拡大することで、財政指数を拡大する、要するに、大きい政府をつくるべきなのです。また、政府が民間の消費や投資の増大を促進する必要があり、例えば、消費税を廃止し、企業に対しても投資減税を行い、そして、財政赤字を拡大し、需要を拡大する対策をやらなければなりません。なぜ、デフレが20年続いたかという、デフレ期に謝ったインフレ対策を行ったためです。橋本龍太郎政権時代、構造改革を掲げ、実行してしまいました。それが一番の間違いで、構造改革とは、財政指数の削減、消費増税、小さい政府を目指した行政改革、規制緩和、自由化、民営化、そしてグローバル化です。このいずれもインフレ対策です。要は、デフレ対策をするべきタイミングで構造改革というインフレ対策を実行してしまったのが今の日本です。これでデフレにならないほうがおかしいわけです。もしデフレ不況の中、企業が生き残ろうとするならば、生産性をできるだけ高め、競争力をつけなければなりません。一企業にとってよいことである生産性の向上がデフレという経済全体にとっては好ましくない結果をもたらしました。これは中野先生が言う合成の誤謬で

す。生産性の向上が経済全体にとって好ましいのはインフレ時だけです。企業の経営と国の経済運営とは性格がまったく違うものだと理解することなのです。停滞する企業を再生させた経営者が停滞する日本経済を再生できる方法を知っているとは限らないわけです。民間のビジネスセンスで国の経済運営を考えることはナンセンスということです。よく維新の政治家などが、政府の支出には無駄が多いと批判し、政府の無駄を徹底的に削ると言いますが、先ほども説明しましたが、デフレ不況時に家庭や企業では無駄な支出を抑え、節約に努めます。そんな時、同じように政府の無駄を徹底的に削るなどの外れなことを言ってしまっています。実際、日本ではそれを実行し、デフレが深刻化しています。はっきり言って、政府の歳出削減は国民受けしますが、そのせいでデフレが悪化し、それで苦しむのは、やはり国民です。身を切る改革を断行する改革派の政治家は、国民の命を切り刻む迷惑な存在でしかありえません。御用コメンテーターや御用学者などが壊れたレコードのように、日本は1兆800億円の借金があつて、国民1人に直すと850万円の借金がある。日本はそのため破綻するといひ、ギリシャのように債務不履行に陥ると国民の不安をあおり、財政健全化やプライマリーバランスの黒字化など、デフレ期にはやってはいけない政策を声高に叫びます。私が用意しました財務省の外国格付け会社宛の意見書を見ていただくと、その中に書いてあります。日米など先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられないと書いてありますし、下のほうを見れば、ハイパーインフレの懸念はゼロに等しいと、財務省のホームページにうたっています。これが事実です。そして、先ほども触れましたが、このまま借金が増えればギリシャみたいに破綻するなどと言いますが、ギリシャはユーロ建てであります。自国通貨型ではないんです。だから破綻したわけです。自国通貨建ての日本が破たんする可能性はゼロに等しいわけです。この事実を踏まえれば、消費増税という経済政策は間違っているということです。なぜか、GDPの55%から60%は個人消費が占めているからです。要は、景気をよくするには個人消費をどんどん喚起しなければいけないのに、その逆をやっているのが今の政府です。2014年に消費税を3%増税しただけで8兆円の個人消費が落ち込んだわけです。だれかの消費は回り回ってだれかの所得になる。当たり前のことです。だれかの消費はだれかの所得、ですが、将来に不安があれば、だれもお金を使いません。それどころか政府の間違った政策で生活が困窮した人たちがたくさんいる状態で、消費が冷え込むのは当たり前です。当然、個人消費が冷え込めば民間投資も冷え込み、世の中にお金が回らない状態が続きます。その中で、あえて消費増税を10月に行いました。これでは不景気に拍車がかかるのは当たり前ではないでしょうか。その逆に、消費税増税された分下がっている税金もあります。それは法人税、所得税です。また、消費税増税された分すべてが社会保障に回されているのであれば納得できますが、実際には増税の約17%しか社会保障費には回されていないわけです。残りはほとんどが減税された所得税、法人税の穴埋めです。経団連の言いなりの安倍政権になって4兆円もの社会保障費が削られています。今後も1兆円以上の社会保障が削られていきます。その結果、今、日本では7人に1人の子どもが貧困、5人に1人の高齢者が貧困、1人暮らしの女性3人に1人が貧困という悲惨な状況です。厚生労働省の国民生活基礎調査、最新ではないですが、生活が苦しいという世帯、全世帯のうち57.7%、シングルマザーでは82%が生活が苦しいと答えています。消費税は逆累進性が高く、所得の低い人ほど生活が

苦しくなります。それだけではなく、消費税で首が締まっている中小、小規模事業者はいつ倒産や廃業してもおかしくありません。本当にこれから悲惨な状況が始まるのではないかと、私は懸念しています。今、この国がやっているのは、皆さんへのDV行為、殴られても気づかない、いや、愛があるから。いや、残念ながら、皆さんがこの国を愛しているほどこの国の政府は皆さんのことを愛してはません。もうすでに安倍政権は消費税10%導入で衰退途上国の入り口というパンドラの箱を開けてしまいました。これらのことを踏まえ、貧困や格差の拡大を生む逆累進性の高い消費税増税により、本町の財政状況に与える影響は大きいと思いますが、現状と町民負担軽減策をお聞きいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員のご質問にお答えしたいと思います。

令和元年の10月1日より消費税が8%から10%へ引き上げられ、それと同時に軽減税率導入など、様々な政策も開始されたところでございますが、この消費税増税における町の影響について、まず財政面においては、収入の地方消費税交付金、あるいは法人町民税などの影響が考えられるところではございます。

また、町内事業所の経済活動への影響につきましても、軽減税率導入などにより、業種によって影響は様々であると認識しております。

いずれにつきましても、制度開始から日が浅く、今後の影響も変化していくものと思われまので、引き続き、注視していくことが必要かと考えております。

担当よりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 私のほうからは、消費税増税における町の財政状況への影響につきましてご説明をいたします。

町の財政状況に係る影響でまず考えられますものといしましては、歳入におきましては、地方消費税交付金の増が考えられるところです。こちらにつきましては、国税として納められた消費税10%のうち、一定割合について、県や市町村へ配分されるものでございますけれども、当然、消費税率の引き上げに伴い、今後は増収を見込んでおるところです。しかしながら、消費税の引き上げに係る増収分につきましては、幼児保育無償化に係る地方負担をはじめとする、社会保障関連施策に充てるよう、国からの通達もございますので、その用途につきましてある程度制限がされるものとなっております。

次に、町税でありますけれども、法人町民税の影響が挙げられますけれども、ただ、法人町民税につきましては、それぞれの事業所の収益によって左右される面がございますので、今年度につきましては、制度開始の時期、あるいは軽減税率導入などを考慮しますと、大きな影響はないものと見込んでおるところでございます。また、翌年以降につきましては、収益が落ち込んだ事業所はその分減収となることとなりますけれども、社会全体の経済活動の影響や、法人町民税の税率改正の影響もございますので、消費税増税に係る影響については、一概に減収・増収といった判断を行うことは、現時点ではですね、難しいものだと思っております。

いずれにつきましても、先ほど町長から答弁がありましたように、財政面への影響につきましても不透明な部分もございますので、全体的に注視をしていくことが必要であるというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 山部議員の質問のうち、町内事業所の影響についてご説明いたします。

内閣府の景気調査、九州版や各種経済誌などによりますと、宝飾品や家電などの高額商品については9月までの駆け込み需要による反動減が大きいものの、食料品などは軽減税率適用やポイント還元制度により、影響は限られたとの見解も見られます。

そこで、本町の影響を確認するために商工会、またホテル連絡会へ聞き取り調査を行いました。この結果、食料品・宿泊・衣料・不動産等で影響は少なく、飲食業は微減、家電販売業は駆け込み需要によりかなりの売上減と、業種により様々となっている状況でございます。いずれの業種につきましても経費や物流コストは大半が10%課税となっておりますので、キャッシュフローは悪化しているとの声も聞かれました。

このほか、台風や長雨等の自然災害、米中や日韓の貿易摩擦、人手不足、それから、本町が顕著でございますが、新規店舗の出店など、様々な要因もございまして、消費税増税に限定した影響については分析が難しい状況となっております。

今後も商工会やホテル連絡会などの団体と連絡を密にとりまして動向を注視したいと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） まだ消費税増税が始まって数カ月ですので、悪化は限定的だと思いますが、消費税増税、そして、日韓関係の悪化により、九州経済へ深刻な悪影響があると思われるし、もう九州経済では、そのもう悪化していますので、やはり旅行業とかですね、輸送系は相当な悪化しております。熊本県のGDPも震災以降、今年すでにピークアウトした可能性が高いですから、今後、消費税増税、日韓関係の悪化に伴い、熊本経済の悪化も懸念されます。当然そうなると、大津町の経済も悪化するのではないのでしょうか。ですから、前も質問いたしましたけど、やっぱり地場産業の空洞化だけは避けたいいけないと思っておりますので、隣の町や市、菊陽町、合志市では、中小・小規模企業振興基本条例を制定しています。今後、消費増税の影響に伴う景気悪化がもう予測じゃなくて、多分きますので、本町でも基本条例の制定を急ぐべきではないかと思っておりますので、その点について伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 山部議員の再質問についてご説明いたします。

中小企業地域振興基本条例につきましては、中小企業基本法に基づきまして、中小企業の健全で持続的な発展を図ることを目的に、振興に関する基本理念と方針を明示しまして、国、自治体、事業者住民などの役割等を定めるものでございます。県内では、6月の時点では8市2町と申しましたが、8市3町が制定している状況でございます。

市町村条例の制定におきましては、中小企業の振興、施策を審議する活性化会議を設置しております。これが施策反映への機能が十分でない自治体が非常に多いということで、県のほうに確認をしているところでございます。まずは、この体制づくりが非常に肝要であるという県の見解もございました。このような状況を踏まえまして、条例の制定につきましては、他の自治体のそういう課題、または効果を再度精査するとともに、農林業団体や企業連絡会、商工会等のご意見も、ご提案も受けながら、さらに調査・研究を進めたいというところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） えっとですね、今の話聞いてますと、何ですかね、隣の菊陽町とか合志市がやっていて、菊陽町、まあ地の利もあると思いますけど、財政力指数は0.967、ものすごく良い状況にあると思います。で、周りがやって良い条例なのに、なぜそんな躊躇する必要があるのかなと思いますので、ちょっと納得がないかないので、もしよければ町長に同じ質問を、よろしいでしょうか。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 条例策定については、菊陽、合志作成しておるという話でございますけれども、大津町におきましては、今、設置委員をつくっておると聞いておりますが、商工会、中小企業関連につきましての振興は、今、商工会関係でしっかりと取り組んでおるし、また、企業誘致、あるいは企業連絡協議会関係等も大津町は密に連携をとっておりますので、その辺の皆さんと相談しながら必要であるかどうかというようなことも今後検討しながら前へ進めていければなというふうに考えております。

○2番（山部良二君） 以上で終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時5分より再開します。

午後1時55分 休憩

△

午後2時05分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 皆様、こんにちは。傍聴の皆様も年末のお忙しいところお越しくださりまして誠にありがとうございます。

それでは、お許しをいただきましたので、議席番号4番、金田英樹が一般質問いたします。今回は、通告書に記載の3点について伺います。

それでは、早速、最初の質問を行います。

近年、大津町では、校区や区を基盤にしたコミュニティを再生、活性化するべく地区担当職員も参画しながら、まちづくりの座談会、実践、そして先日は事例発表会まで実施され、各地域で実際に素晴らしい取り組みが多数生まれております。これからの共助・協働が不可欠となるまちづくりにおいて、本当によい取り組みだと感じております。区長をはじめとした地域職員の皆様とともに苦労も多い



ことと思いますが、今後もぜひ発展的に継続していただきたいと考えております。

一方で、今回の表題にある多様なつながりの場とは、そうした校区や区、組などの地域を超えた趣味や興味、関心の輪でつながることのできる公民館講座等をはじめとした、多様な学びや文化、スポーツを通じた交流の場を指しております。質問全体の要旨としては、最も基礎的な自治会などの地元コミュニティは、当然に大切にしながら、さらにそうした地域を超えた趣味や興味、関心による緩やかなつながりを生んでいく場を町として増やしていくべきではないかというものです。

当該質問に至る背景は2点あります。1点目は、町の人口は3万5千人を突破し、これまで大津町にゆかりのなかった住民も年々多くなり、それに伴い、地域との関係が希薄な層も増加傾向にあります。また、様々な自由によって、地域コミュニティに馴染めない方々もおられます。そうした方々にも町や住民との多様な結節点を提供し、この地でより一層充実した生活を送っていただきながら、さらに、町への愛着を深めてもらうことが共助・協働のまちづくりにおいても重要だと考えております。

2点目は、いわゆる新住民、旧住民に関わらずに、人生100年時代を迎えて、定年した元気な高齢者の方が増えております。そうした視点で見ても、生涯学習やボランティア、運動を通じた学びや楽しみの場の充実、そこで生まれる交流や外出の増加は、日々の暮らしの一層の充実や健康にもつながるものだと考えております。

繰り返しになりますが、最も基礎的なつながりである自治会などの地元コミュニティは大切にしながら、さらに、趣味などでつながったコミュニティづくりをあわせて推進し、受け皿を重層的に張り巡らす発想が必要だと考えております。

町に様々なコミュニティが増えることで、地域を超えた一つのつながりが新たなつながりを生み、結果として、地元のコミュニティへの参画、あるいはさらに多様な地域活動への入り口になることも期待できます。また、町に多様なつながり、コミュニティが増えれば食事やお茶、懇親会などの機会も増え、町の活気、あるいは経済的な面での活性化にもつながると考えております。

以上を踏まえ、次の4つの項目について、町の考えを伺います。

1点目、担当してくださる講師や実施可能な場所の問題もありますが、現在の公民館講座をはじめとした講座は、平日日中の提供が多く、参加できる層は限られております。また、内容に関しても限定的です。この点について、潜在健在ニーズの調査、新たな講師の積極的な募集等も行いながら、場のさらなる充実を図る考えはないかを伺います。

2点目、講座の周知、募集は、主に生涯学習情報誌を通じて行われていますが、自主講座への移行済みの講座などは積極的な情報提供が行われておりません。また、公民館講座以外にもスポーツやボランティア活動を行っている団体は町内に多数あり、新規の仲間や会員を求めている団体も少なくありません。したがって、町が提供している講座及び自主講座への移行済みの講座、さらには、町内の諸活動も一覧できるインターネット上のページ、プラットフォームを町のホームページに作成する考えはないかを伺います。スマートフォンの利用者も増えているので、QRコードを活用することで生涯学習情報誌のページの制約なども解消できると思っております。

3点目、興味や関心はあるものの、公民館講座などに敷居の高さを感じている層も少なからずいる

と感じております。したがって、広報誌で特集するなど、周知、PRを行う考えはないか伺います。

4点目、自主講座へ移行した公民館講座やスポーツ団体、ボランティア団体など、既存コミュニティの支援のあり方を町としてどのように考え、実践、実施しているか伺います。

以上、町長及び教育長の答弁を求めます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員がおっしゃるように、町中心部をはじめ、地域コミュニティが全体的に希薄になっているのは確かなことでございます。

今後、ますます高齢化が進む中で、豊かな人生を送っていただくために、ボランティアや地域活動、また、趣味を通じて生涯学習などで頑張っていただき、元気に暮らしていくことができないかと、私も思っております。

町では、参加の場づくり、地域コミュニティ活動への支援としまして、地域住民が顔の見える関係を築いて、住民自らが取り組む地域づくり活動に対して支援をする地域づくり活動支援事業を継続して進めてまいりました。

地域によっては、夏祭りや収穫祭、地域の伝統の継承など行事が定着し、地域コミュニティの場ともなっております。

また、地域づくりや趣味を通じたコミュニティの核となる人材の育成や支援のため、昨年度から地域人材育成事業補助金を創設し、人材の発掘、育成に努めてきたところでございます。

さらに、地域コミュニティ組織の相談窓口として、総務課内にまちづくり推進室を設置し、各地域や各組織の支援を行っているところでもあります。

今後につきましても、地域コミュニティをはじめ、趣味などを通じたコミュニティ組織などの支援についてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

4点、項目については、詳しくは担当のほうからご説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 金田議員の多様な繋がりの方の創出についての質問にお答えいたします。

町が開催する生涯学習講座等に参加する多くの町民の方々は、その中で自らの興味や関心に基づく学びや教養を高めておられることと思います。講座等に参加された方々が、その学びの成果を個人単位で止めることなく、さらに地域に生かし、還元していただくことができれば、それは地域の人材育成や絆づくり、さらには地域づくりにもつながるものと考えます。

議員ご指摘のように、地域コミュニティはこれからのまちづくりに大きな影響を与えるものであります。生涯学習講座等において様々な立場の町民の皆様が学び合い、繋がり合うことは、今後の共助・協働のまちづくりにもつながっていくものと考えます。

町としましても、生涯学習講座の内容の充実や多くの方々が参加できる、また参加しやすい環境づくり、加えまして、様々な情報の発信についても関係課と協議しながら進めていきたいと考えております。

具体的な内容につきましては、担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ご説明いたします。

最初のご質問の生涯学習講座等の“場”の更なる充実についてでございます。現在、町では、町民の多様なニーズに応えるために、公共施設等において、開催曜日や時間等に配慮しながら生涯学習講座等を開催しているところでございます。

開設にあたりましては、多くの方が参加したくなるような講座を開設できるように取り組んでいるところではございますが、講師の確保等に課題があり、増設が難しい状況もございます。

今後、新たな講座の開設も含めて、アンケート調査等を実施しまして、ニーズの把握を行うとともに、近隣の市町とも情報交換しながら生涯学習講座等の充実に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の自主講座移行分や町の諸団体等も含めたHPによる情報提供についてでございますけれども、生涯学習講座開設のお知らせにつきましては、毎月発行しております生涯学習情報誌や町ホームページに随時、開設情報を掲載しているところでございます。ただ、十分に周知できていない状況はあるかと思えます。今後は、より多くの住民の方々や諸団体等に周知できるような情報提供の環境整備、基盤づくりを工夫しながら進めていきたいと考えております。

次に、3点目の町広報紙での特集などを通したさらなるPRについてでございます。現在のところ、広報おおづには、生涯学習講座等についての特集を組んだ情報提供については行っておりません。現在、毎月発行しております生涯学習情報誌において、公民館講座等についてのお知らせは行っているところでございますが、今後、自主グループの紹介や特集記事の掲載やおおづ広報による情報提供とあわせまして、関係課とも協議を進めていきたいと考えております。

次に、4点目の既存コミュニティへの支援ということでございますけれども、現在、町では公民館主催講座から自主講座に移行したサークルやグループにつきましては、移行後、6カ月間公民館使用料を免除するなど、サークルやグループ受講生の生きがいを続けていくための支援を行っております。また、スポーツ団体への支援につきましては、町体育協会などのスポーツ団体や各小学校区単位で活動されているスポーツ振興会への助成や支援を行い、スポーツ振興や環境づくりを支援しているところでございます。

町内には、ほかにも各種サークルや団体、数多くございますけれども、他の諸団体も含めまして、どのような支援が今後できるのか、先進自治体あたりの情報も招集しながら研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質問いたします。

この①から④までで4点質問いたします。

まず、1点目の生涯学習講座等の場の更なる充実というところで、先ほど講師等もなかなか見つからないという状況は、私も以前も伺っておりました。ただ、例えばですね、私も何度かご相談されて、講師をしたいという話ですね。窓口に行っていたいたんですけれども、これ数年前の話なので、今は

わからないんですけども、例えば、お花を教えたいというときに、ほかのお花の講座、ちょうど時間は違うんですけど、開催されていて、ちょっと重なるのでという形で、ちょっと渋られたというか、そういったこともあったようなんですね。例えば、そのように講師の方がいらっしゃって、うまくマッチングできないということも中にはあるのではないかなと思っておりますので、そういった一つ一つを活かしていくというところを心がけていただきたいなと感じているところです。

また、この教えるレベル感についてもですね、町としても講師料を多少払っておりますので、何でもというわけにはいかないと思うんですけども、やはり町の中には、何かを教えたいとかいう方も結構私が話す中でもいらっしゃって、実際に自分たちでフェイスブック等で開いている方もいらっしゃいます。そうした方々をうまく巻き込んで、町の講座の中でより幅広く人を募集して、呼んでいただく、どんどん活動することでこの講師というのも少しずつ増やしていけるのではないかなと思っております。時間に関しましては、やはりですね、メニューを見ると、平日の日中のものが多くなっております。例えば、結婚等で嫁いで来られて、ここに来た女性の方とか、あるいは男性の方が夜6時とか7時とかに何かしようと思うとき、なかなか該当するような講座が見つからないという話も何件か私も伺っておりますので、そういった切り口からも考えられないかというところを少しご答弁いただきたいと思います。

2点目のですね、諸団体や自主講座分等のホームページでの公開情報提供なんですけど、明確な答弁いただけませんでしたけども、やはりですね、この生涯学習情報誌、見る方も見ない方もいらっしゃいます。ただインターネット等で提供していただきますと、例えば、私もフェイスブック等でシェア、共有していくこともできますし、その情報の広がり方が一つは違うと思っております。その情報の鮮度、新しさという面でも違いますし、ぜひプラットホームは前向きに考えていただきたいなと考えております。また、行政だとどうしても縦割りになるので、その生涯学習講座と、例えば、ボランティア団体とか、もちろん主催も主体も違うので別に考えがちなんですけども、その住民視点、ユーザー視点で見て行くと、例えば、何かを学びたいとか、何かとつながりたいとか、何かを貢献したいという人っていうのは、それが公民館講座であろうが、ボランティア団体であろうが、スポーツであろうが、あまり関係はないんですね。そういった意味で、縦割りのものを住民側が一覧一望して見れるというプラットホームというのは、ぜひそのまた総務部署になるかもしれないんですけども、相談しながら考えていただきたいと思いますので、その点についてもご答弁いただきたいと思います。

3点目の広報などを通したPRは、このままなんですけど、やはり敷居高い差を感じている方がいらっしゃいますので、そういうものではないんだよと、楽しいものなんだよ、行きやすいものなんだよということを雰囲気を伝わるようなものをぜひ考えていただきたいと思います。

これは答弁は不要でございます。ですので、1番と2番について、時間もありますので、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 金田議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目が講師の方との事務局との話の中にうまくできてなかったという話がありましたけ

ども、当然、開設する講座、人数当たりもありますし、講師の方がどんな部分で講師できるのかという部分もございますけども、そういった部分も先ほど言いましたように、アンケート調査なりをですね、行って、どういった希望があるのかどうか。あわせて、講師の方についてもですね、いろんな情報収集しながら、そこら辺はできるだけ町もできるような形でですね、心がけていきたいというふうに思います。

それから、平日の日中が少ないという話がありました。今年度でございますけども、公民館の講座、11月末現在で72講座を開設しております。その中で、夜間が16講座で22%ぐらいですね、土、日、祝日が12講座16.7%、あわせて平日の昼間以外が28講座ということで39%ぐらいが平日の昼間以外に行っております。こちらにつきましても、要望あたりですね、若い方ができない部分等はございますので、そういうところも踏まえて、できるだけ夕方の時間、お休みの日あたりも含めて前向きに検討したいというふうに思います。

あと、ホームページあたりでの情報発信あたりにつきましても、先ほど話がありましたように、教育委員会部局だけではなかなかですね、限られた部分ございますので、生涯学習なり、スポーツのほうとあわせまして総務部局のほうともですね、しっかり協議をしながら情報発信できるようにですね、進めていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質問いたします。

最初の講師の方に関しましては、例えば、その広報誌等で講師をやってみませんかみたいな講師を募集するようなPR、告知の仕方も検討されてもいいのではないかなと思いましたが、いかがでしょうかというのが1点目で、2点目の質問ですが、先ほど72講座とおっしゃいましたけど、やはり生涯学習講座の情報誌だけですと、その時載せられるの恐らく多分10前後だと思うんですね。でも、実際はその裏で何講座も、募集してる期間、してない期間あると思うんですけども、そういった面でもぜひそのホームページの掲載、諸団体とのリンクもあわせたものをですね、検討していただきたくて、こちらおそらく多分町長所管じゃないと答弁できないと思いますので、通告書に記載のとおりですので、そちらからご答弁いただければと思います。

ですので、1問ずつですね。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質問にお答えいたします。

講師のほうの募集ということでございますけども、以前はですね、講師の募集あたり行った経緯はございますけども、こししばらくちょっと行っておりませんので、改めてですね、そういった講座の講師の募集については、広報誌あたりを通じてさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 質問の中で、地域コミュニティを基本としながらいろんな趣味の講座を含

めているような重層的にですね、いろんなメニューがあって、その中から町民の方に選んでいただくというようなご質問だったかと思います。その中で、どういったことでやっていく、先ほど総務と連携していくという話がありましたけども、先ほどおっしゃいました公民館講座、あるいはボランティア、スポーツ団体、それぞれ縦割りということじゃなくて、それを横軸でどう通していくかということですので、今、実際に活動されている団体の皆さん方ですね、十分話し合いをしながら、どういう形のものがいいかというのをづくりあげていきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4 番（金田英樹君） 最初にお話したとおり、今、この地域でやられている取り組みはものすごく良い取り組みだと私も思っております。ただ、今、コミュニティ、なかなか今のやり方では入り込めない方がいたりだとか、あるいは、集合住宅に住まわれている方がおられたりだとか、さらには、人生100年時代で元気な高齢者が増える中で、この公民館講座をはじめとした対話のつながりの場というのは非常に大事だと思っておりますので、ぜひ推進していただければと思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。

電子版地域通貨導入による地域活性及び税収増に関する質問です。

まず、地域通貨とは、限られた特定の地域内だけで利用できる通過のことで、ここでは大津町内の店舗等で限定して使うことのできる地域通貨を想定しています。また、電子版とは、追加入金も可能なスマートフォンやカードを用いた電子決済通貨を指しております。詳しくはこちら、すみません、特定業者さんが出しているものなんですけども、チーカとありますが、いろんな会社さんがありますけども、こういったスマートフォンだとか、カードでそのポイントを、お金をチャージして、それでかざしたりして支払いができるというものになっております。

まずですね、この質問に至る起点としては、本町の状況を俯瞰した際、先ほど話したように、集合住宅や企業が増加し、単身赴任等で住民票が大津町にない方も多い現状において、そうした方々にいかに大津町に納税していただくかというところにあります。住民票が本町にない方に関しては、住民票を移していただくのが原則かもしれませんが、本住所で生活する家族との関係性、利便性の面から実際には移されていない方も多く、また、法的にも居住が1年未満の場合や頻繁に家族のもとへ帰っている場合などは異動の義務もないため、町として推進していくのはなかなか難しいところもあると考えております。したがって、ふるさと納税の返礼品に電子感謝券というものを設け、単身赴任等の方々にとっては、自らの居住地で使える地域通貨を発行することで、町の税収を増やし、納税者にもメリットがあり、さらに、地域の飲食店や商店も潤う仕組みをつくることできないかと考えております。例えば、ふるさと納税10万円寄附いただいた方には3万円分のこの大津町で使える地域通貨を発行する。そうすると、町に対する納税というか、寄附額が増加しまして、実際に寄附された方も3万円分の還元が受けれて、その3万円はもう自動的に町内の飲食店や店舗等で使われるという仕組みでございます。特に、ふるさと納税は、本年6月の規制強化によって、返礼品の還元率上限が30%までと義務づけられました。これまでは50%を超えるような還元商品を設定している一部特定の市町村へ寄附が集中する状況でしたが、同じ30%の還元率で、かつ、住み暮らす地域で使える通

過が返礼品であれば、ふるさと納税の寄附先として、大津町に大きな比較優位があると考えております。実際に規制強化後は、一極集中が解消された結果、多くの自治体でふるさと納税の額が増えていると報道されておりました。今、この機会、チャンスだと思っております。もちろん地域通貨を返礼品とすることには、一定の制約もありますが、ほかの市町村の事例をみる限りでは、飲食店や地域産品を多く扱う商店などを対象とすることは可能であると考えております。また、企業城下町でもある大津町には、他の市町村からの多くの通勤者がおられます。そうした関係人口、交流人口の層にも大津町へふるさと納税を行っていただくことで、同じく、町、納税者、地域の3者が潤う仕組みが構築できます。広報の手段としましては、大津町の強みの一つでもある企業連絡協議会の会員企業の皆様などにご協力いただくことで、より、効率的、効果的な周知・勧奨ができると考えております。もちろん、故郷が大津町である方などの大津町を定期、不定期に訪れている方々など、より広い交流関係人口層の皆様にも同様の仕組みで納税していただく、寄附していただくことが可能でございます。また、大津町が地域活動や健康づくりなどに対して、住民に対して発行、付与している水水ポイントは、長年なかなか普及が進んでいない状況にあります。この地域通貨の基盤を統一することでポイント自体の魅力を向上させることができるのではないかと考えております。ポイントの魅力が向上することで地域活動や健康づくりを促すインセンティブの向上が期待でき、さらに、地域経済の活性も望めると考えております。さらに、国主導のマイナポイントが話題に上っていますが、電子版の地域通貨はマイナポイントの導入の受け皿としても注目されております。整理しますと、今回の電子版地域通貨の主な導入目的、用途としては、優先度順に、①ふるさと納税増加による徴税収入向上と寄附者への還元、②地域通貨流通及び関係人口拡大・深化による町内経済の活性化、③現行の「水水ポイント」の機能強化と基盤一元化、④国主導のマイナポイント導入に向けた受け皿づくりの4点です。そして、これらはすべて、先ほどご紹介したような統一基盤、一連の流れで実現可能であり、最小の経費・負担で大きな効果が期待できると考えております。

以上を踏まえ、次の2つの項目について、町長の考えを伺います。

1点目、ふるさと納税の返礼品メニューに電子版地域通貨（電子感謝券）を加え、企業連絡協議会等のネットワークを通して単身赴任者や通勤者、さらに、その他の様々なつながりを駆使して多くの交流・関係人口層を対象に広報をすることで、税収を増やしながら地域経済を活性化させる取り組みを行う考えはないか伺います。

2点目、活用・認知度が伸び悩む町独自の「水水ポイント」の代替として、統一規格の地域通貨を導入する考えはないか伺います。

以上、町長の答弁を求めます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員のふるさと納税につきまして、特に熊本地震以後増え続けておりますが、ふるさと納税額を増やすためには、議員ご提案のとおり、町外に住民票がある単身赴任者や町外からの通勤者向けにPRすることは有効な手段と考えます。企業連絡協議会などでPRを進めて今後いきたいと思っております。しかし、この電子感謝券は、スマートフォンやパソコンで自治体へ寄附し、

寄附額の3割が電子感謝券として即時付与され、自治体内の加盟店等で買い物、食事などできる仕組みになっているようでございます。電子感謝券の仕組みを考えますと、町外に住民票がある単身赴任者や町外からの通勤者にとっては、取り組みやすい方法ではないかと考えています。ふるさと納税による寄附を多く集めるためには、ほかにもいろいろな方法が考えられますので、継続して研究を進め、費用対効果が高いものから導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、「水水ポイント」の代替えとしての地域通貨導入については、費用対効果の面とあわせて、町内の店舗事業者の協力も必要になります。また、現時点で「水水」を利用しているのは個人での取り組みもありますが、団体への寄附をされる方も多く、それぞれの団体が活動を行う際の財源としても、現在、現状であります。今後、「水水」の制度自体をどのような方向で推進していくかも踏まえ、検討していきたいと考えております。

細部については、担当部長からご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） ふるさと納税の返礼品につきましては、過度な返礼品競争が激化したことから、平成31年度の地方税制改正により、寄附額に対する返礼品割合を3割以下にすることと、返礼品が地域で生産、製造、販売されている特産品であることなど、一定のルールが設定され、そのルールに基づいた運用の範囲内で各自治体が工夫をしながら商品開拓をしているところであります。

議員ご提案の返礼品に電子版地域通貨、いわゆる電子感謝券も含めてですけれども、それを付与することにつきましては、ふるさと納税専用サイトに一つあります、ふるさとチョイスを活用している全国の自治体の中で、33の自治体が導入をされているというふうに聞いております。その内容につきましては、寄附者に専用アプリをダウンロードしていただいた上で、ポイントを付与して、そのポイントの使い道については、総務省のルールに基づいて、自治体内の加盟店での宿泊、あるいは食事、観光施設等での支払いに限定した仕組みになっております。町内で導入する場合には、町内の飲食店、あるいはビジネスホテル等での利用等が考えられるんじゃないかなと思っています。導入する際には、電子決済事業への加盟の手続きであったり、あるいは、決済手続き用の機器等を準備していただくなど、事業者側の協力も必要となってまいります。

まずは、導入自治体ですね、状況、あるいは町内事業者の意向などですね、情報収集に努めながら、今後の導入に向けての参考としたいというふうに思っております。

ふるさと納税ですね、寄附額増加のためには、返礼品の数を増やすことや、町が契約しております「さとふる」以外のふるさと納税専用サイトとの契約によって寄附受付の窓口を増やすことなど、ほかにもいろんなことが考えられると思っています。その中で、議員ご提案のとおり、企業連絡協議会のほうですね、団体をとおして、町外からの通勤者、あるいは単身赴任者などにPRすることなども当然有効なことだというふうに考えております。

次に、「水水ポイント」の代替えとしての地域通貨導入についてですけれども、町の地域通貨「水水」は、平成16年にミニ特区事業として導入したのが始まりで、平成19年度から現在の地域づく



り活動支援事業として実施しております。地域での美化活動や、あるいは交通安全運動、健康増進活動など行った場合にポイントを付与し、貯めたポイントはごみ袋の購入、あるいは、町施設の使用料、登録団体への寄附に使用をすることができます。現在では、主に登録団体への寄附が主流になっておりまして、団体の活動財源として利用されております。

議員ご提案の「水水」ポイントの電子版地域通貨として付与すれば確かに個人ですね、参加者は増えることが予想されますけれども、導入にあたって、先ほどのふるさと納税とあわせてですね、事業者からの協力も出てきますので、町としては、地域通貨「水水」の今後の方向性あたりを検討する中でですね、あわせて検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質問いたします。

最初に話したとおり、この提案の起点としては、やはり住民票のない方、ただ、それでも住んでいらっしゃる方が特に大津町は多い状況ですので、そうした方にぜひ納税寄附していただきたいという思いがまずありました。かつ、大津町は企業城下町で、通勤者の方もものすごく多いと。ただ、このふるさと納税って、あまり町がPRしすぎてしまうと、住民の方がほかにどんどんふるさと納税してしまいますので、なかなか難しいところであると思っておりますけれども、ふるさと納税はですね、特に、先ほど話したとおり、今制度が変わってもものすごいチャンスであると思っております。現在、自治体が1千500、800ぐらいでしたっけ、の中で1億円超えている自治体が600以上あるんですね。で、西原村も1億数千万円入ってて、大津町はずっと数百万円が続いて、最近段々1千万円、2千万円と増えている状況であります。まだまだ地盤はあるはずなのに伸びていない状況ですので、この電子版の地域通貨等も活用しながら、ぜひ取り組んでいただきたいのですけれども、その検討しますという、具体的にどういった形で、どういったスケジュール感で考えていらっしゃるか、なかなか難しいと思うんですけども、今がキーですので、その悠長なこと言っているとほかがどんどん先行ってしまいますので、その答弁をいただきたいと思っております。

同じく、「水水ポイント」に関しましても、同僚議員も何度も何度もこれに関しては提案、提言、質問をしているところで検討しますというところで進んできています。その間、例えば、健康づくり等でも取り組みを加えて改善というか、変更も行っていますけれども、それでもなかなか進めない状況です。もちろんこの「水水ポイント」に関しては、そのお金の循環だけではなく、健康づくり、地域づくり、団体支援、いろんな意味もありますので、すぐすぐ統合だとか、かえるとは思っていませんけれども、こちらに関しても今度どのような形で進めていくのか、ある程度のスケジュール感も含めてぜひご答弁いただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 再質問にお答えいたします。

全体的にですね、今後どういうふうな形で検討すると言ったんだけど、具体的に進めていくのかというご質問だと思います。

確かに、ふるさと納税でですね、税収増という観点から言いますと、いろんなそのやり方でですね、

間口を広げて、いろんな方法でやるということは大事なことだと思っています。その一つとしてですね、今回、議員がご提案されたように、一つのポイントとしてやっていくというような電子版のご提案だと思います。確かに、2020年度からですね、マイナンバーを使うことによってキャッシュレスにして、そして、それがポイントとして付くという、マイナポイントの時代がやっていますので、そういったことも含めて、ある程度そういったことについては、検討する必要があると思っています。まず、先ほど町長の答弁もございましたように、企業連絡協議会がございまして、そちらのほうとですね、しっかりちょっと話をさせていただいて、どういった取り組みがやりやすいのかということもですね、含めて検討させていただくならばというふうに思っています。

それから、後ですね、全国初の取り組みとして、埼玉県深谷市が多分最初にこの電子券を取り組みされてますので、もう少しその辺をですね、どういった今取り組みされて、どういった効果があるのか、その辺りの検証をですね、まずはさせていただきたいと思っております。

それから、「水水」につきましては、「水水」のですね、制度そのものについてももう少ししっかりこの確立しないといけないと思いますけども、その辺の課題もありますし、もう一方では、ふるさと納税の中にですね、そういった電子版のポイント制のですね、電子版ができたならば、当然そのまま「水水」のほうにシフトできると思いますので、まずは、ふるさと納税の中で、そういった地域版の電子版のですね、できるかどうかについて、先進事例、あるいは企業連絡協議会ですね、あたりとも十分相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 答弁いただきましたけども、この企業連絡協議会等との相談というのは、恐らくそのPRとか、広報にご協力いただけるかということと、そのコンテンツとして地域通貨使う、使わないは、どちらかというところ、こちらのマターですので、こちらのほうでしっかりと検討して、あるいは、むしろそれが従業員の福利厚生みたいな形にもつながるといって積極的にPRするくらいの熱量で望んでいただければと思っております。

今回の議会でもなかなか予算の話が出ておりますけども、例えば、ふるさと納税、今から1億円まで増やしたとして、まあ諸経費だとか、還元もありますので、実際入ってくるのは5千万円ほどかもしれないですけども、その5千万円、色の付いてない5千万円があるということは、本当に多様なことができていきますし、本当に多いところでは、上乘せしてなくても5億、10億みたいな自治体もありますので、大津町、財政、ほかの県内の自治体に比べて豊かかもしれませんけども、こういった努力も、そういったところ厳しいところ本当に本気でやっていますので、そこと同じぐらい取り組んでいただければと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

続いて、3つ目の質問に移ります。

3つ目は、増加する鳥獣への総合的かつ重層的な対策に関する質問です。

山林の開発や捕獲駆除を担う方々の減少など、様々な要因によって、イノシシをはじめ、大津町内でいわゆる害獣の目撃情報が増加しております。つい先日の防災無線やからも君メールでも、イノシシの目撃情報が増加している。イノシシやシカ等の野生動物との車両との衝突事故が発生している

という内容が立て続けに放送されていました。田畑を食い荒らすシカやイノシシの増加は、増加によって死活問題であることはもちろん、農家以外の住民にとっても人を襲うことによる直接的な被害及び日々の不安、交通事故、さらに農地の荒廃による景観、環境の悪化などの様々な事態につながる可能性をはらんでおり、決して農家だけの問題ではなく、すべての住民に影響のある問題です。当然、さらなる予算は伴いますが、国の助成等もうまく活用しながら、ICTなどの先進技術も取り入れ、1つ目、人の住まう集落に寄せ付けない、2つ目、田畑への侵入を防止する、そして3つ目、個体数そのものを減らすという3つの観点からの総合的かつ重層的な計画立てた対策が必要だと考えております。

鳥獣に関する質問や提案をするのは2、3年ほど前に続いて2回目ですけれども、今の現状を踏まえれば、鳥獣対策への予算の増額は住民の皆様からの理解も得やすい状況にあると考えております。

以上を踏まえて、次の3点について、町長の考えを伺います。

1点目、モデル地区や助成枠を設けながら、より効果、効率の高い新型の罾や電気牧柵などを試行する考えはないか伺います。

2点目、減少傾向にある駆除者への支援及び新たな駆除者の育成に向けて、免許取得や機材購入、メンテナンス、訓練などの様々なコストも踏まえた上で、各種助成や、特に報償金の見直しをする考えはないか。町独自の上乗せですね。を伺います。

3点目、広報や現地指導などを通じた無意識の餌付け解消、サルやカラスなどを含めた対処対策法、適切な牧柵設置法の普及啓発などを行う考えはないかを伺います。

以上、町長の答弁を求めます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員のご指摘のとおり、本町での有害鳥獣による農産物の被害状況は日に日に深刻さを増しております。最近は山林被害にも頻発し、農産物だけでなく、自然環境にまで被害が及んでいる状況でございます。これまでの対策としては、電気牧柵設置補助や大津町有害鳥獣捕獲隊による駆除、学校及び地域への注意喚起などを行っていますが、抜本的な解決には至っておりません。現時点での人的被害報告はありませんが、被害の未然防止のために、先進地事例を参考に対応マニュアルを作成し、周知に向けて最終的な見直しを行っている段階です。

現在、毎日のように農作物や山林被害の報告があつてますが、現在の職員体制や捕獲隊だけで対応は限界に達して、今後は、国の補助事業を活用した箱罾などの導入や、モデル地区による先端機器を用いた実証実験、ジビエなどの有効利用の調査・研究などについて、地域と一体となって取り組みたいと考えております。

また、駆除を担っていただく捕獲隊の組織強化のために、隊員の方の意見を聞き、活動支援や隊員増加に有効な方法についての予算措置も検討する必要があると考えております。

詳細について、担当よりご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 金田議員の質問に説明させていただきます。

有害鳥獣対策につきましては、捕獲、防衛・啓発を3本の柱として取り組んでおりますが、最近の被害は日々増加しているところでございます。

平成30年度の捕獲実績としましては、カラス18羽、イノシシ54頭、シカ12頭です。本年度は、11月末現在でカラス14羽、イノシシ68頭、シカ22頭で、昨年度を大きく上回る実績となっております。特に、ここ数年は農作物だけではなく、杉や檜の樹皮にも被害を及ぼすシカの捕獲頭数の増が顕著となっており、鳥獣生息数の増加が推測されます。この捕獲実績は、捕獲隊の方々の被害を最小限に抑えるという強い意志と、献身的な活動によって支えられております。これまでは、電気牧柵設置補助、捕獲隊による罠設置や、銃捕獲等に対応してきましたが、鳥獣の増加に対応が追い付かない状況となっております。電気牧柵設置では、設置方法が適切でなかったため、効果が発揮されず、鳥獣の農地進入も散見されました。

このような状況を踏まえまして、次の3つの点で対応を検討しております。

1点目は、ICTを活用した罠による実証試験でございます。繁殖力のある成獣を効率的に捕獲するため、一定の大きさの動物が罠に入ったら捕獲し、連絡がくるシステムを導入することで、見回り等の労力削減が図られます。また、赤外線センサーで野生動物を感知し、撃退する機器も省力化につながるため、実証につなげたいと考えております。

2点目は、補助事業活用と支援策の拡充です。最近は、地域ぐるみの防衛意識も数地区で芽生えつつあることから、取り組みに対し、箱罠やカラス罠の増設するための国庫補助事業を現在要望中です。支援拡充につきましては、罠免許取得者への補助制度、電気牧柵補助件数枠の拡大、捕獲隊の活動支援強化と捕獲単価の見直しを検討しております。罠免許取得補助は、申請手数料などで数万円の経費を要することから、駆除者育成の観点から取得の促進と負担軽減を図るものです。電気牧柵補助につきましては、ここ数年4月末で年間の予算が申請される状況が続いております。支援拡充について、強いご指摘がございますので、現在、被害状況と要望額を調査中です。捕獲隊の活動支援強化と捕獲単価の見直しについてですが、被害対策は駆除が最も有効な手段であることから、捕獲隊の最低限の活動コストに見合う支援策をたぐいま検討中です。

3点目は、啓発の取り組み強化です。現状の鳥獣出没時の対応は、回覧、防災無線やメールなどで周知を行っておりますが、子どもや高齢者の方でも理解しやすいように図や絵を用いて、町広報などで積極的に事前周知も図りたいと考えております。また、出没時の対応マニュアルに加え、防止策として集落説明会を開催し、餌となる作物を放置しない習慣の徹底、正しい鳥獣対策の啓発を行ってまいります。この啓発活動のために、県関係職員の研修参加を促し、職員自身のスキルアップを図り、多方面からの鳥獣対策に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 答弁を伺いまして、同僚議員がものすごく熱心に取り組んでおられますので、そういうこともあって進んでいるんじゃないかと感じながら聞いておりました。

そこで、再度質問したいこともありまして、先ほどICT関係も進めていくという話がありました

けども、どこを主体にやっていくつもりなのか。あと、捕獲隊の方なのか、モデル地域なのか、いろいろやり方あると思うんですけども、どういった主体で考えているのかと伺いたいと思います。

で、もう1点、捕獲隊の方々の話がたくさん出てきましたけども、やはり地域によっては、例えば、天草とかもなんですけども、農家の方が自分で罾を設置して、そこで報奨金の上乗せもあるので、かなり獲る人は1人で100頭以上獲って、もともと数も多いんでしょうけども、そういった地域もあります。ですので、そういった何か農家の方々が独自でも設置しやすいようなやり方だとか、報奨金のあり方というものをぜひ検討していただきたいと考えていますけども、そちらの方面からはどのようにお考えかというのを伺いたいと思います。

そのほか、電気牧柵等お金かかる取り組みなんですけども、農家の方聞くと、やはりうまく設置しておっしょるとおり、かなりその進入防げると聞いておりますので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

質問としては2点でございます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） ICTを活用したモデル実証につきましては、現在、国のほうに数地区を要望しているところでございます。そこでモデル地区を1カ所選定しまして、地区と一緒にですね、地区を中心に組みたいというふうに考えております。具体的な地区については、今後、検討していくということになります。

それから、捕獲隊のほかに自分で罾をかけられたところで、そこへの報奨金ということだったかと思えますけども、例えば、箱罾、まあくり罾もございますけども、最後の駆除といいますか、殺処分をするときには、なかなか個人では難しいところがございますので、捕獲隊の方に、やっぱり銃で依頼するという形が出てくるかと思えます。現時点では、捕獲隊の補助を中心に考えておりますが、箱罾の補助を新年度に新設も検討しておりますので、そこをあわせて、その辺も検討していきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） このイノシシとかシカだとかカラス、人間から言えば害獣なんですけども、もちろん生きておりますので、一番は本当に人里に入らないようにすることだと思うんですけど、いろんな状況等もあって、現在、町に降りてくる数も増えておりますので、ぜひ今後交通事故とか、人を襲ったりだとか、人を襲うことにより、また感染症とか、いろんなリスクもありますので、農家だけの問題ではないということも住民の方にもしっかりとわかっただけながら予算をつけて、適切な対応をしていただければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

午後2時58分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

# 令和元年第8回大津町議会定例会会議録

令和元年第8回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第4日)

令和元年12月12日(木曜日)

出席議員	1番 三宮 美香	2番 山部 良二	3番 山本 富二夫	4番 金田 英樹	5番 豊瀬 和久	6番 佐藤 真二	7番 本田 省生	8番 府内 隆博	9番 源川 貞夫	10番 大塚 龍一郎	11番 坂本 典光	12番 手嶋 靖隆	13番 永田 和彦	14番 津田 桂伸	15番 荒木 俊彦	16番 桐原 則雄
欠席議員																
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野 好一			書記 府内 淳貴												
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入 勲	副町長 田中 令児	総務部長 藤本 聖二	住民福祉部長 豊住 浩行	経済部長 田上 克也	土木部長 併任工業用水道課長 村山 龍一	総務部総務課長 選挙管理委員会書記長 坂本 光成	総務部財政課長 白石 浩範	会計管理者 兼会計課長 坂本 一正	総務部総務課主幹 伊東 正道	兼行政係長 本司 貴大	総務部財政係長 吉良 智恵美	教育係長 市原 紀幸	教育部次長 野村 宗生	農業委員会事務局長 荒牧 修二	

## 会 議 に 付 し た 事 件

諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて



議 事 日 程 (第 4 号) 令和元年 12 月 12 日 (木) 午前 10 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 10 時 00 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

#### 日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、議会会議規則第 77 条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 64 号、議案第 72 号関連、議案第 74 号の 3 件であります。

当委員会は、12 月 6 日、審議の前に、4カ所の現地調査を行い、その後、オークスプラザ 1 階の研修室 1・2 において、執行部より付託議案の説明を求めながら審議を行いました。審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見について報告いたします。

まず、議案第 64 号、大津町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

土木部下水道課におきましては、委員より、経営の基本のところ、企業の経済性を発揮すると記

載されているが、住民へのメリットなどはあるのかとの問いに、執行部より、企業会計に移行することで、住民の方に経営状況をはっきり示すことができるようになります。これまで歳入歳出という現金の出入りだけであったものが、今後、経費としての減価償却や収益としての長期前受金などを含めることで、収入に対してコストがどの程度あるのか明確にできるものと考えております、と答弁がありました。

議案第64号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第72号関連、令和元年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

農業委員会につきましては、さしたる質疑等はありませんでした。

経済部農政課におきまして、委員より、養豚農場野生動物侵入防護柵整備緊急支援事業補助金についての説明で、養豚農家が13件あるとのことだが、全件に対する予算額なのかとの問いに、執行部より、国への補助要望に対して、現時点で養豚農家全件から申請があがっているわけではありませんが、町の上乗せ補助については、全件分を予算計上しております、と答弁がありました。

意見といたしまして、一度発生してしまっただけでは取り返しがつかないことになるので、こうした補助事業がある内に、早めに養豚農家に実施を勧めたほうが良いとありました。

経済部商業観光課におきましては、さしたる質疑等はありませんでした。

土木部都市計画課におきましては、委員より、かぶとむし公園は、今までどのような管理を行っていたのかとの問いに、そして、委員より、補修が5件あるが、長寿命化での対応はできなかったのかとの問いに、執行部より、長寿命化対策では、建物や遊具などの制限があり、今回の補修については、維持管理的な要素の部分のため、長寿命化対策での事業には該当しないためと、危険性があり、緊急的に修繕するものであるため、単独事業としております。

かぶとむし公園の自然石の撤去については、現地調査等の意見を踏まえて、また、利用されている方の話も聞いて、石を残すことも視野に入れて工事していきたいと思っております、と答弁がありました。

また、委員より、町立公園施設等補修工事における財源と事業の目的について、予算の出どころの整合性が取れているのかとの問いに、執行部より、中央公園のフェンスと矢護川公園のパーゴラ、陣内の慰霊碑ブロック、昭和園の法面は地震の影響も見受けられるため、多くの町民が利用する施設でもあり、今回、緊急的で危険があってはいけないということで、熊本地震復興基金を活用して整備をさせていただきたいと思っております。

また、かぶとむし公園については、基金は充てておりません、と答弁がありました。

土木部建設課では、質疑等はありませんでした。

土木部下水道課におきましても、質疑等はありませんでした。

議案第72号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第74号、令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本補正予算につきましては、令和2年度から令和4年度までの大津町浄化センター等包括的民間委託及びマンホールポンプ管理包括的民間委託についての債務負担行為補正が計上されております。

よって、本委員会の審議におきましては、積算の詳細について説明を求め、限度額の総額について、適正化かどうかを審議をいたしました。

審議の内容につきましては、次のとおりであります。

委員より、汚泥の搬出費の積算について、専門の業者がいると思うが、見積もりは複数の業者から徴収されているのかとの問いに、執行部より、汚泥の搬出は、現在3業者にて行っており、その3業者から見積もりを徴収しております。経費につきましては、それぞれ若干の違いはありますが、ひとつの業者に引きをまとめてしまうと、万一その業者がなにかの原因によって汚泥の受け入れができない状況となった場合、汚泥の搬出ができなくなるため3社に受け入れていただいている状況であります、と答弁がありました。

意見といたしまして、固定された業者からの見積もり徴収であれば、処分費が高くなる可能性が考えられます。数社から見積もりをとることで、競争が働き、どの方法がもっとも一番良く安価であるかを検討されたのか。単価に差のある3社に汚泥の処分を搬出する理由はあるのか。少しでもコストを下げるために、一番安いところに合わせる必要があると思う、と意見がありました。

また、委員より、法改正のためということで、新たに追加されている吊り上げクレーン保守点検や、中央監視制御装置の保守点検費用が点検項目の増により倍になるとの説明があったが、必要はあるのかとの問いに、執行部より、中央監視制御装置につきましては、設置して約10年が経過し、部分的に不具合が出ている状況であることが現在の受託業者から報告が上がっております。

これまでの点検箇所数が不足しているとの指摘もありましたので、構築業者との協議も重ね、点検箇所数を増やすことによって不具合を減らしていくこととしました、と答弁がありました。

また、委員より、保守点検はパッケージとなっているものであります。点検箇所数を増やすというやり方ではなく、パッケージ単位での変更となっている。また、保守点検の費用を年間300万円程度増額してあるが、それによって修繕が減るなどのメリットがなければならない。3年間の契約の中で、保守点検とその点検によって発生する修繕費の比較などは行ったのかとの問いに、執行部より、比較は行っております。また、受託者が外注により保守点検を実施している状況であります。メーカーからの報告内容についても確認をしております、と答弁がありました。

また、委員より、マンホールポンプの管理について、修繕費とあるが、修繕が必要かどうかは分からないのではないのかとの問いに、執行部より、マンホールポンプの修繕費については、オーバーホールの意味で使用しております。オーバーホールに係る経費については、機器台帳がありますので、その年次計画に基づき計上しております、と答弁がありました。

また、委員より、保守点検の費用を増額するのではなく、更新のために貯めておいたほうが良いと思われる。保守点検をすることによって、修繕などの経費が下がらなければならないが、費用は上がっている状況である。保守点検で増額する以上、経費削減のメリットがあるのかとは考えられない。債務負担行為の上限額ということではあるが、保守点検の検査項目等、今後設計については十分に精

査願いたいとの問いに、執行部より、今回の債務負担行為補正の2件の追加についてですが、次年度からの委託については、これまで以上の項目が計上されておりますが、今後、さらに詳細を確認しまして、できるだけ効率の良い委託となるよう精査したいと思います。計上額は債務負担行為の上限額ということで、今後も経費削減に努めていく所存ですので、そういった理解でお認め願いたいと思います、とありました。

議案第74号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3 その他の所管事項といたしまして、肥後おおづ観光協会の運営状況報告について、経済部商業観光課よりの報告並びに質疑を行いました。

報告の要旨は次のとおりであります。

令和元年9月から11月の実績について、情報発信、そして地域イベントの連携、観光振興コンベンションなどの報告がありました。

そして、令和元年12月から令和2年3月の事業について、9月議会報告以降に確認した事業については、おおづ日曜市は1月20日と3月17日に大津中央公園で開催を予定しております。このほか、菊池川流域観光協会連携事業（菊池市、山鹿市、和水町、大津町の構成）で企画されています。各種イベントでの町PRへの参加を予定しております。12月24日には、夜のフットパスを駅周辺で行い、としね神社前の水車のライトアップやイルミネーションの点灯も行います。また、熊本市上通りのびぶれす広場でのPRにつきましましては、8から10社の参加の予定があります、と報告がありました。

また、運営につきましましては、観光協会の今後についての取り決めを行いました。本年12月から令和2年にかけて観光窓口の一本化に向けた検討会を行い、観光を地域経済につなげるための連携強化の話し合いを行っていきます。現在、観光協会の理事長が各団体との調整を行っている状況で、今後、早い段階で話し合いの場を設けられる予定です、とありました。

委員からの質疑におきましては、委員より、フェイスブックの更新件数は、アクセス数が少ないのではないかと。また、チラシ等の画素数が低すぎて詳細が見えないため、もう少し活用方法の工夫が必要ではないかと。自主財源化については、現在、実施している事業では難しいのではないかと。利益運用を考える必要があるのではないかと。観光窓口の一本化とあるが、来年度のスポーツコミッション予算はどう考えているのかとの問いに、執行部より、フェイスブック・ホームページにつきましましては、前に比べると増えてきておりますので、今後活用の仕方など指導しながら集客につながるよう進めていきたいと思っております。自主財源化でありますがお弁当のマーゲンはいただいております。宿泊については現在ありませんが、フットパスも含め、利益を生む仕組みの中に入れていく必要があると思われれます。スポーツ文化コミッションについては、いくつかの国と県の補助を照会中です。県の商品開発に使える観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金や夢チャレンジ補助金を検討しております。また、今後、農家民泊など研究していきたいと考えているため、農林水産省の農家民泊補助金も活用を考えているところであります。総務課の地方創生補助金に武道ツーリズムなどを乗せていきたいと考えております、とありました。

意見といたしまして、宿泊や観光協会を通すことにより、500円安くなるなどのメリットや全国大会など誘致した場合、観光協会ホテルを準備できますといった、観光協会の利益を生むシステムをホテルと交渉しながら進めていただきたい、とありました。

また、委員より、今後、観光協会が自立に向けた運用を行うためには、町外の方が大津町を訪れたいくなるような価値あるものを生み出す必要がある。旅行業法に基づく資格を取得し、手数料等で利益を得たり、町の目玉となるイベントなどにより、毎年大津町を訪れる人を増やすシステムを構築できるかが重要である。本年度は、商業観光課が交流センターに移動したことで1歩踏み出した感はある。今後、人を引き付ける核となるものをつくりだすため、町としても大胆な施策と予算措置の検討も必要になるのではないかと。交流人口が増え、地域にお金が回り、地域全体が潤うような取り組みを期待したいがどうかとの問いに、執行部より、観光協会の今後についてですが、スポーツや観光などに関わる団体の一本化に向けて構想が進む中、行政側の窓口も先進自治体の事例（盛岡市のスポーツ・文化・観光の窓口となる交流推進部創設など）を参考に統一化を進めていく必要があると考えております。

補助金につきましては、今後の運用の核となる優秀な人材確保の観点からも人件費に関する予算は必要と考えております。町の補助金交付基準に関する要綱では、原則、運営費・人件費は補助対象となっておりませんが、例えば、様々な補助対象団体の中でも、公益性が特に高く、交流人口の増加や地域経済への波及効果が見込めるような場合は、交付基準の改正や団体を特定した新たな交付規則の制定など、時代に応じた行政の柔軟な対応が必要だと考えております。このような状況を踏まえ、今後、関係各課との協議を進めていきたいと思っております、と答弁がありました。

以上、ご報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員会委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） ただいまから、文教厚生常任委員会に、令和元年12月5日におきまして付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第65号、66号、67号、68号、72号関連、73号、75号、76号の8件です。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告をいたします。

まず、議案第65号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本件については、以前に貸し付けを受けている方も免除の対象になること。また、返済能力がないことの立証は申請に基づき、町が行うということを確認し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、大津町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてです。

条例案第12条の火災予防に努めることについて、利用者の遵守事項が条例で明記されているのはそもそも学校施設は学校教育をするための施設であるが、社会教育法で学校教育に支障がない範囲で

利用させることができるという条件なので、最初から公共のように設置された町の体育館とは施設の性質が違ふという点を踏まえており、より管理をきちんとできるよう火災予防に努めることを明記したい、とのことでした。

電力使用料については、そもそもの体育館の照度の基準が満たされているのかを確認することと、また、LED化を早く進めることを要望しました。

討論はなく、採決の結果、議案第66号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

みんなの家について、事業採択の基準と整備面積が異なる理由の説明を確認し、また、譲渡を行った後の管理の問題については、熊本地震で壊れた公民館の代替施設であり、ほかの47の地域の公民館と同様の扱いであるとのことでした。また、今後、同じように認可地縁団体に対し譲渡など何らかの事案が発生することが想定されるため、条例改正の条文を残していく考えとの説明がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第67号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、本会議で質疑のありました、関係者相互の関係と建設が大きく遅れた理由について、委員会で事業主体の財団法人を呼び、説明を受けるべきとの意見でしたが、本条例改正の確信的な事項ではないこと。また、ルール面や時間的な面でも実現が困難と判断し、別途文書で回答することとして整理しております。

次に、議案第68号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例については、利用料の記載の仕方を形式的に変えたものであり、付属設備使用料自体は変わらないとのことで、討論はなく、採決の結果、議案第68号につきましても、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号関連、令和元年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてです。

住民福祉部福祉課関係では、質疑はありませんでした。

住民福祉部環境保全課関係では、放置自転車の廃棄処理について、廃棄の手続き、紛失や盗難等と故意に放置したものの区分ができない事情について確認し、他の市町村の先進事例を調べることや、何年か待って処分を行うのではなく、処理のフローをつくって対応することなどを要望しました。

住民福祉部住民課関係では、質疑はありませんでした。

住民福祉部介護保険課関係では、認知症対応型デイサービスの移転改築について、改修内容の過不足及び移転元であるセントラル病院のデイサービスセンターの利用状況、送迎の有無について確認がありました。

また、場所は町営西鶴団地の北側にある広い敷地の一軒家とのことも確認しております。

住民福祉部健康保険課関係では、母子保健システムの改修により、どのように事務の軽減が図られるかの確認がありました。

教育部学校教育課関係では、備品購入費、修繕費及び要保護準要保護児童生徒の入学準備金につい

て内容を確認しました。

また、学校内で遊具点検等の実施状況、屋上防水工事に關し、補助事業等の有無を確認しております。

教育部子育て支援課関係では、保育園関係で、保育園の電話代の増額は保護者からの相談対応の増加によるものであり、子どもを育てる上での発達年齢に達していないなど、子育てに対する相談や悩み、保護者の仕事についての悩みなどが多いとのことでした。固定電話から携帯電話への通話料金は高いので、携帯電話と使えば安くなるのではないかと、比較検討してほしいとの要望もありました。

幼稚園関係で、時間外手当の増額について、早出出勤の増加の事情について説明を受けました。

また、樹木伐採業務については、計画的なものであれば、次からは当初予算に計上するようとの要望もありました。

教育部生涯学習課、公民館・図書館関係では、文化振興費の試掘作業費の内容の確認があり、また、地域生涯学習施設等備品購入補助金について、今後、区を閉じるという事態も想定し、地域の公民館の解体等への適用についても検討する必要があるという意見がありました。

また、地域コミュニティ等再建支援事業費補助金について、これ地震関係ですけれども、今回の3件の後は、令和2年度の申請をもって終了予定とのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第72号關連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号、令和元年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

高額療養費が上昇しており、6千万円の増額補正は心配であると。今後も増加が継続する見込みかという問いに、今後の見込みは難しいが、直近の診療月分については、前年度並みに落ち着いているとのこと、討論はなく、採決の結果、議案第73号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号、令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

時間外勤務手当の増額補正は、虐待等の緊急対応が増加しているためだが、職員の健康状態にも配慮し、また、新たに警察OBも配置できたので、職員の負担軽減は図られているとの説明でした。

また、保険者機能強化推進交付金は、性質上、財源組替に使うのではなく、事業展開に使うべきとの意見に対し、今年度は既存の地域支援事業の保険料負担分に充当させ、結果的に余剰となった保険料を基金に積み上げるなどして、第8期から新たな保健福祉事業を実施したいと考えてるとの説明でした。

討論はなく、採決の結果、議案第75号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第76号、令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、質疑はなく、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、文教厚生常任委員会の報告を終わります。以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務常任委員会委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に、令和元年12月5日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第69号、70号、71号、72号関連の4件であります。

当委員会は、12月6日に仮庁舎2階会議室Bにおいて、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。審議経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容につきまして、その概要と結果、意見につきまして報告をいたします。

まず、議案第69号、大津町行政区嘱託員設置条例を廃止する条例についてであります。

この条例議案は、これまでいわゆる区長さんと呼ばれる行政区嘱託員が特別職の非常勤公務員扱いであったものが改正されるものです。

委員より、これまでは行政区嘱託員には報酬が支払われていたが、今後どのような収入体系となるかとの質疑に、執行部より、これまでは報酬は給与所得として取り扱ってきましたが、今後は雑所得になると思われ、取り扱いについては全国的な課題であり、現在、国税庁との協議中で、まだその結果が出ておりません、との答弁でした。

委員より、これまで公務員として守秘義務があった。今後どう個人情報保護を確保していくのかとの質疑に、執行部より、従来、各区の把握に必要であるとして、災害時要支援者名簿等を提供していました。委託契約書の中にも、個人情報の秘密保持の規定を入れる予定、さらに、特記仕様書も作成し、個人情報の取り扱いについて、厳格にお願いをしたい。また、実施機関（町）以外への個人情報提供となるので、個人情報保護審査会にも審議をお願いし、了承を得ている、との答弁でありました。

討論はなく、採決の結果、議案第69号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第70号、大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例についてであります。

特に質疑もなく、また、討論もなく、採決の結果、議案第70号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第71号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

この議案について、さしたる質疑はなく、また、討論もなく、採決の結果、議案第71号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第72号関連、令和元年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

会計課関係で、委員より、長時間の時間外勤務、いわゆる残業代が増額されるということで、メンタル面や効率の低下などへの対応はどうかという質疑に、執行部より、進捗状況を確認し、スケジュール等に沿い処理をし、支障があれば速やかに対応します、との答弁でした。

総務部総務課関係で、各地域の補助金について、人口減少や高齢化に対応すべく、広域的な地域を



対象に補助金を見直す考えはないかとの質疑に、執行部より、まちづくり懇談会の中でも、単一の行政区では人材不足等により地域コミュニティが限界にある地域もあり、今後の地域づくりを心配される声が聞かれている。これからは、例えば、校区単位の中に拠点があり、人材の相互利用が可能な仕組みも必要かと思われる。その際、現在、単一の地区に対して支出する補助金を見直して、校区等への一括交付金にすることで、地域の事情に即した自由で効果的な使い方につなげられるようなことを検討していきたい、との答弁でした。

また、議長より、防災無線の委託料について、機器も10年経過すれば更新が必要となり、今年度は聞こえにくい場合に戸別受信機の設置を行う予定だが、住民にとって聞きやすい環境を整備することも含め、今後の防災行政無線の方針はどうかと、委託料についての質疑があり、執行部より、新庁舎には新しいシステムを入れ、そこから情報発信することで検討している。現在の情報発信用の電波塔は、今後一つの子局として活用予定。今年度は今回の補正予算により、調査・実施設計を行い、来年度は施工と監理業務を行う予定であり、工事が終わり、すべての準備が整ってから、新庁舎にシステムを切り替える見込みで、別途、子局のアンプや機器の老朽化に対しては、必要に応じて更新をしていきたい、との答弁でした。

総務部総合政策課関係で、LINEを使った情報発信について質疑があり、執行部より、県内では熊本市や天草市等がすでにサービスを開始している。防災無線の情報、イベントの情報等の発信、また、メニューの画面には、大津町ホームページや防災サイトへのリンクを貼るようなことを考えている、との答弁でした。

次に、プレミアム付商品券の発行について、委員より、未だ申請をされていない、対象者の中で申請をされていない人はどのような理由かとの質疑に対し、執行部より、もう少し商品券のプレミアム率が高ければ良いとの意見が多い。また、商品券が使える店舗の問い合わせが多い。そのほかでは、申請される際に、商品券取扱い店一覧表を案内していますが、一覧表の店名がどの店かわからないというような問い合わせがあっている、との答弁でありました。

次に、総務部財政課関係では、消防車両の事故を受けて、公用車を含めて点検を行ったのかとの質疑に、執行部より、消防関係車両43台と公用車のうち高速道路を走行する7台の合計50台の緊急点検を行った。

意見として、特に緊急車両などは定期的にタイヤも含めて十分な点検を行ってほしいとの意見がありました。

この問題について、執行部より、緊急車両に関しては、消防署からも見た目には問題がなくとも、ゴム自体が劣化している場合があり、交換をしたほうがよいとの意見があり、5年程度で交換を行う予定である、との答弁がございました。

委員より、熊本地震復興基金繰入金について、都市公園等の修繕分の財源としてなっている。本来の復興基金の趣旨に馴染まないのではないかとの質疑に対し、執行部より、今回の財源手当ては、対象の事業が町立公園が地震の影響で被災し、危険な状態であったため、早期に復旧を行う必要があると判断したものであり、その財源について、対象となる補助事業などがなく、県と協議を行った結果、

町の熊本地震復興基金の対象事業としたものです、との答弁でした。

委員より、今回のような復興基金の活用を認めてしまうと、今後も町の公共事業等にこの復興基金が使われることになり、基金の本来の趣旨に反することになる。もっと慎重に考えるべきではないかとの意見がございました。

この熊本地震復興基金を取り崩し、いわゆる一般的な公共事業に活用しかねない問題について、町長に出席を求め、町長の意見を求めました。委員長から、熊本地震大津町の復興基金創意工夫分の使途について、町長の意見を伺いたいといたしました。町長より、今回の復興基金創意工夫分について、様々な事業で活用させていただいている。今回の公園関連については、それぞれの復興基金のメニューで活用を検討する中で、震災後において公園関係の整備が遅れ、他の補助事業もない状況であり、創意工夫分を活用し、子どもたちから高齢者のコミュニティの場として整備することが一番よいと考え、県とも協議した上で、予算計上をさせていただきました、との答弁がございました。

委員より、公園の修繕に反対するものではない。今回の創意工夫分の活用を認めてしまうと、なし崩し的に復興基金が使われてしまう。被災者のところにその資金がいかないのではないかと。残りの1.8億円の復興基金残高ございますが、これはなし崩し的に使われてしまうのではないかと、そういう心配が出されました。それに対して、執行部より、創意工夫分の使い方について一定のルールがありますので、今後ともルールを守りながら被災者支援となるように使っていきたい。残りの8年、復興基金の期限はあと8年ほどございます。活用期間において、復旧・復興計画に基づいて事業を進めるにあたり、今後、新たな課題が発生することも予想される。議会に相談しながら活用していきたい。次の定例会、3月議会までに具体的なメニューを示すことは難しいかもしれませんが、活用の方向性について示せるようにしたい、との答弁がありました。

意見として、被災者のニーズにきめ細かく対応するという基本的なところを押さえておくべきであると。町の復興基金創意工夫分の使い方については、被災者の立場に立った活用方法の方向性を示してもらいたい、との意見がありました。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第72号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他の所管事項として、消防車両の事故に係る保険の内容は十分かどうか確認をすること。また、中部農免道路の道路の陥没で事故に遭われた方への保険の支払い等が発生しているので、安全対策について、再度確認をするよう関係課と協議を行ったところであります。

以上、当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願いを申し上げ、総務常任委員会の報告といたします。

○議長（桐原則雄君） 以上で、各常任委員会の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員会報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第64号、大津町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、大津町行政区嘱託員設置条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する

ことに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第72号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、令和元年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決しま

す。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（桐原則雄君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第4 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてから日程第6 諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの3件を一括して議題とします。

お諮りします。諮問第1号から諮問第3号までの3件は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。本定例会に追加提案申し上げます案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました、すべての案件につきましてご議決をいただき、誠にありがとうございました。今後とも、議員の皆さんのご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございますが、委員の樋口良久様が、令和2年3月31日をもって任期満了となりますので、再度、議案集及び説明書1ページ記載の樋口良久様を人権擁護委員の候補者として推薦したいと思うものでございます。

樋口良久様は、平成29年1月1日から人権擁護委員として人権尊重の意識を高めるための活動を熱心に努められています。また、長年、検察庁に勤務され、犯罪被害者の支援等に尽力されました。検察庁勤務で培った経験を十分に相談業務等に発揮され、人権擁護委員として活動が期待されていると考えます。

次に、諮問第2号、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございますが、委員の岩尾昭徳様が、令和2年3月31日をもって任期満了となりますので、再度、議案集及び説明書2ページに記載の岩尾昭徳様を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいと思うものでございます。

岩尾昭徳様は、平成29年1月1日から人権擁護委員として人権尊重の意識を高めるため活動を熱心に努めておられます。また、長年、大津町役場に勤務され、総務部長などを経て退職されましたが、今後も、これまでの経験を活かし、活発な人権擁護委員として活動が期待できるものと考えます。

次に、諮問第3号、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございます。委員の松本晴美様が、令和2年3月31日をもって任期満了となりますので、再度、議案集3ページ記載の松本晴美様を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいと思うものでございます。

松本晴美様は、平成29年1月1日から人権擁護委員として人権尊重の意識を高めるための活動を熱心に努めておられます。また、長年、大津町役場に勤務され、大津町立大津幼稚園長などを経て退職されました。今後も、幼児教育で培った知識とこれまでの経験を活かし、活発な人権擁護委員として活動が期待できるものと考えます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

各委員さんが任期をきて、また再度お願いしたいという形というのはわかるんですが、この人権擁護委員、よくよく考えてみますれば、人権啓発推進委員もおります。そして、関連ではないでしょうか、そういった人権に関する各委員さん、例えば、いじめ問題対策連絡協議会とか、いじめ問題の再調査委員会とかいろいろあるんですね。ですから、思いますのが、そういったものを包括的にですね、大所高所からも横断的に俯瞰して見るような、そういった協議会なり、そういった形の何らかの形を変えたほうがよほどこういった人権問題あたりは変にこう一つ一つをシーリングしたような形にするよりも、全体として考えるというほうがよろしいかと思うんですが、だから、この人権擁護委員さんというのがだめだと言っているわけではありませんけれども、今回、これをまた求める前にそういったですね、この人権擁護委員が必要だけれども、もっと効果的にその人権がその皆さんに周知されて、そのいろんな問題が解消されるというようなことになりはしないかというのがまず先にあって、こういったものを提案するのが筋ではないかなと。この諮問としてですね、いろいろこう考え方は、諮問ですから、お聞きされているわけですけど、その前にもっと効果的なものがないかなというそういったものは何か町長部局においてですね、そういった話がなかったのか、質疑したいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今回、人権擁護委員3名の方お願いしておりますけれども、今回の3名につきましては、もともと6名委員さんがいらっしやいまして、今回、3名の方が任期を迎えられて再任ということで、これにつきましては、人権擁護委員法ですね、第3条の中で、人権委員は市町村の区域に置くということでお願いをしておりますけれども、と、おっしゃいますように、全体的にですね、人権問題について取り組むということで、実は合同相談というのをですね、例えば、心配ごと相談とか、民生委員さんとか、いろんな弁護士さんですね、いらっしやって、例年10月にですね、そういった形でみんなで連携して相談を受けるようなことをやっております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。諮問第1号は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。諮問第2号は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、原案のとおり適任とすることに決定されました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。諮問第3号は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、原案のとおり適任とすることに決定されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第8回大津町議会定例会を閉会します。

午前11時02分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年12月12日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 山 本 富二夫

大津町議会議員 金 田 英 樹